

# 令和3年第3回定例会会議録

### 令和3年第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期31日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
8月25日	水	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
8月26日	木	休 会	議案調査
8月27日	金	休 会	議案調査
8月28日	土	休 会	(市の休日)
8月29日	日	休 会	(市の休日)
8月30日	月	休 会	議案調査
8月31日	火	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
9月 1日	水	本会議	一般質問
9月 2日	木	本会議	一般質問
9月 3日	金	本会議	一般質問
9月 4日	土	休 会	(市の休日)
9月 5日	日	休 会	(市の休日)
9月 6日	月	休 会	議案調査
9月 7日	火	本会議 委員会	追加議案上程・提案理由説明 質疑・委員会付託 予算決算常任委員会 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 8日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月 9日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月10日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
9月11日	土	休 会	(市の休日)
9月12日	日	休 会	(市の休日)
9月13日	月	休 会	議事整理
9月14日	火	休 会	議事整理

月 日	曜日	区 分	日 程
9月15日	水	休 会	議事整理
9月16日	木	休 会	議事整理
9月17日	金	委員会	予算決算常任委員会 分科会長報告・質疑・討論・採決
9月18日	土	休 会	(市の休日)
9月19日	日	休 会	(市の休日)
9月20日	月	休 会	(市の休日)敬老の日
9月21日	火	休 会	議事整理
9月22日	水	休 会	議事整理
9月23日	木	休 会	(市の休日)秋分の日
9月24日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 令和 3 年 第 3 回菊池市議会定例会会議録（目次）

<b>8月25日（水曜日） 本会議</b>		<b>頁</b>
1. 議事日程第1号	.....	21
2. 本日の会議に付した事件	.....	22
3. 出席議員氏名	.....	24
4. 欠席議員氏名	.....	24
5. 説明のため出席した者の職氏名	.....	24
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	.....	25
7. 事務局職員出席者	.....	25
8. 開 会	.....	26
9. 開 議	.....	26
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	.....	26
11. 日程第2 会期の決定	.....	26
12. 日程第3 懲罰特別委員会の報告・弁明・質疑・討論・採決	.....	27
13. 日程第4 決議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決	.....	37
14. 日程第5 議案第70号及び議案第71号一括上程・説明・質疑・討論・採決	.....	39
15. 日程第6 議案第72号から議案第88号まで一括上程・説明	.....	41
16. 日程第7 報告第21号から報告第27号まで一括上程・報告・質疑	.....	50
17. 日程第8 請願第3号 上程	.....	55
18. 日程通告 散会	.....	55
<b>8月26日（木曜日） 休 会</b>		
<b>8月27日（金曜日） 休 会</b>		
<b>8月28日（土曜日） 休 会</b>		
<b>8月29日（日曜日） 休 会</b>		
<b>8月30日（月曜日） 休 会</b>		
<b>8月31日（火曜日） 本会議</b>		<b>頁</b>
1. 議事日程第2号	.....	59
2. 本日の会議に付した事件	.....	59
3. 出席議員氏名	.....	59
4. 欠席議員氏名	.....	60

5. 説明のため出席した者の職氏名	60
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	60
7. 事務局職員出席者	60
8. 開 議	61
9. 日程第1 質疑	61
10. 日程第2 委員会付託	64
11. 日程通告 散会	65

## 9月 1日（水曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第3号	69
2. 本日の会議に付した事件	69
3. 出席議員氏名	69
4. 欠席議員氏名	69
5. 説明のため出席した者の職氏名	70
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	70
7. 事務局職員出席者	70
8. 開 議	71
9. 日程第1 一般質問	71
(1) 城典臣議員質問	71
「地球温暖化対策として、2050年脱炭素社会への取り組みについて」	71
○笹本義臣市民環境部長答弁	72
城典臣議員質問	72
○笹本義臣市民環境部長答弁	74
城典臣議員質問	74
○笹本義臣市民環境部長答弁	75
城典臣議員質問	75
○江頭実市長答弁	76
(2) 城典臣議員質問	77
「不登校の児童生徒に対する市の対応について」	77
○木下徳幸教育部長答弁	77
城典臣議員質問	77
○木下徳幸教育部長答弁	78
城典臣議員質問	78
○木下徳幸教育部長答弁	78

城典臣議員質問	78
○木下徳幸教育部長答弁	78
城典臣議員質問	78
○木下徳幸教育部長答弁	79
城典臣議員質問	79
○木下徳幸教育部長答弁	79
城典臣議員質問	79
○木下徳幸教育部長答弁	80
城典臣議員質問	80
○音光寺以章教育長答弁	80
休憩	81
開議	81
(3) 城典臣議員質問	81
「立門橋の復旧について」	81
○山田哲二建設部長答弁	82
○木下徳幸教育部長答弁	82
城典臣議員質問	82
○音光寺以章教育長答弁	83
休憩	83
開議	83
(1) 平直樹議員質問	83
「菊池の歴史を学び大切にする条例について」	84
○木下徳幸教育部長答弁	84
平直樹議員質問	85
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	85
○木下徳幸教育部長答弁	86
平直樹議員質問	86
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	87
○木下徳幸教育部長答弁	87
平直樹議員質問	87
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	88
○木下徳幸教育部長答弁	88
平直樹議員質問	88
○木下徳幸教育部長答弁	89

平直樹議員質問	90
○木下徳幸教育部長答弁	90
平直樹議員質問	91
○音光寺以章教育長答弁	91
休 憩	92
開 議	92
(2) 平直樹議員質問	92
「ふるさと納税について」	93
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	93
平直樹議員質問	93
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	94
平直樹議員質問	94
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	94
平直樹議員質問	95
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	95
平直樹議員質問	95
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	95
平直樹議員質問	95
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	96
平直樹議員質問	96
○江頭実市長答弁	97
昼食休憩	98
開 議	98
(1) 泉田栄一朗議員質問	98
「成人（成年）年齢について」	98
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	100
○木下徳幸教育部長答弁	101
泉田栄一朗議員質問	101
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	103
○木下徳幸教育部長答弁	103
○音光寺以章教育長答弁	104
休 憩	104
開 議	104
(1) 猿渡美智子議員質問	104

「地域振興について」	104
○木下徳幸教育部長答弁	105
猿渡美智子議員質問	106
○木下徳幸教育部長答弁	107
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	107
猿渡美智子議員質問	107
○江頭実市長答弁	108
(2) 猿渡美智子議員質問	109
「小中学校の学校支援員について」	109
○木下徳幸教育部長答弁	110
猿渡美智子議員質問	110
○木下徳幸教育部長答弁	111
猿渡美智子議員質問	111
○木下徳幸教育部長答弁	112
猿渡美智子議員質問	113
○木下徳幸教育部長答弁	113
猿渡美智子議員質問	114
○音光寺以章教育長答弁	114
休 憩	115
開 議	115
(3) 猿渡美智子議員質問	115
「通学路について」	115
○木下徳幸教育部長答弁	115
猿渡美智子議員質問	116
○木下徳幸教育部長答弁	116
休 憩	118
開 議	118
(1) 坂本道博議員質問	118
「収入保険制度について」	118
○清水登経済部長答弁	119
坂本道博議員質問	120
○清水登経済部長答弁	120
坂本道博議員質問	120
○清水登経済部長答弁	120



(2) 坂本道博議員質問	121
「食味コンクールについて」	121
○清水登経済部長答弁	122
坂本道博議員質問	122
○清水登経済部長答弁	123
坂本道博議員質問	123
○江頭実市長答弁	124
10. 日程通告 散会	125

9月 2日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	129
2. 本日の会議に付した事件	129
3. 出席議員氏名	129
4. 欠席議員氏名	129
5. 説明のため出席した者の職氏名	130
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	130
7. 事務局職員出席者	130
8. 開 議	131
9. 日程第1 一般質問	131
(1) 田中教之議員質問	131
「子どもの水難事故予防について」	131
○木下徳幸教育部長答弁	132
田中教之議員質問	132
○木下徳幸教育部長答弁	132
田中教之議員質問	133
○木下徳幸教育部長答弁	135
田中教之議員質問	135
○音光寺以章教育長答弁	136
(2) 田中教之議員質問	136
「部活動の社会体育移行について」	137
○木下徳幸教育部長答弁	137
田中教之議員質問	137
○音光寺以章教育長答弁	139
休 憩	140

開 議	140
(3) 田中教之議員質問	140
「災害対策について」	140
○上田敏雄総務部長答弁	140
田中教之議員質問	141
○上田敏雄総務部長答弁	142
休 憩	143
開 議	143
(1) 東奈津子議員質問	143
「コロナ禍における市内事業者への支援について」	143
○清水登経済部長答弁	143
東奈津子議員質問	145
○清水登経済部長答弁	146
東奈津子議員質問	146
○江頭実市長答弁	147
(2) 東奈津子議員質問	148
「新型コロナウイルス感染症対策について」	148
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	148
東奈津子議員質問	149
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	149
東奈津子議員質問	150
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	151
休 憩	152
開 議	152
(3) 東 奈津子議員質問	152
「ヤングケアラーについて」	152
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	153
東奈津子議員質問	153
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	154
東奈津子議員質問	154
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	155
東奈津子議員質問	155
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	155
昼食休憩	156

開 議	156
(1) 水上隆光議員質問	157
「防災について」	157
○山田哲二建設部長答弁	157
水上隆光議員質問	158
○山田哲二建設部長答弁	159
水上隆光議員質問	159
○上田敏雄総務部長答弁	160
水上隆光議員質問	161
○上田敏雄総務部長答弁	161
水上隆光議員質問	162
○江頭実市長答弁	162
休 憩	163
開 議	163
(2) 水上隆光議員質問	163
「民生委員・児童委員と教育委員会について」	163
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	164
○木下徳幸教育部長答弁	164
水上隆光議員質問	164
○木下徳幸教育部長答弁	165
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	165
水上隆光議員質問	165
○音光寺以章教育長答弁	166
休 憩	167
開 議	167
(1) 荒木崇之議員質問	167
「菊池市の財政状況について」	167
○江頭実市長答弁	168
荒木崇之議員質問	170
○上田敏雄総務部長答弁	171
荒木崇之議員質問	171
○上田敏雄総務部長答弁	172
荒木崇之議員質問	173
休 憩	174

開 議	174
○上田敏雄総務部長答弁	174
荒木崇之議員質問	175
○江頭実市長答弁	177
荒木崇之議員質問	178
○上田敏雄総務部長答弁	179
荒木崇之議員質問	180
○江頭実市長答弁	180
10. 日程通告 散会	183

<b>9月 3日（金曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第5号	187
2. 本日の会議に付した事件	187
3. 出席議員氏名	187
4. 欠席議員氏名	187
5. 説明のため出席した者の職氏名	188
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	188
7. 事務局職員出席者	188
8. 開 議	189
9. 日程第1 一般質問	189
(1) 緒方哲郎議員質問	189
「まち・ひと・しごと創生について」	189
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	190
緒方哲郎議員質問	190
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	191
緒方哲郎議員質問	191
○木下徳幸教育部長答弁	192
(2) 緒方哲郎議員質問	193
「防災について」	193
○上田敏雄総務部長答弁	194
休 憩	195
開 議	195
(1) 二ノ文伸元議員質問	195
「本市のコロナ対策について」	195

○木下徳幸教育部長答弁	196
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	197
○清水登経済部長答弁	200
○上田敏雄総務部長答弁	200
二ノ文伸元議員質問	201
○木下徳幸教育部長答弁	202
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	203
○清水登経済部長答弁	203
○上田敏雄総務部長答弁	204
休憩	205
開議	205
(2) 二ノ文伸元議員質問	205
「体育施設の管理について」	205
○木下徳幸教育部長答弁	205
二ノ文伸元議員質問	206
○木下徳幸教育部長答弁	207
昼食休憩	207
開議	207
(1) 福島英徳議員質問	207
「菊池市の財政状況について」	208
休憩	209
開議	209
○上田敏雄総務部長答弁	209
福島英徳議員質問	210
○上田敏雄総務部長答弁	210
福島英徳議員質問	211
○上田敏雄総務部長答弁	211
福島英徳議員質問	211
○上田敏雄総務部長答弁	212
福島英徳議員質問	212
○上田敏雄総務部長答弁	212
福島英徳議員質問	213
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	214
福島英徳議員質問	214

○後藤啓太郎政策企画部長答弁	215
福島英徳議員質問	215
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	215
休 憩	216
開 議	216
(1) 木下雄二議員質問	216
「道路整備について」	216
○山田哲二建設部長答弁	217
木下雄二議員質問	219
○山田哲二建設部長答弁	220
(2) 木下雄二議員質問	220
「防犯灯、街路灯のLED化について」	221
○上田敏雄総務部長答弁	221
木下雄二議員質問	222
○上田敏雄総務部長答弁	222
(3) 木下雄二議員質問	222
「地域おこし協力隊について」	222
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	223
木下雄二議員質問	224
○江頭実市長答弁	224
休 憩	225
開 議	225
(4) 木下雄二議員質問	225
「市営住宅の指定管理について」	225
○山田哲二建設部長答弁	226
(5) 木下雄二議員質問	226
「九州産廃菊池事業所廃止後の維持管理と地元水迫地区への対応に ついて」	226
○笹本義臣市民環境部長答弁	227
木下雄二議員質問	228
○笹本義臣市民環境部長答弁	229
(6) 木下雄二議員質問	229
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	229
○笹本義臣市民環境部長答弁	230

木下雄二議員質問	231
○笹本義臣市民環境部長答弁	231
木下雄二議員質問	231
○江頭実市長答弁	232
10. 日程通告 散会	232

9月 4日(土曜日) 休 会  
 9月 5日(日曜日) 休 会  
 9月 6日(月曜日) 休 会

9月 7日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	235
2. 本日の会議に付した事件	235
3. 出席議員氏名	235
4. 欠席議員氏名	236
5. 説明のため出席した者の職氏名	236
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	236
7. 事務局職員出席者	236
8. 開 議	238
9. 日程第1 議案第79号訂正 説明・採決	238
10. 日程第2 議案第89号 上程・説明・質疑・委員会付託	240
11. 日程通告 散会	241

9月 7日(火曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会  
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会  
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会  
 9月 8日(水曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会  
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会  
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会  
 9月 9日(木曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会  
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会  
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会  
 9月10日(金曜日) 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会  
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会

経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

9月11日(土曜日) 休 会

9月12日(日曜日) 休 会

9月13日(月曜日) 休 会

9月14日(火曜日) 休 会

9月15日(水曜日) 休 会

9月16日(木曜日) 休 会

9月17日(金曜日) 予算決算常任委員会

分科会長報告・質疑・討論・採決

9月18日(土曜日) 休 会

9月19日(日曜日) 休 会

9月20日(月曜日) 休 会

9月21日(火曜日) 休 会

9月22日(水曜日) 休 会

9月23日(木曜日) 休 会

9月24日(金曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第7号..... 245

2. 本日の会議に付した事件..... 245

3. 出席議員氏名..... 245

4. 欠席議員氏名..... 246

5. 説明のため出席した者の職氏名..... 246

6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名..... 246

7. 事務局職員出席者..... 247

8. 開 議..... 248

9. 日程第1 各常任委員会の報告..... 248

・総務文教常任委員長報告..... 248

・福祉厚生常任委員長報告..... 249

・経済建設常任委員長報告..... 251

・予算決算常任委員長報告..... 252

休 憩..... 261

開 議..... 261

委員長報告に対する質疑..... 261

木下雄二議員質疑..... 261



	坂本道博福祉厚生常任委員長答弁	261
	討論	262
	(1) 東奈津子議員討論	262
	休憩	265
	開議	265
	(2) 荒木崇之議員討論	265
	(3) 木下雄二議員討論	266
	採決	267
10. 日程第2	意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	268
11. 日程第3	意見書案第2号 上程・説明・質疑	270
	討論	272
	(1) 東奈津子議員討論	272
	採決	273
	休憩	273
	開議	273
12. 日程第4	議員提出議案第4号 上程・説明・質疑	273
	討論	274
	(1) 水上彰澄議員討論	275
	(2) 木下雄二議員討論	275
	(3) 猿渡美智子議員討論	276
	(4) 二ノ文伸元議員討論	276
	(5) 福島英徳議員討論	277
	採決	278
13. 日程第5	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	278
14. 閉会		279

第 1 号

8 月 2 5 日

# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

令和3年8月25日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 懲罰特別委員会の報告・弁明・質疑・討論・採決
- 第4 決議案第3号 菊池市議会田中教之議員に対する辞職勧告決議  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(令和3年度菊池市一般会計補正予算(第6号))  
議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更)  
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 議案第72号 菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例  
の制定について  
議案第73号 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第7号)  
議案第74号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第75号 令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第76号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第77号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第78号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第79号 令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第80号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
議案第81号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について  
議案第82号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて  
議案第83号 令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議案第 8 4 号 令和 2 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 8 5 号 令和 2 年度菊池市下水道事業会計決算の認定について

議案第 8 6 号 財産の譲渡について

議案第 8 7 号 財産の無償譲渡について

議案第 8 8 号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明

第 7 報告第 2 1 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 2 2 号 継続費精算報告について

報告第 2 3 号 債権の放棄の報告について

報告第 2 4 号 債権の放棄の報告について

報告第 2 5 号 債権の放棄の報告について

報告第 2 6 号 専決処分の報告について（市営住宅管理瑕疵）

報告第 2 7 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

第 8 請願第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書提出の要請について

上程



### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 懲罰特別委員会の報告・弁明・質疑・討論・採決

日程第 4 決議案第 3 号 菊池市議会田中教之議員に対する辞職勧告決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第 7 0 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和 3 年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号））

議案第 7 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議案第 7 2 号 菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について

議案第 7 3 号 令和 3 年度菊池市一般会計補正予算（第 7 号）

- 議案第 7 4 号 令和 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 5 号 令和 3 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 6 号 令和 3 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 7 号 令和 3 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 8 号 令和 3 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 9 号 令和 2 年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 0 号 令和 2 年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 1 号 令和 2 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 2 号 令和 2 年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 3 号 令和 2 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 4 号 令和 2 年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 5 号 令和 2 年度菊池市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 6 号 財産の譲渡について
- 議案第 8 7 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 8 8 号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明

- 日程第 7 報告第 2 1 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 2 2 号 継続費精算報告について
- 報告第 2 3 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 2 4 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 2 5 号 債権の放棄の報告について
- 報告第 2 6 号 専決処分の報告について（市営住宅管理瑕疵）
- 報告第 2 7 号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑

- 日程第 8 請願第 3 号 教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書提出の要請について

上程

---

出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	後藤啓太郎
総務部長	上田敏雄
市民環境部長	笹本義臣
健康福祉部長	渡邊弘子
経済部長	清水登

建設部長	山田哲二
経済部次長	本田憲仁
教育長	音光寺以章
教育部長	木下徳幸
水道局長	安武邦男
代表監査委員	宮川貞雄
監査委員事務局長	宇野木洋一

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川知己
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	水上孝道
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	松永哲也
農業委員会事務局長	吉田武



事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
議会係長	笹本聖一
議会係	西山美紀
議会係	吉岡結加里

午前10時00分 開会

○

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回菊池市議会定例会を開会します。

○

○大賀慶一 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る7月2日の本会議において、懲罰特別委員会が設置され委員会条例第8条第1項により、松岡讓議員を指名し、副委員長互選により、懲罰特別副委員長に就任されました。その後、松岡議員より一身上の都合により副委員長及び同委員の辞任願が提出されましたので、これを受理しています。

また、後任としまして、坂本道博議員を指名し、懲罰特別委員会において副委員長の互選が行われました。坂本議員が新たに懲罰特別副委員長に就任されましたので、ご報告申し上げます。

次に、監査委員から令和3年7月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時02分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○大賀慶一 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、緒方哲郎議員及び後藤英夫議員を指名します。

○

#### 日程第2 会期の決定

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。



お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から9月24日までの31日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの31日間と決定しました。

---

日程第3 懲罰特別委員会の報告（報告書は、巻末303～306頁参照）・弁明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、山瀬義也議員に対する懲罰の件を議題とします。本件については、地方自治法第117条の規定により、山瀬議員の退席を求めます。

(山瀬義也議員 退場)

○大賀慶一 議長 本件について委員長の報告を求めます。  
懲罰特別委員会委員長、泉田栄一郎議員。

[登壇]

○泉田栄一郎 懲罰特別委員会委員長 皆様、おはようございます。

令和3年第2回定例会において設置されました懲罰特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会は、7月1日に荒木崇之議員外3名から提出された山瀬義也議員に対する懲罰動議により、第2回定例会最終日の7月2日に委員8名で構成された懲罰特別委員会として設置されました。

これまで4回にわたり特別委員会を開催し慎重に審査してまいりましたので、その経過と結果について報告します。

本懲罰特別委員会は山瀬義也議員の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査するもので、具体的には地方自治法、会議規則、及び委員会条例に違反した発言があったのかを判断し、その発言が違反している場合、次に懲罰を科すかどうかの判断を行います。

また、科すとした場合、どのような懲罰を科すべきかを審査するものです。

よって、発言の中身について、発言の真相を究明するものではありません。

審査に当たっては、まず、去る6月29日の全員協議会における山瀬義也議員の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査するため、その会議録により発言内容の確認を行いました。なお、審査の対象となっている発言については、発言の取消し

がなされているため、会議録原本を確認しております。

審査では、委員より、本人が発言をなされてから、謝罪をするまでの正確な流れ、事実経過はどうなっているのかとの質疑に対し、事務局より、6月29日の全員協議会で不穏当発言があり、同日、会議終了後、議長へ全員協議会での不穏当発言を取り消したい旨の連絡をされたと聞いている。翌日の6月30日に、議長へ不穏当発言の取消しの申出書を29日付で文書にて議長へ直接提出されている。受付は、提出のあった30日の受付で、事務手続をしている。その後、7月2日の本会議開催前に、山瀬議員より不穏当発言の取消しについて全員協議会において発言があつているとの説明がありました。

その後の各委員からの意見では、委員長から発言の真意を確認する場所ではないと言われたが、この問題については、熊本日日新聞にも大きく掲載されて、内容は市民の方々は分かっている。最終的に、懲罰の度合いを決めることができるのかということの判断をしていかなければならないので、しっかり審議をしていかなければいけない。市民に対して説明責任があると思うので、そういうことも含めて協議をしていただきたいとの意見や、この場合は真相を究明する場ではないということになっているが、真相が分からない以上、それがどういう真意で発言されたのか、私はやはり山瀬議員を一度呼んで、その発言の内容をしっかりと究明しなければいけないと思うとの意見がありました。

委員から山瀬議員を呼んで発言の内容を聞きたいとの希望がありましたので、そのことについて、各委員の考えを確認しました。

委員からは、懲罰に当たるか当たらないかを判断をする上で本人に来てもらい、いろいろ説明を聞くべきかどうかでいけば、私は本人が発言された場所にもいて、ここにも文書が起こされていて、本人は本人なりに何か根拠があつて言ったのかもしれないけれども、そこを聞いたからといって、あの場で発言すべき言葉ではないというところでは変わらないので、私自身が判断する上で、呼んでもらっても判断は変わらないというふうに認識しているとの意見や、この懲罰特別委員会では発言の中身については資料で全文確認できるので、発言の真相を究明することでの委員会ではないということであり、本人を呼んで聞くということはないと思うとの山瀬議員を呼ばなくてよいとの意見と、私たち議会というのは市民から選ばれた議会であり、発言の経緯なり、根拠を示す必要は絶対あると思う。やはり、懲罰に値する、値しないも含めて一回本人からいろいろな考えを聞いた上で判断すべきだと思うとの山瀬議員を呼ぶべきとする意見がありました。

意見も出尽くしましたので、山瀬議員を呼んで発言内容を確認する必要があるか採決を行いました。

採決の結果、山瀬議員を呼ぶことについては、賛成少数により否決となりました。  
なお、山瀬議員からの弁明については、本人からの希望がありませんでしたので、本委員会での弁明はなかったことを申し添えます。

引き続き各委員の意見を確認しました。

懲罰に当たるか当たらないかを決めるとするならば、山瀬議員の発言は、確かに不確実な部分があったが、そこは本人も気づき、訂正撤回し、全員協議会で発言したことなので全員協議会で謝罪もされている。そういうことからして、私は懲罰には当たらないという結論である。

山瀬議員の発言があった全員協議会のときに、その日のうちに発言の取消しの申出があり、それを受け付けたということで、それはもう成立しているということで、私も懲罰の対象にはならないと考えている。

山瀬議員の不穏当発言については、菊池市議会議員の品位を損なうような発言であったという認識はしているが、同日、議長に対して取消しの申出をされ、翌日訂正の書類を提出されている。また、7月2日の全員協議会の場で謝罪もされているので、私は懲罰には当たらないという結論である。

発言自体に反省すべき部分はあったと思うが、会議終了後に取消しの連絡があり、事務局も受付をし、また7月2日の全員協議会でも取消し、謝罪があったので、懲罰には当たらないのではないかと判断である。

山瀬議員の発言については、住民を代表する議員としてふさわしくない発言であったと認識している。しかし、本人は当日に議長に発言の取消しを申出、翌日に文書で提出、7月2日の閉会日の日に本会議前の全員協議会で発言についての謝罪を述べられている。以上の点から、今回の件に関しては懲罰の対象には当たらないと判断する。

話を聞いていれば、謝れば済むというような感じに私には聞こえる。熊本日日新聞にも報道されており、これだけでは済まされない。

新聞で報道されるとやっぱり市民が注目しているわけで、その中で今回、謝罪したから、それでいいですよとこの委員会で決定してしまえば、大変な問題になると思う。これは本当に菊池市議会だけの問題じゃなくなっているなどの意見が出されました。

意見も出尽くしましたので、懲罰を科すべきかどうか討論を行いました。

まず、懲罰を科すことに反対の討論としては、時系列の事実を確認すると、発言の取消しと謝罪を全員協議会の場でされて認められているので、その事実をもって懲罰には値しないとの討論や、議員としてふさわしくない発言であると認識している。しかし、当日に取消し、翌日には文書で提出、7月2日に全員協議会で謝罪を

述べられている。以上の点から、懲罰の対象には当たらないと私自身は判断するとの反対討論がありました。

次に、懲罰を科すことに賛成の討論としては、山瀬議員の発言は、議会の中の問題というよりも市役所の職員の名誉、それと県議会議員に対しての名誉を傷つけているわけで、そういうことが訂正したからそれで済むってことには絶対にならないと思うので、私は懲罰に値すると思うとの討論や、発言の場所が全員協議会であっても、熊本日日新聞、報道関係が入っていたことは事実で、その報道の前でしゃべられたということは、全員協議会の中で取消しをすればいいという問題ではないと思う。やはり、議場であるとか、記者会見を開くとか、公の場でそういった謝罪、取消しをするのが常識だろうと思う。私はきちっと懲罰を科すべきだろうと思うとの賛成討論がありました。

採決の結果、山瀬義也議員に対して懲罰を科すことについては、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上、懲罰特別委員会の報告を終わらせていただきます。

終わります。

○大賀慶一 議長 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの特別委員長報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 おはようございます。それでは、懲罰特別委員会委員長に対しての質疑を行います。

質疑を行います前に、泉田委員長におかれましては、菊池市で初めて懲罰特別委員会というのができまして、その重責を担われたことには敬意を表します。しかしながら、それはそれ、これはこれで、質疑をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

7月2日の全員協議会の場において、山瀬議員は謝罪したということですが、誰に対してどのような内容を謝罪されたのか、それを1点目にお尋ねします。

次に、6月29日付で議長に文書にて発言の取消申請書を出され、7月2日の本会議前に取り消されたとありますが、本来、どんなに議長に先に文書を出しても、本会議といいますか、全協を開いて取り消さなければ、その取消しにはならないわけなんですね。それを言われたのは、私たちが懲罰動議を出した7月1日以降、取消しが正式に認められたのは7月2日の本会議前ですので、懲罰動議を提出された

から発言を取り消されたというふうに私は思いますんですけど、そこは順番的に間違っていないですか。議長に先に出しとったから、それが先行するじゃなくて、やっぱり7月1日の懲罰動議というのが先ですから、7月2日の取消しまではその懲罰動議のほうが有効であるというふうに考えますが、その見解をお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 泉田委員長。

[登壇]

○泉田栄一郎 懲罰特別委員会委員長 荒木議員の質疑にお答えします。

まず、質疑の内容につきましては、委員会の中では質疑はありませんでした、今の内容については。ただ、私の理解する範囲の中でお答えをさせていただきます。

まず最初に、山瀬議員が謝罪をされた。誰に対してどのような謝罪をされたかということでございますけれども、私は7月2日の全協の議事録を読ませていただきまして、その中で、山瀬議員が言われた内容を確認しましたら、まず大変に失礼な発言をしたということ前置きされまして、皆様方に大変ご迷惑をかけたということでも言われました。それで、その皆様方という考え方は、それぞれ議員の立場で、どなたということでは理解する人、様々と思えますけれども、私としては、全ての人に対して謝罪をしたという理解をしております。

それと、どういう内容であったかといいますと、全員に関する不穏当発言に対して、申し訳なかったということの内容だと認識しております。

2つ目に、懲罰動議が7月1日付で出されて、その後、7月2日に山瀬議員がそれを取消しの謝罪をされたということでもありますけれども、私が冒頭、委員長報告の中で言わせていただいた時系列の中では、6月29日のときに、不穏当発言された日にまず訂正をされ、そして、その日付で30日にその訂正文を出されております。その過程の中で7月2日になったと、最短のコースでなったということで、一連の時系列で言いますと、その流れをくんでやられているという理解をしているところでございます。

以上です。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 それでは、再質疑いたします。

謝罪については、7月2日のこれは閉会日だったんですね。閉会日前の全員協議会で、私が認識しているのは、ご迷惑をおかけして申し訳なかったと。聞き取れないような声で言われただけで、市職員さん宛てにとか、県議会議員の皆さんとか、そういう言葉はなかったということよろしいですか。

それと、もう一つ、弁明について、本人から希望がなかったとの委員長報告です

が、私たちが懲罰動議を提出した後の7月1日15時に、大賀議長から、山瀬議員が弁明したいとのことで、議長室に来てくださいということで、議長室に呼ばれました。議長室には大賀議長、猿渡副議長、事務局2名、そして、懲罰動議を出した4名がおりまして、そのときの音声は私のこのi P h o n eに許可を得て録音しています。その弁明の中で、山瀬議員は、職員の税金滞納は、納税組合があったときの話と。20年以上も前の話をされて、さらに、職員がいっぱい滞納しているとは言っていないとか、市税ではなく、自動車税のことを言ったと。新たな問題発言をされましたので、これはさすがに大賀議長がその場を制止して、私は市職員への無礼な発言について謝罪を求めましたが、謝罪の言葉を最後まで口にされることはありませんでした。

この内容については、議長も副議長も同席されておりましたのでご承知であると思いますが、では、なぜこのような間違っただ見識の下に発言されているのに、参考人招致をしなかったのか。山瀬議員をお呼びすることは否決したという報告がありますが、これは参考人招致を否決する議決なのか、それとも、弁明の機会を与える議決なのか、そこが議事運営として曖昧な部分がありますので、はっきりどちらの議決を諮って否決になったのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 泉田委員長。

[登壇]

○泉田栄一郎 懲罰特別委員会委員長 荒木議員の質疑にお答えします。

まず内容が、市職員、また、県議の皆様方という言葉があったのかということでございますけど、それはなかったと思います。私の理解する限りでは、全ての皆様というような気持ちで言われたということで、そういう認識をしていますので、その言葉はなかったということで理解しております。

2つ目に、弁明の希望があったのかなかったのか。それは、私のほうで委員会を始める前に、弁明をされますか、されませんかと山瀬議員に確認しまして、それはしませんということをおっしゃったので、弁明はされないという認識でおります。

それで、招聘について、委員会ではお呼びするのか、しないのか、この委員会の中で必要なのか、必要でないかを皆様に諮りまして、必要ないということになりましたので、今回はお呼びしませんでした。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 懲罰特別委員会委員長報告に対して、反対の立場で討論いたします。

山瀬議員の発言を改めて精査してみますと、菊池市職員を含めて、市税を二、三か月遅れて納付している者がいっぱいいる。また、ある県議会議員に聞いたが、県議会でも二、三か月、税金を滞納している者もいると。今、この発言を見ただけでも、何ら事実根拠がないのに、熊本県議会議員の皆さん、そして菊池市職員の皆さんを愚弄する発言であることは明白です。

この発言は、懲罰委員会においても、住民を代表する議員としてふさわしくない発言であったと認識していると全委員が認めているにもかかわらず、懲罰に当たらないという判断は、二度にわたって菊池市議会が市職員と県議会議員を侮辱したことにほかならないと考えます。

昨今は、政治家のみならず、スポーツ評論家、ユーチューバーなど、多種多様な職業の方が失言や暴言で批判されています。失言や暴言で批判された方は、謝罪文の朗読や自身のネット配信、SNSなどで公式に謝罪されています。山瀬議員も第3代の菊池市議会議長も務められ、6回も当選されている政治家であるならば、正式の場での謝罪は最低でもみそぎとして必要であります。

また、当委員会の決定は、先ほど質疑でも判明しましたように、結論ありきで、精査も不十分であると考えますので、反対討論といたします。

○大賀慶一 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 皆さん、おはようございます。委員長報告に対して賛成討論いたします。

委員長報告によりますと、全員の前で発言を取り消したというところが上がっております。ここが私は重要だと考えます。今後、本会議や委員会で取下げの機会が全く認められなければ、議論が萎縮する可能性がありますので、その点から委員長報告に賛成したいと思えます。

以上です。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。私は懲罰特別委員会の報告に対し反対の立場で討論させていただきます。

まず、この懲罰委員会において、私自身が懲罰委員会の委員に選任されましたが、今回、懲罰委員を辞退する旨、辞退届を持参し、議長にお願いしたことを申し上げておきます。

理由として、皆さんご承知のとおり、令和元年9月議会において、・・・・・・により提出された議員辞職勧告決議案の提出者が今回の懲罰特別委員会にかけられている山瀬義也議員本人であるため、私は委員会での発言が、今の議会では、残念ながら単なる仕返しの発言と捉えかねないのではないかとの危惧もあり、辞退を懇願しましたが、既に決定し、議場で発表した後であるとの理由で受け入れられませんでした。私が何を発言してもいいですねと確認しましたが、いいですよと言われ、渋々承諾したことを申し添えておきます。

皆さん、よく考えてください。全員協議会では議長からの傍聴の申出を受け、全員、全議員に諮られた後に協議会が開かれ、全文記録として議事録にも残されていることは全議員が承知していることであります。全員協議会での発言が、傍聴に来られている市民、熊日新聞社、ポリシーなどマスコミがおられる中であれば、なおさら全員協議会で発言したことだから、全員協議会の中で謝れば済むという問題ではないことは当然でしょう。ましてや、公に発信される発言です。ご自身が発言された内容を考慮し、市民、県民も巻き込む内容であるので、はじめとして、マスコミの前で正式に謝罪することが必要ではないかと思いますが、皆さん、いかがですか。

今回、事実であることを見過ごし、見逃していくことは、菊池市議会中央図書館の高額椅子10万円問題、七城三セクの交際費問題同様、議員の使命を置き去りにした臭いものに蓋……

○大賀慶一 議長 二ノ文議員、討論は簡潔にお願いします。

○17番 二ノ文伸元 議員 をする議会ではないかと思われかねません。私のときのように・・・・・・で議員辞職……

○大賀慶一 議長 二ノ文議員、ちょっとお待ちください。

○17番 二ノ文伸元 議員 議員活動停止をと言っているわけではありません。

○大賀慶一 議長 二ノ文議員、・・・・・・という言葉はちょっと控えてもらいたいと思いますが。議会は・・・・・・じゃないと思いますので。

○17番 二ノ文伸元 議員 公の場で明らかに虚偽の発言をされた事実について問題としているのです。私のときはどうでしたか。音声も映像もない中、真偽が確認されることもなく採決がなされ、まさに邪魔者排除と……

○大賀慶一 議長 ここで、暫時休憩します。

○



休憩 午前10時32分  
開議 午前10時40分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、討論を行います。  
二ノ文議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 先ほどの私の発言の中で、「……………」  
……………」という言葉が発したということが不穏当発言に当たるとい  
ことでございますので、取消しを願います。

多数の中に身を置き、数の論理と言える暴挙を菊池市議会は許したのです。議員  
の資質、菊池市議会の資質が問われていると言えます。

私は、今回の件について、議員辞職とまでは言いませんが、公の場で明らかに起  
こったことについて、議場、マスコミの前で、山瀬議員自身の発言の撤回、謝罪を  
求め、この決定には反対といたします。

終わります。

○大賀慶一 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。  
水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 皆さん、おはようございます。議席番号8番、水上隆光で  
す。委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

6月議会で懲罰動議の提案理由を荒木議員は述べられました。荒木議員はこの山  
瀬議員の発言直後、その文言は訂正、撤回したほうがいいですよという発言をされ  
てから、その後、懲罰動議を出されています。

私は、前段の訂正、撤回したほうがいいですよという荒木議員の政治感覚に重き  
を置きたいと思っておりますので、そういう理由から、賛成の討論とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。  
ほかに討論はありませんか。  
緒方議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 おはようございます。私は原案に反対の立場で意見を述べ  
させていただきます。

山瀬議員の発言から謝罪されるまでの流れは、発言当日の全員協議会終了後に、  
議長へ発言の取消しをしたい旨の連絡をされ……

○大賀慶一 議長 緒方議員、ちょっと待ってください。

○3番 緒方哲郎 議員 委員長報告に対して、申し訳ありません。撤回させていただきます。

委員長報告に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

山瀬議員の発言から謝罪するまでの流れは、発言当日の全員協議会終了後に、議長へ発言の取消しをしたい旨の連絡をされ、翌日に発言取消しの申出書を直接議長に提出をされ、受け付けされております。

その後、7月2日の全員協議会において発言の撤回と謝罪が行われているという事実の経過から、懲罰には当たらないものとの考えをもって、賛成意見とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで討論を終わります。

暫時休憩します。

○

休憩 午前10時46分

開議 午前10時47分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの討論の中で、原案に対しての反対、賛成というような言葉がございましたが、委員長報告に対しての賛成、反対ということで発言をしてありますので、その調整は私のほうで行いたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 ありがとうございます。

これより山瀬義也議員に対する懲罰の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、山瀬議員に懲罰を科すべきではないとすることです。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。山瀬義也議員に懲罰を科すことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立少数です。よって、山瀬義也議員に懲罰を科すことは否決されました。

山瀬義也議員の退席を解きます。

(山瀬義也議員 入場)

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時48分

開議 午前10時55分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

**日程第4 決議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決**

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、決議案第3号を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、田中教之議員の退席を求めます。

(田中教之議員 退場)

○大賀慶一 議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 田中教之議員に対する辞職勧告決議案第3号の提案理由を説明いたします。

令和3年5月21日の熊本日日新聞において「議員の税滞納疑惑 再び」と市議会議員の市税滞納疑惑の記事が掲載され、その中で田中議員は、「議員であっても納税の有無を答える必要はない」と答えています。また、5月22日の同新聞の記事では、議員20名中19名が滞納の有無を明らかにしているとの記事も掲載されています。

さらに、月刊ポリシー296号及び297号では、田中議員が国民健康保険税を複数回滞納しているとの記事まで掲載されています。

一連の報道を受け、菊池市議会では過去にも議員の市税滞納疑惑が浮上、2名の議員が100万円を超す延滞金を支払っていないことが発覚し、市民からの信用失墜を招いたことがあるため、田中議員は市民に対し、市税滞納の有無の説明責任を果たす必要があります。

しかしながら、令和3年6月議会の予算決算常任委員会福祉厚生分科会において、委員から市税滞納疑惑の説明責任を果たすべきであるとの指摘に対し、田中議員は終始無言のまま、説明を果たすことはありませんでした。

田中議員が、市税滞納疑惑に対して市民に説明責任を果たさない行為は、菊池市政治倫理条例第2条第5号（政治倫理に反する政治的、また道義的批判を受けたときは、自ら真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすること）に違反し

ています。

また、田中議員は、税務課を所管する委員会の副委員長を務めており、9月議会においては決算委員会もあり、徴税業務に関する予算審議前に説明責任を果たさなければ、議会決定の正当性が揺らぐと考えます。

これまで説明責任を怠り、それにより議会を混乱させたことは辞職勧告に値します。

よって、本議会は、自らの意志で議員の職を辞することをここに勧告します。

以上、提案理由であります。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますことをお願い申し上げ、決議案第3号の提案理由といたします。

○大賀慶一 議長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論は、原案に反対の討論から受け付けます。

水上彰澄議員。

[登壇]

○16番 水上彰澄 議員 決議案第3号について、反対討論をいたします。

確かな証拠もなく、うわさで辞職勧告を提出するのはいかながなものかと思う。納税証明書ルールどおりに提出し、議長も受理されたのであれば、辞職勧告には当たらない。また、今日まで数年間、元議長から、今日まで納税証明を提出し、受理された経緯がございますので、そういう意味からいたしましても反対ということで、反対の理由はそういうことであります。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。この採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立少数です。よって、決議案第3号は、否決することに決定しました。

田中教之議員の退席を解きます。

(田中教之議員 入場)

○

日程第5 議案第70号及び議案第71号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第5、議案第70号及び議案第71号までの2案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第3回菊池市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれまして、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月24日までの31日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号は、令和3年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

次に、議案第71号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第70号及び議案第71号につきまして、一括して説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号は、令和3年度一般会計補正予算（第6号）を専決処分したものでございまして、2ページが専決第18号専決処分書で、専決日は、令和3年8月5日でございます。

開けて、4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,327万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ295億156万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、橋台、橋脚部分が洗掘により危険な状況にある伊野橋の復旧工事でございます。

伊野橋につきましては、9月補正において工事請負費を計上し、年度内での完成を目指しておりましたが、迂回路として利用を行っていた立門橋も破損し、通行できなくなったため、地域の皆様にはさらなる迂回をお願いしなければならない状況となっております。

このような状況を改善するには、橋の早急な修繕が必要となりますが、立門橋が県の重要文化財となっていることから、早急な対応が困難なため、対応可能な伊野橋の復旧を先行して進めるものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 財政調整基金繰入金7万7,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整分でございます。

2 枠目の目7 土木債1,320万円の増額は、伊野橋復旧工事の財源である緊急自然災害防止対策事業債の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

最下段の枠の目3 道路橋りょう維持費1,327万7,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、伊野橋の復旧に要する工事請負費でございます。

それでは、6ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、ご説明しましたとおり、緊急自然災害防止対策事業の追加でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第71号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約

の一部変更を専決処分したものでございまして、12ページが専決第17号専決処分書で、専決日は、令和3年8月3日でございます。

改正の内容につきましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改めるものでございます。

当該組合同規約の変更につきましては、関係地方公共団体との協議内容について、同文議決として議会の議決を経るべきものですが、その期限を8月20日に指定されているため、専決処分したものでございます。

以上、議案第70号及び議案第71号の説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第70号から議案第71号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第70号から議案第71号までの2案件につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第71号までの2案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

○

#### 日程第6 議案第72号から議案第88号まで一括上程・説明

○大賀慶一 議長 次に、日程第6、議案第72号から議案第88号までの17案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、何点かご報告をさせていただきます。

まず、7月23日から8月8日までの17日間、コロナ禍による緊急事態宣言の下、五輪史上初めて無観客の形で東京オリンピック2020が開催されました。

開会前には幾つもの問題が表面化し、また、開催の是非をめぐっても様々な議論がありましたが、数多くの感動の名場面の記憶を残して、その幕を閉じたところがあります。

勝利の瞬間の歓喜の爆発、あるいはまさかの敗北の落胆と悔しさ、私たちは選手と同じ気持ちになって心を震わせ、そして、涙を流しました。全ての選手に共通するのは、期待の重圧に耐えながら、血のにじむような努力と心が折れそうな苦しい経験を重ねてきていることです。我慢と忍耐の先にしか成長や成功はないということに、私たちは無意識に自分たちの日常と重ね合わせて共鳴し、心を奮わされたのではないのでしょうか。

私たち自治体も、どんなに大きな課題が山積していても、臆せず、たゆまず、諦めず、果敢に挑戦するという、そういう姿勢を常に心に刻み込んでまいりたいというふうに思ったところがございます。

昨日からは、様々な障がいのあるアスリートたちが、創意工夫を凝らして挑む、パラリンピックも開幕いたしました。

市民の皆様におかれましては、ぜひステイホームで、特に多くの子どもたちに観戦の機会をつくっていただきますようお願いを申し上げます。

そのほか、つい先日、菊池南中学校の女子剣道部が、全国中学校体育大会において初優勝を飾りました。地域の子どもたちがもたらしてくれた全国初制覇のニュースは、コロナ禍で疲弊した市民の心を明るく照らし、元気づけてくれる何よりの活力となりました。

心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございました。

最後に、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございますが、本年8月22日時点における、これまでの本市での累計の感染者数は173人であり、その約7割は本年5月以降に集中しています。特に最近の傾向として、60代以上の感染者数は数えるほどであり、10代から40代に感染者が集中している状況であります。

また、県内の保健所別に見た感染者数の割合におきましても、菊池保健所管内の感染者数は、熊本市保健所56%、有明保健所10%に続く、県内で3番目の8%と、かなり高い割合となっております。



そのような中、感染対策の切り札となるのがワクチン接種であります。12歳以上の本市市民の接種率は、8月22日時点で、1回目ワクチン接種率が67.0%、2回目ワクチン接種率が46.3%となっております。9月12日までには2回目も全て終了する見込みであります。

現在、国から割当てのありましたワクチンは使い切っており、国からの新たなワクチン供給を待っておりましたが、先般、供給のめどが立ちましたので、ワクチン予約を今月30日から再開できることとなり、これにより、ワクチンを希望する全ての市民の方々の予約ができるようになる見込みであります。

医療機関従事者並びに関係の方々のご協力に心から感謝を申し上げます。今後も引き続きご協力をいただきまして、本年10月中を目途に、希望される全ての市民の方に対して2回目接種完了を目指すところでございます。

また、ワクチン接種に並行しまして、市民の皆様におかれましては、これまで以上に三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染対策に取り組んでいただきますよう、重ねてご協力をお願いいたしまして、ご報告とさせていただきます。

それでは、上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第72号は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する規定を定めるための、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の新規制定であります。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第73号、令和3年度一般会計補正予算（第7号）につきましては、予算の総額に2億4,339万7,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、人事異動に伴う職員人件費の組替え、及び国の経済対策による橋りょう修繕等整備などとなっております。

議案第74号から議案第78号までの5議案につきましては、令和3年度の各特別会計、上下水道事業会計の補正予算でございまして、

次に、議案第79号から議案第85号までの7議案につきましては、令和2年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございまして、

次に、99ページをお願いいたします。

議案第86号、財産の譲渡については、旧旭志幼稚園の土地及び建物等を有償譲渡するに当たり、議会の議決をお願いするものでございまして、

次に、101ページをお願いいたします。

議案第87号、財産の無償譲渡についてにつきましては、桜山地区コミュニティ

一ハウスの倉庫等を無償譲渡するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、103ページをお願いいたします。

議案第88号、字の区域の変更については、土地改良事業により、字の区域を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、提案いたします議案第72号から議案第88号までの17議案につきまして、一括して説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第72号、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定については、太陽光発電設備の自然環境、生活環境等に及ぼす影響に鑑み、適正な太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めるもので、令和4年1月1日から施行することとしております。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第73号、令和3年度一般会計補正予算（第7号）でございます。

開けて、24ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2億4,339万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ297億4,496万2,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

33ページをお願いいたします。

2枠目の目3民生費国庫補助金のうち、3行目の保育対策総合支援事業費補助金525万円の増額は、各保育所の新型コロナウイルス対策事業に対する補助金でございます。

同じく、目7土木費国庫補助金3,534万3,000円の増額は、国の経済対策による橋りょう修繕等整備に対する社会資本整備総合交付金でございます。

3枠目の目3民生費県補助金、節2老人福祉費補助金1,528万7,000円の増額は、介護保険施設への設備導入に対する補助金でございます。

同じく、目5農林水産業費県補助金、節1農業費補助金4,507万円の増額は、主に3行目のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金1,729万9,

000円の増額、及び、34ページ、1枠目、上段の産地パワーアップ事業補助金2,692万9,000円の増額によるものでございます。

最下段の枠、目1不動産売払収入3,608万円の増額は、旭志幼稚園跡地の土地及び建物の売払収入でございます。

35ページをお願いいたします。

1枠目の目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

3枠目の款22市債につきましては、赤星地区内における宝永隧道排水対策として、移動可能なポンプ及び発電機の購入のための緊急自然災害防止対策事業債3,240万円の増額、国の経済対策による橋りょう修繕等整備のための防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,750万円の増額、今年度の大雨による林業・農業用施設等の復旧のための災害復旧事業債520万円の増額でございまして、全体で6,510万円の増額となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

41ページをお願いいたします。

目1高齢者福祉費のうち、事業の列4段目の熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業1,407万7,000円の増額及び最下段の地域介護・福祉空間整備等事業121万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、介護保険施設の設備導入に対する補助金でございまして、財源は100%県費となっております。

43ページをお願いいたします。

1枠目の目5児童福祉施設費のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業1,052万5,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、新型コロナウイルス対策事業として、各保育所が衛生用品等を購入するための補助金等でございます。

46ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、中段の土地利用型構造改革推進事業1,729万9,000円の増額は、地域営農組織に対する生産施設整備・機械等の導入に対する補助金でございまして、財源は100%県費となっております。

次の産地パワーアップ事業2,692万9,000円の増額は、いちご生産農家に対する生産施設整備・機械等の導入に対する補助金でございまして、こちらも財源は100%県費でございます。

47ページをお願いいたします。

1枠目の目8農地費のうち、農業用施設整備事業3,249万4,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、赤星地区内における宝永隧道排水対策として移動可能なポンプ及び発電機の備品購入費でございます。

49ページをお願いいたします。

1 枠目の目2 商工業振興費のうち、副業人材活用事業15万9,000円の増額は、副業人材活用セミナー実施のための講師謝金及びポスター印刷等にかかる経費でございます。

50ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 道路橋りょう維持費7,000万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、国の経済対策により次年度に実施予定でありました橋りょう修繕等の整備を前倒しして実施するものでございます。

52ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 学校管理費1,394万1,000円の増額は、旭志幼稚園の売却に伴い必要となった、旭志小学校への水道管引込み工事にかかる経費でございます。

55ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 農林水産災害復旧費973万円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、今年度の大雨による林業・農業用施設等の復旧事業費の増額でございます。

それでは、28ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

国の経済対策による追加補正のため、橋りょう修繕等の整備を実施するに当たり、設計完了後では、適正工期がとれないため、繰越明許費を設定するものでございます。

29ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

追加いたしました3件につきましては、翌年度以降にわたり、複数年の契約が必要となりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

30ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

内容としましては、国の経済対策による橋りょう修繕等整備のための防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び赤星地区内における宝永隧道排水対策における移動可能なポンプ・発電機購入のための緊急自然災害防止対策事業債の変更でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第74号、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただき、60ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に75万7,000円を追加し、補正後の予算の総額

を歳入歳出それぞれ66億8,798万円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、第三者納付金の増による手数料の増額及びキャッシュレス用納付書作成による増となっております。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第75号、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただき、66ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に143万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,813万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、前年度保険料等の負担金の増となっております。

次に、71ページをお願いいたします。

議案第76号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただき、72ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,763万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,952万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、職員人件費の一般会計からの組替えや、転出・死亡等による過年度還付金の確定による増となっております。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第77号、令和3年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

開けて、80ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条の収益的支出におきまして、水道事業費用を1,321万円増額し、6億2,121万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費の増額によるものでございます。

次に、第4条の資本的支出におきまして、資本的支出を1,350万円増額し、総額を5億1,610万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、緊急対応に要する工事請負費の増額によるものでございます。

そのほか、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、人事異動による増額補正に伴い、820万1,000円増額し、総額を7,275万円とするものでございます。

次に、89ページをお願いいたします。

議案第78号、令和3年度下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。  
開けて、90ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条の収益的支出におきまして、下水道事業費用を188万8,000円増額し、総額を18億2,986万円に、また、第3条の資本的支出におきまして、資本的支出を567万9,000円減額し、総額を12億3,293万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。

そのほか、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、人事異動による減額補正に伴い、379万1,000円減額し、総額を9,749万1,000円とするものでございます。

次に、議案第79号から議案第85号までは、令和2年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書につきましては、別冊で決算書を製本いたしております。

まず、水色の冊子で製本いたしております令和2年度歳入歳出決算書には、議案第79号、令和2年度一般会計決算の認定から、議案第83号、令和2年度特別養護老人ホーム特別会計決算の認定までの5議案を掲載しており、地方自治法の規定により、決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第84号及び議案第85号の令和2年度上下水道事業会計決算の認定につきましては、ただいまの決算書の次に、さらに別冊で製本いたしております。

地方公営企業法の規定により、上下水道事業会計の決算の認定をお願いするものでございます。

以上、各会計の決算認定に当たりましては、監査委員の審査意見書を付して、認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、主要施策の成果を添付いたしております。

次に、議案書99ページをお願いいたします。

議案第86号、財産の譲渡については、旧旭志幼稚園の土地、建物及び物品等の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市旭志新明の土地等ございまして、土地の地番・地目は、記載のとおりでございます。

譲渡価格につきましては、土地が1,450万7,000円、建物が2,157万3,200円、物品その他が0円、総額としまして3,608万200円、譲渡の相手方は、記載のとおりでございます。

なお、財産の譲渡に関する仮契約を8月16日に締結いたしております。

次に、101ページをお願いいたします。

議案第87号、財産の無償譲渡については、桜山地区コミュニティーハウスの「倉庫等」の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本議案につきましては、令和2年第4回定例会で議決いただきました、桜山地区コミュニティーハウスの「土地及び建物」と同時に議決をいただくべきでございましたが、「倉庫等」の財産譲渡につきまして、議会への上程を失念しており、上程が遅れましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

今回、議決をいただきましたならば、桜山地区に「倉庫等」を無償譲渡した後、地区におきまして登記いただき、地域住民の皆様に活用していただく予定でございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町永の倉庫等でありまして、土地の地番・面積・その他内容等及び譲渡の相手方は、記載のとおりでございます。

次に、103ページをお願いいたします。

議案第88号、字の区域の変更については、県営花房中部2期地区土地改良事業の実施に伴い、字の区域に変更が生じたので、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第72号から議案第88号までの説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時37分

開議 午前11時44分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、代表監査委員から監査報告の申出がっておりますので、これを許します。  
宮川代表監査委員。

[登壇]

○宮川貞雄 代表監査委員 失礼します。報告の前に、恐縮ですが、この場をお借りまして、さきの6月議会におきまして、監査委員へのご選任を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。市民代表といたしまして、公正公平の立場からの監査委員の業務に邁進しますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、令和2年度決算における審査の報告をさせていただきます。

令和3年7月9日から8月3日におきまして、議員選出の泉田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決

算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符号し誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めます。また、審査に付されました公営企業会計決算報告書、その他の財務諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し正確であります。

さらに、決算報告書は予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

決算審査意見書で詳細にわたりまして意見を述べておりますので、細かい内容等につきましても、その中での掲載としておりますので、以上をもちまして、決算の審査意見に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○大賀慶一 議長 以上で、代表監査委員の報告を終わります。

○

#### 日程第7 報告第21号から報告第27号まで一括上程・報告・質疑

○大賀慶一 議長 次に、日程第7、報告第21号から報告第27号までの7件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、報告第21号から報告第27号まで、報告させていただきます。

議案書の111ページをお願いいたします。

報告第21号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、令和2年度における普通会計の実質収支が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合に、実質収支が黒字でございますので、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率ですが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等が起こした地方債の償還に当てられた負担金等の標準財政規模に占め



る割合で、資金繰りの危険度を示す指標となります。

本市の実質公債費比率は10.8%となっておりますので、早期健全化基準であります25.0%を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社及び第三セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があることが示されております。

本市の算定比率は21.3%となっており、前年度の4.0%を上回る比率が算定されておりますが、これにつきましては、本市が加入する菊池環境保全組合における環境工場建設事業に当たり、多額の地方債が発行された影響によるものでございます。

前年度の比率は上回っておりますが、早期健全化判断基準350%を下回っており、適正水準を確保いたしております。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計及び下水道事業会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

各会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率については数値は表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響や、社会経済の動向、施設老朽化による維持補修費等の増大等を考慮した場合、大幅に変動することも見込まれるため、さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えております。

次に、113ページをお願いいたします。

報告第22号、継続費精算報告についてでございます。

令和2年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、議会に報告するものでございます。

開けて、114ページ及び115ページが令和2年度継続費精算報告でございます。

まず、上段の款2総務費、項1総務管理費、旭志支所庁舎整備事業について説明いたします。

継続費の設定年度は、令和元年度から令和2年度までの2年間でございます。

表の見方としましては、左側が全体計画、中央に実績、右側が比較となっております。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額3億6,414万円に対しまして、支出済額3億2,795万9,3

80円で、差引き3,618万620円の残額となっております。

次に、中段の款2総務費、項1総務管理費、泗水支所庁舎整備事業について説明いたします。

継続費の設定年度は、令和元年度から令和2年度までの2年間でございます。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額3億9,242万8,000円に対しまして、支出済額3億7,317万6,941円で、差引き1,925万1,059円の残額となっております。

次に、下段の款4衛生費、項1保健衛生費、母子等保健センター整備事業について説明いたします。

継続費の設定年度は、令和元年度から令和2年度までの2年間でございます。

最下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額1億2,639万1,000円に対しまして、支出済額1億628万7,396円で、差引き2,010万3,604円の残額となっております。

開けて、115ページをお願いいたします。

上段の款7土木費、項2道路橋りょう費、菰入新橋架替事業について説明いたします。

継続費の設定年度は、平成30年度から令和2年度までの3年間でございます。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額4億3,731万1,000円に対しまして、支出済額4億262万744円で、差引き3,469万256円の残額となっております。

最後に、下段の款9教育費、項5社会教育費、まちかど資料館修復工事について説明いたします。

継続費の設定年度は、令和元年度から令和2年度までの2年間でございます。

表下段の計の欄でご説明いたします。

全体計画額2,500万円に対しまして、支出済額1,612万2,547円で、差引き887万7,453円の残額となっております。

次に、117ページをお願いいたします。

報告第23号から報告第25号までの債権の放棄の報告については、債権の放棄につきまして報告するものでございます。

まず、報告第23号につきまして、債権の名称が、温泉供給施設使用料等、放棄した債権の額が442万5,766円、債務者数が1人、放棄した事由は、時効期間満了、放棄の時期は、令和2年11月19日でございます。

次に、119ページの報告第24号につきましては、債権の名称が、汚水処理施設使用料等、放棄した債権の額が291万9,288円、債務者数が1人、放棄し

た事由は、時効期間満了、放棄の時期は、令和2年11月19日でございます。

次に、121ページの報告第25号につきましては、債権の名称が水道料金等、放棄した債権の額が154万2,358円、債務者数が51人、放棄した事由は、時効期間満了及び行方不明、放棄の時期は、令和2年11月19日及び令和3年2月12日でございます。

次に、123ページをお願いいたします。

報告第26号及び報告第27号の専決処分報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて、124ページが専決第15号専決処分書で、市営住宅の管理瑕疵について、令和3年7月7日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和2年8月24日、相手方は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、市営住宅淵園団地の相手方玄関前廊下に設置してある生活排水管から漏水しており、被害児童がその排水で足を滑らせ転倒し、児童の左足を骨折させる損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は26万8,663円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、126ページが専決第16号専決処分書で、市道の管理瑕疵について、令和3年7月20日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、令和3年6月13日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道袈裟尾堀切線において、相手方が市営袈裟尾団地から左折しようとしたところ、道路上に石積の切り石が脱落していたため、車両左側後輪付近が接触し、車両左方底部及び左後輪ホイールを損傷させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、4万7,520円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第21号から報告第27号までにつきまして、報告させていただきます。

○大賀慶一 議長 宮川代表監査委員。

[登壇]

○宮川貞雄 代表監査委員 失礼します。財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました令和2年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出

決算における財政健全化判断比率並びに公営企業決算における資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、7月29日から8月6日におきまして議員選出の泉田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 報告第23号と第24号、債権の放棄の報告についてですが、債権者1名とありますけど、この施設については、月華亭と月見殿ということで間違いないでしょうか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 ただいま荒木議員のご質問、そのとおりでございます。

以上です。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 月華亭と月見殿ということであれば、すみません、私も職員時代で議会事務局にいたので、ちょっと記憶が定かじゃないかと思うんですけど、平成19年か20年に、これって、市税滞納と損害賠償請求、市税滞納がたしか1億7,000万円、それと損害賠償請求を合わせて3億1,000万円の裁判を行って、市が10年間、和解調書という形で、優先的にこれを差し押さえると。口座にお金が入ってきたら、市がそれを差し押さえるという優先権を取ったんですが、そういう説明がないままに、要は、いきなり時効満了だからといって、こういう大きい金額をぼんと落とされるのはすごく横暴じゃないかと思うんですよね。この10年間、市に和解調書という形で優先権があったわけですが、その間にどのような債権の徴収をされてきたのかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 債権につきましては、平成22年に和解が成立いたしまして、その後、催告書の発送をずっとやっております、平成31年にも現地調査を行っておりますが、居住の形跡なしということで、再度、催告書のほうは発送しているような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 これは総額3億1,000万円も損害賠償を請求するようなことで、当時、大きく報じられました。やっぱりこういうのを上げるときは、そういう時代背景まで言っていたかんと、先ほど私も木下議員から言われて気づいたんで、恐らくそれで覚えているのは、木下議員、二ノ文議員、それと山瀬議員しか、そときはいないはずですので、できればその丁寧な説明を心がけていただきたいと。

中身については、また経済委員会のほうでしっかり説明をしていただかんと、簡単に時効満了だからといって上げるのは、ちょっと横暴じゃないかなということを指摘します。

以上です。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

#### 日程第8 請願第3号 上程

○大賀慶一 議長 次に、日程第8、請願第3号を議題とします。

請願第3号が、今定例会までに提出されました請願であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る8月31日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、8月26日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後0時04分

第 2 号

8 月 3 1 日

# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

令和3年8月31日（火曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

---

出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里

---



○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。  
(全員起立)

おはようございます。  
着席をお願いします。

○  
午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○  
日程第1 質疑

○大賀慶一 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。  
質疑は一括質疑として、3回までとなっています。  
質疑は、提出議案に対して疑義をたずぬるものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。  
発言の通告がっておりますので、質疑を許します。  
平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 おはようございます。質疑をさせていただきます。

議案第72号、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について、4問お尋ねいたします。

第4条で示される「近接した場所」とありますが、この近接した場所というものの定義は何でしょうか。

2つ目に、第6条第5項、太陽光発電設備の廃止後の措置に充てる費用を計画的に積立てを行わなければならないとありますが、市がそれをどのように確認していくのでしょうか。

3問目、第11条でまず地域住民説明会を実施した後に、第14条で市長の許可を受けるというふうに私は読み取ったのですが、そういった時系列ということでしょうか。

最後に、施行期日ですが、なぜ議決日ではなく、令和4年1月1日なのでしょう。間が空くということの意味を教えてください。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 改めまして、おはようございます。平議員のただいまの

議案第72号、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定についての質疑にお答えいたします。

まず、第4条で示される「近接した場所」の定義はというご質問でございます。

これにつきましては、近接した場所の定義については、設置場所などの実態によりまして変わるため、条例にはうたっておりませんが、条例第4条第1項第1号にある括弧書きは、事業者が事業を分割して、今回の条例から逃れようとするのを防止するための条例であり、近接した場所かどうかについては、設置場所や現地の状況等によりまして、市が判断するというふうに考えております。

次に、2番目でございます。第6条第5号、太陽光発電設備の廃止後の措置に充てる費用は計画的に積立てを行わなければならないとありますが、その確認方法はというご質問でございます。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が令和4年4月1日に施行されることに伴いまして、発電事業者に対し、廃棄のための費用に関する外部積立てが義務化されます。

その積立方法といたしましては、買取義務者、これは電気事業者になります。買取義務者から認定事業者、これは発電事業者になります。認定事業者へ支払われる電気供給の対価の額から解体などの積立金の額を控除することで源泉徴収的に行われ、電気事業法の規定により設立された電力広域的運営推進機関へ積み立てられることから、市の確認は要しないというふうに考えているところでございます。

続きまして、第11条でございます。地域住民への説明を実施した後、第14条で市長の許可を受けるということになっておりますがというところの順序についてのご質問でございます。

今回の条例による許可までの手続といたしまして、その事業が許可の対象になる事業に該当する場合、まず事業者は事業概要を市へ届け出る必要がございます。その後、事業者は地域住民等へ説明会を実施し、その内容を踏まえ、事前協議書を市へ提出いたします。事前協議書について審査・協議を十分行った上で、許可申請書の提出があった後、「許可・不許可」の判断をすることとなります。

したがって、事業者は地域住民等への説明会を実施する前に、市長へ「事業概要の届出」を届け出る必要があることから、市が事業概要を知らないうちに、地域住民への地域説明会が開かれることはありません。

そして、最後でございます。施行期日の問題でございます。令和4年1月1日となっているのはなぜかというところでございます。

法令や条例を制定または改正する場合につきましては、社会生活の安定を確保するため、それまでの制度から新しい制度に円滑に移行できるようにするため、一般

的に「経過措置」を設けてあります。今回は事業者が新たな条例に対応するために時間が必要であることから、経過措置の期間を令和4年1月1日としているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 次に、東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 おはようございます。議案第86号、財産の譲渡について、2点お聞きします。

1点目です。本議案は、旧旭志幼稚園跡地の譲渡についての議案であり、譲渡の相手先が記載されておりますが、譲渡後の活用内容についてはどうなっているのでしょうか。

2点目です。地元住民への説明はなされているのか。

以上、2点お聞きします。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。ただいまの議案第86号、財産の譲渡についての東議員の質疑にお答えいたします。

まず、譲渡後の活用内容についてはどうなっているのかということでございますが、譲渡の相手方の日信商工株式会社は、半導体製造装置の部品等を製造販売する企業で、埼玉県に本社があります。

平成25年より本市森北工業団地内にも事業所を設置されており、このたび、事業拡張のため旧旭志幼稚園の購入の意向を示されました。

譲渡後の活用につきましては、既存園舎内にクリーンルームを設置しまして、半導体製造装置機器部品等の製造工場として活用すると聞いています。

次に、地元住民への説明はされているのかということでございますけれども、7月14日に、旭志地区区長会会長、それから閉園当時の旭志幼稚園跡地利活用に関する地元検討会会長、旭志幼稚園が立地している津留区長及び妻越区長の合計4名に企業概要及び事業計画について説明いたしました。

また、8月19日には、津留区及び妻越区並びに新明団地の住民向け説明会を実施しております。

なお、8月26日に、隣接している旭志小学校の保護者に向けた説明会も開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止としましたことから、今後、全保護者向けに説明の文書を送付することとしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 これ以て質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第72号から議案第88号まで、並びに請願第3号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました議案を十分に審査されますようお願いいたします。

令和3年第3回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第86号	財産の譲渡について
	請願第3号	教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請について
福祉厚生 常任委員会	議案第72号	菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について
	議案第87号	財産の無償譲渡について
経済建設 常任委員会	議案第88号	字の区域の変更について
予算決算 常任委員会	議案第73号	令和3年度菊池市一般会計補正予算（第7号）
	議案第74号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第75号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第76号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第77号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第78号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第79号	令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第80号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第81号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第82号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第83号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第84号	令和2年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
	議案第85号	令和2年度菊池市下水道事業会計決算の認定について

○大賀慶一 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月1日の午前10時から開き、一般質問を行います。

これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時11分

第 3 号

9 月 1 日

# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

令和3年9月1日（水曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

---

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里



○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 皆さん、おはようございます。公明党の城でございます。

長雨に残暑と異常な気象だった8月も終わりました。子どもたちの登校姿が戻ってまいりました。楽しいはずの夏休みが、菊池市も例外ではなく、コロナの感染拡大で外出もままならず、外食も控え、家に籠もる時間が続きました。私の会社に孫がずっと来ておりました。簡易プールを買ってきて、水浴びをさせようと思いましたけども、一番はよかったけど、とにかく雨ばかりで、何回水浴びさせたでしょうか。天候が安定せず雨ばかりで、孫たちもがっかりしておりました。

世界的にも豪雨災害が活発で、活性化して、国内でも様々な地域で災害が発生しております。被災された皆様にお見舞い申し上げたいと思います。

今回、一般質問でお聞きしたい内容が、まさに今年の夏の気象が表しているのではないかと考えております。

ここで、まず、地球温暖化防止対策として、2050年脱炭素社会への取組についてお聞きしたいと思います。

炭素ガス排出を実質ゼロ（カーボン・ニュートラル）に対して、市の考えを何点かお聞きしたいと思います。

先ほども述べましたが、この夏の集中豪雨を経験いたしました。雨の量が過去最高を記録したり、温暖化で気象も変化しているのではないかと思います。気温も高くなり、全国放送に菊池市が何度か報道に出ておりました。また、北の海にいないはずがない魚がいたり、サンゴ礁の群生、北海道の気温が九州とあまり変わらない日があったり、全世界的に気候が変化しているように感じます。

8月12日、イタリアのシチリア島では欧州最高の48.8度を記録し、気温が

高い国、豪雨に見舞われた国と、世界中が異常気象に見舞われている感じです。しかし、中には地球規模の歳月から考えれば、このように気候が変動することは、別に驚くことではないと言う人もおられます。私は文明社会が排出する全ての有害物質が環境破壊に関連していると思います。中でもCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）が関連しているのではないかと考えております。

そこで、SDGs（持続可能な開発目標）として、個人も考えなければいけません。菊池市は2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した191自治体の中に名を連ねておられます。温暖化防止にどう取り組まれていこうと思われているのか、お示しいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 改めまして、おはようございます。城議員のご質問にお答えします。

地球温暖化防止対策につきましては、県内18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏において策定した「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に基づき、目標年度であります2050年度における温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、省エネ、畜エネ及び再エネの活用を推進し、脱炭素社会の実現に向け取り組んでいくこととしております。

また、本市といたしまして、SDGsの推進をはじめ、家庭から排出されるごみ分別の徹底による減量化や、リサイクル活動の推進によるごみ排出量の削減、市内小中学校においても環境学習への取組などにより、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるところでございます。

なお、菊池市役所といたしましても、市役所自体を一事業所として位置づけまして、各部署ごとに行う事務及び事業において、使用する電力量や燃料などの現状把握を行うとともに、その削減に向けた計画策定に取り組んでおります。

こうした対策を率先して実行することで、市民並びに市内各企業の地球温暖化防止の取組を牽引してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 国は脱炭素社会の実現に向けて、森林の環境を進めるために、木材の積極的な利用を促進するため、改正公共建築物等木材利用促進法を成立させました。改正法では、法律の目的に脱炭素社会の実現への貢献を明記してあります。樹齢の若い木は、より多くの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を吸収するようです。

そこで、木材利用を促進し、間伐と造林の安定的な環境につなげることで、森林のCO<sub>2</sub>吸収作用を高める狙いがあるようです。その上で、脱炭素社会の実現には、森林が持つ様々な価値を新しく認識して、適正な森林整備を行うとともに、木材利用を進め、木を使う・植える・育てるといった森林サイクルの循環も実現していくことが必要不可欠であります。

そこで、私の提案ですが、カーボン・オフセットという取組がございます。カーボン・オフセットとは、日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素、温室効果ガスのうち、削減の努力をしても減らない量の全部または一部を他の場所での排出削減吸収量で埋め合わせ、オフセットするという取組です。どんなに努力しても、やっぱりこの削減できないというところもあると思うんですね。CO<sub>2</sub>を排出する事業者が脱炭素に取り組まなければ、機関投資家、銀行の融資などができなくなり、事業継続が難しくなるようです。企業として脱炭素社会を無視して通れない大問題であります。それから、このまま自分の会社はもうそのままでいいということでは、もう社会的にも、全世界的にも通用しないという世界になっているようです。

幸い市は多数の山林を持っております。この山林を整備して、森林のCO<sub>2</sub>吸収作用を高め、整備した山林を企業にCO<sub>2</sub>削減の穴埋めのため、クレジットとして販売して、山林で利益を得、地球規模の環境にも貢献でき、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げていけると思います。

CO<sub>2</sub>の削減の相殺等を考えている企業は、様々な企業があります。その中には大企業が含まれており、どんなに努力してもできないところはあると思います。

近隣を見てもみますと、山林を多く抱える小国町がこの事業を展開されております。小国町の担当の職員さんにお聞きしました。CO<sub>2</sub>の1トンは山林面積にすればどれぐらいの広さなんですかとお聞きしましたところ、なかなか難しい問題だそうです。例えば約350ヘクタールの山林で、CO<sub>2</sub>が約2,000トン削減できるとのことでした。また、オフセットした山林の面積でCO<sub>2</sub>を削減して、穴埋めして得られる金額はどれぐらいのもですかとお聞きしましたところ、トン当たり1万1,000円で企業にクレジットして販売しているということでありました。それがあまりにも高額になる場合は、値引きなども考えてやっているということでありました。相手先は様々ですが、自社のイメージアップ狙いで、クレジットを買われるというのが多いですね。立ち入って金額等は聞きませんでした。結構な金額になっているのではないかと推測します。こういうことで、市はこの取組をどのように捉えておられるか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 城議員の再質問にお答えします。

大変森林の持つ機能についてご存じですので、もう一度、ちょっと復唱します。森林におけるカーボン・オフセット、先ほど言われましたカーボン・オフセットとは、森林の所有者が森林の持つCO<sub>2</sub>の吸収量を基準に、今後の手入れ等により増加していく吸収量を数値化し、生産活動においてCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを発生させる企業、先ほど言われました企業等が、その増加分を買い取ることで、自身のCO<sub>2</sub>排出量をゼロとする考え方でございます。現在、本市において、そのような動きは見られておりません。

また、本市のことをちょっと申し上げますと、本市全体で見ますと、熊本連携中枢都市圏におきまして、構成する18市町村の区域ごとに、温室効果ガスの排出量削減に関する試算を行っております。

この試算によりますと、菊池市の本市区域では、市民の生活をはじめ、基幹産業であります農林畜産業、そして、商工業などの事業活動に伴い排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量と、本市区域内に存在する森林の吸収する量、この比較では排出量が上回ってしまい、市内の森林のみでは賄うことができないという状況に試算が出ております。

このためですけれども、熊本連携中枢都市圏全体におきまして、構成いたします18市町村が持つそれぞれの特性を生かしながら、都市圏全体で温室効果ガス排出量をゼロとするカーボン・ニュートラルの実現に向けて取り組むこととしていただいております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 やっぱり私はこの森林を多く抱えておるから、これで賄って、例えば18のほかの市町村に対して、菊池市から、言うなら、クレジットで販売というか、そういう貢献できると私は考えておりましたけども、話を聞けば、全然足りない。あえてよそから見てもらわれないかんような形になっておるということでありましたけども、この中で農業も出ましたので、農業のことで、ちょっとテレビで見たこととお話ししたい思いますけども、CO<sub>2</sub>削減に農地を利用せずに、そのままに放置して、そして、そこをクレジットとして販売して企業が買う。機械も動きませんので、CO<sub>2</sub>は発生しないということで、これを売るといふ形の報道がございました。正確ではありませんが、作物を作らないと、その過程で機械も使わないことでCO<sub>2</sub>は発生しない。それを企業が買って、ゼロに近づける。C

CO<sub>2</sub>排出をゼロに近づける。こういうことがこの日本でも可能なんではないでしょうか。もしもそういうことができるのであれば、今、ちょっと私が言った今のあれと逆行するかもしれないけど、耕作放棄地をこれで利用できるんじゃないかと思えますけども、ちょっと私、調べてくださいと言ってましたけど、調べてもらえましたでしょうか。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 城議員の再々の質問にお答えします。

今、議員ご紹介されました農地につきまして、これをカーボン・オフセットへというところがございますが、これにつきましては、海外における農地のカーボン・オフセットへの活用事例がございます。この一つといたしましては、耕うんや整地作業を省略し作物を栽培する不耕起栽培などへの転換により、作物が取り込んだCO<sub>2</sub>を大気中に戻さず、土壌の中にとどめておく炭素貯留手法について、政策的に海外では推進されている状況とのことでございます。

一方、国内におけます農地への炭素貯留につきましては、国が運営するカーボン・オフセットの仕組みでありますJ-クレジット制度、先ほど森林でも言われました同じなんですけど、J-クレジット制度におきまして、2020年9月末に、農地における炭素貯留手法の一つでありますバイオ炭の農地への投入による活用法が、方法論の一つとして承認されたところがございます。

これにより、農業者や各企業等が連携し、J-クレジットの制度に基づくバイオ炭の活用による農地への炭素貯留の取組により、温室効果ガス排出量削減に関する動きが出てくるものと思われま。

なお、議員ご質問のとおり、本市の区域内の農地におけるカーボン・オフセットへの活用につきましては、先進地事例を調査・研究を進めながら、関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 市長がいつも言われておりますけども、菊池市には宝がたくさんあるということを言われております。その中の文字どおり宝の山が山林じゃないかと思えます。これを生かせるチャンスではないかと思ひ、提案したところがありました。

また、農地もたくさんございます。それは市の持ち物じゃなくて、個人で持っておられます。できることなら、両方を行政として指導していければなという思ひでございました。

しかし、先ほどの回答を聞けば、企業等に販売するには山林の面積が足りない。また、本市でクレジット分が、結局、CO<sub>2</sub>削減の目標には届かないという回答がありました。しかし、山林は少なからずCO<sub>2</sub>削減に大きく貢献していることは間違いないと思います。

先ほども述べましたが、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体に本市も名を連ねておられ、温暖化防止を宣言されております。18の周辺自治体と連携して、この脱炭素社会を実現するため、森林を抱える自治体とリーダーシップをとっていただきたいと思います。

本当にここで手を挙げてやっておかんと、やっぱり大変なことになるんじゃないかなという思いはします。島国のツバルなんか水没しようとしております。いずれにしろ、ここで手を打たなくてはいけないと思いますので、この脱炭素社会へ向けての市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。脱炭素社会に向けた今後の取組をというご質問でございます。

近年、世界各地で大災害が起きているわけございまして、そのもとにあるのは地球温暖化が原因となった異常気象であるというふうに言われているところであります。我が国におきましても、地球温暖化の原因となる温室効果ガスが増加しておりまして、豪雨災害が頻発化かつ激甚化している状況であります。世界全体で「気候危機」を迎えているというのが認識であるというふうに思います。

こうした状況に対処すべく、国におきましても、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ということを宣言されておりまして、私どもが参加しております熊本連携中枢都市圏におきましても、構成18市町村共同によりまして、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言したところであります。

議員がご質問されました本市における地球温暖化防止対策につきましては、本市独自では到底なし得ないというふうに思っておりますので、この「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に基づきまして、目標年度であります2050年度における温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、省エネ、畜エネあるいは再エネの活用の推進等、脱炭素社会の実現に向けて、市民を含めて官民が一体となった取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 市長にリーダーシップをとっていただいて、脱炭素社会へ向けて頑張っていたいただきたいと思います。

次に、不登校児童生徒に対する学校の対応はということでお聞きしたいと思います。

これは私が訪問したところの保護者の方から相談を受けました。相談されたところの子どもさんも一時不登校になり、二、三日学校に行けないことがあったそうです。その際、塾の先生に相談したそうで、学校に通えない生徒を見てくれるところはありませんかと聞いたら、熊本まで行かないとないですねと言われたそうです。

そこで、そんな事情で学校に通えない生徒、いろんな事情があると思いますけども、通えない生徒に対して、現在、どのような対応をされているのか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、城議員のご質問にお答えさせていただきます。

不登校の児童生徒への対策につきましては、学校以外に登校できる場所として、学習を保障し、不登校状態にある児童生徒の学校復帰を支援するために、適応指導教室を4か所設けております。

相談できる窓口として、学級担任や心の教室相談員などから気になる児童生徒についての情報提供を受け、管理職を含めた校内の対策会議を経て、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者が中心となり組織的に対応し、家庭や各関係機関と連携しながら進めております。

また、教育委員会からは、関係機関と連携して対応できるように、学校教育課内に学習支援コーディネーター1名と、スクールソーシャルワーカー1名を配置し、不登校対策の充実を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 今、お聞きしました4か所の施設があるということですが、私に相談された方も知りませんでした。保護者の方への周知はどのように、保護者の方はみんなご存じなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

学校が発行しています各種便りを通じまして、学校の相談体制と併せてお知らせのほうをしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 それでは、学校の便りで周知しているということでしたよね。結局、ほかの、もしもやってなかったら分からないということですかね。この周知の仕方って、もうちょっと考えたらいんじゃないかと思いますが、いかがですかね。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、周知方法についてお答えをさせていただきます。

生徒や保護者への周知の仕方についてですが、学校が発行します各種便りで周知したり、学校からは相談があった児童生徒と保護者に直接知らせたりしております。併せて、教育に関する相談窓口として適応指導教室の情報を菊池市のホームページに掲載しております。

周知の仕方につきましては、学校と協力しながら、相談体制の充実に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 相談の充実に努めるということですので、お願いしたいと思います。

また、現在、その施設に何名の生徒が通われていますか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 ただいまのご質問でございます。現在、何名適応指導教室のほうに通っているかのご質問でございますが、本年度は、8月末現在で9名が通級をいたしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 その施設に通われておりますけども、9名おられますけど



も、これは時間は決まっているのでしょうか。自分たちのいい時間に行けるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

適応指導教室は、原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで開室しております。

通級者の状況により本人と保護者の意向を聞きながら指導員が学習などの予定を立て、開室している時間の範囲内で通級者に応じて個別に設定をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 通う時間は相談して決めているということですよね。

そこに行った場合の欠席扱いにはならないのでしょうか、なるのでしょうか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 ただいまの出席の取扱いについて、お答えをさせていただきます。

文部科学省から出されております「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知に基づきまして、不登校の児童生徒が学校外の公的機関であります適応指導教室に通い、指導・助言等を受けている場合は、出席扱いとなります。この指導・助言を行う必要がありますので、適応指導教室指導員につきましても、教員免許を有する者を採用しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 欠席扱いにはならないということですね。

それから、現在、市には何名の児童生徒が学校に通えないのでしょうか。先ほど9名がその施設に行かれておるとのことですが、別にも、ほかに行けないで、本当に家で過ごしている方もおられると思いますけども、何名ほどおられますでしょうか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長　それでは、まず、不登校の定義を申し上げます。

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と文部科学省が定めているものでございます。

それでは、お尋ねの不登校児童生徒数の状況につきましてお答えいたします。

本市の不登校児童生徒数につきましては、本年度7月末現在で小学生が18名、中学生が35名の合計53名となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員　それでは、53名のうち9名が施設に行っておられるというところで、あとは家におられるということによろしいんですかね。

こういう、こんなにおられますけども、この不登校の生徒がおられるということで、教育長にどのような見解をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長　音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長　おはようございます。今、城議員のほうから、菊池市教育委員会の見解はというお尋ねですので、お答えしたいと思います。

不登校児童生徒の数は全国的に高い水準で推移しております。昨年度はコロナウイルス感染症の影響もあり、菊池市においても増加傾向にあるため、不登校問題は大きな教育課題として認識しております。

先ほど教育部長が述べましたように、個別の相談に応じられる体制をとっております。

そのほかにも、九州ルーテル学院大学との包括連携協定に基づきまして、いじめや不登校の未然防止を目的として、子どもの心の状態をつかみ、どのような悩みを抱えているかを児童生徒一人ひとりの実態を把握するために「こころの間診票」という本市独自のアンケート調査を実施しております。また、そのアンケート結果に基づいて、教育相談、個人面談も行っているところでございます。不登校の未然防止と早期発見・早期対応ができるように、連携体制を強化しながら取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましても、第三者を入れました菊池市不登校対策協議会も設置しておりますし、引き続き相談体制の充実と不登校の未然防止・早期発見に努めながら、不登校の解決に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 教育長に期待しております。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時35分

開議 午前10時42分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 先日、熊日新聞にも掲載されました立門橋の崩壊のことで、この復旧についてお聞きしたいと思います。

1994年、県指定重要文化財であります水迫地区の立門橋が、8月初めの豪雨で石垣の一部が崩壊して通行ができなくなっています。5年前の熊本地震では、対岸の石垣が何個か落ちまして通行止めになりましたが、結構早く復旧しております。今回は石垣が大規模に崩壊しておりますので、また数日後、追い打ちをかけるように、またさらに崩れております。そこには3世帯ほどの住人が暮らしておられます。毎日この眼鏡橋を利用され、生活の足となっております。

ところが、眼鏡橋の上流に架かる伊野橋があります。もう何か月も通行止めになっている中で、今回の眼鏡橋の崩壊で通行止めで、結局、完全に通行が遮断されております。大体この眼鏡橋の上流に架かっております伊野橋はいつから通行止めになっているのでしょうか。また、なぜ、この工事をすぐに始めなかったのか。

住民の方が、役所から通行などに不具合がある場合はすぐに連絡くださいねと言われていたので連絡しましたが、いまだに通行できないのはおかしいと憤慨されておりました。目の前に国道があるのに、その道まで行けなくて、かなりの遠回りをされております。また、その道は道幅が狭くて軽しか通れません。その1軒が普通車を4月に買ったと新車で。そこは車庫があるけれども、車庫に入れられないので、国道沿いに青空駐車していると。そして、そこまで歩いて行っているというお話でした。かなり不便な思いをされております。早急な復旧が望まれますが、眼鏡橋の復旧の方法と復旧の時期についてお示しいただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。まず、建設部に關わります伊野橋につきまして、お答えをしたいと思います。

市道立門伊野1号線に架かります伊野橋につきましては、橋りょう洗掘により令和2年11月より通行止めを行っております。地元関係者の皆様には大変ご不便をおかけしております。

今後の復旧工事といたしましては、9月上旬に入札を行いまして、業者が決定する予定となっております。

その後、令和4年1月末までには工事を完了し、通行止めの解除ができるよう復旧を急いでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

すみません、先ほど、「橋りょう」と申し上げましたけども、「橋脚」の洗掘でございます。訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、私のほうから、立門橋の復旧についてお答えをさせていただきます。

立門橋につきましては、8月3日の朝に右岸下流側の石垣の崩落が確認されたので、現在は安全のため車両通行止めとし、崩落箇所にブルーシートを設置しているところでございます。

立門橋の修復につきましては、市道であるとともに、県指定重要文化財であることから、文化財としての価値を損ねないように、また再度崩落しないような工法を考えていく必要があります。

そのため、先般、県及び専門家と現地確認を行いました。まずは、壁石の崩落要因を調査する必要があるとの所見をいただいているところでございます。

今後は、様々な情報を基に崩落要因の調査を行い、修復の工法や時期につきましては、県と専門家の指導を受けながら、地元とも協議を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 なかなか文化財ということで時間がかかるようであります。

私もこの立門というところに60年間住んでおりました。近隣の永山というところに永山眼鏡橋があります。「いだてん」にも出ましたけども大河ドラマのですね。と並び立門の眼鏡橋は地域の誇りです。眼鏡橋を子どもの頃から通行に利用してお

りました。

また、昭和30年代には、今回崩壊したすぐ手前ですけども、食堂がありました。眼鏡橋食堂とでもいいでしょうか、老夫婦の方が営まれる食堂があり、大変地域でにぎわっていたのを思い出します。私的にはそのようなことで懐かしい橋ですが、住民の方にすれば生活の橋でありますので、今日はまた防災の日であります。生命、財産、家、財産も大切ですが、文化財も大切、後世に残すためにも、元どおりの復旧と早急な復旧をお願いしたいと思いますが、再度、大切な生活道路を再興していくことに対してお答えをいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 城議員のご質問にお答えします。

教育部長から答弁がありましたとおり、立門橋につきましては県指定の重要文化財であり、1860年に完成した歴史的にも価値が高いものであります。また、地域住民の生活道路であることから、安全を確保しつつ、県と専門家の指導を受けながら、文化財としての価値を損なわない工法で、慎重に修復を進めたいというふうに考えております。

立門橋につきましては、どうしても修復まで期間を要するため、伊野橋の修復を急いでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 城典臣議員。

[登壇]

○14番 城典臣 議員 それでは、終わります。ありがとうございます。

○大賀慶一 議長 これで、城典臣議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時51分

開議 午前10時58分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

菊池市の最高決定機関である菊池市議会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱をして

始めるべきだと考えています、議席番号5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱として行っております。今回の一般質問も時短を念頭に2点、一般質問を行いたいと思います。

1点目、菊池の歴史を学び大切にする条例についてお尋ねいたします。

この質問の目的は、市の責務を果たすことにより、市の発展に寄与することができると考えているからです。

我々、議員提案として可決成立した条例です。目的は、第1条に定めております、菊池の歴史を学び、大切にするに関し、市の責務並びに市民、民間団体及び事業者における取組を明らかにすることにより、市が市民と一体となって菊池の歴史を学び大切にするに努め、もって市民の心の豊かさと大切な歴史文化を未来へつなぐに資することを目的として、令和2年3月25日から施行されております。

あれから1年以上経過しました本条例は、全6条で構成されております。その中で、今回は市の責務について定めております第3条についてお尋ねをしたいと思います。

第3条、市の責務、市は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を推進するものとする。

1、市民が、菊池の歴史を学ぶ基盤づくりに資する施策（以下「歴史文化振興施策」という。）を総合的・重点的に推進するとともに、歴史文化振興施策の展開に広く市民の総意を反映させるように努めること。

2、歴史文化振興施策を恒常的・安定的に実施できるよう、必要な措置を講じるよう努めること。

3、歴史文化振興施策を推進するに当たって、市民、民間団体等の協力を求めるとともに、市民、民間団体等の活動を助長するよう努めること。

4、学校教育の中に歴史文化振興施策を積極的に取り入れていくよう努めること。

5、市民、民間団体等の優れた活動を奨励・顕彰し、歴史文化振興施策の推進に資するよう努めることと、五つの市の責務を定めております。

そこで、お尋ねいたします。

現状と課題を教えてください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、平議員の質問にお答えさせていただきます。

菊池の歴史を学び大切にする条例第3条に市の責務がうたわれていますが、郷土の歴史文化を大切にするには、これまでも市の政策として行ってまいりました。

第2次菊池市総合計画基本構想においても、三つのまちづくりの方向性の一つとして、「人々がつなぐ歴史や文化をまちづくりに活用」と記載し、これまでの歴史的背景や文化を継承するとともに、これから新たに築く歴史や文化をまちづくりに活用することとしております。

このようなことから、菊池一族の歴史をはじめ、様々な文化などの地域の宝を、価値ある地域資源あるいは観光資源として、様々な手段により、その魅力を発信し、地域振興を進めているところでございます。

これらの取組は、まだまだ途上の段階でございますので、これまで以上に取組内容を高め、地域の宝を生かしてまいりたいと考えております。

また、有形文化財や史跡等の保存管理及び景観保全のほか、無形民俗文化財の継承につきましても、地域住民の高齢化などにより、管理や継承が難しくなることから、早い時期から裾野を広げる取組を行ってまいりたいと考えております。

令和2年3月に議員提出議案として上程、可決、制定されました「菊池の歴史を学び大切にす条例」を受け、これまでの取組の延長として、さらに市の歴史文化振興施策を推進し、地域の魅力の再認識や郷土愛の醸成を図り、次世代へ受け継がなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございます。

今回は、この条例の第3条について、一つ一つ、ちょっと聞いていきたいと思うんですが、今の部長のご答弁を聞くと、これまでやってきた、これからも大切にしていこうというような、概要としてはそういうことなのかなと思いますが、具体的にちょっとお尋ねしたいと思いますが、この第3条を、市の責務を果たすために、体制づくりがまず必要だと思うんです。どこの課が指揮を執るのか、そういった形で、その体制ですね。その第3条を行うに当たってのその体制はどうなっていますか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。

それぞれの課でそれぞれ取り組んでおりますので、まず私のほうから、初めに、政策企画部におけるこの第1号の取組の現状と課題についてお答えいたします。

菊池一族の歴史文化資産を活用した取組としましては、パンフレットの制作、広報紙及びウェブサイトでの連載、SNSでの情報発信のほか、共通の歴史文化資源

を持つ福岡県の自治体との広域連携事業や、官民連携で進める菊池ファンクラブ事業での情報発信など、市民をはじめ多くの人が菊池一族の歴史に触れ、学ぶ機会を創出しています。

課題といたしましては、様々なプロモーション活動に取り組んでおりますが、引き続きコンテンツの磨き上げや情報発信力の向上に取り組む必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 次に、教育部におけます第1号の取組の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

市民が菊池の歴史を学ぶ基盤づくりに資する取組としまして、出前講座、史跡巡り等を通して、文化財や史跡等を身近に感じてもらいながら、人財の育成を進めているところでございます。

特に、菊池一族の初期の拠点であります菊之城跡につきましては、国指定化を目指しており、市民向けの説明会や展示会を開催するなど、市民が郷土の歴史文化に「愛着」あるいは「誇り」を持っていただくよう努めております。

また、デジタルアーカイブ事業を推進し、市内の古文書や写真を収集することで、歴史、文化のコンテンツを充実させ、人財との組合せによって、様々な施策の展開となるよう仕組みづくりを進めているところでございます。

課題としましては、様々な施策展開のための人財やデジタルコンテンツを充実させていく必要があると考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 今回の質問は、体制のことを聞いたつもりだったんですが、それぞれの課で、政策企画課は自分たちの担当する部門、教育は自分たちの担当する部門をやっているというようなお答えだったのかなと理解します。

ちょっと今のお答えに、ちょっともしかしたら重複するかもしれませんが、第3条の1、市民が菊池の歴史を学ぶ基盤づくりに資する施策を総合的・重点的に推進するとともにというふうに書いていますが、総合的・重点的に推進をした、その努めた実績をお示してください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]



○後藤啓太郎 政策企画部長 平議員のただいまの質問につきましてお答えいたします。

政策企画部におきましては、菊池一族の歴史文化資源を活用した取組として、パンフレットの制作、広報紙及びウェブサイトでの連携、SNSの情報発信のほか、共通の歴史文化資源を持つ福岡県の自治体との広域連携事業、官民連携で進める菊池ファンクラブ事業での情報発信など、市民をはじめ多くの方が菊池一族の歴史に触れ、学べる機会の創出を行っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 ただいまの質問でございますが、教育部としましては、出前講座として、日本遺産、古墳見学、それから菊池一族関連、十八外城見学、小野崎遺跡見学、花房飛行場の見学などを行っております。

また、史跡巡りとして、菊池武光ウォークとして、菊池神社、將軍木など、隈府周辺の史跡巡り、それから、七城フットパスとして、七城町の七つのお城巡りなどを行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 この質問をするに当たって、毎回見ていた部分というのが、今回上程されている予算書、決算書もそうですけど、主要施策の説明というものがありませんね。あの中に根拠となる条例とかいうところを書き込むところがあるんですが、そこに一度もこの条例の名前は出てきたことはありませんでした。そのお話は各部長なんかにお話をしてきたつもりですけども、今回もどうも出てこなかったもので、何かもしかしたらこの条例のことはあんまり思っていないのかなというふうにちょっと思っているところでしたが、今のお答えを聞けば、ちゃんとこの条例を基にやっていたらということになって安心しました。

これからは出てくるのかなと思いますが、続いてですが、3番ですね。歴史文化振興施策を推進するに当たって、市民、民間団体等の協力を求めるとともに、市民、民間団体等の活動を助長するように努めることとあります。どんな、いつ、どの団体に、どのような協力を求め、また、具体的には、どのような活動の助長を行いましたか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 まず、今の質問にお答えする前に、先ほど私の答弁の中で、パンフレットの制作、広報紙及びウェブサイトでの「連載」と申し上げるところを「連携」と申し上げておりました。おわびして、訂正させていただきます。

続きまして、今のご質問へのお答えですけれども、政策企画部における第3号の取組として、本市では豊かな自然や歴史、伝統文化を将来にわたり継承していくものを「菊池遺産」として認定しています。

菊池遺産は、これまで154件認定されるとともに、関連する事業として、小中高校へのガイドブック配布や、認定遺産の保護・活用状況調査などを行っています。

課題としては、保護や活用がきちんとされていない遺産もありましたので、地域や管理者に対して、保護や活用についての意識醸成を図っていく必要があることです。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、教育部におけます第3号の現状と課題についてお答えをいたします。

教育委員会におきましては、市民、民間団体等の協力を求める取組としまして、公民館講座で郷土の歴史に詳しい有識者の方に講師をお願いするなど、市民の協力をいただいております。先ほどのデジタルアーカイブ事業につきましても、写真等の収集に当たり、広く市民の皆様にご協力をいただいております。

また、今までは、市民団体の指導により、一部の小学校を対象に、伝統芸能である狂言を学習しておりました。この取組を発展させ、将来的に小中学生や高校生を交えた社会クラブ化を進め、菊池の歴史を次世代へ受け継いでいく仕組みづくりを考えたいというふうに思っております。

このほか、菊池一族の本城、現在は菊池神社であります守山城跡の環境整備をされているNPO法人の活動への協力や相談、また、広報誌等で取り上げるなど、市民や民間団体の活動を奨励しております。

課題としましては、これまで活動されている市民や既存の民間団体との連携・協力関係を築いているところですが、新規の活動の立ち上げに対する支援を十分に行っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 お答えいただきました。基本的には今までの答えは、この条

例ができる前からされていたことの延長のような印象を受けます。

僕がいろいろ調べていく上で、知っていく事実は少し乖離しているなどと思いますが、続いて、4番についてお伺いしたいと思います。

4番、学校協力の中に歴史文化振興施策を、積極的に取り入れていくよう努めることとあります。

実は、ここをそもそも思い描いていて、この条例をつくっていったときに、今いらっしゃる新教育長が、7月21日の月例会において、初めて我々の前にいらっしゃって挨拶をいただきました。その新教育長の挨拶の中に、これまで菊池のよさを教えることがなかったと。これから文教菊池の復活をしたいという旨の発言がありました。それを聞いて、私は違和感を覚えたんですね。条例をつくっているんだけど、何でそんなことを言われるのかなというふうに、去年まで校長先生でいらしかった、現場にいらしかった教育の方が、そういったことはなかったというふうに言われると、ああ、まだまだ普及していかなくちゃいけないなと思いついた次第であります。

具体的に、この4番について、どのような施策を、この条例をつくってから、されていますか、教えてください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、第4号の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

各小中学校において、社会科や総合的な学習の時間を中心に、地域の歴史や文化を学ぶ機会が設定され、市と学校が連携して取り組んでおります。

各小中学校において、菊池一族プロモーション室によります「菊池一族」の出前授業や、武光公の活躍を動画で伝える「デジタル紙芝居」の配信の活用を行っています。

そのほか、具体例としまして、隈府小学校と菊池北小学校では、狂言について学習しております。それから、鞠智城についての見学を予定している小学校もあります。

また、泗水中学校では、花房飛行場について学び、その成果を劇に表現して発信しております。

菊池南中学校では、総合的な学習の時間において、地域活動委員会による地域調査と学習発表会での発信を行っています。また、「菊まつり」ではボランティアガイドを行い、地域に貢献をいたしております。

次に、他地域との交流としまして、隈府小学校が宮崎県西米良村の村所小学校と

は、菊池北小学校が福岡県大刀洗町の菊池小学校と、七城中学校が「西郷隆盛」によってつながりのある鹿児島県奄美大島の龍郷町立龍南中学校と交流を行っております。

また、教職員の研修も行っております。教育委員会主催の初任者研修「地域理解」において、鞠智城見学、「菊池一族」に関する講話と史跡巡りを行っておりますのでございます。

課題としましては、コロナ禍のため、地域人財を活用した学習活動など地域との交流に制限があること、また、時間設定が難しいことなどが挙げられております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 今のご答弁も、これまでされてきた内容かなと思いますが、それはそれで、これを裏打ちとしてやっていただければ、それでいいのかなと思いますが、もっと進めていただければと思いますが、では、5番についてお尋ねしたいと思います。

市民、民間団体等の優れた活動を奨励・顕彰し、歴史文化振興施策の推進に資するよう努めることというふうにあります。私が自分で調べた中に、菊池の歴史を研究しよう、勉強しようという何団体さんかにお会いしたり、お電話をしたりとかして、市役所から何か、こういったことの条例やルールがあるんですけども、何かお電話があったりとか、調べられたりとかっていうことはありましたかと言ったら、一つの団体もありませんということをおっしゃられておりました。

これはルールで、やってくださいねというふうにつくっているのに、今までのお答えを聞くと、やっていると言われているんですけど、民間団体の方々は一度もそういうことはなかったというふうに言われております。

どちらが正しい、正しくないということを言いたいわけではありませんが、やっていらっしゃるということであれば、はっきりお答えください。いつ、どの団体に連絡されたり、調査をされたりとか、そしてまた、どのような奨励・顕彰を行ったのか。そしてまた、それはどこの課がやるんですか。はっきりとお答えください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、第5号の現状と課題についてお答えいたします。

菊池の貴重な歴史文化資料を調査発掘し、後世に引き継ぐとともに、広く市民に周知する「菊池市文化研究所」については、コロナ禍により成果発表ができておりませんが、2年間にわたる研究の実績を積み上げております。本年度も菊池に関す

る研究に対して助成を行っているところでございます。

それから、課題としましては、住民の方々が地域の文化財を定期的に清掃されたり、伝統芸能を継承されている方が小学校の総合的な学習の時間において狂言を教えるなどの活動があることは把握しておりますが、そういった民間団体等の優れた活動の情報収集を幅広く行うことも必要であると考えております。

議員がおっしゃいました民間団体との具体的なやり取りはということでございますが、それにつきましては、今後行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 今後、やっていただけるということで、安心しました。

最後に、提案なんですけど、この市の責務を果たすために、菊池の歴史顕彰会というものをつくられてはどうだろうかという、1点目がそうなんですけども、歴史顕彰会というのをつくれば、そこでいろいろなことを顕彰していけるものではあるまいかというふうに思っております。

2点目が、その顕彰会をつくった上で、菊池の歴史を学べる小冊子のようなものを作って、それを学校教育の場に持って行っていただいて、子どもたちにそれを教材として使って、勉強していただくというのはどうだろうかというふうに思っております。

この小冊子は、以前に菊池教育会の皆様が論語をつくっておられて、それを学校教育の場で持っていかれて、うちの娘が3人いるんですけど、昔、ある日突然、家に帰ってきて、論語をそらんじて言うようになりまして、びっくりしまして、何でそんなのを知ってるの、言うのと言ったら、学校で習って覚えなきゃいけないんだというようなことで、すごくいい取組だなというふうなことを思った経験がありますので、そういったことで、まず顕彰会をつくって、そこで例えば小冊子を作ってやるというのはいかがかなと思って、提案しますが、いかがでしょうか。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 今、まず、平議員のほうから、私の7月の月例会で菊池の歴史を学ぶ機会がなかったということが挨拶の中であったということですけども、この件につきまして、私の言葉が足りなかったということで、ここで訂正したいと思います。

私たちの時代ということですが、今の子どもたちじゃなくて、私たちが教育を受けてきた時代は、そういうことを習うことはなかったというつもりで言ったつもりで

す。おわびと訂正をさせていただきます。

では、今、平議員のほうから顕彰会の設立についてというご提案をいただきました。このことにつきまして、まず、本市が先人たちの不断の努力や営みの上に成り立っていることは私たちも十分認識しており、これらの歴史・文化を次世代へ継承していくことも、行政に課せられた使命であるというふうに思います。

このため、引き続き「菊池の歴史を学び大切にする条例」の目的や基本理念を踏まえ、各施策を推進してまいります。

その中で、市民一人ひとりが菊池の歴史を学び再認識することで、郷土を愛する方々から、顕彰会のような集まりが生まれてくることを期待するものであります。その際には、市としましても協力や支援を行っていきたいというふうに考えております。

また、小冊子を作ったらどうかというご提案もありました。議員のご提案の意見を踏まえまして、まず菊池市教育委員会で作成しております小学校3年生の副教材である「わたしたちの菊池市」に菊池の歴史を掲載しております。それをさらに充実させていきたいというふうに思っております。また、1人1台端末を使っておりますので、タブレットを配付しておりますので、デジタルアーカイブを活用した学習に取り組んでいくように、各学校に指導してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 岩手県盛岡市には先人記念館というものもあるそうです。そういう箱物を造れというつもりはありませんので、今条例をもって、子どもたちの教育の中に自然とこのまちの歴史を学べるような機会をたくさんつくっていただければと思います。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時25分

開議 午前11時31分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 続いて、ふるさと納税についてお尋ねをしたいと思います。

ふるさと納税についてのこの質問の目的は、市の安定的な運営を今後続けていくためにも、ふるさと納税そのものは、もう希望の光ではあるまいかというふうに思っております。もうとても大切な事業の一つだと思っております。ですから、この質問をさせていただきたいと思っております。

まず、お聞きしたいのは、現状と課題を教えてください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのふるさと納税の現状と課題ということですが、ふるさと納税業務につきましては、本年度から委託業者による運用を開始しています。

主な委託内容としましては、返礼品の撮影やポータルサイトでの掲載の工夫、生産者等への出荷依頼・代金の支払、苦情・問合せ対応、寄附受領書等の発送業務などです。

本年度の寄附額は、7月末まで累計で4,478万3,000円となっており、前年度より153万5,000円増加しています。

また、返礼品の数は、7月末現在で424品目であり、前年度末269品目より155品目増加しています。

現状の課題としては、本市の魅力にあふれた返礼品の拡充などや、人の目につく機会の増加が必要と考えておりますので、今後、新規返礼品取扱事業者への説明会や訪問などによる募集、既存事業者への返礼品拡充等の働きかけ、新たな寄附者の獲得につながるポータルサイトの追加等を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございます。

7月30日付の新聞に、ふるさと納税が今回20年度、過去最高だと。6,725億、これは巣籠もり効果によるものだというので報道がなされておまして、20年度に最も寄附を集めたのは宮崎県都城市の135億だそうです。ステイホーム、家にいましょうね、不要不急の外出を控えましょうねということで、このふるさと納税等を活用して、その返礼品でいろんなおいしいものとかをおうちで、家族で楽しめたという結果なのかなというふうに思っております。

この都城市さんのことをネットでちょっと簡単に調べただけなんですけど、2016年の段階で42億だったそうです。この5年で約3倍ですね。すさまじい成長だと思うんですけど、これが普通の民間だとすれば、すごい売上げを達成されたと

というようなことかなと思います。

今回、その民間の業者さんに委託をされたということで、そのプロポーザル方式ですか、各事業者さんが自分だったらこういうふうにしますよ、売上げの目標はこれですよという、それぞれのことを提案いただいた中で、今の事業者さんに決まったということで、一体どんな目標を持って、どんな売り方で、どのようにしていこうというようなことなのかということを知りたくて、それを調べにいったら、頂いた資料がもうほとんどこうやって黒くて、業者さんの名前すら分からないでしょう。どんな方法で、幾ら売上げを上げる、どんなものをどうするというぐらい、これが悪いと言っているわけじゃなくて、これぐらい調べようとしても全然分からないということで、やっぱり一般質問して聞かなきゃいけないなというところに至ったわけでありませう。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今年のとりあえず年間の目標額は幾らでしょうか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 今年の寄附金の目標額ということですがけれども、今年度は3億円の寄附額を目標に取り組んでおります。7月末現在の寄附額は4,478万3,000円です。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ちょっと今の数字でいくと、なかなか厳しい現状かなというふうに思いますが、ちょっと確認なんですけど、部長、例えば3億円頂いたとするじゃないですか。その内訳ですよね。何か、例えば1億円、3割程度の1億円がその返礼品を買うお金、そのあと1億円が市に入ってくる財源、あと1億円が手数料等々なのかなと。ざっくりそんな感じで私は認識しているんですけど、その内訳をちょっと教えていただいてもいいですか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ふるさと納税のこの内訳ということですがけれども、国のほうで定められておまして、まず返礼品の調達にかかる費用につきましては寄附額の3割以内とされております。それから、寄附金の募集にかかる経費につきましては寄附総額の5割以内、内容としましては、返礼品代、送料、各ポータルサイトへの手数料、クレジット決済手数料、人件費、広告料、そういったものが5割以



内とされておりますので、市の実入りとしては5割超ということになってきます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 部長、すみません、もう少し具体的に聞いていいですか。例えば目標の3億円が入ってきたとするじゃないですか。売上げが達成したとして、その内訳だけちょっと教えていただいてもいいですか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 3億円が仮に入ってきたと仮定しますと、市に入ってくるお金としては、残るお金は1億5,000万円以上、半分以上ということです。以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 これまでもふるさと納税、私もそうですが、他の議員さんも注目をしております、いろいろ一般質問等々が上がっていると思うんですけど、今回、ずっと直営でやってきたという、今回は委託に変えたというのは大きな分岐点かなと思うんですけど、それに当たって、日々、調査・研究されていると思うんですけど、何か参考にした自治体とかというのがあるのかな、もしされたんだったら、どういう分析結果であるのかなというふうに思うんですけど、そこは何かお答えいただけるのであれば教えていただきたいんですけど。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、今のご質問ですけれども、参考にした自治体ということでは、特にどこかあるというわけではございません。ただ、県内を見ますと、私どもが委託しております業者と同じところに委託しております自治体が14自治体ありますので、参考にはしてはおりませんが、現状としてはそういうふうになっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 民間で物を売ろうとしたときに、大体市場調査というのはすると思うし、売上げが伸びているところの研究というのは大概やると思うんですけど、特に自治体、ほかのところは参考にしなかったというと、ちょっと意外だなと

いうふうに思いますが、ちょっとお尋ねします。

先ほど委託業者さんの業務内容というのは、ちょっとぱぱっと説明いただいたと思うんですけど、市がやる業務というのは、では何でしょうか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 先ほどの質問で、ちょっと参考にしていないというふうに捉えられたかもしれませんが、一般的な状況としては、ほかの自治体も全部参考にしております。個別にどこかを参考にしたというのがないというだけのお話です。すみません、誤解を与えるような説明で、すみませんでした。

それから、ただいまのご質問ですけれども、市のやる業務ということですが、基本的には、返礼品の写真撮影、それからポータルサイトへの掲載、生産者への出荷依頼、代金の支払い、苦情・問合せ対応、寄附受領書等の発送などは、委託業者のほうで行いますので、それ以外の基本的に委託業者との契約業務とか、そういったものが市の業務になってきます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 返礼品の数が増えていくというのはとてもいいことだと思うんですけど、例えばまちの事業者さんとか、例えば農家の方々とか、私、もうこの調べて分からなかった業者の方々が突然やって来て、菊池のふるさと納税の返礼品にしませんかという、ちょっとびっくりされるんじゃないかなというふうに思うんですよ。まちにある、このまちの宝物というのを探すというところには、市役所の職員さんは一緒にいらっしゃったほうが早く、安心感があるし、そのお話もまとまるような気がするんですが、やっぱり基本的に、何十億円とか何百億円というふうに上げていらっしゃる自治体というのは、やっぱりその職員さんというか、役所自体のやっぱりはまり方もちょっと違う、物すごく頑張っていらいっしゃるのが基本的にはどこも見受けられるので、今、令和2年の決算審査意見書の5番の審査意見の中に、寄附金では、ふるさと納税寄附金1億2,276万円を主体として、本年度も市民からの寄附も加わり、1億3,794万円となり、2.47%の増加となった。今後も一層の具体的なアイデアを発信して、がんばるふるさと菊池応援寄附金の増加を期待するというようなこともありますので、ふるさと納税を増やしていくということは、もう誰しもが分かりやすい、この菊池のためになることですので、菊池市役所の中にふるさと納税課もしくは係といった、そういう特務的なところをつくる考えはありませんか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問、菊池市役所の中にふるさと納税課と  
いったふうな部署を設置する考えはないかということでございます。

今まで部長からご説明しましたとおり、今現状としては、非常にまだまだ不十分  
であると私も認識しているところでありますし、また、菊池の持っているこれだけ  
の魅力ある商品というふうには思っておりますので、もっともっと生かせるはず  
であるというふうには考えている次第であります。

しかしながら、やっぱりいろいろやってみて分かったのは、ふるさと納税のやり  
方に幾つかのパターンがありまして、おっしゃるように、市役所の中でやっている  
ところもございます。ただ、その場合に、かなりふるさと納税等が伸びてくると、  
膨大な事務が発生しまして、数十人単位でやっていらっしゃることもございます。

それから、もう一つは、膨大な事務もさることながら、一番ポイントになってく  
るのは、マーケットをどう見ているかということなんですね。つまり、刺さりもし  
ないものをふるさと納税で出しても、お客様は注目もしないわけでありまして、逆  
に、お客様はこれだったら欲しがらるだろうというようなところが分かってないとい  
うことなんですね。

職員も、もちろん優秀な人も多いし、努力していると思いますけども、なかなか  
やはり実際の商売をやっているわけじゃありませんので、マーケットニーズという  
ことになると、なかなか限界があるということが一つ。

それから、消費者の仮に求めるニーズが分かったとして、例えばラッピング一つ  
とっても、もっとおしゃれにしなきゃいかんとか、いろんな問題が出てくるわけ  
ですね。そうしたことを官から民にご指導するときに、なかなかそこは商売やってな  
い者が民間の方をご指導するということに対しては、非常にいろんな限界、制約も  
ございます。そういうもろもろを含めた私どもとしては、この業務にある意味、特  
化してて、非常に実績のあるというところに任せたほうが、全体的に成果も上がっ  
てくるんじゃないかと。こういう考えで業務委託を始めたわけですね。

全てが完璧というものはないと思います。一方で、まだ今申し上げた考え方によ  
って委託開始を始めてまだ5か月でありますので、例年、寄附額が伸びるのは、実  
はこれからの年末なんですね。ですから、その様子も見なければいけませんし、当  
面は今の体制を継続しながら、効果や課題の検証を継続的に行って、専門部署の設  
置が必要かどうかなどの点も含めて、それを状況に応じて検討していきたいという  
ふうには考えているところです。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 市長、私は委託業者に任せるなど言っているわけではなくて、委託業者で民間のノウハウを使いながら、さらに市役所の中でその専門的な部署をつくって、両輪として、もっと力強く推進していただきたいなという思いがあるというところで、ご提案をした次第でありますから、また直営に戻せとか、そういうことではありませんので、単純に3億円売り上げようと思ったときに、9月になりました。単純に割っていったときに、あと幾ら売上げが足りませんかとなったときに、かなり危機感を持って推進していかなければならないので、より地元にお金が落ちて、より地元以外の人にこの菊池のよさが伝わるような方法だったりと、そういったことを民間と市役所と一緒にやっていただけたらというふうに思っております。

一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時48分

開議 午後 1時00分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一郎でございます。

昨日は、コロナの感染が県内では238人と。そして、菊池市では6人ということで、感染がとどまりませんが、コロナ対策等に奮闘されている皆様に深く敬意を表します。

それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

成人年齢についてということで、今から4年前に、2018年に成人年齢を20歳から18歳に引き下げることが民法改正で正式に成立しました。同時に、女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳への引上げも改正しております。4年間を周知徹底期間とし、いよいよ来年4月から施行されるわけです。

改めて、確認しますと、民法が定める成人年齢には、次のような意味があります。

一つは、自分一人で有効な契約をすることができるということです。未成年者が

契約をするときは保護者の同意が必要ですが、もし同意がなく契約したものは取り消すことが可能です。これは未成年者を犯罪から守るための仕組みであります。

二つ目に、父母の親権に服さなくなるということです。父母の親権とは、子どもの利益のために看護、教育を行ったり、子どもの財産を管理したりする権限や義務を行います。未成年のうち、それらの管理について、親の意向に基づかなければなりません。成人すると自身の意思で決定、管理することができます。

成人年齢引下げの理由として、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すため、また、世界的に見ますと、18歳を成人とするのが主流であります。国によって異なりますが、世界の約80%の国では18歳から成人であります。

若者の社会参加を促すことは世界的な主流で、日本では、既に2015年6月に公職選挙法の改正で選挙権を18歳に引き下げて実施しているところであります。

成人になるといっても、飲酒と喫煙、公営のギャンブルは、今までどおり20歳からということは押さえておかなければなりません。

成人年齢の引下げで一番懸念される課題は、消費者被害の増加だと思います。今、全国的に高校生への消費者教育が進められています。成人になれば、親の同意なしでクレジットカードが作製できるのをはじめ、様々な契約が可能となります。消費者被害に遭うおそれがあるためであります。知識や経験の乏しさから、現行の20歳成人でも悪質な業者に狙われやすい。国民生活センターによれば、2020年度の消費者相談のうち、18歳、19歳は約5,700件だったのに対し、20歳から24歳は約9,300件だったそうです。被害を未然に防ぐ消費者教育の充実が求められる中、専用教材を作成し、公立・私立の高校で授業を行っています。この教材ではクーリングオフ制度や、消費者ホットライン等が学べるというものです。

初めに、本市における高校生対象の消費者教育の現状を質問します。

二つ目に、主権者教育についてです。

18歳の選挙権が導入されてから、有権者の政治参加意識を育む主権者教育、民主主義を維持していくために、主に若者に向けて政治について考える機会を与え、主権者としての資質の向上が求められています。

主権者教育の定義は、主権者たる国民が政治や社会での出来事について、自分のこととして考え、主体的に行動するようにするための教育です。広い意味では、年齢を問わず、全ての有権者に向けた啓発運動ですが、狭い意味では、小学生を含む児童生徒や、18歳から30歳代の若者層に対して政治的な教養を育成するためのものです。

投票率を見ますと、2019年の衆議院選挙のときで、60歳代が約60%、5

0歳代が約50%、10歳代から30歳代が約30%という結果でありました。若い世代が投票に行かなかった理由として、選挙に関心がなかった、仕事があったから、適当な候補者も政党もなかったからというものでした。

そこで、菊池市における学校現場において、主権者教育の現状を質問します。

三つ目に、2022年4月1日時点で、成人になる人が、18歳、19歳、20歳と3学年同時になります。また、4月2日以降に18歳になる人は、誕生日に成人になるわけであります。昨年はコロナ感染予防のため、成人式が取りやめになっております。昨年の対象者も含め、来年1月の本市における成人式をどのように考えているか、質問します。

その3点をまずお願いします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。まず、私のほうから、菊池市における消費者教育の現状についてお答えいたします。

民法の一部を改正する法律が2022年（令和4年）4月から施行されることにより、成年年齢が18歳に引き下がることとなります。

このことにより、18歳や19歳の方は、2022年4月からはスマートフォンを購入することや一人暮らしのアパートを借りることなど、親の同意を得ずに様々な契約ができるようになります。

一方で、今後、18歳、19歳の方が契約を行った場合、未成年者が親の同意を得ずに契約をした場合に、その契約を取り消すことができる「未成年者取消権」の行使ができなくなることなど、若者の消費者被害の拡大が懸念されることとなります。

成年年齢の引下げを踏まえ、本市におきましては、成年が間近に迫った高校生に対し、ネット通販やSNS利用上の注意点、成年年齢引下げに伴う消費者トラブルなどについての出前講座を行い、令和元年度が市内3校で233人、令和2年度が2校で288人の生徒が受講しています。

また、消費者トラブルが身近なものであることを認識してもらうため、一部の小中学校でも出前講座を実施しております。

さらに、若年層だけに限らず高齢者に対しましても、出前講座を中心とした消費者教育や消費者トラブルの事例、対処方法などを広報紙やホームページ、きくち防災・行政ナビで行い、消費者被害防止に取り組んでおります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、教育のほうから、まず主権者教育の学校現場の現状についてお答えをいたします。

主権者教育の主体は高等学校となりますが、各小中学校においても、全ての教育活動において、社会の形成者として必要な資質を身につけるための取組を行っております。

各教科の取組としては、社会科の授業で国民主権や民主主義の意義、政治の仕組みを学ぶとともに、地方自治の学習においては、地域に目を向け、地域の発展のためにできることを考える学習を市と学校が連携しながら行っています。また、道徳においても、「社会参画」や「公共の精神」等について考える学習を行っています。

総合的な学習の時間においては、E S D（持続可能な開発のための教育）を根底に据え、S D G sの視点で地域を見詰めた取組を行い、地域人財の育成を図っております。

特別活動においては、民主主義を体感できる児童・生徒総会の取組を行っております。また、児童・生徒会役員選挙では、市の備品であります本物の投票箱や記載台を使って実施するなど、国民主権の具現化として身近である選挙について考える機会としています。

そのほか、市と学校が連携したプラチナ「森の学校・きくち」事業や「子ども議会」への参加など、地域人財の育成を図っておるところでございます。

次に、令和2年の成人式についての件でございますが、今年の1月の成人式は、コロナ禍によりまして、残念ながら中止と決定をいたしました。その代替措置として、出身中学校のスライドショーや、恩師からのメッセージ、実行委員や市長の挨拶等を収録したDVDを作製し、新成人全員へ送付したところでございます。また、広報きくち3月号に実行委員のメッセージを掲載し、20歳を迎えた新成人の思いを広く周知するとともに、祝意を表したところでございます。

それから、令和3年度の成人式につきましては、今のところ、来年1月に通常どおり開催をする予定で進めております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 まず、消費者教育でございますけれども、各学校でやられていると。そしてまた、出前講座等を活用してやられているということで、少し安心しております。

また、学校の主権者教育についても、市と学校と連携を取りながらやっていただ

いて、また、地域に目を向けた内容であるということでも取り組んでおられるということですので。

また、今回、成人式ができなかった、今年できなかった方々にも、全員の方にDVDを送付しながらやられているということで、安心しております。

ただ、本当にこの人生の中の節目でできなかったというのは非常に残念でございます。

それで、再度、質問をさせていただきますけれども、まず各自治体でも消費者教育の充実に動いているということで、まず、この例ですけれども、徳島県では、消費者教育に早くから親しんでもらうために、小中学生用の独自教材を開発、さらに高校生にはデジタル教材を活用した授業に取り組んでいるということでもあります。

また、埼玉県では、教職員向けの消費者教育セミナーを開き、関連講座を複数回設け、18歳になる生徒がだまされないように授業を頑張りたいと反響があったそうです。

そういうことで、いろいろな取組を各県でやられております。

そこで、消費者教育は、単にトラブルに関する知識を身につけるのが目的ではなくて、自分で考える力、怪しげな話を断る力、困ったときに相談する力を培い、安全・安心で持続可能な消費者市民社会を担う人材を育てるという意味があると思っております。そういう意味で、本市における独自の消費者教育の計画があるか、再度、質問します。

二つ目に、主権者教育のことですけれども、以前、議員有志で菊池高校に出向き、地方自治や議会活動の様子を生徒に話したことがあります。そこで、学校のほうから身近に感じられてよかったと。今後もこのような機会をつくってもらいたいという感想も受けております。

また、今年7月に菊池高校3年生の協力で、開かれた議会広報を目指すということで、その高校生に意見を聞く機会をつくっていただきました。その意見の中には、議員を志した動機は何だろうか、そういうものを載せてもらえないでしょうか、そういう何か子どもたちの質問もありました。いろんな気づきがありました。そういう意味で、今後の提案として、テーマを決めて、行政の立場、議員の立場で、出前講座を計画する考えがあるか、教育長に質問します。

成人式については、再度、ちょっと確認の意味で、18歳、19歳、20歳、3学年になりますけれども、この成人式を来年度、どのような形とするのか、再度、ちょっと確認の意味で質問させていただきます。

以上です。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。



[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長　まず、菊池市独自の消費者教育における取組や教材についてのご質問でございますが、本市におきましては、独自の教材等は作成しておりませんが、出前講座におきましては、ネット通販やSNS利用上の注意など、身近に利用しているものを題材とし、動画などを使いながら、分かりやすく説明をしております。

また、出前講座の実施後にアンケートを行っておりますが、児童生徒が「消費者トラブルは自分には起こらないもの」と考えているとの回答が見られることから、消費者被害がいかに身近にあるかということを認識してもらうことが重要と考えております。

そのようなことから、今後、引き続き小学生から高校生までを対象とした出前講座を実施するなど、若者の消費者被害の防止に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長　まず、先ほど答弁をいたしました中で、「令和2年度の成人式」とお答えするところを、「令和2年の成人式」と申し上げたということでございます。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

それから、泉田議員の再質問でございますが、成人式の3学年分となるけども、その対応はということでのご質問だったかと思っておりますが、令和4年度以降の成人式につきましては、令和4年度に18歳及び19歳になる対象者及びその世帯に対して、令和元年度にアンケートのほうを実施しております。

その結果、86%が20歳で開催を希望ということでございましたので、そういった形でということにしてしておりますが、理由として最も多かったのは、18歳での開催になりますと、やはり時期的に受験や就職活動に影響するからというものでございます。

この意向を踏まえつつ、市の社会教育委員会議のほうに諮りまして、教育委員会議での審議を経ました上で、教育委員会としては、これまでどおり、20歳を対象として開催することとしております。

なお、県内の他市の状況としましても、菊池市を含む13市で、20歳を対象として開催する方針で調整あるいは決定をなされているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいま議員のほうから、出前授業や講話についてのご提案をいただきました。ありがとうございます。その件についてお答えしたいと思います。

文部科学省の「主権者教育の推進に関する検討チーム」の最終まとめにおきまして、主権者教育は「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせること」とされております。ですので、小中学校において、地域に貢献できる人財の育成に取り組んでいきたいというふうを考えております。

小中学校での取組につきましては、先ほど教育部長が答弁したとおりですが、議員ご提案の出前授業や講話については、大変貴重な学習の機会となるというふうに思っております。

しかしながら、主権者教育の主たる学習は高等学校であります。ですので、内容等をお聞きしまして、各学校より要望があれば検討していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一郎議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一郎 議員 前向きな答弁をありがとうございました。

成人式においては、人生の大きな節目であると思います。たくさんの思い出が残る成人式にしてほしいということを願って、質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、泉田栄一郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○

休憩 午後1時23分

開議 午後1時30分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 皆様、こんにちは。猿渡です。通告に従って質問いたします。

まず最初に、地域振興ということについて質問いたします。

菊池市には、菊池高校、菊池女子校、菊池農業高校、それぞれの特徴を持った三

つの高校があります。高校進学に当たり、地元これだけの選択肢があることは、教育的に重要であるばかりでなく、菊池市の地域振興のためにも大きな財産だと考えます。

しかしながら、少子化の進行と生徒の熊本市志向の強まりに加えて、私立高校への就学支援金制度、とりわけ2020年から私立高校の授業料が実質無償化されたことが拍車をかけ、それぞれに厳しさを抱えている現状があります。

今回、地元の3高校も、菊池市も、共に元気でありたいと考え、地元高校との連携と支援について質問いたします。

まず初めに、市は、これまで地元高校とどのように連携をし、支援をしてきたかをお尋ねいたします。

また、市が義務教育の枠を超えて高校を支援する理由は何なのか、改めてお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、猿渡議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の地元高校との連携・支援についてのご質問でございますが、本市には、議員ご案内のとおり、県立の菊池高等学校と菊池農業高等学校、私立の菊池女子高等学校の3高校があり、それぞれ特色を持った学校経営が行われております。

その3高校の課題や取組を市として支援するため、連携・支援を行っております。その内容としましては、平成29年度から、市より3高校への課題のヒアリングや市長との意見交換会、庁内プロジェクトチームによる協議、「ハイスクールフェスティバルin菊池」への中学2年生の派遣、支援補助金として「菊池市3高校魅力化推進事業補助金」の交付、平成31年度からは外国語指導助手1名の派遣を行っているところでございます。

また、菊池高校の学校運営協議会は、これまでの防災型から新たに総合型へ形を変え、地元商工会や地域の様々な方が加わっています。高校の魅力化に向け、地域や市に積極的に参画してほしいという流れに変わっているもので、本市や教育委員会からも参画をしているところでございます。

さらに、菊池農業高校の学校運営協議会にも同様に本市より参画をいたしております。

次に、3高校を支援している理由につきましては、地域が一体となって教育支援を行うことで、高校の活性化と入学者の増をもたらし、ひいてはこの菊池市に愛着を持ち、将来を担う人財を輩出することにつながり、このことがこれからの菊池市の振興に不可欠と考えているからでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 ありがとうございます。学校運営協議会等にも積極的に参加されているということで、評価したいと思います。

また、そうやって地域が一体となって将来を担う人財を育てることが、地域振興にも不可欠というご答弁をいただきました。

3校のうち、菊池高校は、この夏、令和4年度からの学級減と学科改編の方針を決定いたしました。これまで4学級あった普通科を1学級減らし、進学を見据えた「未来探究コース」1学級と、地域で活躍する人財育成を目指す「地域探究コース」2学級に改編するというものです。

菊池高校の奥園校長とお話をする機会があり、その中で、厳しい状況を背景に、今やらなければという使命感をもって改革に取り組もうとされている決意が伝わりました。

そこで、3校とも大事な高校であります、これからは菊池高校のことに絞って質問させていただきます。

奥園校長から頂いた資料には、今回の改編の目的について、このように述べられていました。「平成24年度以降、学校全体で10年連続で40人以上の定員割れの状況が続いている。今後の菊池市及び山鹿市の中学校卒業予定者数は下げ止まりの傾向であり、この機会に菊池市との連携をさらに深め、地域課題の解決を図る学校として、普通科に新たなコースを設置し、学校の魅力をさらに高める」と、このように書いてありました。

調べてみますと、2021年度、菊池高校の入試倍率、後期選抜試験ですが、0.38倍です。実際の生徒数は、各学年240人の定員に対し、1年生112人、2年生112人、3年生143名です。かなり乱暴な言い方ではありますが、単純に人数だけで言えば、1年生と2年生は3学級分の生徒数ということになります。

県教育委員会は、県立高校の適正規模を4学級から8学級としており、3学級以下になると再編整備の俎上に乗り、統合に近づくと言われているそうです。ですから、今回の菊池高校の改編の結果は、これからの菊池高校にとってとても重要なものだと考えました。

高校の側からは、これを機会に菊池市との連携を一層深めと言われているようですが、今回の菊池高校の改編について、市の教育委員会並びに行政はどのように捉えられたか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長　それでは、まず教育のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、本年8月に菊池高校においては、現在の普通科4学級を3学級へと1学級減らし、新たな「未来探究コース」1学級と「地域探究コース」2学級に学科改編することが決定されております。

この決定につきましては、県教育委員会が行うものであり、本市教育委員会としては、同校の10年連続で40人を超える定員割れが続いている状況も鑑み、市内外からの入学者が増えるよう、今後も必要に応じた支援を続けていくところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長　ただいまの猿渡議員のご質問につきまして、行政の立場でお答えいたします。

令和4年度から菊池高校普通科に新たに設置される「地域探究コース」は、地域を学び、その課題に対して探求心を持って主体的に学ぶ生徒の育成など、学校の魅力向上だけではなく、本市の地域課題や、地域活性化にもつながるものと捉えています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長　猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員　菊池高校の存在と活性化は、菊池市にとって重要な意味を持つと考えます。今の答弁もそういう認識に立っておられると理解しました。

そういう認識を持っておられるからこそ、平成28年に策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中には、市内3高校の生徒数の増加対策が盛り込まれていたのだと思います。しかし、重要業績指数に示された菊池市内の中学生が、市内3高校に進学する割合を50%にするという目標は達成されないままに、昨年策定された第2期総合戦略からは3高校に関する項目自体が消えております。今、対策を打ち切るべきではありません。総合戦略の検証を基に、戦略の練り直し、仕切り直しのときではないでしょうか。

高校との連携で、若者のアイデア、パワーを借りることは、菊池市の元気にもつながります。マスコミでも話題になった菊池高校生による婚活の企画がよい例ではないでしょうか。これは商業科の生徒が地域課題解決学習の中で出してきたもので、企画振興課がサポートして、10月には実施されるというふうに聞きました。自分

たちの企画が現実のものになるという経験は、高校生のやる気にもつながっていくものだと思います。

また、先ほど泉田議員も触れられましたけれども、広報委員会では、7月に議会だよりについて、菊池高校生との意見交換会を持ちました。様々な意見が出て、とても参考になりましたし、きちんと意見を出してくれる姿に頼もしさも感じました。

例えば、毎年子ども議会があるように、地域課題解決のためのアイデアを高校生にプレゼンしてもらおうというような機会をつくることができるかもしれないし、また、市まつり運営会議に企画の段階から参加してもらったり、白龍を担いでもらったりすることもできるのではないのでしょうか。

高校と連携することは、高校生の力を地域振興に生かすとともに、地域全体で子どもを育てることになると思います。

奥園校長は、地域と連携し、体験的・実践的学びに取り組みたいという意欲を持っておられます。そのためには、教育部門のみならず、行政部門でも多様な連携が必要ではないのでしょうか。

変革を目指している菊池高校に対する今後の連携と支援について、どのように考えられるか、市長にお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 菊池高校支援に対する今後の考え方という趣旨のご質問でございます。

議員からのご指摘ありましたとおり、地域における菊池高校の存在と、それから、その活性化というのは、本市のにぎわいや活力の創出、いわゆる地域振興に対しても直接的な意味合いを持っておりまして、非常に重要なテーマであるというふうに考えております。言うならば、本市にとっての死活問題とも言えようかというふうに思います。そのために、市では従来以上に庁内横断的な連携体制を強化しまして、また、市役所だけではなく、市内外の各団体とも深い連携を図っていくということで、今、支援を行ってきているところであります。

また、菊池高校側におきましても、定員割れが続いているということに大変な危機感を持たれておりまして、それを受けての今回の新コースの創設ということであったわけですが、私どもも事前にそうした相談も受けながら、我々ができることもやっていきたいと思いますということで、すり合わせながらきているわけでありまして。

そういう中で、できることからやっていこうということで、連携も進めておりまして、連携の例としては、昨年、菊池高校に設立していただきました「まちづくり部」というもの、これは市の事業である「迫間川かわまちづくり」に参加されるな

ど、市や地域住民との連携を既に開始されているところであります。

それから、さらに、今お話がありました今年10月に高校生ならではの視点や感性で本市の地域課題を解決するという「婚活プロジェクト」、この提案がありまして、もう早速全国的な反響まで呼んでいるということで、大変楽しみにしておるところでございます。

特にこの婚活イベントは、菊池高校の存在もアピールしながら、併せて市の定住人口の増加であるとか、商店街の活性化にもつながるものだというふうに考えておりまして、市や関係団体と連携して実施をしまいる予定であります。

こうした取組に加えまして、令和4年度からの学科改編というのは、菊池高校の魅力を高めるだけではなくて、地域活性化にもつながるものでありますので、今、地域の関係団体の方ともども一緒に連携をしながら、かつ大いに期待をしているところであります。

今後とも、冒頭に言いましたように、高校問題は本市の地域振興にとっても死活問題そのものという考え方から、庁内はもとより、様々な団体とも連携して全力で支援を行っていききたいと、こういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 市長からは全力で連携・支援したいというお言葉をいただきましたので、私自身もできることをしっかりとやっていきたいと思っております。

菊池高校に対する厳しい評価も時には耳にすることもあります。ですが、通っている子どもたちは全て地域の子どもたちです。地域みんなが見守り、活躍の場を与えていくことで、子どもたちの成長につながっていくと考えております。よろしく願いをいたします。

次に、学校支援員についてお尋ねをします。

昨年度までは、補助教員配置事業で、勤務時間が7時間の補助教員と勤務時間が5時間の特別支援員が合計55名、学校に配置されておりました。今年度は学校支援員という形で勤務時間も6時間に統一され、人数は13人削減されて、42名の配置となっております。

この件については、3月議会において二ノ文議員が一般質問で取り上げられ、当初予算をめぐっての議論もありました。二ノ文議員への答弁の中で、当時の教育長は、「新たな学校支援員につきましては、今後も学校長との意見交換を十分に行いながら、必要性に応じた配置数の検討を行ってまいりたい」という答弁をされております。また、総務文教委員会においても、当時の学校教育課長から、「学校から

の要望があれば、予算を含め見直していく」、そういう旨の答弁がありました。

そこで、予算編成の時期を前に、改めて学校支援員についてお尋ねをいたします。まず、3点お尋ねします。

1点目、そもそも学校支援員が学校において、どのような役割を担っておられるのか。

2点目、学校支援員の配置事業に対する学校のニーズはどのようなものであるか。

3点目、支援員の人数を大きく減らしたことについて、学校現場からはどのような声が上がっているのか。

以上、3点についてお願いいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、まず学校支援員の役割についてお答えさせていただきます。

「学校支援員」は、前年度までの「補助教員」と「特別支援教育支援員」を、今年度から「学校支援員」として統一し、議員ご案内のとおり、合計55名であったものを42名に減じ、各小中学校へ配置しているものです。

その学校支援員の役割は、各小中学校において、特別支援学級に在籍する児童生徒の学習指導補助や介助、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習指導補助や介助を主なものとしております。

次に、学校支援員の配置に対する学校のニーズ把握につきましては、11月上旬に各学校長からのヒアリングを行っていく予定です。

そこで、各学校にて支援や介助を必要とする児童生徒の状況に関するニーズを聞き取り、次年度配置の参考としています。

今年度も同様に進めていくこととしており、11月上旬にニーズの把握を行っていくところです。

最後に、今年度より、学校支援員の人数を大きく減らしたことについての学校現場からの報告でございますが、現状では特に上がってはおりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 支援員の方々が、特別支援学級あるいは通常学級でいろいろな子どもたちをサポートされておられるというのは分かりました。今の段階では、人数が減ったことに対して意見は特別に上がっていないとの答弁でした。

私はこの質問を行うに当たって、現場の先生方のお話を伺いました。少なくとも



私が聞いた範囲では、支援の先生が減ったことによって、現場はますます大変になり、支援が必要な子どもに十分手が届かないことがあるけれども、今いるスタッフでやりくりしていく以外にはないというのが現状であると感じております。

お話をする中で、せめてここだけは何とかしてほしいという点が出てまいりましたので、そのことについてお尋ねをいたします。

まず一つ目は、勤務時間の調整についてです。

必要なときに6時間を超えて勤務し、代わりにほかの日に早く帰るようにするというようなことです。このことについては、支援員の先生からも、特別支援学級の先生からも、複数聞いた声でした。行事や日課等で勤務時間を調整したくてもできないため、子ども最優先の勤務ができないことがある。6時間を超えて勤務したほうがいいこともある。生徒の支援や見守りを第一に考えるなら、勤務時間の調整が必要だ。限られた予算なので、有効に使ったほうがよいと思う。このような声をお聞きしました。

教育委員会のこの勤務調整ということについてのお考えはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまの同一週内での勤務時間調整についてお答えをさせていただきます。

学校支援員の勤務時間につきましては、任用通知書により、1日の勤務時間を6時間、週の勤務時間を30時間と定めており、週の勤務日数は5日ということになります。

学校によっては、年2回程度行っている土曜授業などがあり、学校長が学校支援員の勤務を要望した場合は、学校の実情に応じて、同一週内での勤務時間の調整を例外的に認めているところです。

ただし、任用通知書にある週の勤務日数5日と週の勤務時間30時間の範囲内となるよう運用する必要がありますので、各学校において統一した指導をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 勤務調整ができる場合もあるというお話でしたが、特別支援学級の担任の先生や、学校指導員ご本人に対して、その理解がまちまちであるというのを答弁を聞いて感じます。そこができないというふうに思い込んでおら

れる節もありますので、再度きちんと、どの範囲であれば可能なのかというのを当事者の方々に行き渡るようにご説明をしてください。

また、同じ給与を支払うならば、本当に必要なときにこそ手厚くするべきですから、柔軟に対応できるように、これからも検討を重ねていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

次に、臨時採用の教員が不足している状況との関連で質問します。

2年前の一般質問で取り上げたことがあります。近年、臨採教員の不足が深刻です。そして、そのしわ寄せが特別支援学級にきています。特別支援学級に対して、定数に加えて、本来なら県費で配置されるはずの加配の臨採教員が見つからない。産休代替の臨採教員が確保できないというケースが出てきています。ですから、臨採の先生が見つからない、加えて、支援員は減ったと、ダブルパンチの学校はとても大変なのだと聞きました。

そこで、3点質問します。

1点目、市内小中学校における昨年度、今年度の加配や産休代替など、臨採教員の不足の状況をお示してください。

2点目、臨採教員の確保に向けて、教育委員会はどのように取り組んでいるか、お尋ねをいたします。

3点目、臨採の確保が第一だけれども、それができなかった場合に対応するため、あらかじめ何人かの余裕を持った学校支援員の採用をしてほしいという要望もありました。13人丸々元に戻せということではなく、せめて何人かの採用を増やして、臨採の不足に備えるということですが、いかがでしょうか。

3点お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、県費教職員の臨採不足の件につきましてお答えをさせていただきます。

県が費用負担する教職員について、本採による教職員の配置ができない場合や、育児休業によって替わりの配置が必要な場合に、臨時的任用教職員を配置する場合があります。

その臨時的任用教職員の配置につきましては、議員ご案内のとおり、近年、その確保ができず、配置ができないことにより不足が生じている学校がある状況でございます。

1点目のその不足数の状況についてですが、昨年度の令和2年度末で6名、今年度の令和3年8月末現在で5名の不足が生じております。

次に、2点目のその解消に向けた取組としましては、県への要望を強く行っていることに加え、本市教育委員会や各学校からも教職員の退職者や教育系大学卒業者への働きかけを常に行っているところです。

最後に、3点目のその不足時に対応するため、学校支援員にプラスアルファの余裕を持たせた任用をすることについては、考えておりません。今後行っていく各学校長へのヒアリングを通して、学校支援員の次年度の適切な配置を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 2年前、臨採教員の不足について質問をいたしましたとき、たしか2名であるというお答えをいただきました。それが去年は6名、今年は5名、もう3年続けて臨採の確保ができていません。臨採を確保することは、これは教育委員会の仕事だと私は思っていますが、そう捉えていいですか。あ、いいです。すみません。自分がちょっと興奮しました。失礼しました。

そもそも臨採を確保することが第一であって、それができていない状況はそのままにしておきながら、でも、支援員は減らしますよ。果たしてそれでいいんでしょうか。

私は、新年度、はっきり大丈夫と、必ず県費臨採は確保するという自信があられるなら別ですけれども、それがないのであれば、せめて学校支援員のプラスアルファの部分は実現していただきたいと思います。

昨年度、コロナ対策として、特別支援員の勤務時間を可能な方は7時間に延ばした時期がありました。これはとっても助かったという現場の声を聞きました。今は全員6時間勤務なので、6時間目の授業には支援に入れません。せめて各学校1人でいいから、7時間勤務ができるようにしてほしいという声も聞きました。この件についてはいかがでしょうか。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘の状況は十分に考えられるため、学校支援員と学校長との間で合意の上、調整をお願いする必要があることを、今年度任用しております学校支援員へは面接時に、学校長へは、4月の市内校長会時に説明を行っておるところでございます。

調整の内容は、例えば、勤務開始時間の午前8時10分を1時間後ろへずらして、

午前9時10分から午後4時までの勤務とすることで、6時間目まで児童・生徒への支援を行うことを想定をいたしております。

また、現状で、その解消のために7時間勤務の学校支援員を配置する考えはありません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 今の答弁は、その方の勤務時間を調整して、朝遅く来て、その分を下にというような内容でしたが、これも現場の先生から言われたことですが、朝のこの1時間目というのは、子どもたちにとってとても大切な時間なんだと。学校に来てすぐ、しかも1時間目というのは、国語とか、算数とか、支援が必要な教科が入ることが多いと。ここも欠かせない。だから、このやりくりではなくて、7時間勤務の人をせめて1人でいいからつくってほしいというのが声ですので、受け止めていただきたいなと思います。

私は個人的には、ベストは学校支援員の人数を元に戻すことだと考えています。しかし、先ほど言いましたが、せめてここを何とかしてほしいという点を今日は挙げました。3月議会で現場の声を聞いて対応すると言われた、その現場の声です。しっかりと受け止めていただきたいと思います。

これから校長先生方にヒアリングをされると言われましたが、校長先生方が代弁してくださるとは思いますが、教室で日々奮闘されている支援員の先生や、特別支援学級の担任の先生の声もしっかりと聞いていただきたいと思います。

先ほどニーズは上がっていないというふうな話もありましたが、特別支援学級のみならず、通常学級の中に感情のコントロールが苦手な子どもさん、行動のコントロールが苦手な子どもさん、支援が必要な子どもさんたちが増えているということ現場の先生方は異口同音に言われます。学校支援員のニーズは高くなっているのは間違いないと私は思っています。今後の学校支援員の配置事業について、教育長の見解をお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 では、今後の学校教育支援員の配置事業についての見解はということで、お答えしたいと思います。

まず、今後、各学校長からのヒアリングの状況を見極めて判断していくということになりますが、近年、特別支援学級や通級による指導対象者は増加傾向にあり、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒のニーズも多様化している状況であり

ます。そういう状況を鑑み、今後、各学校において、よりきめ細やかな目配りや支援を行っていくことはとても重要だというふうに考えておりますので、本市にとっても、この事業につきましても、大切な事業であるというふうに認識しております。

今後、学校長のヒアリングを通して、適正な配置に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長　ここで、換気等のため10分間休憩します。

---

○

休憩　午後2時09分

開議　午後2時15分

---

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員　次に、通学路の安全点検についてお尋ねをいたします。

6月28日に千葉県八街市で、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5人の児童が死傷するという痛ましい事故が起きました。

犠牲となられた皆様に心からお悔やみを申し上げます。

ニュースで事故現場の映像を見たときに大変衝撃を受けました。人家の途絶えた見通しのよい直線道路、道路周辺は畑で、ガードレールなし、歩道なし、これとそっくりの通学路が私の地元校区の中にもあるからです。よそごとではないと思いました。

この事故を受けて、国からの指示が出され、教育委員会、学校が主体となって、警察及び道路管理者と連携して、通学路の安全点検を実施することになったと認識しています。

通学路の安全点検が毎年実施されていることは承知しておりますが、合同点検の指示も出された今年度は、どのような方法で行われたのでしょうか。また、点検の結果、対策が必要とされたところは何か所あったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長　木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長　それでは、通学路安全点検についてお答えをさせていただきます。

本年6月に千葉県八街市での児童が犠牲となった事故については、通学路で起きたものであり、重く受け止めているところです。

この事故を受け、本市で取り組んでいます「菊池市通学路防犯・交通安全プログラム」に基づき、当初行っている4月の安全点検に加え、早急な対応が必要と判断し、事故翌日には追加調査を各学校へ向け行ったところです。

その内容につきましては、4月に行った通学路における危険対策必要箇所調査に加え、「特に横断歩道や外側線、文字等のライン、グリーンベルトの設置の要望箇所」として、追加調査を行ったものです。

結果につきましては、4月の当初要望が92か所、追加要望が17か所の合計で109か所でありました。

なお、その要望箇所につきましては、当初の分を7月12日までに、追加の分を7月29日までに各関係機関合同による現場立会いを実施しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 八街市での事故を受けて、国からの指示を待たず、翌日には追加調査をされたということで、迅速に対応していただいたと思います。また、立会い調査もされたということが分かりました。

点検の結果、追加調査分も含めると、全部で109か所に対策の要望があったということでした。かなり多いというのが率直な感想です。

では、点検の結果、上がってきたこの109か所の対策の実施について、どのような計画を持っておられるのでしょうか。

事故後は、菅総理大臣、棚橋国家公安委員長、坂本一億総活躍担当大臣らが相次いで現地を視察され、対策の必要性を言われていましたが、この件について、国や県からの予算措置はどうなっているのかも併せてお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先ほど述べました要望箇所について、8月5日に県土木、警察、市内校長会、市PTA連絡協議会、市役所の各関係機関による「菊池市通学路安全推進会議」を実施しております。

そこで、今年度の要望箇所、全109か所の状況確認を行い、今年度は「グリーンベルト等で歩道等を確保すべきもの」27か所を最優先とし、次いで「既設標示等が劣化しているため、復旧・修繕が必要なもの」29か所を優先に、その他53か所についても継続して取り組んでいくことで決定いたしましたところでございます。

今後は、各関係機関において、現予算の範囲で対応したり、追加の補正予算等で

対応したりすることが考えられますので、9月末までにどのような対応を行うのかの報告をお願いしているところです。

その後、年度末をめどに、各関係機関が取り組んだ対策結果を確認し、実施状況を報告書として各学校へフィードバックするとともに、市ホームページでの公表も行っています。

それから、2点目の国、県の予算措置についてでございますが、現在までに、内閣府ホームページの「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（案）の概要」の掲載や、危険個所の追加調査に関する国・県への報告様式に関する通知はあっておりますが、予算措置に関する通知はあっていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 グリーンベルト等で歩道を確保するところが最優先で27か所、今ある標示なんかを復旧・修繕するところが優先という順位で29か所、その他継続して取り組むところが53か所という答弁でありました。

私の地元校区に、八街市の事故現場とよく似ていて気がかりな通学路があることはさきに述べましたが、確認しましたところ、要望は上がっているが、この場所の対策には用地買収が絡んでくるので、現段階ではその他継続のところに入っているという説明を受けました。つまり、対策に大きなお金が、予算がかかりそうところはすぐにはできないということでありました。

残念ながら、現段階では国の予算措置もないということで、今使える予算の範囲内でお考えでそういうふうになったのだろうと。今のできる範囲のことをやるというのは、手を打つというのは理解できる場所ではあります。

しかし、その他継続とされた53か所は、危険性があると認識されているわけですから、ここにどうこれから手を打っていくかが重要な課題だと思います。9月末までにというお話もありましたが、点検が点検で終わっては意味がないと思います。

菅首相は、速度規制や登下校時間内に限った通行止めなどのソフト面と、ガードレールの整備などによるハード面を組み合わせた対策を10月まで作成し、速やかに実施するという事も述べられています。これだけ言われるからには、10月以降の予算措置にも期待していきたいと思っておりますが、もし予算措置がなかったとしても、今回の点検で対策の要望が上がり、継続と今なっている53か所、この中には本当に危険なところがあるのではないかと、自分の校区のことばかりではなく思っています。

子どもたちの安全に関わることでありますので、どのように予算を確保するかということから始まると思いますが、危険度の高いところを見極めて、できるだけ早く必要な対策を打ってください。

ホームページ等で公表されるとおっしゃいましたので、注視していきたいと思っています。そのことを申し上げて、一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

---

○

休憩　午後2時26分

開議　午後2時32分

---

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員　こんにちは。議席番号7番、坂本道博です。

今日の熊日新聞、農業新聞に、「21年産県内水稲「やや不良」」との記事が出ていました。20年産は開花期の雨、ウンカの食害により不作でありました。2年連続の不作にならないように、残りの期間で作況の回復を願いたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、収入保険について、次に、食味コンクールについて、質問したいと思います。

8月30日の熊日新聞に、「収入保険、コロナ禍で注目 県内利用増 支払実績2.4倍に」との見出しで掲載されていました。新型コロナウイルス禍で農家の収入減少を補填する収入保険制度の利用が増えている。県内の2020年の保険金支払実績は約11億円と、前年の2.4倍に増えており、21年の加入農家数も前年比1.5倍に伸びています。自然災害に限らず、幅広い減収要因に対応する新たなセーフティネットとして注目されているとして、大きく取り上げられていました。

本市農業においても、新型コロナウイルスの影響が、花卉、野菜、メロン、米など、全ての分野に出ております。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大が花卉農家を直撃し、売上げが三、四割落ち込んでしまったり、野菜においても、業務用の需要が激減した年でもありました。

災害もなく、順調に生育していたのにもかかわらず、このような理由で収入が落ち込むなど、コロナ以前には考えられなかったことでもあり、農家の経営努力では避けられない農産物の価格低下などが多く起こった年でありました。



今年に入り、例年より20日も早い梅雨入り、6月の少雨、8月では大雨が続き、災害の発生にもつながりました。温暖化の影響か、今までにない災害の発生が懸念されています。新型コロナウイルス感染症対策も終息の見えない中、農家の収入減少対策として、経営者が考える収入保険制度への加入を真剣に考える時期に来ているのではと私は考えております。

令和2年度第3回定例会においても一般質問をしておりますが、もう一度、収入保険制度のあらましと菊池市の収入保険加入者の件数について教えてください。よろしく申し上げます。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの坂本議員さんの質問にお答えいたします。

まず、収入保険制度の内容についてご説明いたします。

まず、農業に関しましては、自然災害による収量減少や市場価格の低下など、様々なリスクにさらされている産業でありまして、このようなリスクに対応して農業経営の安定を図る観点から、国は農業経営収入保険制度を設け、平成31年1月から実施しております。

農業経営収入保険につきましては、農業経営全体を対象とした保険制度で、それぞれの品目ごとではなく、1年間の農産物の販売収入全体を対象としております。

経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格の低下など、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填される仕組みでございます。

例えば、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した場合も、保険の対象になるということでございます。

農業経営収入保険の補填金の支払いは、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることができることも大きなメリットとなっております。

また、本市の加入数につきましてお答えいたします。

本市における農業経営収入保険の加入者の実績は、令和2年度末現在で66件となっており、前年度と比較しますと22件の増加となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 ありがとうございます。

再質問します。

農業共済組合によりますと、20年に支払った保険金支払いの7割以上が新型コロナ関係で、価格下落だけではなく、外国人技能実習生の入国制限で労働力が確保できず、収入が減ったケースも補填されたということです。

21年分1月から12月の県内の加入者数は2,123経営体で、20年の1,378経営体から大幅に増加しました。農家の負担を軽減するための掛金の一部を助成する自治体があると聞いておりますが、菊池市でも収入保険の掛金を助成する考えはないか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、坂本議員の再質問にお答えいたします。

熊本県下45市町村のうち、6市町で農業者に対する農業経営収入保険の掛金の補助が行われていることは認識しているところでございます。

本市におきましては、現在のところ、農業経営収入保険の掛金に対する補助を行う予定はございませんが、熊本県では、収入保険加入緊急支援事業として、新たに農業経営収入保険に加入した場合に、掛け捨て部分の保険料の3分の1、上限6万円となっておりますが、この部分を支援することとなっております、こうした事業をご活用いただくことで、安定的な農業経営を行っていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 ありがとうございます。

県もコロナ禍の特例として、新規加入者に対して助成する緊急支援制度を新設したということですので、先の見えないコロナ禍において、今後、市としても助成していただくならば、収入保険の加入件数も劇的に増加するのではないのでしょうか。よろしくお聞きしたいと思います。

再々質問します。

それでは、農家の収入保険加入について、菊池市としてどう考えていかれるのか、お答えください。よろしくお聞きします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、坂本議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、農業者が農業経営を進めていく際には、自然災

害や市場環境の変化など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクが想定されます。

また、新型コロナウイルスも拡大傾向にあり、その影響による価格低下などリスクに備えることを考えますと、農業経営収入保険制度は、農業者の皆様が安定的な農業経営を行う上で、有効な制度であると認識しております。

このため、本市といたしましても農業経営収入保険の業務を担う農業共済組合と連携し、農業者の方々を集めた各種会議の際に、制度の周知を行うなど加入者の増加に向けた取組を行ってまいりました。

また、市が事務局を担っております菊池市農業再生協議会で「高収益作物次期作支援交付金事業」を実施しておりますが、この事業では「収入保険の加入に向けた具体的な検討を行うこと」が要件の一つとなっております。交付金を申請される全ての農業者の皆様に、農業経営収入保険への加入をお願いしているところでございます。

今後も引き続き、農業共済組合をはじめ、国や県、JAとの連携を行い、加入者の増加に向けて協力してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 ありがとうございます。

私も収入保険について農家の方々と話す中で、昨年、業務用ネギ栽培をされている農家の方が、新型コロナウイルス感染拡大により取引先が直撃を受け、一時期取引停止となり、5割以上売上げが落ち込んだ。しかし、収入保険に加入されていたので、例年に近い収入を確保できたと話され、大変助かったと話されていました。同じネギ栽培をされている同業者の方は収入保険未加入だったので、栽培面積を半分にして、従業員の半分以上を解雇され、ネギ栽培を縮小されたんですよと言われていました。

このような事例も実際に起こっていますので、これから先、地球温暖化やコロナ禍の中で経営を安定させるには、収入保険がこれから先、必ず必要になってくるのではと強く感じております。菊池市でも加入者の増加に向けた取組をよろしく願います。

次に、菊池米食味コンクール、九州のお米コンクールについて、質問します。

菊池市では、米作りを通して、地域の生産者が消費者に向けて、米どころ菊池の確立と安全・安心な環境に優しい生産地としてのPRを行い、菊池米の販路拡大を目指すため、例年、菊池米食味コンクールを開催して、今年で9回目を迎えようと

しています。

平成28年12月3日・4日には、第18回の歴史を誇る米食味分析鑑定コンクール国際大会が菊池市で開催されました。菊池のブランド米としての地位確立に貢献したのも、皆さんの記憶に新しいのではないのでしょうか。

今年11月20日・21日に開催される菊池米食味コンクール、九州のお米食味コンクールは、コロナ禍の中でどのように開催されるのか、開催方法と取組内容について教えてください。よろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

第9回を迎えます菊池米食味コンクールにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底するために、会場を菊池市ふるさと創生市民広場内の大屋根広場とし、審査員を減らし、無観客で開催することを決定しております。

開催方法につきましては、例年どおり、食味分析計による食味スコア審査を行い、米食味鑑定士や菊池市米飯官能鑑定士などが実食する食味官能審査により上位入賞米を決定します。

なお、コンクール上位入賞米については、既に130俵程度の商談が成立しているところでございます。

また、第5回を迎えます九州のお米食味コンクールについても、同じく菊池米食味コンクールの開催日の翌日に、同じく会場を菊池市ふるさと創生市民広場内の大屋根広場とし、審査員を減らし、無観客で開催することを決定しております。

開催方法につきましても、食味分析計による食味スコア審査を行い、審査員として米食味鑑定士や九州各県の百貨店バイヤーをご案内し、食味官能審査により上位入賞米を決定いたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響によりましては、菊池米・九州米の両食味コンクールとも、食味分析計による食味スコアの審査のみとなることも考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

菊池米食味コンクール・九州のお米食味コンクールとも、菊池市で生産された米や、九州各県で生産されている米を一同に集め、これを審査、評価することにより、

市場や消費者に対しPRを行い、ブランド化による消費拡大を目的として開催されていますが、新型コロナ感染拡大の中で、先が見えない状況であり、これから数年続いていくかもしれません。しかし、ただ自粛してばかりでは、日本の経済活動も滞ってしまいます。コロナ危機をチャンスに変えるときだと信じて、継続していかないといけないコンクールだと強く感じておるところでございます。

九州のお米食味コンクール運営協議会は、現在、菊池市と福岡県宮若市の二つの自治体での運営だと聞いておりますが、今後の運営をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

九州のお米食味コンクールにつきましては、本市及び福岡県宮若市を会員として、両市共通の目的であります「米どころ」のPRによる販路拡大を目指すために、九州のお米食味コンクール運営協議会を昨年8月に設立しております。

運営協議会への加入につきましては、昨年度から本市が熊本、大分、鹿児島、宮崎の自治体を担当し、宮若市が福岡、佐賀、長崎の自治体を担当し、加入推進を行っているところでございます。

現在、熊本県内と鹿児島県内で各1つの自治体が協議会加入に向けて前向きに検討されており、早ければ令和4年度から加入することになります。

また、運営に当たりましては、第1回目のコンクールから益城町の株式会社キセキ九州様より、農家へのPRを含め、出品米の集荷作業など、ご支援・ご協力をいただいております。

なお、昨年の第4回コンクールから、協賛スポンサーとして、運営費の一部を福岡市の農業資材会社や大阪府池田市の産地直送店舗にご支援をいただいているところでございます。

九州各県の自治体加入については、引き続き宮若市と連携して取り組んでまいります。賛同するスポンサーからの理解を深め、「九州の米どころ菊池」の確立につなげてまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 ありがとうございます。

それでは、再々質問をします。

最後に、市長は、菊池米食味コンクール及び九州のお米食味コンクールの両運営

組織の会長であるとお聞きしております。市長の今後のコンクールについてのお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、今後の米食味コンクールについての考え方ということでございますけども、菊池米食味コンクールについては、おかげさまで本年度で第9回目を迎えることとなります。また、コンクールの出品米につきましては、第3回目から東京の米卸事業者との商談が成立しております。

また、第7回目のコンクールからは、より安心安全な生産基準である「菊池基準」の登録米が高価格で取引されておまして、生産者の環境に対する意識も高まっております。

また、国では、最近、みどりの食料システム戦略というものを打ち出して、この菊池基準というものは、時代に先駆けてこれに取り組んでいったということが、図らずも示された形となっているわけでありまして。

この間、生産者のご努力のおかげで、良食味生産に向けた取組であるとか、あるいは環境王国を目指した取組が大変評価されまして、「米どころ菊池」としてのブランド力アップにも大きくつながっているために、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

また、九州のお米食味コンクールにつきましても、昨年度から宮若市さんと協議会を設立しましたので、これから九州各県の米どころである自治体の関心も高まっていくだろうということを期待しております。

九州のお米全体への認知と評価が上がれば、その中の中心になっている菊池米のブランド力アップにさらにつながるといふふうに考えているところでございます。

コロナ禍が続いておりますけども、これを機に、宮若市と連携しながら、引き続き九州各県の思いを同じとする自治体の輪を広げていきたいというふうに考えております。

また、両コンクールとも、PR効果とともに、生産者の方々の切磋琢磨を通じた意識高揚にもつながっておりますので、今後も引き続き、こうした形で菊池米のブランド力強化による消費拡大に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 ありがとうございます。

今年の九州のお米コンクールでは、菊池の生産者が最優秀賞以上に入れるように、コロナ禍ではありますが、生産者が一丸となって頑張っていたきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○大賀慶一 議長**　これで、坂本道博議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、9月2日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会　午後2時56分

第 4 号

9 月 2 日



# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

令和3年9月2日（木曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。  
(全員起立)

おはようございます。  
着席をお願いします。

---

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 皆さん、おはようございます。田中教之です。本日は、三つの点について質問させていただきます。

まず、1点目ですが、子どもの水難事故予防について質問させていただきます。

今年も水難事故が全国各地で起きました。この中ではライフジャケットを着ていれば助かったというケースもあったように、私もいろいろなものを分析して思いました。前回、このライフジャケット、子どもの事故予防についてライフジャケットのことも質問しましたが、夏休み前と夏休みの後を踏まえまして、改めて対策を講じる必要があるのではないかと思います、引き続き質問させていただきます。

まず、菊池市内の学校や保育園、幼稚園など、それぞれライフジャケットをそもそも保有しているかどうかをお聞きしたいと思っています。

中学校・小学校では、川遊びというのは別に学校行事ではございません。ただ、子ども会などで、そういった水辺に移動することがあるかもしれません。また、保育園や幼稚園では、河原で遊ぶ機会や、海辺等に遠足等で行かれる場合もあります。子どもの死亡事故の中でも、いわゆる溺れて亡くなる方、子どもについて、日本子ども安全学会の研究結果から、ライフジャケットが一番事故予防に効果的というふうに報告されております。後で述べますが、ライフジャケット自体をレンタルして借りる方も増えているということです。その研究結果の中で、事故が起きたケースの中で、ある程度共通しているのが三つあるということでした。一つは、保護者がついていないケースです。保護者がついていて事故が起きてしまったと。2番目、泳ぐことが目的じゃなくて、あくまでも陸側で遊ばせた及びちょっと少しか、例えばカニを探して遊ぶとか、メダカを探して遊ぶとか、そういった状態であったと。

三つ目が、事件が起きる所で、子どもたちがいた所は、一番近い所でも水辺の水深が大体50センチ以下の浅い所というところが事件の共通しているということでした。子どもが川辺で、水辺で遊んでいるときに、保護者がずっと見張ってたとしても、ちょっとしたバランス崩して尻餅をついただけで、足で立っているよりもやっぱり4倍以上の圧力がかかるというところで、一瞬のうちに流されてしまうというところがあったようです。勉強会で実際事故に遭われた、亡くなってはいないんですが流された方の保護者の方の話によりますと、小さい子どもを見て、上の子どもから呼ばれたからちょっと振り返って、1秒ぐらいで戻っただけで一瞬で消えていたというような出来事もあるそうです。このように、用心しても、やはり水に流されるということは、川に近づかないときでも、ある程度遊ぶときはライフジャケットが必要だと、日本子ども安全学会では啓発しています。

そこで質問ですが、事故防止、予防のために、学校や園がライフジャケットをそれぞれどれだけ保有しているのかお答えください。お願いします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

市内小中学校15校と市内保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設25施設におけるライフジャケット保有数につきましては、小中学校1校で1着、保育所等1園で10着となっております、そのほかは保有していない状況でした。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 部長、すみません。ちょっと数字に関して、小中学校の1校というのは小学校ですか、中学校ですか。それと、あと園のほうで1園あったというんですけど、これも保育園なのか幼稚園なのか、もし分かればちょっと教えてください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 ただいまのご質問でございますが、小中学校1校につきましては、小学校でございます。それから、保育園等につきましては、保育園のほうの1園ということになっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 すみません、ありがとうございました。正直ゼロじゃないかなと思っていたので、少しでも1校と1園がそれぞれ1着、10着というところがあるというのは、少しだけちょっと安心しました。ライフジャケット自体は、あまりやっぱり私たち親世代が子どものときつけたことがないので、そういった意味ではなかなか実際、そういった意味では知名度が低いものなのかなというふうには感じております。だからこそ私が、このライフジャケットの必要性を引き続き訴えていきたいというふうに思っております。そのきっかけなんですけど、ある事件が、事故がありまして、それで裁判がありまして、それで知る機会になりました。

それは2012年、愛媛県の西条市のある私立幼稚園のお泊り会での事故でのことです。お泊り会で山に遊びに行き、その川で川遊びしていた園児が、山頂のほうで急な豪雨というか夕立等がありまして、川が増水して、その際に川に飲み込まれて亡くなったという事件です。その川遊びをしている際に、園は浮き輪やライフジャケットなど、あるいは救命道具を準備してなかったということです。警察や遺族はこの点を重視して、一応刑事事件になります。この刑事事件の判決において、園長が有罪判決を受けます。その理由として、判決文の中に、園児へライフジャケット等を準備して装着させる義務があったというふうに判決文の中であっております。刑事事件の後、民事でも争われて、ライフジャケットの着用義務ですね、主催者である園と園長に、ライフジャケットを着せる義務があったということで、損害賠償として6,000万円以上の損害賠償を認めているという民事事件も起こっています。この民事の判決が2018年です。それ以降、やはり子ども会の主催者や保育園・幼稚園などが、川や湖、海などの水辺で遊ぶ際は、ライフジャケットなどを準備して子どもに装着させる義務があると、恐らくそんなふうな流れになっているのかなと思っております。

以前、一般質問でもお伝えしたとおりですが、保育の最終主体は市ですので、保育園の事故は最終的に市が責任を負う可能性があります。リスクマネジメントの観点からも、こういったライフジャケットについて調査する必要があるかと思えます。また、小中学校においては、やはり児童生徒の命を守るというところで、やっぱりライフジャケットを知ってもらおうと。着ることの大事なこと、重要性を知ってもらおうという意味では、今後の市の取組に期待するところでございます。

他の市の取組の一部をちょっと紹介させてください。愛媛県の西条市、先ほどの事故が起きたところ。あと坂出市というところは、ライフジャケットステーションという名の施設を設けて、ライフジャケットを貸出ししております。坂出市は75着を保有し、無料で保護者や引率の団体責任者に貸しているそうです。今年の7月

からスタートされ、すぐに夏休み期間中はすぐに予約がいっぱいになったそうです。事前に坂出市の方も、保護者の方にアンケートをとったそうなのですが、そこまでニーズはなかったということです。やはり、親の世代がそういうライフジャケットを着たことがないというのがありますので、ニーズはなかったのですが、実際に貸し出してみると、こういうようにすぐ予約でいっぱいになったということです。坂出市がこのようにライフジャケットレンタルに取り組むというのは、やっぱり過去に大きい事故があったそうなので、その教訓によるものだということ学びました。

1955年、昭和30年ですが、紫雲丸事故という船の大きな沈没事故がありました。当時は瀬戸大橋がありませんので、本州と四国は船の移動というのが当たり前だったんですが、5月11日、午前6時56分、その紫雲丸ともう1個の連絡船、大型貨物船の第三宇高丸というところと衝突して沈没します。それによって修学旅行中の小学生・中学生が乗っておりましたので、児童生徒などを中心に168名の方がお亡くなりになっております。児童生徒だけでやっぱり100人を超えるというところで、非常に大きい事故が、この坂出市の近くで起きたそうです。加えて、昨年、小学校の修学旅行で坂出市の小型船舶が、小学生の修学旅行生を乗せた小型船舶が、この坂出市の周辺を航海したところ沈没するという事件が起きました。このときは児童全員がライフジャケットを着用してたので、亡くなった方はいないというところなんです。何かに乗上げて座礁したところを、船が沈没するということで、船長さんがとっさにライフジャケットを着て、海に降りなさいという指示をされたそうです。それで、小学校の校長先生が船舶の免許を持っていらっしゃるというところで、事前に児童全員分のライフジャケットを確認してたそうです。一般的に船は人数分、最大乗客数のライフジャケットを備えるようになっているんですが、12歳以下の子どもの場合は半分に数えるんですよ。例えば、最大10人だったら、子どもだったら一応、実際ないんでしょうけど20人までは乗ることが可能と。となるとライフジャケットが足りないというケースは結構あるそうなのですが、この校長先生は事前に自ら紫雲丸の事故のことや、船舶の免許を取る際にそういったことを知っておられたので、人数分全員のライフジャケットを持ってたというところで、そういった死亡事故がなくなったということです。

事故が起きてからでは遅いと思っています。ライフジャケット自体は様々な価格帯があるんですが、大体3,000円のものとか、よくて5,000円のものぐらいだそうです。子どもは背が伸びますので、頻繁に買い替えることは難しいかなと思うんですが、ある意味、ライフジャケット100着で50万円のコストというぐらいのことです。このように行政が住民へライフジャケットをレンタルする事業も、ほかの自治体で行っておりますが、本市でも取り組んでほしいと考えています。そ

ここで、このような自治体のように、ライフジャケットをレンタルする予定がないのか、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

小中学校では、夏のプール等での事故防止に向けた注意喚起として、児童生徒へのプールの授業での指導はもちろん、夏休み前には保護者への啓発も行っております。また、保育所等では園児に対して避難訓練や散歩の際に、1人で川などの水辺には決して近づかないよう注意を呼びかけたり、保護者に対して、園だよりによる周知や消費者庁からのリーフレットを配付したりするなどして、注意喚起をしている園があるところです。ライフジャケットのレンタルについては、小中学校でも保育所等でも、水難事故予防に関する啓発をしっかりと行っておりますので、市としてレンタルをする考えはありません。しかし、議員ご案内の他自治体や近隣自治体の状況については調査してまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 水辺の危険性ばかり私は言ってますので、そういった啓発というところはもちろんなんでしょうけど、私自身は個人的には、川遊びというのは大事な勉強だと思っています。私自身も川や海で遊んだことで、すごい学んだことがたくさんあります。なので、行って安全に遊んでもらいたいというところから、ライフジャケットが必要だと。ただ、そこをそういった裁判例や危険性から自治体がある程度貸し出すことも、1つのやり方かなというところで提案させていただきました。ですので、釣りされる方は、船は必ずライフジャケットを着るので、釣りをされる方はライフジャケット自体は知ってると思いますが、やはりライフジャケット自体を知らない保護者がいるというところも併せて、ちょっと啓発していただきたいと思います。水泳とかプールの際の安全教育とか、防災の観点からも、ライフジャケットは有効だと思いますので、親と子ども合わせて、何かそうやって啓発できるようなことはないかなと思っています。レンタルがちょっと難しいのであれば、例えば地元企業とか、そういったボランティア団体とかに寄附のお願いとかができないかなというふうに私は考えております。

すみません、この点について、教育長、ライフジャケットの着用義務について、子ども、親に啓発すること。それと、企業、団体に寄附をお願いすること、これについてどのようにお考えかお聞かせください。お願いします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 おはようございます。今、田中議員からのご質問にお答えいたします。

まず、保護者等への啓発という点につきましてです。まず、水泳の安全教育につきましては、国からの通知、水泳等の事故防止についてという通知文で、夏の時期に各学校で適宜指導を行っております。また、万が一、ライフジャケット等を身につけずに、着衣のまま水に落ちた場合の対処法として、自己の命を守るための着衣水泳等の指導も行っております。洒水西小、旭志小での指導の様子を熊日新聞にも掲載されたというところもあります。園児や児童生徒のみでの川遊びは禁止しておりますが、夏休み前には保護者同伴での川遊び等の注意事項として、今後、ライフジャケット着用等も含めた啓発に、園、学校で取り組んでいく考えでございます。

次に、企業等からライフジャケットを寄附をお願いできないかという点につきましては、寄附により配備できた後の管理面を考えたときに、仮に市がレンタル事業を行う場合は、貸主となる以上、消毒や点検作業等は万全の体制で行っていくことが必要となります。保管場所や管理体制の面からも、現在は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 啓発に関しては、ライフジャケットを含めてというところで、ぜひやっていただきたいと思っています。寄附に関して、確かに管理体制等の話をおっしゃいました。確かにそういう面もあるかもしれませんが、例えば、防災という面から、免田にある免田ライオンズクラブという奉仕団体の方が、消防署のほうにライフジャケットを寄附されて、そこから保育園のほうに送られると。7月豪雨を受けて、やはり何か避難する際に園にあったほうがいいんだろうという、防災の面からというアプローチも1つあるかなと思うんですよね。また、菊池市はボート場を持っていますので、例えばスポーツとか社会体育という面から、ボート競技もやはりライフジャケットを着用してやってる方が多うございますので、そういったところ、管理を考えれば、そういったところを探せばとか、切り口を変えれば、やり方はいろいろあるんじゃないかと私は考えております。今のところ難しいようですが、私としても、引き続きまだ地元企業の方や、あとライフジャケットレンタル事業を非常に応援していただいている日本財団のほうも、そのようなライフジャケットの寄附をいろんな自治体にやられていますので、その辺もちょっと引き続き



お願いしたいと思っておりますので、この点については、また考えていきたいと思っております。

次、2点目の、部活動についての質問に移ります。

小学校の部活動が社会体育に移行して2年ぐらいが経過しました。2年前の一般質問で部活動の社会体育移行について、保護者の迎への負担の問題、体育施設の使用料の変動について問題をいろいろ提起させていただきました。それについて、市としてもいろいろ取組があったと思いますので、これまでの取組と、2年ぐらいたった経過についての課題について、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、小学校部活動の社会体育移行への取組と課題について、お答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、熊本県教育委員会が平成27年3月に策定した基本方針により、平成30年度末までに小学校運動部活動は社会体育へ移行することになり、市としても平成27年度からスムーズな移行に向け検討委員会を立ち上げ、指導者の確保や活動時間、活動場所、施設の予約、施設使用料等について取り組んでまいりました。その後、平成30年度末で移行が完了し、移行によりクラブ化した団体、総合型地域スポーツクラブ、既存のスポーツクラブ及び保護者などと連携し、現在に至っております。

議員ご質問の課題ではありますが、現在でもやはり指導者の確保や活動の開始時間の調整、活動場所の確保も課題となっております。また、部活動の移行により、子どもたちの運動離れにならないよう、十分に留意していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 部長の先ほどの答弁の中で最後のほう、子どもの運動離れというのは、私も懸念するところでございます。昔は比較的菊池市はどの地域も部活動は盛んでした。自然と入って行って、放課後はみんな何かしら部活に入るといふのがありまして、今考えると帰り道にどこそこへ寄るとか、そういう非行防止にもつながった面があったのかなと思っております。学校の先生が指導されていまして、何と申しますか、授業が終わればそのまま着替えてグラウンドに出て、学校の先生が来て指導されるというので、ある意味、どっかに移動するとか、集まって移動するとかというのがありませんでしたから、比較的楽、今考えれば当たり前

だったのが楽しかったのかなと思っております。あと、やはり部活動ということで、やっぱり非常にお金もそこまでかからなかったのかなと。道具とかそういった面は もちろんそうなんですけど、そういったいい面があったのかなと思っております。

2年前、質問させてもらったときに、その後、いろんな方から、保護者の方が中心にですけど、いろんなことをお聞きしました。例えば、同じ種目なのにそれぞれのチームが別のリーグに参加してて、菊池で大会やろうと。同じ日に大会をやるという、たまたまなんでしょうが、そうすると既にもう場所を取られていまして、宿もいっぱいだったと。こういうの何か情報がなかなか共有されてなくてもったいなという事例もありましたし、あとコロナによって、どこまでスポーツ、練習していいのかというところで、同じ種目でも、あそこのチームは練習してたのに、うちのチームは自粛というところで、そこら辺の、そういった情報の共有がない事例もあったそうです。ちょっと特殊な事例かもしれませんが、やはり競技人口が多いスポーツは、人数が多くなりますと分裂といいますか、人数が多いとなかなか試合に出れないので、2つにチームが分かれてそれぞれやっていくんですが、基本的に小学生は減ってまいりますので、それぞれチームが存続できなくなって、そこで消滅していくというところで、指導者の方が、やっぱり不足していくというところもあるそうです。やはり、先ほど部長おっしゃったとおり、情報を共有とか交換とかというところと、指導力不足の方、もしくは指導者がいないとかいうところが、私の中ではちょっと課題かなというふうに思っております。

ちょっとここで宇土市と宇城市の取組について紹介させてください。どちらも、菊池と同じようにそれぞれ独立したクラブチームで、それぞれ運営されているところがあるんですが、とりわけ総合型地域スポーツクラブというところでいろんな競技が多い、菊池市よりも多くやっているというところで紹介させていただきます。

宇土スポーツクラブは、ここはおじいちゃん、おばあちゃんから子どもまでというスローガンで、ここは子どもの小学校チームだけじゃなくて全世代のスポーツ振興に努めておられます。平成12年に教育委員会が設立され、その後、NPO法人化。現在は宇土市より指定管理業務受託ということで、菊池も似ているようなことだと思いますが、40を超えるサークルや教室があるというふうにお伺いしています。バスケットボールやハンドボールなど七つの小学生チームをここでは運営されているというところなんです。あと、NPO法人総合型クラブ・SCC宇城、宇城市の総合型クラブなんですけど、ここはバドミントン、野球、卓球、ランニング、ジュニア体操、キッズ運動遊び、水泳、グラウンドゴルフ。グラウンドゴルフはどなたでもというところなんですけど。こういったところが小学生のチームです、小学生の集まっているところが運営されているそうです。このような総合型の運営は、いろんな競

技もありますし、いろんな指導者の方もそこに登録されていますので、そういった情報の一元化や、原則1種目1チームですので、場所の確保ですかね、そういった指導者が何やっているかと、そういうところが把握しやすいというメリットがあります。ただ、デメリットとしては、1種目1チームであるため、競技人口が多い種目はなかなかそこに統一されるのが難しいんじゃないかと。あと、どこのクラブチームもそうですが、やっぱり運営の負担というのは、多ければ多いほど出てくるのかなというふうに考えております。

そこで菊池市は、かっちりとした総合型のチームというよりは、ある程度同じ、少なくとも同じ種目のクラブチームとか、その指導者のネットワークとか、そういったところを補うためにも、緩い組織づくりが必要なのかなと考えております。そういった総合型、他の市のクラブを参考にしながら、私は菊池市においては、協議会のような、そういった情報交換とか指導者のネットワークをつなげるような組織化が必要だと考えますが、教育長、その辺はどのように現在、小学校の部活動から社会体育移行をどのようにお考えでしょうか。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 今、田中議員のほうから、組織化したらどうかというご意見をいただきました。社会体育へ移行する中で、指導者確保や活動施設の調整等、課題解決も進めているところでございますが、議員ご指摘のとおり、各クラブや指導者の抱える問題点の共有や、指導者の質の向上等においては、まだまだ不十分な点が残っております。議員からの、組織化する考えはあるかとのことですが、まずは各クラブとの情報共有の場づくりや、指導者の質の向上に向けた研修会等、総合型地域スポーツクラブや既存のクラブチームとの連携を強化し、課題解決に努めながら各クラブを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございます。特に指導者の研修は、さっき一部だと、ごく少数だと思いますが、チームが生まれてすぐなくなったりする事例もありますので、どういうチームがどういう指導者がいるかという把握のためにも、年に1回か2回ぐらいは、やっぱりそういった研修の場に参加するというふうな流れをつくっていただくと、そのチームにとってもいいし、何よりも子どもたちがそうやって参加して、スポーツを楽しむと、運動を楽しむという機会をもっともっと増やしていけるようにつながると思いますので、よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時33分

開議 午前10時40分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 最後、3点目、災害対策について質問します。

先月、8月中旬頃からの大雨、長雨によって、いろいろ被害が起きております。それについて質問させていただきます。

まず、その被害状況がどうであったかお知らせください。

次に、市が発令する避難情報が、勧告がなくなり指示というふうになりました。こういったルールが変わったことに対して市民の対応に変化があったかどうか。また、今回、何名が避難所へ避難されたか教えてください。

最後にコロナ禍の避難所運営で、ここ1年以上やってまいりましたが、現状と課題について教えてください。お願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、田中議員のご質問にお答えします。

まず、被害状況についてですが、初めに8月11日から続いた大雨による被害につきましては、8月31日現在、市道、国・県道など道路被害が38件、農道・林道などを含む農地被害が30件、そのほか10件の計78件の被害を確認しております。なお、家屋への被害や人的被害等の被害報告は上がってきておりません。

次に、市が発令する避難情報に対する市民の対応の変化についてですが、これまでと特に大きな変化はなかったものと感じておりますが、防災マップによる自分が住んでいる場所の確認や、発令した避難情報に対する内容の問合せなどがございました。これも事前の広報活動やテレビなどのメディアでも多く取り上げられていたことにより、市民の皆様が一定の認識をお持ちであったのではないかと考えております。また、今回の大雨による避難者数ですが、生涯学習センターK i C R O S Sをはじめ、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館の4か所を避難所として開設し、11日から18日までで延べ87人、83世帯の方が避難されました。避難者数としては例年と変わらない状況ですが、このようなコロナ感染拡大の状況下でありま

すので、不特定多数の方が避難される避難所への避難を敬遠され、安全な親戚や知人宅、ホテル等へ避難された方も多くいらっしゃるものと思われます。

また、コロナ禍での避難所運営の現状と課題につきましてですが、本市では各避難所共に、基本的な感染症対策はもとより、受付での問診や体温測定を行い、健康な方と体調不良の方と動線を区分し、避難所内で双方が交わることのないようエリア分けを行っております。また、密を避けるため、通常の収容人数の50%を避難者の収容限度とし、避難テントやパーテーションなどで仕切りを設けるなど、身体的距離の確保に努めております。また、濃厚接触者専用の避難所を確保し、濃厚接触者の方が避難されてこられた場合には、直ちに医療機関に専用避難所を設けるよう体制を整えております。なお、濃厚接触者の避難所への避難につきましては、菊池保健所においてあらかじめ濃厚接触者を把握されており、避難する際には、濃厚接触者本人より事前に防災交通課へ連絡を入れていただくように、保健所より資料配付にて案内されていると確認しております。これまでにコロナ感染が疑われるような体調不良者の避難は確認されておきませんが、このような方々が避難されてきた場合に備え、保健師を待機させ、必要に応じた指導や助言を行うこととしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございます。そういうハード面の被害状況は78件というところで、去年に比べて期間が長かった割にはという部分もあるのかなと思っております。ただ、やはりちょうど栗の収穫が始まろうとした時期もありましたし、ブドウや梨、結構果物関係の、農業関係の被害はこれから出てくると思うんですけど、それが結構あったのかなと。私の近所の栗農家さんも、なかなか雨で早く落ちてしまったりとか、その後の運搬が困難だったということもおっしゃってました。

2点目の、避難情報が変わったことに対しては、特に変化がないというところでした。市の広報とか、あと掲示板に、確かに大きく掲示されてましたので、見てる方はそうだったのかもしれませんが、今回、菊池市も避難指示が出ましたし、そういったところで、今回、より深まったのかなというふうに私は思っております。

87名、83世帯の方が避難されたというところで、例年とあんまり変わらなかったというんですね。やはり、避難する方がある意味固定化されているのかなというふうに、ちょっと感じております。一度避難所で避難された方は、まあ引き続きとかいう形ですね。先ほど、部長おっしゃったように、私の水源地区のほうでも、

息子の家に避難したと。そもそも避難される方がそこまで多くなかったので、避難された方はそういった家族や親せきの所へ、あと私の周辺だと1家族が旅館のほうに避難したというふうにおっしゃってました。

最後、避難所の運営ですけど、これはいろんな職員の方が部署を越えていろいろ当番でやってらっしゃると思うんですが、そもそも防災交通課職員は少ないですよ、やっぱり。この辺は、ちょっと今後も課題かなというふうに思っております。避難の形ということでいろいろあるというふうに部長も私も述べましたが、各行政区で自主防災組織をつくられているところ、結構、菊池市はだんだん増えてきていると思います。ほぼ100%の地域もあります。ある程度そこで要支援ですかね、支援する方というのはリスト化されているというふうに聞きますけど、今後、避難先が固定化している現状であれば、区長さんというか総務班ですかね、防災組織総務班が、この方は大体息子に避難されるとかというのが、ある程度、区長さんが把握できると、呼びかけとか、区長さん、やっぱり土砂災害警戒地域の方に1軒、1軒、呼びかけていらっしゃった方もいらっしゃったので、その点のコスト削減する意味も、やっぱりある程度そういったふうに、区民の方が把握できるように区長さんに呼びかけることって、部長、どうですかね。こういうところはどういうお考えですか。一応提案なんですけど。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 8月の大雨に際しましても、行政区の中では自主防災組織が主体となり、地域の公民館などを開放し、自主避難所として運営していただいた地域もあったかと思えます。今後は議員おっしゃるように共助の部分、また自助の部分をさらに認識を深めていただいて、そういう体制づくりも今後、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございます。せっかく自主防災組織をつくっていますので、年に1回、確認という意味でも、そういった形で一つずつ改善していければいいと思っています。

以上、質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時50分

開議 午前10時57分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、コロナ禍における市内事業者への支援についてです。

この問題は、昨年から2度にわたり質問で取り上げてきました。今回改めて取り上げようと思ったのは、新型コロナウイルスが日本で確認されてから1年半以上がたつにもかかわらず、繰り返される緊急事態宣言やまん延防止等重点措置で自粛が求められる中、中小企業の皆さんの経営はさらに厳しさを増しています。自粛と一体のさらなる補償が待たないでほしい、今回再度質問で取り上げた次第です。

8月に入り感染拡大が急速に広がり、改めて商工会事務局の皆さんにお話を伺いました。昨年の緊急事態のときに借りた融資はもう底をついている事業者はたくさんある。コロナの終息が見通せない中で先が見えない。どこまでこの状況が続くのだろうか、多くの事業者さんが不安に思っている。これ以上、借入れをしても返済できるか不安。月次支援金等などの支援があるが足りない等々、商工会員さんの切実な実態、声を聞かせていただきました。商工会では、コロナ禍の1年間で、会を辞められた事業者は44件、そのうち廃業が理由で辞められた事業者さんは26件、約6割が事業を続けられなくなり廃業となり、商工会を辞められているとのこと。コロナの営業に与える影響は、ここ菊池市でも深刻なのではないでしょうか。ここで最初の質問を行います。

市内の事業者のコロナ禍での影響について、市としてどのように認識、把握されているでしょうか。また、この間、市独自で行った支援策はどのようなものがあるでしょうか。以上、2点お聞きします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

まず、市内の事業者の現状についての把握でございますが、過去最大の感染拡大を見せる7月中旬からの第5波において、時短営業の協力要請が出ている飲食店をはじめ、多くの業種に影響が広がっております。飲食業に密接に関係するタクシー

業と運転代行業では、まん延防止等重点措置に伴う飲食業の時短営業の影響を受け、夜間の運行が3分の1から5分の1まで減っております。宿泊業におきましては、7月下旬から予約がキャンセルされ、8月はコロナ以前の約18%まで減少しており、予約のない平日を閉館している宿泊事業者もおられます。そのほか、お盆の集まりや夏祭りなどの行事が自粛されたため、仕出しや弁当事業者、イベント関連事業者も、昨年に引き続き厳しい状況にあります。また、市内事業者の中には、長引くコロナ禍において経営状況が悪化したことを受け、残念ながら、議員さんも申されましたように廃業を決断された事業者もおられます。さらに、ワクチン接種により事態は収束に向かうと思われておりましたが、飲食業や宿泊業だけではなく、その他の業種でも長引く第5波により、先の見通しが立たなくなったことで、商工会への追加融資や業態転換の相談者が増えている状況でございます。

次に、このコロナ禍において、昨年から現在までの支援策についてお答えいたします。

まず、商工振興面では、令和2年度において様々な支援策を実施しております。まず、新型コロナウイルス関係融資に対する利子補給補助金、次に、休業要請などを受けた観光事業者に対する観光事業継続支援金、同様に休業要請を受けた飲食店に対する飲食事業継続支援金。次に、コロナ禍において新たな販路の開拓等に取り組む事業者に対する小規模事業者持続化補助金。次に、鈍化した市内の消費活動活性化の起爆剤として、1冊5,000円で販売した額面1万円のプレミアム付き商品券。次に、市内事業者に感染防止対策を講じてもらうための感染防止対策強化補助金。併せて食品衛生協会へ感染防止アドバイザー派遣事業を委託し、対策の確認と指導を実施しております。最後に、事業者が連携して実施する消費喚起等の取組に対する共同事業持続化補助金でございます。

令和3年度においても各種支援策を実施しております。まず、新型コロナウイルス関係融資に対する2年目分の利子補給補助金。次に、昨年補助を受けていない事業者を対象とする感染防止対策強化補助金及び小規模事業者持続化補助金。最後に、時短要請の影響を受けた飲食店と密接に関係する卸売業並びにタクシー業及び運転代行業向けに、飲食店取引事業者等支援金を交付しております。

次に、観光振興面でも令和2年度において様々な経済対策を実施しております。まず、疲弊する宿泊施設への誘客を目的に、宿泊助成事業を令和2年7月13日から9月3日までと、10月30日から本年2月28日までの2回実施しております。また、飲食店への支援として、額面5,000円の飲食チケットを3,000円で、合計3万冊販売し、令和2年11月6日から本年2月28日までの間、多くの方にご利用いただくことができました。



令和3年度におきましても、昨年と同様の経済対策を実施しております。まず、宿泊助成事業について、7月1日から12月28日までの期間で実施しており、5,000名以上の方のご利用を見込んでおります。しかしながら、現在は感染防止に伴う県リスクレベルを勘案の上、一時事業を停止しております。飲食チケットにつきましては、2期にわたって実施することとしており、合計5万冊のチケット販売を予定しております。1期目のチケットは完売いたしました。感染拡大に伴う県リスクレベルを勘案の上、先般、使用期限を年末まで延長する旨、お知らせさせていただいたところでございます。

さらに、農業振興面では、令和2年度において、国内で外食、観光等における牛肉の業務用需要の落込みなどによる価格の急落等のため、影響を受けた肉用牛肥育農家に対して、肉用牛肥育経営安定支援金を交付しております。また、飲食店を介した取組といたしまして、農林畜産物の取引量が低迷している中で、消費喚起と地産地消を促すために、市内飲食店等が購入する農産物に対し、農林畜産物地産地消等推進事業補助金を交付しております。加えてネットショップを活用して、本市特産品の消費拡大を図るため、送料を補助する菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援事業を実施しております。令和3年度においては、農林畜産物地産地消等推進事業補助金について、上限を拡充して取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 あらゆる業者の皆さんの経営状況が厳しいとの答弁でした。また、答弁でも述べられましたが、この間、市としても様々な支援を行っていますが、経営の実態に照らせば、私は、とりわけ直接支援という点では、まだまだ足りていない、これが実態だと思います。このような実態に照らして、国の支援はどうなっているか。自助、共助、公助、そして絆と、自己責任を求めながら肝心の保障は実態に見合ったものになっておりません。今年に入ってから何度も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返されているさなかに、持続化給付金や家賃支援給付金が1回きりで打ち切られました。これでは自粛要請で苦境に立たされている事業者個人を救う支援にはなっていません。

ここで再質問をいたします。国に対して市として持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給を行うことを求めるべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長　それでは、ただいまの東議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘いただきました国への要望につきましては、国の中小企業、小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化補助金や家賃支援給付金の再度の支給、支給額の増額など、万全な対策を講じることなどを、全国市長会より国へ要望しているところでございます。今後も地方の実態を可能な限り国に伝え、有効な支援策を適切に実施していただけるよう、要望してまいりたいと考えております。

以上です。

ただいま持続化補助金と申しましたが、持続化支援金の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

申し訳ございません。ただいま支援金と申しましたが、給付金の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

○大賀慶一 議長　東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員　要望していききたいとの回答でありました。この補償の問題は、単に経済景気対策という見地からだけのものではありません。しっかりとした補償を行って、国民に自粛をお願いする。こうしてこそ感染防止対策としても進んでいくのではないのでしょうか。今こそ国が思い切った予算をつけ、緊急に再度の直接支援を行うことが必要です。ぜひ要望を上げていただきたいと思います。

次に、市独自の支援策についてお聞きします。1回目の質問の答弁で、これまでの市独自の支援策が述べられました。様々な支援が国の交付金も活用して、この間行われてきたことは承知しました。しかし、直接支援という点では、昨年行われた1回きりです。これだけ自粛の期間が続く中で1回きりの直接支援では足りない、こう思います。今回、改めてコロナの影響について幾つかの市内の事業者の方からお話を伺いました。市内で肉の卸しをされている業者さん、売上げは大きく落ちている。とりわけ痛手を受けているのは祭り等のイベントが1年以上中止となっていること。桜祭りから始まり、ゴールデンウィーク、夏祭り、秋祭り等、イベントが中止となり出店等に出すお肉が出せなくなっている。スーパーに出している売上げでどうにか営業はしのいでいる。月次支援金の対象からも外れており、使える補助金等がほとんどないとのこと。また、別のあるお肉を小売販売している業者さんは、もともと店頭での販売だけでなく、旅館やホテルへの卸しが収入の大きな部分を占めていた。しかし、昨年以來、そこへの卸しがほとんど止まっている。年間600万円ぐらい収入減となっている。また、この業者さんは学校給食への提供も行っており、昨年の一斉休校の影響はとても大きかったとのこと。この事業者さんは、

コロナ影響が出始める直前に、法人から個人への切替えを行ったことで、国の持続化給付金の対象外となっています。ご承知のように、月次支援金は50%以上収入減とならなければ対象となりません。30%から40%の減は対象外です。また、先ほど紹介した業者さんのように、50%以上減であっても、法人から個人へ経営の形態を替えたことが理由で、国の持続化給付金の対象外となる、制度と制度のはざまにある事業者さんも存在していることも、市として把握をしていただきたいと思います。

ここで、市独自の支援を行っている事例を紹介します。宇土市では、宇土市小規模経営支援給付金という支援を行っています。市内に事業所を有する小規模経営の事業者で、令和元年度と比較し令和2年度の売上げが25%以上減少している事業者が対象で、減収率25%以上40%未満が30万円の支援、減収率40%以上で60万円の支援が行われています。また、同じく宇土市では、今回のまん延防止等重点措置などの影響で売上げが減少した中小企業や個人事業主の中で、国の月次支援金か事業継続再開支援一時金の支給を受ける市内の業者に、5万円から20万円を市が上乗せして給付する独自事業を始めています。最後に市長にお伺いします。菊池市でも宇土市のように、市独自の直接支援を再度行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

コロナ禍における事業者直接支援についてのお考えはというご質問でございます。ご存じのとおり、ただいま熊本県に指定されておりますまん延防止等重点措置、9月12日まで指定されているわけですが、この間、本市の飲食店も時短要請に従いまして、ほとんどの店舗が午後8時までに閉店されているわけでございます。時短要請に協力いただける飲食店に対しては、時短要請協力金が支払われるわけがありますけれども、それでも大変厳しい状況があるのではないかというふうに理解をしておるところでございます。また、それ以外の事業者の方々、まん延防止等重点措置による影響を受けるのだけでも、その支援策に及ばないというところにおいても、大変厳しいものがあるというふうに理解しています。

そういう中で、8月17日の総理大臣の記者会見におきまして、全国の都道府県と市町村がきめ細かく事業者の支援を実施できるようにという狙いで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分というものを新たに配分するという方針が示されたところであります。早速私どもとしましては、この方針を受けて、コロナ禍において厳しい状況下にある事業者の方々を支援するための、新た

な本市独自の支援策について早期に実施できるよう、準備を進めてきておるところでございます。

以上、お答えをいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 直近で決定された国の臨時交付金を活用して、より厳しい業者さんへの直接支援を、今準備しているということでした。ぜひ早急に具体化をしていただきたいと思います。同時に、国の財源を活用することはもちろん、それだけではなく、1年半以上続く自粛の影響を受けている業者さんの実態を踏まえるならば、宇土市のように市独自の上乘せの予算もしっかりと組んだ支援策にすべきであると思います。飲食店はもちろん、それ以外の業者さんにも目を向けて支援を行っていくべきときです。とりわけ待たれているのが直接支援です。今回お聞きした業者さんの中からは、10年先に経営を続けていけるか不安。市には、コロナが終わった後、菊池市の業者がどうなっているかしっかりと考えてほしい、このように言われました。菊池市を支えている様々な業者の皆さんが、コロナが終息した後もちゃんと経営を続けていける、そのためにも今、市が支援を行うことは待ったなしであると思います。国にしっかりと補償の声を上げると同時に、市独自で直接支援を早急に行っていくことを改めて要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてお聞きします。具体的には、検査体制の拡充について質問します。この問題も、昨年以来2回質問しましたが、8月に入り感染拡大が急速に拡大、深刻な状況となる中で、検査の問題は市民の命を守る上で待ったなしです。3回目となりますが質問を行っていきます。

全国で新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、感染爆発と医療崩壊が極めて深刻な事態となっています。新型コロナの最も厄介な特徴は、無症状者からの感染拡大にあることです。どんなに医療体制を強めても、新規感染者が次々と増える状況では、感染伝播の鎖を断つことはできません。専門家からも、無症状者も含めた大規模な検査を行い、無症状感染者を把握、保護することが感染抑止の鍵となることが指摘されています。ここで質問します。第5波の深刻な感染状況も踏まえて、感染を封じ込めるためにも、ワクチン接種と一体で大規模な検査を行っていくことが重要と思いますが、この点での市の見解をお聞かせください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

東議員のご質問にお答えいたします。現在の新型コロナウイルス感染症の検査体

制としましては、県保健所と地域の医療機関で検査を受けることができます。保健所の検査につきましては、濃厚接触者だけでなく、接触者についても検査が実施されており、また医療機関では発熱などの症状のある方が検査できる体制が整備され、新型コロナウイルス感染症の発生当初より検査実施数も増えております。現在の第5波の感染状況から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるためには、ワクチン接種の推進と、感染が疑われる方が速やかに検査を受けられる体制が必要と考えております。現在の検査体制としましては、保健所だけでなく医療機関でも検査を受けることができますので、発熱などの気になる症状がある場合は、速やかに医療機関を受診していただくように周知しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 体制は必要との回答でした。検査体制を拡充していくことが、感染を封じ込める鍵であるとの認識は共有できていると思います。しかし、検査体制、キャパシティーはありながら、実際の実施状況はどうか。いわゆる、行政が責任を持って行う検査の状況です。日本のPCR検査は、世界で143位、圧倒的に検査数が足りていません。検査体制をめぐっては、政府分科会の尾身茂会長も、7月30日の記者会見で、圧倒的に検査のキャパシティーを増やすべきだ。ちょっとでも具合が悪い人、あるいは感染の心配のある人は、職場であろうが、学校であろうが、地域であろうが、どこでも気軽に検査できる体制を、国・自治体はその気になればできるはずだ、こう述べています。

ここで質問します。いつでも、誰でも、何度でも検査を受けられる体制を確立することを、財政措置を含めて国・県に対して要望していくべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

PCR検査につきましては、これまでどおり県が主体となって、感染が疑われる方が速やかに検査できる体制を整備することが望ましく、検査体制の財源につきましては、国からの財政措置が大変必要であると考えております。市としましても、市長会を通して、国への財政強化の要望を行っております。今後におきましても、県・国への要望を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 要望していききたいとの答弁でした。事態は医業の逼迫等深刻です。早急に強力に要望を上げていただきたいと思います。こういう状況の中で、国・県に検査体制の拡充を要望するだけでなく、自治体独自の検査体制をつくっていくことが急がれていると考えます。今、全国各地で独自で行う自治体が広がっています。幾つか紹介します。1つは、愛媛県新居浜市、西条市では、感染を早期に発見するための集中的な検査を実施しています。臨時PCR検査センターを設置し、8月24日、25日の2日間、市民や通勤で通っている人に検査キットを配付しています。また、岐阜県飛騨市では、8月13日から9月30日まで、数に限りがありますが、市内医療機関でのPCR検査を市民に無料で実施、また新型コロナまちなか簡易検査センターを設置し、8月13日から9月30日までの間、週3日、1日50人程度、市民と市への来訪者を対象に、厚労省認可の検査キットを配付。そこで陽性反応が出たら再度医療機関で検査を受けることにしています。また、お隣大分市では、市の抗原検査センターを設置し、抗原キットを配付。県外への出張者や市民が無料で受けられます。8月に入ってからは、1日利用者が1,000人を超える日も続き、17日から23日までの1週間で9,594人の検査が行われ、60人の陽性者が確認されているそうです。担当者は、早めの感染判明は拡大抑止につながる。積極的に検査を受けてほしい、こう述べています。また、これまで新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子どもへの感染をめぐる状況も大きく変え、これまで感染しにくいとされていた子どもへの感染が顕著に増えてきています。厚労省の、新型コロナ感染症の国内発生動向速報値によりますと、10代以下の感染者数は7月20日までの1週間で3,450人だったのが、8月17日までの1週間では2万2,960人と6倍以上に増えました。県内でも同様の状況が報告されています。先日のニュースの報道でもあっていましたが、県内でも以前は飲食店のクラスターが一定を占めていましたが、今回の第5波では学校や保育園など、子どもが主体となるクラスターが増えているということでした。8月29日の熊日新聞の報道によりますと、県内で保育施設で6件のクラスターが発生しているとのこと。昨日も新たに保育園で1件の発生があったと報道があっておりました。クラスターが心配される小中学校、保育園等の児童生徒への対応が急がれます。この点では、県の支援策をぜひ活用していくべきだと思います。市の市町村課が作成した資料を紹介します。

熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金という支援です。7月に市町村に下ろされているということです。次のようなものです。新型コロナウイルスの感染者が確認された県内の小中学校または幼稚園・保育園等における児童生徒等の感

染不安の解消を図るため、行政検査の対象とならなかった児童生徒及びその家族のPCR検査等に要する経費を補助する市町村の支援をするもの。対象は、今言いましたように感染が確認された小中学校等における行政検査の対象とならなかった児童生徒及び家族まで対象となるということです。交付上限としては、市町村所要額の2分の1を県が負担する、こういう支援策も今出ております。

ここで再質問します。市独自でも大分市のように、誰でも、どこでも検査が受けられる体制をつくっていく必要があると思いますが、どうでしょうか。とりわけ、県の今紹介しました補助金も活用して、学校や保育園の行政検査の対象とならない児童生徒への検査の拡充も行っていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 新型コロナウイルス感染症の感染の不安がある方が、いつでも、どこでも受けられる検査体制を市独自で制定する必要があるのではないかとのご質問ですが、既に他自治体が新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットを用い、独自で実施しているところがあることは存じ上げております。この抗原検査キットに関しましては、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より出されているガイドラインによりますと、症状がある方に対して検査を行うとされており。また、実施に当たりましては、検査の実施体制の検討に加え、検査結果の対応につきましても慎重に、また適切にフォローする必要があります。このようなことより、市独自で検査体制を整え実施するには課題が多いことから、今後の検査体制につきましては、県と連携して対応してまいりたいと思います。市といたしましては、感染拡大を防ぐために、市民の皆様へ基本的な感染予防対策の徹底をお願いすることと併せまして、感染の不安のある方は新型コロナウイルス感染症の専門窓口へ速やかに相談をしていただき、発熱等の症状がある場合は外出を控え、医療機関に連絡をした上で受診をしていただくよう、対応の徹底をお願いしてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 結果に対応する体制等の課題があるという答弁でありました。もちろん検査というものは、それだけを行えばいいというものではありません。しかし、体制が課題であるということで現状を放置していたら、大変なことになるのではないのでしょうか。検査体制の拡充を、地方自治体から広げて、市民の命を守る、これはいずれ検討するでは間に合いません。早急に検討していただきたい。こ

のことを改めて要望しまして、次の質問に移ります。

○大賀慶一 議長 ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時32分

開議 午前11時38分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 次に、ヤングケアラーについて質問を行います。

ヤングケアラーとは、病気の親や祖父母の面倒を見たり、幼い兄弟姉妹を保育園に送迎したり、本来であれば大人が担うと想定されているような家族の世話をしている18歳未満の子どもたちのことです。最近、厚生労働省と文部科学省が初めて実態調査を行い、実態の一端が明らかとなりました。公立の中学校と全日制高校の2年生が対象で、約1万3,000人が回答。世話をしている家族がいるかと尋ねたところ、中学生で17人に1人、5.7%、高校生で24人に1人、4.1%が該当。1クラスに1人はヤングケアラーが存在しているという計算であります。内容は、食事の準備や洗濯、保育園の送迎、祖父母の介護、見守りと多岐にわたっております。世話に費やしている時間は中学生で1日平均4時間、高校生で3.8時間、1日7時間以上という回答も1割前後ありました。この調査で、中学生にやりたくてもできないことを聞くと、20%が宿題や勉強の時間がとれない、こう答えています。埼玉県調査では、学校生活の影響について、ケア時間にかかわらず孤独を感じていると回答した子どもは19.3%を占めており、1日のケア時間が平日4時間を超えると、勉強時間が十分にとれない、友人と遊べない、ストレスを感じている、睡眠不足、体がだるいという回答が高くなっており、学校生活への影響も示されております。このヤングケアラーについては、年配の方からは、子どもが家族の世話をすることは昔からやっていた。家族が助け合うのはいいことだといった意見が出ることもあります。しかし、今を生きる現代の子どもたちは、昔の子どもとの比較で生きているわけではありません。しかも、今日の日本社会では、子どもは大人から守られ、面倒を見てもらっているという前提で教育の仕組みがつくられています。親、保護者らの見守り支援があるかどうか、部活動や友人と遊ぶ時間など、ほかの活動との両立が可能かどうか。そして、何よりもそのケアをやらなくても家族が困らないという選択肢がどの程度保障されているかという点で、ケアとお手伝いとは性質が異なります。今の日本社会において、何歳ぐらいの子どもが、



どんなタイプのケアを1日何時間ぐらい担っているのか、その影響がどう出ているのか、もっと意識を持って具体的な内容を知り、子どもへの負担を考えていくべきであると思います。

ここで質問します。ヤングケアラーについて、市としてどのように認識しているのでしょうか。また、おとし2019年に厚生労働省から県を通じて各市町村宛てに、要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーの対応についてという通達が出されておりますが、菊池市ではその通知を受けてどのような対応をされているのでしょうか、以上、2点お聞きします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 市のヤングケアラーへの認識と、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーに対する取組につきまして、お答えします。

ヤングケアラーにつきましては、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることで、子ども自身の権利が守られていない子どものことであり、困り感のある家庭の問題の1つとして認識しております。本市においては、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待をはじめとする様々な問題に対応しており、ヤングケアラーに関する問題のみではなく、その家庭が抱える問題全体に対して、学校などの関係機関と連携しながら支援を行っております。なお、本市の要保護児童対策地域協議会に登録されている子どものうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数は、令和2年度末の時点で4件でございました。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 今、部長の答弁の中で、子ども自身の権利が守られていないという回答がありました。ここ大変重要であると思います。そして、ここ菊池市でもヤングケアラーと思われる案件が、要保護児童として把握している児童の中に、去年は4件把握されているということでした。ご承知のように、要保護児童として把握しているご家庭や児童は、日常的に支援の目が届いているところです。そう考えると、児童生徒全体で考えると実際にはもっと対象となる子どもが存在をしているのではと思います。

ここで、元ヤングケアラーと言われる人の手記を紹介します。ヤングケアラーは、自分の置かれている状況にすら気づいていない人が少なくありません。困ったことがあっても、自分で必要な支援につながるのはとても難しい。自助、共助、公助とありますが、自助、共助はヤングケアラーには無理。国や行政が支援体制をつくり、

きちんと対応すべきです。こう述べられています。また、成蹊大学の教授でヤングケアラーという著書を書かれた澁谷智子さんは、著書の中で次のように述べられています。ヤングケアラーは、自分を介護者やケアラーだとほとんど認識できていない。自分のしていることは、単に生活と捉えがちなのである。元ヤングケアラーや若者ケアラーの話の中でしばしば聞かれるのは、学校では介護やケアのことを分かってくれる人がいないため、話をしても受け入れてもらえたとは感じられず、話をする事自体が嫌になってくるというケースがある。こう述べられています。地方自治体でも、ヤングケアラーについての取組を行っている自治体があります。2015年に、新潟県南魚沼市、2016年には神奈川県藤沢市で、市の教育委員会の協力の下、市内の公立小中学校、特別支援学校の全ての教職員を対象としてアンケートが行われております。また、最近では、昨年埼玉県が高校2年生を対象に、学校を通じて調査を行っています。

ここで再質問をします。市として実態の把握をするため調査を行うべきと考えますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ヤングケアラーの実態調査を行うことについては、実態の把握をするための有効な方法の1つであると考えます。本市に置かましても、学校などの関係機関との連携による、困り感のある家庭の情報共有や、全ての小中学校で定期的に実施している、心の問診票という心理調査により、家庭内におけるストレスの状況把握に努めており、ヤングケアラーの実態把握につながっていると認識しております。なお、令和3年9月に、熊本県において県内全ての高校2年生と中学2年生を対象としたヤングケアラーに関する調査が実施されるため、まずは調査結果を参考にしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 県の調査が行われるということ、まずその結果をしっかりと注視していただきたいと思います。同時に、ここでのこの県の調査の回答は、県で集約されますので、県全体の実態の一部は把握できますが、菊池市独自の実態はつかめません。ぜひ、南魚沼市や藤沢市の例も参考にして、市独自の実態の把握も行っていたいただきたいと思います。藤沢市の教育現場では、子どもの状況に気づいている先生も以前から多くいたが、ヤングケアラーの調査によってさらに新たな気づきが可能になったことを聞いております。

次に、ヤングケアラーについて教育現場や関係機関での研修や周知についてお聞きします。先ほど紹介した新潟県南魚沼市では、2015年の調査の後、2016年度から複数の部門での研修会が行われております。この話合いの中で、南魚沼市という地域でどのようなネットワークや仕組みがヤングケアラー支援に使えるのかなども明らかとなっているということです。質問します。ヤングケアラーについて、菊池市でも関係機関、部署での研修や周知を図っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ヤングケアラーの研修につきましてお答えいたします。

厚生労働省が実施しました各市区町村の要保護児童対策地域協議会を対象とした調査において、要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの概念の認識が低いという報告がありましたので、市の関係部署はもとより、ヤングケアラーに関わる可能性のある関係機関として、介護事業所、障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などに対しましても、ヤングケアラーについての周知に努めたいと考えております。また、小中学校においては、校内の人権教育研修会や、市内不登校対策研修会などで周知に努めたいと考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 関係機関での周知を行っていくという答弁でありました。

ぜひ早急に行っていただきたいと思います。先ほど紹介した南魚沼市のスクールソーシャルワーカーの方は、ヤングケアラーは自分のやっていることを学校の先生などに気づいてもらえないまま数年を過ごしていくうちに、自尊感情を失い、学校に対しても距離を置くようになっていく場合があると述べ、早めにつながりをつくることが重要であると述べられています。学校現場での先生方の、この問題での気づきが重要であり、そのためにも研修などをきちんと行い、この問題に対して感度を上げていくことが必要であると思います。

最後にもう1点お聞きします。ヤングケアラー支援をきめ細やかに行っていく上で、相談体制、相談窓口を設置することが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ヤングケアラーの相談窓口についてお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、ヤングケアラーは困り感のある家庭が抱えている問題の1つであります。福祉部門と教育部門の連携により、困り感のある家庭の情報を共有して、ヤングケアラーの実態を把握して支援をしていることと、さらに多くの関係機関に対してヤングケアラーの概念の認識向上に努めることで、関係機関がヤングケアラーを把握する機会を増やすことができると考えられるため、新たに相談窓口を設置するのではなく、現在設置しています福祉部門と教育部門のそれぞれの相談窓口で連携して、今後もヤングケアラーとその家族の支援を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 福祉部門や教育部門など、各部署で連携して、今後も対応していくという答弁でありました。関係部署で研修も行っていただき、しっかりとそれぞれが対応していくことは重要です。同時に、切れ目のない支援を行っていく上では、今の縦割りの行政からの脱却が必要であると私は思います。先進事例として、神戸市の取組を最後に紹介します。

2019年に神戸市で、短大卒業後、幼稚園教諭として新たな一步を踏み出したばかりの21歳の女性が、同居している祖母の介護と仕事に追い込まれ、祖母を殺害するという痛ましい事件が起きています。神戸市はこの悲劇を繰り返さないという決意で、今年、2021年6月からこども・若者ケアラーに特化した支援相談課を全国に先駆けて設置、社会福祉士や精神保健福祉士ら専門職員6人を配置しています。コロナウイルスの蔓延によって、新たなケアな発生や、逆に外部のケアサービスの閉鎖、断絶等が起きています。そして、そのしわ寄せは、子ども、若者、女性といった生活基盤の弱い人々に集中しています。こういうときだからこそ、菊池市でもぜひきめ細やかな支援をとれる体制を検討していただきたい。このことを改めて要望しまして一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員　こんにちは。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますように、いろんな質問をしていきたいと思えます。今日は防災について、それと2番目に民生委員・児童委員と教育委員会についてを質問していきます。

最初に、防災についてを質問させていただきます。

8月の11日から19日ぐらいまで降り続きました大雨でありました。8月18日の夕方、旭志地区の川辺地区の区民の方より、42年前、土砂災害があった箇所の上のほうですけども、国道325号沿いの所の山が崩れかけていると連絡がありましたので、8月19日、朝、旭志支所の職員さんと見に行きました。地域の人も来ておられました。現場は、あと三、四日降り続くならば確かに危ないという感じでした。19日から天気が持ち直したので、何とかよかったというところでありました。そこで、本市における土砂災害警戒区域の定義をお示してください。また、各地区ごとの数が分かれば教えていただきたいと思えます。

次に、急傾斜危険区域と地滑り防止区域の地域の違いは何ですかというところを教えてくださいたいと思えます。よろしく願います。

○大賀慶一 議長　山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長　改めまして、こんにちは。

それでは、水上議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、土砂災害警戒区域の定義について申し上げたいと思えます。土砂災害が発生するおそれのある全ての土地を対象工事により安全な状態にするには、時間と費用の観点から極めて困難な状況となっております。そのため、土砂災害から住民の生命を守るためには、警戒避難体制の確保等のソフト対策の充実が必要となっております。土砂災害のおそれがある区域、いわゆる土砂災害警戒区域については、土砂災害防止法に基づき都道府県が指定、公表することとなっております。土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害警戒区域。そのうち建築物まで損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のことを特別警戒区域とされております。

続いて、急傾斜崩壊区域と地滑り区域について申し上げたいと思えます。まず、急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊によって被害が生じるおそれのある土地を、昭和44年に施行されました急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、関係市町村長の意見を聞いて都道府県知事が指定する区域です。地滑り

防止区域とは、地滑りが起こるおそれのある土地を、地滑り等防止法に基づき、関係都道府県知事の意見を聞いて国土交通大臣、または農林水産大臣が指定した区域です。いずれに区域も対策事業に指定されると擁壁などの対策施設が整備されるとともに、崩壊等を助長を誘発するおそれのある行為について制限がかかるところでございます。

そのほかに、土石流危険渓流がありますが、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流のことを言います。先ほど、警戒区域等の件数についてというご質問でございましたので、こちらについて申し上げたいと思います。本市の土砂災害警戒区域等につきましては、菊池地区が警戒区域195か所、特別警戒区域が187か所、七城地区が警戒区域が9か所、特別警戒区域が9か所、旭志地区が警戒区域が48か所、特別警戒区域が43か所、泗水地区が警戒区域が37か所、特別警戒区域が35か所となっており、合計が警戒区域289か所、特別警戒区域274か所を指定されております。土砂災害警戒区域等のうち、急傾斜によって指定されている箇所は、菊池地区が94か所、七城地区が7か所、旭志地区が20か所、泗水地区が20か所、合計が141か所となっております。地滑りはございません。それから、土石流につきましては菊池地区が19か所、旭志地区が7か所、合計が26か所となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 ありがとうございます。旧菊池と旭志は多分多いだろうと思ってたんですけど、思ったよりも泗水地区が結構あるなという印象でした。

急傾斜地について質問していきます。私の地域にも急傾斜危険区域がかなりありますが、その多くが急傾斜地の擁壁工事といますか、そういう工事が大体終わっております。先日、迫水のほうを通りましたら、古川地区の所で、多分急傾斜地の工事だろうと思いますけれども、急傾斜の工事が行われておりました。地域の急傾斜地危険区域の擁壁の工事の終わっている所にこの間も行ってみましたけれども、擁壁があっても、そこの擁壁のそばに行くと、ちょっと怖いなという印象を持つ所もあります。擁壁があっても恐ろしいなという感じの所が結構ありました。そういうことで、その急傾斜地の擁壁工事、その工事名が何か分かりませんが、急傾斜地擁壁工事は私は言ってますけれども、その進捗辺りをお聞きしたいと思います。この工事は、先ほど部長言われましたけれども、この工事は何年ぐらいから始まっているのか。現在の進捗は。それから、急傾斜地工事をするに当たっての条件、予算額辺りをお示してください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、ただいまのご質疑にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては県の事業となりますので、県北広域本部土木部に確認をいたしました。事業の概要といたしましては、区域の指定が必要となりまして、指定には傾斜度が30度以上、崖高が5メートル以上の急傾斜地で、対象事業によって保全される人家が5戸以上となっております。本市においては、現在、この要件を満たす79か所中49か所がこの事業に指定されております。そのうち47か所で対策施設がおおむね完了してございまして、1件が現在、施工中と伺っております。なお、この事業において用地は寄附となっているところがございます。事業費につきましては、国の交付金事業の場合は10分の1、単県事業の場合は3分の1を負担金として県へ支出しており、令和2年度においては4か所、約2,260万4,000円、本年度は1か所1,200万円を予算計上しております。本市といたしましては、対策工事の推進について引き続き要望をしてみたいと思います。

それから、いつから始まっているかということでございますけれども、こちらのほうについては、ちょっと資料が手元にございませぬので、また後ほどというところでもよろしいでしょうか。法律施行については40年ということですので、それからになるかとは思いますが。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 相当昔からうちの近所もやってある所がありますので、いつ頃からかなというところは思ってたんですけども、先ほど、部長のあれじゃ昭和40年に法律ができたということはいいんですね。

それでは、冒頭に申し上げました42年前の旭志地区川辺の土砂災害について、少し詳しく説明していきたいと思っております。昭和55年8月30日、1980年です。旭志地区では8.30災害と呼んでおりましたけれども、その資料を引き出しまして、当時の記事をちょっと読んでみます。無残、災害の爪痕。8月29日の夜半から30日未明にかけて、本村を襲った集中豪雨は648ミリメートルという未曾有の降水量になりました。特に川辺地区の山崩れにより民家11戸が全半壊し、102戸が床上浸水の被害という大惨事になりましたという記事でした。私の先輩も、買ったばかりの新車を30メートルばかり流されて、とうとう使い物にならなかったということをお話されておりました。非常に怖かったという話もされておりました。8.30災害と呼ばれてますが、地域の人がそのとき、旭志支所の人と見に行ったとき

話してくれましたが、確かに42年前、土砂災害となった所は、山が大きくなってるといった感じでした。なくなってますから、その周りの山と比べると、かなりその部分がへこんでいるという感じでした。大災害だったということで、民家近くの擁壁はかなりしっかりしたものが設置されておりました。その川辺地区の、半日で648ミリメートルというのは、この間の8月の11日から19日までの8月大雨、これで県下で一番降水量が多かったのが山鹿市ということで、山鹿市を調べてみたら、11日から19日までで1,043.5ミリメートル。8月平均の4.5倍、年間の48%を占めると。一番降った3日間、72時間最高時ですね、これが750.5ミリメートルという数字が出ております、今年の上鹿の。ということは、11日から19日で1,043ミリメートル、一番降った3日間で750ミリメートルと。川辺は10時間ぐらいで648ミリメートルということで、相当激しい雨だったんだろうと思います。

そこで、防災的などころから見ますと、そういう大雨、土砂災害で急傾斜で未整備、条件が合わないという所が出てくるかと思うんですけども、今年の上鹿のときのように避難指示の発令というものがございましたけれども、発令、勧告の辺りの発令の仕方といいますか、基準が変わったという話ですので、田中議員のとき、ちょっと出ましたけど、もう一回、その変わった部分辺りの説明をお願いしたい。それから、避難指示の発令というのは、その目安ですね。素人的には降水量とか、川が増水したとかいう感じがするんですけども、その発令の目安を教えてください。それから、菊池市でもレベル4からレベル5に上がった時期がありました。8月の上鹿で。レベル4からレベル5に上げる基準となったのは、何を以てレベル5に上がったのかということをお示しいただくならと思います。よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、水上議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、改正された災害対策基本法の内容ということで、改正の内容としましては、避難勧告、避難指示の一本化。個別避難計画についての市町村の作成努力義務化。災害発生のおそれの段階での国の災害対策本部の設置などとなっております。特に避難勧告、指示を一本化し、避難情報の在り方を包括的に見直されております。なお、本改正の市民への周知につきましては、広報6月号や各区へのポスター配付、市ホームページの掲載により周知を行っているものでございます。

それから、避難の発する基準ということで、今回、警戒レベル4、避難指示を発令した基準としましては、気象台と県による土砂災害警戒情報の発表に合わせて、



本市の土砂災害警戒区域に対して避難指示を発令しております。また、このほかにも河川の水位など、様々な指標を基に災害発生の危険性が高まっていると総合的に判断した場合には、対象地域に対して発令することとしております。

それから、8月の大雨においてレベル4からレベル5の警戒レベルを引き上げた基準としましては、まず8月の12日、12時10分、本市に対して土砂災害警戒情報が発表されましたので、これに合わせて同時刻に市内全域の土砂災害警戒区域に対し、レベル4、避難指示を発令しております。その後、気象台より個別に連絡が入り、本市の龍門・水迫地区に線状降水帯がかかっており、危険な状態にあるとの助言がありましたので、本市において総合的に判断し、午後2時45分、対象地域に対してレベル4、避難指示からレベル5の緊急安全確保にレベルを引き上げて発令したものでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 市役所の本部ができたときですか、私、ちょうど防災交通課に違う用で行っておいりましたら、その隣の部屋で本部の課長さんが多かったと思いますけども、防災交通課を中心にばたばたやっておられるのを見て、ああ、やっぱり本部も大変だったなという思いがそのときはしました。急傾斜のまた話ですけども、今年のような大雨で未整備、または条件がどうしても合わない、急傾斜の工事に対してですね、そういう所にはどういう指示を防災として行っているのか。そういうときに区長、消防への声かけ辺りは私は必要と思いますけれども、その区長、消防辺りの声かけ辺りはどうなっているのか、教えてください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 未整備地区への対応、並びに区長、消防団員への呼びかけはということでございますけれども、防災情報や行政情報の周知につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の未整備地区に限らず、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の対象世帯に対しましては、戸別受信機を配付し周知を行っております。また、災害発生の危険度が高くなることがあらかじめ予想される地域に対しましては、該当区の区長の皆様に対し、区民への避難の呼びかけなど警戒をしていただくよう、事前に電話連絡を行うなどの対応を行っております。また、消防団に対しましては、危険箇所の見回りや移動広報による市民への注意喚起を行っていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 最後に、市長にお尋ねしますけれども、1か月ぐらい前だったと思いますけれども、うちの区の区長さんが役員会というものをやるから来てくれということで、私も協議委員というものをしていますので、その役員会に行きました。そのとき区長さんが役員の皆様、消防団というのは若い人が多いから、高齢者もしくは独り暮らしの家と名前辺りが分からないということで、その役員さんに区長さんが、この山の下この家は何たらさんの家ですよとか、何々さんの家ですよとか言って教えておられました。そういうのも大事だなと思いつつ、大雨がそのあと来たと思います。非常に気候変動、ましてや亜熱帯化している今日の降水量に対して、本市としても危機が迫っているという認識から、一歩踏み込んだ指示が必要になると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまのご質問、災害時の周知徹底の方法という趣旨でのご質問かというふうに思います。

まず最初に、今回も大雨がございまして、各地で被害を受けられ方が多数いらっしゃいます。被害を受けられた市民をはじめ皆様にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。昨今、毎年のように全国各地でこういう大雨等による甚大な被害が発生しているわけでありまして。こうした中、2019年の台風19号等による災害の経験を踏まえて、政府のほうからガイドラインを改定して、従来の避難情報よりもより対象を明確にして、いち早く避難につながるような名称に変更するなどの、分かりやすい情報となるような工夫がされておるわけでありまして。これを受けまして、私どもも今回の8月の大雨の際に、警戒レベル4の避難指示を発令し、加えて一部の地区におきましては、警戒レベル5ということをちゅうちょなく緊急安全確保のために発令をしたわけでございます。

事前のメディア等の周知もあったせいかと思えますけれども、市民の皆様も大変危機感を持って対応いただいたんじゃないかというふうに思っております。こういう有事の場合は、何よりも早い情報というものが一番だというふうに思っております。そういう中で、本市には中山間地など多くの地域で急傾斜地というふうな崩壊対策が施されていないなどの危険箇所が多く存在しています。こうした環境の中で防災情報の的確な発信というのは、もう特に本市においては大変重要であるというふうに考えております。これもホームページとか防災無線、これはもう当然でありますけれども、一つ、二つのチャンネルではなくて、移動広報もやっておりますし、こ

うしたことと併せて、大変今、普及率が高くなっておりますスマートフォン、あるいは携帯電話等を活用して、一斉になるべく瞬時に広く知らせるという意味で、きくち防災行政ナビであるとか、安心安全メールを効果的に活用してきているところでもあります。また、とりわけリスクの高い急傾斜地等、あるいは難視聴地区に対しましては、全戸にもう既に戸別受信機を配付するなど、きめ細かい対応をしております。こうしたふうな複数チャンネルを常に維持しながら、迅速に周知を図ることが極めて大事だというふうに思っております。

いずれにしても、我々は発信するサイドでありますけども、どうか市民の皆様におかれても、日頃から自らの問題として災害に備えていただいて、市の情報のもとより、メディア等が発信する情報も含めて、早め早めの対応行動をお願いしたいと、切にお願いするところであります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 この質問を考えているとき、やはり逃げるが勝ちというところが確かに一番であるんですね。やっぱりなかなか対応するのは難しいから、集落の公民館なり、旭志だったら旭志公民館、指定の場所に行くということが、まず一番の大事なところかなと思ってます。

○大賀慶一 議長 ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午後 1時27分

開議 午後 1時33分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 次に、民生委員・児童委員と教育委員会について質問していきたいと思えます。

民生委員・児童委員、また教育委員の皆様には、日頃の活動に敬意を表するところでございます。民生委員・児童委員の皆様には、この高齢化社会での活躍、教育委員の皆様には多種多様な学校問題、昨日も城議員の質問で、不登校の子どもさんが53名もいるというような報告もあっております。そういう中で、民生委員・児童委員の地区別の数、全体数、主任児童委員の地区別の数、総数、また主任児童委員というものの役割は何かということをお示しいただき、3番目に、主任児童委員

と学校と教育委員会との連携はとれているのかというところをお聞かせください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 まず、私のほうから、民生委員・児童委員の活動、主任児童委員の役割についてお答えさせていただきます。

民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第4条の規定に基づき、市町村の区域ごとに県の条例で定められており、本市の定数は109人となっております。地域別に菊池第1、第2、第3、七城、旭志、泗水地区の六つの協議会で構成されており、菊池第1地区が20人、第2地区17人、第3地区19人、七城地区13人、旭志地区15人、泗水地区25人で、うち主任児童委員については、各協議会2人ずつ選任されております。

主任児童委員の役割につきましては、児童福祉法第16条の規定により、民生委員は児童委員に充てられ、厚生労働大臣は児童委員の中から主任児童委員を指名するとされています。主任児童委員は、子育て支援や児童の健全育成など、学校などの関係機関と連携した地域社会の見守り役としての活動や、スクールソーシャルワーカーや養護教員などの専門職と連携して効果的な支援を行うなど、子どもたちが安心して豊かに暮らせる地域づくりを充実させる役割を担われております。近年、児童虐待や子どもの貧困など、多種多様な生活課題を抱える世帯が増えており、行政だけでは把握することが困難なケースもあります。今後も地域の見守り役である民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、地域福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、私のほうからは主任児童委員と学校や教育委員会との連携についてお答えさせていただきます。

主任児童委員の皆様とは、学校運営協議会や学校訪問等に参加していただく中で、情報共有や意見交換等を行いながら連携を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 ありがとうございます。教育委員会のほうの話になりますけれども、子どもからのSOSを、その問題、もしくは問題が起きたと。その入り口で防ぐということが大事かと思えます。報道によりますと、コロナ禍で子ども

の自殺、特に高校生が多いということですが、自殺する割合が増えているという情報もあります。子どもたちがいつでも何でも相談できる環境を整備することが、大事な部分だと思います。気軽に相談できる組織、環境づくりという点では、現状はどうなっているのか。また、次に、市役所内での連携ですね、連携も必要と思いますけれども、連携辺りはどういう状況なのか教えてください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

子どもの相談体制はどうなっているのかというご質問でございますが、昨日の城議員の質問でお答えしておりますが、まず学校におきましては、児童生徒からの相談の窓口としまして、学級担任や養護教諭を中心に相談体制をとっております。また、児童生徒からの相談を受けるだけでなく、日頃の健康観察や生活ノート、心の問診票などから、身体的な変化や精神的な変化、家庭の状況の変化を読み取りながら、必要に応じて管理職を含めた校内の対策会議を行い、家庭や関係機関と連携するなど、組織的な体制をとっているところでございます。教育委員会におきましても、指導主事を中心に、学校支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室指導員による教育相談の体制をとっているところでございます。また、子どもが相談しやすくなるような環境づくりとしまして、24時間子どものSOSダイヤルや、県内の悩み相談窓口など、複数の窓口、連絡先が記載された資料を配付したり、ポスターを目に見える場所に掲示するなどしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 菊池市役所内における連携についてお答えします。

菊池市役所内における連携につきましては、様々なケースに応じて、関係部署で情報を共有するなど、必要な連携を行っております。また、市役所や教育委員会、児童相談所などの関係機関で構成される要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会には、主任児童委員も協議会のメンバーに入っております。必要な情報の交換や支援内容に関する協議を行っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 最後に教育長にお尋ねしますが、ざっくり言いますと、子どものSOSをキャッチするために、主任児童委員と教育委員会で、野球で

言う守備固め、守備体制を固めてほしいという思いで、私としてはそういう思いがあります。子どものSOSを察知し、このコロナ禍の中、情報を共有し、児童に広がる不安、ストレスを察知し、揺れる子どもの心とどう向き合うか、またどう寄り添うかというものを考えていかなければならないと思っています。教育長には、子どものSOSを早く察知し、情報を共有して児童を守ることが大事だと思います。教育委員会と主任児童委員との連携についての見解をお示してください。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 ただいまの質問についてですけど、まず主任児童委員さん、民生委員・児童委員さんにおかれましては、皆さんご存じのとおり任期は3年間で無償で市民のためにご尽力いただいていることに、深く感謝申し上げるところでございます。

さて、現代社会の変容の中で、家庭の教育力の低下や地域との関わりが薄れつつあることなどから、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られますので、学校と地域が連携していくことは大変重要だと考えております。地域の主任児童委員の皆様とは、日頃から学校との情報共有や意見交換を通して、子どもの様子の変化や家庭をめぐる状況を把握するため、引き続き連携を図ってまいりたいと思います。そして、児童生徒が抱える課題に対応していきたいと考えておりますので、今後とも連携を深めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 最後になりますけれども、私も何人かの主任児童委員さんと話をさせていただきました。さすがに去年から今年にかけてはコロナでなかなか活動ができないということで、残念がっておられました。前任者の方と話をしたんですけれども、その人にしては、非常にやりがいのある仕事であったと。多くの人に主任児童委員というものを知ってほしいと。また、主任児童委員というものを何とか周知をお願いしたいということをおっしゃられました。主任児童委員さんは旭志の場合は2人ですから、2人でちょっとした活動をしていたら、教育委員の人が教育委員さんが、私にも参加させてくださいと言われてきたので、そのときは3人で活動したという話もされておりました。しかし、なかなか後任の主任児童委員さんを見つけるというか、探すのが大変だと言っておられました。市民が主任児童委員さんのお仕事を知り、私もやってみたいなという仕事に主任児童委員の仕事になりますよう、なることを切にお願いしまして質問を終わります。

○大賀慶一 議長　これで、水上隆光議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○  
休憩　午後　1時47分

開議　午後　1時53分  
○

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員　議席番号11番、荒木崇之です。昨日の9月1日は防災の日でした。8月11日から降り始めた大雨は、18日までに例年の4倍を超える記録的な大雨で、河川の氾濫や土砂災害と、大変心配しましたが、菊池市では大きな災害がなかったことが救いでした。しかし、これからの気象状況は例年のない気候変動が毎年起こることを想定し、防災・減災に努めるのが自治体には求められていると思います。この大雨の中に、高齢者の方からお電話がありました。七城と旭志の方でしたが、お二人とも大雨で屋外のスピーカーからの音は全く聞こえない。泗水地区には全戸に防災無線があると聞きました。七城や旭志でも使えるようにしてくださいとのこと。このようなお声を頂くたびに、平成25年の初当選以来、訴え続けています防災無線の戸別受信機の重要性を痛感します。しかし、市民の安全を守る戸別受信機の設置についても、これから質問する財政状況によって左右されかねませんので、しっかり質問していきます。

では、通告に従いまして一般質問を行います。今回の一般質問は、菊池市の財政状況についてであります。財政といいましても、歳入、歳出、交付税など、多岐に及びますし、財政用語など、市民の方が聞いただけで拒否反応が出てしまうような用語を、なるべく分かりやすく、家庭に置き換えて質問していきたいと思えます。

さて、本年3月29日の熊日新聞において、未来への岐路、市長選を前にという連載で、市財政が綱渡りとの記事が掲載されました。私は、平成28年から菊池市の財政の危うさを、自身の広報紙やホームページなどで独自の観点で分析し、訴えておりましたので、あまり驚きはなかったのですが、市民の方からは、菊池市の財政状況は本当に荒木議員が言っていたように深刻ですねの意見がある一方、熊日が大げさに書いているだけでしょう、平成29年3月の広報きくちには、合志市に次いで県内で二、三番目に健全と書いてあったからでたらめだといった現実を受け入れられないでショックを受けている方もお電話がありました。

私は、菊池市の財政は、平成28年をピークに年々悪くなっていますし、これか

らもっと悪くなりますと迷わずお答えしています。私が迷わず市の財政は悪化していると言える理由は、熊日新聞にも掲載されていましたが、財政の弾力性を表す経常収支比率が令和元年度が97.3%と過去最悪に上昇していること。家庭で例えますと、100万円の収入に対して、家賃や電気代、水道代など、生活するに当たって不可欠なお金が97万3,000円かかっている、外食をしたり、旅行など、自由に使えるお金が2万7,000円しかないということを表しています。また、市の借金も、江頭市長就任前の平成24年には273億円でした。しかし、江頭市長就任から9年が経過した令和2年度では346億円と、73億円も増えております。それに伴い、公債費、これは毎年の借金返済額が、令和2年度で35億1,000万円まで増えております。一方、基金、いわば市の貯金はどうかといいますと、私がまだ市職員だったとき、市の貯金は財政調整基金と減債基金を合わせると100億円ありますと、福村前市長が議会で答弁されていたことを覚えています。その100億円あった基金も令和2年度には70億円、何と30億円も減っています。借金の増加額73億円と貯金の減少分、30億円合わせると103億円が負の財産となり、市の財政をさらに圧迫しています。

以上のように菊池市の財政は確実に悪化していると私は考えますが、江頭市長は昨年9月議会の私の一般質問の答弁で、財政はそれほど危うい状況ではありませんと、はっきり言い切っています。また、平成29年、先ほど紹介いたしました3月の広報きくちでは、菊池市の家計簿という表題で、本市の財政状況は合志市、人吉市に次いで県内14市で3番目によいと掲載されています。しかし、その後、菊池市の家計簿が続編として掲載されたことはありません。

では、お尋ねします。江頭市長は、何をもちて菊池市の財政が健全であるとお考えなのかお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、荒木議員のご質問、現在の本市の財政状況をどう捉えているのかという趣旨のご質問であったというふうに思います。

まず最初に、先ほど言及になりました広報きくちにおける決算データの解説の記事があったということですので、まずそのお話からいたしますと、広報きくちの平成29年3月号に、これは平成27年の決算データが基になっておりますけども、市の財政状況をお知らせしておるわけでございます。当時の状況は、合併事業がもうすぐそこに控えておりましたので、これから大きな支出が出てくるということで、特例債などの非常に有利な借入れを、様々なやりくりをして基金をたくわえていたわけでありまして。このために実質公債費比率、これは先ほどおっしゃった3番目と



いう意味だと思えますけども、それから将来負担比率、これは本市と合志市のみがこれに該当しないと、つまり心配がないという状況でございました。そういう趣旨のご説明をさせていただいたわけであります。

じゃあ、現在はどうかと言いますと、その後大きな状況変化があったわけであります。1つには、合併来、本当に遅れ遅れになっておりました新市建設計画の事業が、やっこの記事の頃から、庁舎であるとか、K i C R O S Sであるとか、あるいは市民広場であるとか、大きな事業が始まって、かつそれらが一時期に集中したというわけであります。そして、またちょうどその頃に一本算定に移行して、地方交付税の段階的な縮減が始まると、ちょうどそういう時期を迎えたわけであります。そして、またそのような時期に想定外の熊本地震の発生も重なったということです。そして、またその頃から、予想どおりでありますけども、年々福祉関連の扶助費が増えてきているわけであります。こうしたことで、起債残高が、特に大プロジェクトとともに増加するとともに、基金残高が減少するという大きな変化が起きております。ただし、それは当時見越していることでありまして、先ほどの広報紙の中でも、先んじてそのことには触れているわけでございます。いずれにしましても、こうした状況変化を受けまして、当時と比べると各指標とも大変厳しくなっているというのが今の現状でございます。ただし、足元で合併に伴う事業もおかげさまで峠を越えまして、完了に近づきつつあります。また、この間、公共施設の削減も着実に進めてきておりまして、借入れの残高も平成29年をピークとしまして減少に転じているところでございます。

そして、もう一つ大事なことがございまして、江頭の代になって借入れが急に増えたというお話でございます。これも実は当時の広報きくちに載っておりまして、今、言及がなかったんで私のほうからご説明しますと、合併当時の平成17年、スタート時点でこれは借入れが277億円ございました。それが今、足元に一番直近でいいますと、令和2年度が334億円と、確かに大幅に増えております。ところが大きな違いがありまして、当時277億円のうちの約半分46%の128億円が、菊池市が自前でお返ししなきゃいけない借入れだったわけです。残りの差額は、これは国からの財政措置がある、うちにとっては負担のない借入れでありました。それがどうなったかと言いますと、277億円から334億円に大きく増えたんですけども、実は自前で返さなきゃいけない部分は128億円から91億円に減ってるんですね。ということは何を意味するかというと、財政措置のある借入れのほうにどんどん転換を図ってきたと。ちなみに財政措置があるやつが73%あるということになっておりますから、むしろ借入れ構造というのはより健全になってきたということは言えようかと思えます。

しかしながら、コロナ禍で歳入の減少がこれから見込まれます。また、扶助費は今後とも増加の傾向であり、大変厳しい環境でございます。まさにこうしたことのために、余裕があるときに基金も積んできているわけであります。したがって、直ちに財政を懸念するような状況にはないと、私のほうは考えている次第でございます。これ、私が申しますと、それは何か自己弁明ではないかというふうにも思われるでしょうから、実は一昨年度に総務省や地方自治体の審議会等の委員を歴任されております財政学がご専門の関西学院大学の小西先生が本市にお越しいただきまして、そのときにうちの資料を全部お渡しして、本市の財政状況を分析していただいたんですが、その際に頂いたコメントが、今まで市の財政に関わってきた方々が、適正な財政運営に努められてきたということがうかがえますと。現時点では健全な財政運営であると判断できますという、大変自信につながるようなご意見をいただいた次第でございます。引き続き事業の見直しや公債費の圧縮、公共施設のさらなる見直しなどは、これもしっかりと着実に進めながら、安定した財政基盤をつくり上げていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 財政は直ちにどうにかなるといような状況じゃないということと言われておりましたですね。その中に、財政がこれから悪化するだろうという中に熊本地震がありましたけど、この平成29年のが出たときには、ご存じのとおり、熊本地震はもうあった後なんです。この平成27年のやつを出してきたのが平成29年だと。それはいいときを見せるなら、市民はみんなそれを信じます。じゃあ、その後、今言われたようなことを何で私は出さないんだと。この後、財政がこう厳しくなってきましたということを、なぜ出さないんだというふうに思いますが、今の主張の中で、将来負担比率、これがゼロがうちと合志市だからと言われてたけど、この将来負担比率は率ですから、何から何を割ったらこの数字というのが出るんですか、簡単にお答えください。

将来負担比率は将来負担額を単純に言いますと、それを標準財政規模で割れば出てきますが、市の財政が健全という理由が、私はよく分からないのが、健全化判断比率という指標が財政4指標、全てにおいて範囲内だからということであります。実際、第4期の行財政改革の大綱には、財政が厳しいとは一言も書いてないですよ。ただ、一方で、昨年、山田部長が財政課長だったときに全協でお答えしたときには、厳しいという状況と言われたということで、非常に同じ役所内でも考え方に相違があるんじゃないかというふうに思うわけであります。財政4指標全てにお

いて健全化であるということですが、この健全化判断比率が自治体の財政指標に取り入れられたのは平成19年度の決算からです。そのきっかけとなったのは、もうご承知のとおり、前年に夕張市の財政破綻が発覚したからであります。簡単にこの財政4指標というのを、人間の健康に例えると、血圧が正常だとか、あと範囲内だとか、血糖値が基準より下だとか、健康診断で数値が下がっていたなら健康と判断されるのと同じであります。では、不健康と判断された自治体が現在どれだけあるのか。総務省によりますと、現在4月現在で夕張市のみであります。すなわち、この指標は、財政再建しなければいけないほど悪化した自治体を見つけるためのもので、健全であるかを裏づけるものではないということです。

では、本題に入ります。私がこれから用いる数字、金額は全て総務省のホームページから、その情報統計から過去9年分の決算カードを取り寄せました。本市だけではなく、近傍市は全部取り寄せました。まず、基金の減少について質問いたします。先ほども述べましたように、基金は平成27年度をピークに減少しています。特に財政調整基金、いわば市の貯金は平成28年に、これは地震がありましたけど13億円、平成29年に4億6,000万円、令和元年に7億円、令和2年度に3億2,000万円の、計4回、合計27億7,000万円が取り崩されていますが、何に使ったのか。併せて、その費用対効果をお答えください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員のほうから、今の27億円を何に使ったのかということでございますけども、申し訳ございません、今、資料がございませんので、後でお答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 総務部長、これ、資料がなくても答えられることなんですよ。3月2日の熊日新聞、読みましたか。財政調整基金を取り崩した理由を、これは全市、全市というか14市、全自治体、県内全自治体全部熊日に載りましたですね。それには、コロナ対策で国からの交付金の不足分が8,000万円、それと新庁舎の起債償還など、先ほど市長が言われた、合併特例債を使ってやった事業ですね、その償還などと財政課は答えています。これ新聞公表されています。起債償還、つまりは毎年の借金返済のために基金を取り崩しているということになります。これは先ほども答弁でありました。

そうすると、市の借金は幾らあるのかという話ですが、冒頭で触れましたが、346億円あるということです。ただ、市長から言えば、それは良質な借金のほうに

変えていってるということではありますが、これも私たちの生活に置き換えて考えると分かりやすくなると思います。346億円の借金を菊池市は抱えています、もちろん一括返済なんてできません。ですから、毎年借金を返していっています。これを公債費と呼びます。もう皆さんご存じですけど、私は市民の方に言ってると思って聞いてください。これを公債費と言います。この毎年の公債費も年々増加していて、平成24年に24億円の借金返済を毎年しておりました。それが令和元年には36億円、令和2年も35億円と、9年前に比べて10億円も多く返さないといけない今の状況であります。これは決算カードにも載っております。ちなみに、この先数年間は全職員の人件費よりも借金返済額のほうが上回るようになります。市も公債費、借金返済額の増加は、これは分かっていたとおっしゃったので、実際分かってましたのでご利用は計画的にということで、財政が平成30年に中長期財政計画、つまりは返済額予定表を作成して、何年に幾ら返済するという目標値もつけています。

当初の計画では、令和4年の返済額が一番多くて年間36億円という返済計画でしたが、令和6年度、新しい計画では令和6年、これ毎年ずっと変えていきますので、令和6年度には返済額が38億円に達するとなっています。さらに返済額のピークも、今言いましたように令和4年と当初していたのが令和6年にずれて、返済額も2億円も誤差が生じています。お尋ねします。なぜご利用は計画的にということで、中長期財政計画で借金返済の目標値を立てているのに、返済のピークが先送りになり、2億円もの誤差が生じるのか。また、返済額を目標値に近づけるために、これまでどのような政策をされていたのか、お尋ねをします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 中期財政試算でピークがずれてるところで、どういった理由でずれたのかというところでございますけども、各事業の予定年度からずれ込んだりとか、そういったところの計画のずれでピークがずれてきたものと思っております。

それから、今までそれに計画的に実行するために何をしてきたのかというところですけども、毎年、中期財政試算を行うに当たって、各部各課のヒアリングを行い、事業等の以降5年間の事業等を見ながら、それに対しての財源の手当てとか、そういったところを計画しながらやってきているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 先ほど、市長から平成28年の一本算定という話がありましたけど、これを言いますと、うちは4つが合併しました。当初、総務省は交付税の基準財政需要額というのを、七城は七城、泗水は泗水、旭志は旭志、菊池は菊池と、これを積み上げた分を基準財政需要額として見て、そのうちの7割を交付税として出してたわけですけども、国もお金がないわけですよ。ですから、どうにかして新市で引き直したい。新市でそれを引き直して、それぞれかかっていた基準財政需要額を一本化した、これが一本算定でありますけど、もうこれが分かっていたのは平成26年とかに分かっているわけですよ。そのときの開きが11億円ぐらい開きがあった。当初もらえるお金というのが11億円ぐらい減った。今はそれが縮小してますけど、その当時から減ってきてるのが分かってるのに、財政を見てください、合併したときの230億円、240億円財政規模から、今や300億円規模。何でこれを私は縮めなかったんだということを言ってるわけでありまして。

次に、これまでの市債ですね、市の借金について質問してきましたが、この借金にも種類がいろいろあります。その中の一つで、今一番市が頼りにしている臨時財政対策債というのがあります。これは、市の標準的支出が増えたときに、国がその分の交付税を増額して市に交付するものですが、国がその交付分の付加金を補う制度であります。意味、分からんでしょう、言ってもですね。だから家庭に例えますと、市を息子、国を親とします。息子が急に大学の参考書を買わないといけなから、親に仕送りの増額を2万円してくれとお願いします。でも、親も、そぎゃん言うたっちゃ金がなかけんということで、親も金銭的余裕がないので、一時的にちょっとおじさんから借りてくれんかということで、おじから借りてくれと息子に言います。将来、そのおじに借りたお金は、次の仕送りに入れるけん、10万円しよるなら12万円するけん。だけんそれでとにかくちょっとその分をどうにかほかから借りてくれと、というのが臨時財政対策債、この2万円分ですね、仕送りの参考書分が臨時財政対策債というんですが、もちろんこれは債とつくので借金です。ですけど、先ほど言いましたように、臨時財政対策債の借金返済額は後で国が100%交付税として見てくれるという約束になっております。建前上はですよ。あくまでもこれは市の借金ですから、臨時財政対策債を借りるか発行するかは各自治体で決めます。いや、うちは大丈夫と。もうちゃんと仕送りすると、仕送りだけでやっていくというようなところは借りない。ただ、うちは厳しいなというときには借りるというような感じで、これはその自治体に発行が任せられています。

では、パネルを示します。これは左側が臨時財政対策債の毎年の償還額をまとめた表です。毎年大体7億円とか7億8,000万円とか、平成28年からの分ですけど、これを示してます。右側が臨時財政対策債の振替え相当額。臨時財政対策債

を例えば7億円償還したなら7億円入ってくるはずですよ、国からですね。これ  
を表した数字ですね。先ほど言ったように償還額は100%交付税措置されるとな  
っているということは説明しました。では、総務省のホームページに全市町村の費  
目別基準財政需要額というエクセルの表が掲載してありまして、そこには償還額、  
分かりやすく言いますと平成28年からの返済額が書いてあります。その返済額が  
平成28年が7億4,427万円に対し、そのときに振り替えられたやつ、国から  
来た臨時財政対策債振替え相当額、つまりは国が100%振り替えてくれていると  
されている分が7億4,682万円ということで、5,000円単位なんで260  
万円ぐらい多く来てるんですよ。

ところが、平成29年が7億8,841万円に対して、来てるのが7億7,84  
6万円と、大体は来てるんですが、平成30年には返済を8億2,247万円して  
るのに、国が振り替えてくれた額は7億5,567万円と、6,600万円少なく  
なっています。さらに令和元年は8億3,565万円に対して5億9,789万円  
と、2億3,000万円も少なくなってるんですよ、相当額が。それで去年、令  
和2年がどうかというと、8億5,300万円ぐらいを償還してるのに、国から入  
ってきてるお金、振替額というのは5億8,950万円。ということは、やがて2  
億6,300万円も少なくなっています。じゃあ、何を聞くか分かりますですね。  
では、お尋ねします。臨時財政対策債の償還金は、本当に100%交付税措置され  
ていますかということをお聞きしますが、換気を兼ねて休憩をお願いします。

○大賀慶一 議長　ここで、10分間換気等のため休憩します。

○  
休憩　午後　2時22分

開議　午後　2時28分

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長　先ほどお示しいただいた荒木議員の表の中で、8億6,00  
0万円という数字ありましたっけ。5,900万円。その部分につきまして歳入の  
見込みとしましては8億7,700万円来る予定でございます。先ほど、表の右側  
にありました数字につきましては、その年度の臨財債の発行限度額の数字かと思  
います。今、確認しましたところ、償還に対して歳入のほうは、それを上回る金額で  
発行される見込みということで伺っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 今、上回る見込みと言われたけど、これ私、相当額というのは、先ほども申しましたように臨時財政対策債振替え相当額ですので、借金返済に対しての相当額という見方を私はしてるんですけど、まあいいです。交付税は臨時財政対策債を発行しているならその分だけ毎年の交付税が増えるはずですけど、100%。それ以上来てるとおっしゃってるなら。そうならないという見方もあります。実際、菊池市の交付税も年々減ってますし、臨時財政対策債については、これを話し始めたら、あと1時間ぐらいかかるので、明日の福島議員がこの応用編を言われるので、それまでにしっかり調べておいてください。

では、福島議員に臨時財政対策債のことは任せることとして、次に進みます。

基金の減少、借金返済の増加という懸念事項を質問してきましたが、立命館大学の森裕之教授の、「市民と議員のための自治体財政」という本がここにあります。市長は何か関西学院大学の教授に聞いたということですが、この森教授は財政学者で専門は地方財政論です。8月8日に報じられました、古都京都が破産危機という記事の中でも評論家としてインタビューに答えられていました。京都市は、将来の借金返済のために積み立てた基金を、毎年の収入不足を埋め合わせるために使っていたから、借金の返済が来たときに返済に回すお金が不足していると。こういうことが常にやられていたから、このままでは5年後に基金が底をついて、10年後には自治体の破産に当たる財政再建団体に転落するおそれがあると記事の中で指摘されています。実際、この京都市も、家庭で言うなら30万円収入があったら31万円とか32万円とか使い過ぎるから、それを毎月毎月貯金から切り崩すわけですよ。貯金がどんどん減る。貯金が50万円あったら、2万円していたら25か月で全部なくなってしまうと、そういうのが今の京都市ということでありました。この京都市の門川大作市長も、このままでは京都市は破綻しかねません。今後5年間で1,600万円の収支改善を目指すと発表されています。その財政学者である森教授が、自治体の財政において一番の問題は赤字に陥ることと、自身の本で、この本で述べられています。では、森教授が言われる赤字とは一体何のことなのか、ご説明したいと思います。

これは、自治体の財政状況を表すもので2つあります。実質収支と実質単年度収支と2つの収支があります。これは毎年、決算カードに記載されていますので、市の幹部の皆さんとか、決算カードを理解されていると思いますし、もちろん議員の皆さんは決算カードの見方も分かると思いますが、説明させてください。実質収支とは、その年の歳入から歳出を単純に引いた数字です。300億円とするならば、

それから298億円なら2億円余るとというのが実質収支。ちなみに実質収支はほとんどの自治体が黒です、黒字。なぜなら、最初から予算で赤字収支を前提とした赤字予算を組むことが法律で禁止されているというふうに解釈されています。では、もう一つの実質単年度収支とは、歳入歳出には先ほど言いましたように基金からの取崩しとか、財政調整基金とか、それですね、それと臨時財政対策債とか、先ほど言いましたおじさんからの借りたお金とか、そういったもの、積立てとか繰上償還が含まれているので、そういった収支を調整する要素を全部除いて、もう純粋に収支の計算をしたもので、これが自治体の真の実力を示したものと言われています。

では、森教授が自治体の財政を比較する上で、実質収支と実質単年度収支、それに積立額、これは毎年の貯金額ですね、と財政調整基金取崩額、これは毎年貯金を幾ら取り崩したかという額ですが、この4つをグラフにしたものを使われています。財政の指標を判断する上で。菊池市のグラフも作成しましたが、人口と面積、合併の有無と本市の状況に近い自治体のグラフも作成しましたので、まずは近傍市のグラフから示します。

皆さん、調子のいい合志市を示すと思っているでしょう。財政の担当者から、好調な近隣市と比べるのはいかなものかとクレームをつけられるのは嫌なので、山鹿市と比べてみました。山鹿市は、1市4町で合併し、人口4万8,500人、面積も299平方キロメートルと、菊池市が277平方キロメートルなので、人口も広さもほぼ自治体規模が同じということはあるまでもありません。皆さんご存じの山鹿市です。では、山鹿市のグラフを示します。

まず、このグラフの見方ですが、黒い線が実質収支の推移ですね、黒い、この上の線ですね。青い線が実質単年度収支、純粋に山鹿市がどれだけの収支があったかということを示しているやつですね。森教授が指摘する赤字が続くことが問題と言われているのが青い線の実質単年度収支のことです。山鹿市はどうかといいますと、平成24年、平成25年が黒。平成26年が赤。平成27年、平成28年、平成29年が黒で、平成30年から令和2年、ここ3年は赤字となっています。過去9年で黒字が5回、赤字が4回となっています。グラフの下に、今度は緑のスタンプ、これが黒字、赤いスタンプが赤字を示しています。

では、菊池市どうなるのか。見方は同じです。黒が実質収支、青い線が実質単年度収支の推移ですが、9年連続赤字。全部赤。実質収支ね、この実質単年度収支が全部赤字、9年連続全部赤字なんです、平成24年から。ということになります。ちなみに私が決算カードによって、これ全部見られるんですよ、総務省のやつはですね、県内14市の実質単年度収支を見たところ、9年連続赤字というのは菊池市と水俣市のみでした。財政がよくないと言われている人吉市は、平成27年と平成



30年に黒字でした。ちなみに、水俣市は10年連続赤字なんですけど、財政の弾力性を示す経常収支比率は常に100を超えています、今年も100を超えています。

市長にお尋ねします。9年連続で実質単年度収支が赤字と、これ一番大事なやつが赤字と、9年連続というのは、これは計画的なものですか、何か意図的なものなのかお尋ねをします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 実質単年度収支の連続赤字について言及しろというご質問でございます。

実質単年度収支が連続で赤字となっております。これには要因がございます。主に歳出面での直接の主要因というのは、先ほど申し上げましたけども、合併時の合意事項である新市建設計画に基づく事業の実施によるもの。加えまして、熊本地震からの復旧復興事業という、突発の支出も大変大きい要因であります。また、合併事業の実施が大幅にずれ込んで、この数年に集中したということも、赤字自体が集中したことの一因にもなっているわけでございます。

しかしながら、こうした新市建設計画事業による公債費負担が大きく増加するだろうと。それから、併せてその頃になると合併特例期間の終了に伴って、地方交付税の縮減が始まるだろうと。また、実際に熊本地震が起きましたけれども、自然災害等はいつ起こるか分からないから、突発的な支出の可能性もあると。そうしたことは予見できていましたので、長期的な見通しの下で、これらに対して基金を積み立ててきたわけでありまして、現在、予定どおりこれを必要に応じて取り崩して対応してきているわけでありまして、ある意味では、狙いどおり安定的な資金繰りの効果を上げているということでもあります。

しかしながら、先ほどから実質単年度収支のお話をされてますが、実は肝心要のこの定義の問題がありまして、実質単年度と何でついているかといいますと、実際には貯金の取崩しは先を見越して、これぐらい要るだろうからというんで、家計がよいときに貯金をしとく。例えば、息子が2人大学に何年後か行くだろうと。家も建てなきゃいかんだろうと、当然ながら余力があるときにその貯金をしとくわけでありまして、その備えはあったわけですけども、実質単年度収支の場合は、この貯金の取崩し、あらかじめ積み立てていたものは、厳密に単年度の収入じゃないですよねということで、これを取り除いてみなさいということになってますから、実際は目的的に引き当てていたんですけども、かつ実態的な収支はニュートラルなんですけども、技術的にはここは見ないということになりますから、その分はどうしても赤字になるわけでありまして。

これに対して、例えば、そういった市町村はないと思いますけども、実はずっと実質単年度収支の赤字が続いて、実はそれはもう貯金があるからいいじゃないかっていうんで、無計画な成り行きの方財政活動の結果、言うなれば気づかないうちにお金使ったら貯金が底を打ったんであれば大変問題であるわけですけども、本市の場合は、先を見越して計画的な資金繰り対策としてお金をためてやってた。ところが、ためて、さあ使おうとなったときには、それは統計上は見ちゃいけませんよという技術的な問題があるから赤字に見えるわけでありまして。

問題は、そうはいっても積立て、つまり基金には限度がありますから、いずれなくなると大変ですから、これがまだある間に財政基盤をしっかりと構築しておくということが一番重要なことでありまして、そのために様々な基盤強化策を実施してきたわけです。例えば、歳出面ではつまごめ荘の民営化であるとか、先を見越したごみ施設の広域事業に加入して事業費を圧縮するとか、それから公共施設の細かな見直しを積み上げるとか、公債費を圧縮する等々のことをやってきたわけです。そして、また歳入面では、菊池基準まるごと市場等によって、農業を振興することで税収アップを図ろうと。工業においては田島工業団地をはじめ企業誘致を推進して、将来の税収確保につなげよう。観光面では、今進めていますヘルスツーリズム、アウトドアといった基盤づくりも進めてきましたし、ここに今ある一族の歴史ガイド、ファンクラブ等の重要なインフラを今つくり込んでますので、いずれそれが税収につながってくると。このことを進めてきているわけですから、今おっしゃっているのは表面の数字だけで問題、問題とおっしゃいますと、かえって僕は市民の人が心配するんじゃないかと思しますので、今のからくりといいましょうか、メカニズムについては十分に、あるいはご理解されているかもしれませんが、いま一度、ご理解をいただきたいというふうをお願いする次第です。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 相当熱弁されて、焦ってらっしゃるのかなと思いますけど。ちゃんと財政を教えた方がいいですよ。自治体予算の基本原則。これは、年度の収入で賄えないほどの臨時的なものを除いて、こういうコロナとか戦争とか、そういうものを除いて、地震もです。現在の自分たちが納める税金の範囲内でしかサービスを受けられない、行政サービスを受けられない。それが会計年度独立の原則なんです。基本だから分かっているでしょう、自治体の人だったら。税収が減って、入ってくるお金が少なくなれば、借金や貯金に頼るのではなく、今やっていることを見直して、収入に見合う支出まで削るしかない。これは一般家庭と全く同じなん

です。

では、ちょっとさっき市長は、ちょうどちゃんと積み立ててきたと。9年連続赤字というのを予測して積み立ててきたとおっしゃいましたので、もう一回、山鹿市を出しますね。この山鹿市の真ん中のところに黄色い棒があります。黄色い棒、これと赤い棒、下に伸びてる赤い棒。この黄色い棒グラフは、その年に財政調整基金に積み立てた額を表しています。これは決算カードに載ってますね。平成25年から平成28年に山鹿市は結構積んでるんですよ。平成25年には6億円、平成26年には3億5,000万円、平成27年には12億円を積み立てています。これを山鹿市の財務課に、この時期の基金積立ての理由を聞いたところ、庁舎建設費の償還と山鹿市単独で建設したごみ処理工場のために積んだということで、ご利用は計画的にということやっております。

下に伸びる赤い棒グラフ、これは山鹿市ずっと伸びてますが、これは財政調整基金、さっき言った貯金。つまりは貯金を取り崩した額を示しています。ここ喫緊は4億円から6億円の基金を毎年取り崩してしまして、山鹿市の取崩しは9年間で合計6回で、総額32億円取り崩した。でも、その一方で貯金をちゃんと積み立てているということで、貯金額が合計31億8,000万円と、ほぼ同額を積み立てますので、計画的かなというふうに言えるわけです。

では、市長が計画的に基金も積み立ててきたと言われたやつはどうなのかといいますと、まず見方は同じです。下に伸びる赤い棒が基金を取り崩した額ですが、菊池市は最初に言いましたように、9年間で4回、合計27億7,000万円を取り崩しています。では、基金の積立てはどうかというと、これ黄色いのが僅かに見えますか、これ積み立ててないわけじゃないんですよ。しかし、額が低いためにグラフにちょっと現れないんです、ほんのちょっとだけ線に出ている。菊池市の基金積立額は、多いときで1,700万円、これ去年かな。少ないときは400万円なんですよ。これ決算カードに載ってます。9年間の合計は8,300万円なんです。28億円を取り崩して8,000万円しか積んでいない。8,000万円しか積んでいないということになります。家庭でいうと、280万円貯金を切り崩して、8万3,000円しか積んでいないということなんです。なぜ積立額がこんなにも少ないのか、お尋ねをします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員の再質問にお答えいたします。

基金の積立ては、多分、決算カードの部分であれば、剰余金以外の分でおっしゃっているかと思えますけども、剰余金の積立てとしては平成25年に8億円、平成

26年に7億円、平成27年に7億円、平成28年に5億円、平成30年に2億円、令和元年に7,000万円、令和2年に3,000万円積立てを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 この基金の積立てについても、部長、剰余金、これ予算化したやつが1,700万円とかと、決算カードでいけばですよ、剰余金というのは、結局、最後使ってみて余ったから積んだというのが剰余金でしょう。それは、ご利用は計画的にはないですよ。ほかのところはちゃんと、合志市とか見てくださいよ、5億5,000万円積んだと新聞に書いてある。5億5,000万円をちゃんと積みますというのを先に決めて、計画的にやって積んでいく。うちは、余った分があと幾らだから積んでいく。それには、結局、取り崩した額もあるじゃないですか。だから、そういうのは、私は最初からやっぱり決算カードに残るように計画的にやるべきじゃないかなというふうに思いますが、この菊池市と山鹿市、菊池市は計画どおり積んできたとしましょう。平成27年の決算カードを見ますと、財政調整基金と減債基金を合わせた額が100億円と同額なんです。山鹿市も菊池市も。しかし、令和元年の決算カードでは、菊池市が72億円、100億円が72億円まで減額して、山鹿市は116億円まで基金が増えています。私は、この菊池市のパネルを見たときに、森教授が本で紹介されていた財政危機に直面した新潟市のグラフと、もうよく似てるんです。新潟市も実質単年度収支の赤字が連続していて、その収支を埋め合わせるようにして財政調整基金が取り崩されていました。つまり、新潟市は体質的にずっと赤字を抱える財政構造であったのですが、それを財政調整基金の切り崩しをして、何とか財政を運営していたことが分かりました。京都市も同じ状態であります。貯金を切り崩して、毎年の毎月の足りない分に充てているということではありますが、市長は、この実質単年度収支、9年連続赤字というのを改善する気があるのか。もうこのまま赤字でいいよと思ってらっしゃるのか、お尋ねします。ちなみに、小郡市は5年連続赤字として議会が議会だよりの中でむ大きく市政批判を出しました。ほかの市も、昔であれば3年連続実質単年度収支が赤字というなら、議会は議会として物申していました。今の状況をこのまま続けるべきなのか、改善すべきと考えているのか、お尋ねします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

実質単年度収支の赤字が連続していることについてのご理解は、先ほどいただいたんじゃないかなというふうに思います。まさに今日のために備えていたものを、予定どおりに取り崩しているということでもあります。問題なのは、もしその結果、今の基金残高が非常に僅少になって少なくなって、何をするにも余裕がないというような状態になれば、非常に危ういわけでありますけども、私どもは、既に先を見て、必要なものを算定しながらやっているわけであります。じゃあ、その多いにこしたことはないのかという趣旨でのお話をなさっておりますけども、今の時代に、それはよそ様のことではなくて一般論でありますけども、100億円を超えるようなものを持ったときに、いいことだねと言われるのか、何もやってないんじゃないかと言われるのか、それは見方によると思いますですよ。そのところをよく総合的に判断しながら、いろんなことを決めていかなければいけないというふうに思います。数字は表面だけで、今日、議論が多いようでありますけども、中身が必ず意味がありますので、そこら辺のところのご理解もぜひお願いをしたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 やっぱり、この財政のことについては、私は分かり合えないなというふうに思います。私は、この9年連続赤字という財政構造を、やっぱり抜本的に解決しないといかんというふうに思っておるわけであります。これは幹部の皆さんも思っていると思いますよ。このまま300億円の予算を続けてて、果たして5年後、10年後、この市がどうなっているのか。誇れる菊池市を次世代に渡せるのか、私はそう考えるわけであります。私なりの、その解決策というのが、一つは事業を減らして人件費を削減する。現在の300億円規模の一般会計予算を、やっぱり260億円規模まで縮小して、これは社会福祉費が上がってますので、やっぱりこれはしょうがない。その10億円、20億円を見越して、260億円まで規模を縮小し、それにより課や係を集約して、人件費の削減を行い、同時に新人職員の採用人数を最小限に抑える。職員さんの給料をなるべくカットするんじゃなくて、人間を抑えて、少人数で最大の効果を出していこうというのが私の提案であります。

二つ目に、市は先ほど言われましたように、支出を減らす政策として、公共施設の削減を今後40年間で52.2%減らすと。平成29年3月の広報きくちで発表しています、市長、間違いありませんね。しかし、あれから4年、公共施設は285施設から232施設と減っていますが、維持管理費は、去年質問しました、総務部

長、覚えてらっしゃいますでしょうか、1, 200万円増加しています。図書館とかがありまして。それで、年間維持費が12億円以上もかかっている、箱物だけですよ、というのが判明しまして、コロナ禍においてこの公共施設の削減計画は大幅に計画より遅れています。これはもう認められるところだと思います。地元との折衝がなかなかできないということで。ただ、このコロナ禍においても、公共施設の削減については待ったなしですので、やっぱり進めていかなければいけない。地元と協議を重ねて、どういう形ででもあれ協議を重ねて進めなければいけないと思っています。

三つ目に、財政調整基金を取り崩さない。何か目的あつての基金取崩しは、積立てのバランスと計画性があればすべきです。これは市長と私も同じです。が、毎年の赤字を埋めるために基金を取り崩すべきではないと考えます。

以上が、菊池市の財政健全化のための、私が提案する処方せんです。この考えは、中国の前漢時代、これ紀元前206年、古代の人もこう考えてたんですね。その経書の礼記というのに、入るを量りていずるをなす、とあります。意味は、収入がどれぐらいあるか正確に計算してから、それに釣り合った支出の計画を立てるべきだという意味です。私が財政の健全化をずっと言い続ける理由は、決して嫌がらせではありません。財政悪化の痛みが市民生活に直結するからであります。隣の市ではやっている福祉や教育サービスができなくなる。隣のまちはきれいな道路なのに、うちは白線も消えてしまって、いつまでも工事してもらえない。こんな市民の声が聞こえたときは、もう財政悪化の影が市民生活に忍び寄っている証拠です。実際、財政危機が表面した京都市では、財政難を理由に80人の園児がいる保育所を、突如廃止するというニュースが、先週、8月24日に報道されています。菊池市でも同じことがありませんでしたか。昨年、市は隈府地区にある子育て拠点施設を閉鎖すると発表しました。利用者の反対運動で存続となりましたが、閉鎖する理由は、年間400万円の運営費、つまりは財政悪化が一因とのことあります。これから財政悪化するにしても、財政健全化を図るにしても、市民に痛みが伴います。必ず伴う、お金を絞れば、お金がなければ、痛みは必ず伴います。もちろん、これまでの歳入歳出予算を認めてきた私たち市議会議員にも財政悪化の一因はあると私は考えます。ですから、私は、市民や市役所職員に痛みを伴う改革を押しつける前に、まず市議会議員が自ら身を切る改革を行わないと、財政改革に誰も納得しないと考えていましたので、以前の定例会でコロナ禍における議員報酬の3割カットと議員定数を4名削減し、1億2,000万円の歳出を削減する議員定数議案を提案しましたが、いずれも4対15で否決でありました。

最後に、私が考える菊池市の財政の三つの「つ」にならないようお願いしたい。

使い過ぎて財政がつかずいて、自治体が潰れる。使う、つかずく、潰れると、菊池市の財政がそうならないように、さらに厳しく市政のチェック機能を果たしていきたいと考えております。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○大賀慶一 議長　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

以上で、本日の質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日9月3日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会　午後2時57分

第 5 号

9 月 3 日



# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

令和3年9月3日（金曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

### 出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一
16番	水上彰澄
17番	二ノ文伸元
18番	泉田栄一朗
19番	木下雄二
20番	山瀬義也

### 欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農業委員会事務局長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監査委員事務局長	宇野木 洋 一

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一
議 会 係	西 山 美 紀
議 会 係	吉 岡 結 加 里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。  
(全員起立)

おはようございます。  
着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。  
初めに、緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 おはようございます。議席番号3番、緒方哲郎です。通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、まち・ひと・しごと創生について質問をいたします。

8月5日に行われた菊池市子ども議会において、泗水中学校の生徒さんが、「菊池に住みたい！ 人口を増やすため ～子どもにもわかる「菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成について～」との通告で質問がございました。

現在の少子高齢化について意見を出し合い、そこから本市の取組を調べられ、「癒しの里きくち」の実現に向けた取組を学習されて、自分たち学生が、将来、このふるさとの地で子育てをしていく環境づくりが必須となる中、菊池市の取組をもっと知っておくべきであるとの思いから、自分たち学生にも分かるような情報の発信も必要との質問であったように思います。

これからこの菊池市を担っていくであろう若い方々が、将来のことを思い、理想の菊池市になるよう学習し、意見を出し合われたことは素晴らしいことだと思いますし、その気持ちをずっと持ち続けていっていただきたいと思います。行政の対応もしっかりしていただきたいと思っております。

2004年4月に機関委任事務制度が廃止されて、地方分権、地方創生がうたわれてきた中で、人口の減少の克服と地域経済の活性化のために、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものが作成されてきたわけですが、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「癒しの里きくち」の実現に向けた取組として、四つの基本目標を掲げられておられます。

これは国の基本目標に対して、本市の具体的な取組を示したものでありますが、

1、「菊池の宝を発信し、ひとが繋ぐ“交流のまち”へ」、2、「稼ぐ力の創出で“働きたいまち”へ」、3、「人を大切に“一人ひとりが輝くまち”へ」、4、「安全・安心な“住みやすいまち”へ」の四つですが、その主な取組をお答えください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。ただいまの緒方議員の質問にお答えいたします。

本市では、令和2年3月に、令和2年度から6年度までの地方創生の取組をまとめた「第2期菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で四つの基本目標を設定しています。

基本目標1は「菊池の宝を発信し、ひとが繋ぐ“交流のまち”」としており、菊池一族の歴史文化コンテンツを活用した菊池ファンの創出・拡大や、自然・歴史・文化を生かした観光客誘致、健康をテーマとした体験型観光、移住定住の推進などに取り組んでいます。

基本目標2は「稼ぐ力の創出で“働きたいまち”」としており、菊池米をはじめとする農林畜産物のブランド化や、農業の担い手育成、セミナー等を通じた創業・起業の支援などに取り組んでいます。

基本目標3は「人を大切に“一人ひとりが輝くまち”」としており、妊娠・出産・子育てへの包括的な支援や、グローバルな視点を持つ未来のリーダー育成などに取り組んでいます。

基本目標4は「安心・安全な“住みやすいまち”」としており、防災士の資格取得の支援等を通じた防災・減災の体制強化や、高齢者が住みやすい環境整備、健康ポイント事業等を通じた市民の健康づくりの支援などに取り組んでいます。

なお、総合戦略は、外部の委員により、効果検証を毎年行い、その結果を議会へ報告するとともに、市のホームページでも公表しています。

令和2年度の効果検証については、取りまとめが完了次第、議会にも報告することとしています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

まち・ひと・しごと創生法というのは、人口の減少の克服、また、地域経済の活性化となっているようなことから、今、説明がありましたようなことになると思

ますけども、まち・ひと・しごと創生、今、言葉の中にもありましたが、同じような表現に地方創生という言葉があります。

地方創生というのは、人口の減少と地域経済の活性化を目指し、地方自治体が従前とは違う初めてのことを実施していく。あるいは、他自治体と違う初めてのことに取り組んでいくことですが、仕事をつくり、子育ての環境を整え、まちを活性化させて、生活の基盤を充実させることで、中枢都市のみならず、地方に移住し、子供を出産する人が増えること、これが地方創生のシンプルな考え方であるそうです。

今後、ますます人口減少、高齢化が進行し、地域課題は山積していくことが考えられます。行政の力だけでは対応できない地方福祉や防災などの問題なども多くなり、自ら考え、意思決定し、実践する、住民自治の力と市民と行政との協働の力が問われてきます。市民としてやれるところと、行政がしなければならないことをすみ分けして、市民の主体的な活動を支援していかなければならないと考えます。

以上のような考えから、まちづくりをするに当たっては、菊池市全体を一くくりに考えるのではなくて、地域ごとに違いのある課題の発見のためには、ある程度の範囲というもの、こういうものが大切になってくると思いますけれども、そのまちづくりの範囲、単位と言ってもいいでしょうか、そのようなことについてのお考えがあればお答えください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの緒方議員の質問にお答えいたします。

まちづくりにつきましては、旧市町村の地域や各行政区などの範囲で、地域特性や実情を踏まえながら、様々な施策に取り組んでいます。

今後も、多様化・複雑化する地域の課題解決のために、市民参画による協働のまちづくりを引き続き進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 今のお答えによりますと、旧の市町村または行政区というようなお答えだったと思いますけれども、私の考えとしては、小学校または中学校の校区単位のまちづくり、これがベストだと考えております。

実際、まち・ひと・しごとづくり、地方創生についての書物を読みますと、その成功例で書かれているものの多くが、この校区単位であったと記憶しております。

先ほども述べましたけれども、地域における課題は、その範囲が広過ぎても共通

性が薄れますし、また、狭過ぎると課題そのものが見つけにくくなる可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、校区単位でまちづくりをしようとして必要となるものが拠点というものになります。何を行うにしても、この拠点というものは重要になります。情報の発信や集約など、その機能は多岐にわたります。そのような考え方から、旧菊池市においては、支館という施設を拠点として活用することが考えられますが、その支館については、令和8年をもって地域移管となっております。そこで、この地域移管となった経緯をお答えください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 改めまして、おはようございます。それでは、緒方議員のご質問にお答えさせていただきます。

公民館支館の個別施設計画につきましては、「菊池市公共施設等総合管理計画」を基に策定しており、施設方針を「地域移管」としているところでございます。

この施設方針の経緯としましては、公民館支館が抱える課題を整理する中で、まず一つには、「菊池地域」の龍門、花房、水源、迫間、戸崎の五つの小学校校区のみに公民館支館が設置されているため、菊池地域だけに維持管理経費等が公費で賄われている公共施設があるということを全市的な視点で見た場合、不均衡が生じていると考えられます。

また、主催事業をはじめ、地域活動の促進に向けて尽力されておられる方々もおいでになりますが、支館全体としましては、少子高齢化等に伴う利用者の減少が顕著でありまして、「地域住民の教育の向上、健康の増進等に寄与する」という、公設公民館としての役割を果たし続けることが困難な状況となっております。

このようなことを踏まえ、公民館施設としての制約を取り払い、地域へ移管させていただくことにより、自由な利用ができ、施設の有効活用にもつながるものと考えております。

今後、地域の実情に合わせて、「地域移管」や「廃止」等の選択肢につきましても、加えて検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、個別施設計画につきましては、行政の視点で策定した「たたき台」でございます。

引き続き、利用者や運営に携わっておられる地域住民の皆様へご説明を申し上げ、そのご意向もしっかりと踏まえながら、支館の管理運営のあるべき方向性について、合意形成を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

今の説明の中に、旧の菊池市のみにあるということで、全体的な不均衡があるというお話でございましたけれども、私は、だから、ほかのところにもその同じような施設を造ったらどうかという考えではなくて、ない物ねだりからある物探しという発想の転換で、同じような利用価値のあるものをほかの地域には探していただきながら、やっぱりこの拠点というものの大切さ、重要性というのはあると思いますので、そこはもう少し考えていってほしいということが1点あります。

また、少子高齢化で、なかなか利用が少なくなったということでもありますけれども、このまち・ひと・しごと創生に関しましては、人口減少の克服というものもありますので、そういうものを考えたときには、当然必要性というのとは出てくるのではないかということも考えます。

資料をちょっと頂いておりますが、その資料によりますと、指定管理委託料、それぞれ今、説明がございました龍門、水源、花房、迫間、戸崎、おおむね年間に100万円ちょっとの経費がかかっております。

また、その各支館の築年数ですね。築後の年数が、龍門支館あたりは36年もたっておりますし、水源、花房、35年、33年と。一番新しい戸崎支館が19年の経過をしているというようなことから、維持管理費もかかってくる可能性もございますけれども、その辺、費用対効果を考えたときには、十分その辺は賄えるんじゃないかなという考えもございます。

まち・ひと・しごと創生において、また、地方創生に向けて、拠点の必要性は絶対的なものと考えます。地域移管等を行うことで、その活動自体が衰退していくことが懸念されますし、これからのまち・ひと・しごと創生において、市民の方々への活動支援の観点からもマイナスとなるものです。

まち・ひと・しごと創生の可否は、人財の養成と定着が鍵と言われております。ない物ねだりからある物探しへ、また、まち・ひと・しごとづくりでやらなければならないことは、日々、気づく機会の創出です。それは校区単位でのまちづくりになると考えます。

総合計画の見直しの時期が本年度となっておるということをお聞きしております。支館の地域移管ではないようなことでの考えに変更していただくことを要望して、次の質問に参ります。

次に、防災についてお尋ねをいたします。

中でも、火災発生時の初期消火において、大切な消防水利の状況についてお尋ね

をいたします。

この質問をいたしますのは、地域の方から、自分の地域の消防水利の状況がどのようになっているのか心配だとのお話からです。特に一軒家の戸建てであったり、アパートなどが新しく建設されている地域においては、消防水利が不足しているのではとの心配をされるのも当然のことかと思えます。

そこで、消防水利には消火栓、防火水槽、プール、河川などが考えられますが、これらのそれぞれにおいて、規定や設置基準があると思いますが、その設置基準と現在の状況についてお答えください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、消防水利の設置基準と設置状況についてお答えさせていただきます。

消防水利施設の設置基準につきましては、消防法第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準第3条第1項で、常時貯水量40立米以上、または取水可能量が毎分1立米以上、かつ40分以上連続給水能力があることと規定されております。

また、消防水利施設の配置基準につきましては、防火対象物からの距離が用途地域別に定められており、近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域が100メートル以内、その他の用途地域が120メートル以内、用途の定められていない地域が140メートル以内となるように配置することとなっております。

なお、現在菊池市内に設置の消防水利の現状としましては、いずれも公設で、消火栓が894か所、防火水槽が847か所となっております。

また、議員がおっしゃってございました新たなところの設置につきましては、区長及び当該地域を管轄する消防団の分団長との連名により設置希望書をご提出いただき、市担当課において現地確認や必要性について調査を行い、設置が妥当であると認められた場合には次年度での設置に向けて予算要求を行うこととしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

それぞれに設置基準というのがあるもので、これが消防法というものに定められているということでしたけれども、また、新しく新設、増設をお願いする場合には、地元の消防団あたりとの協議が必要であるということでもございました。

ただ、単純に考えますと、防火対象物から消火水利までの距離、今、お答えいただいた数値等を地図に落とし込んで、コンパスなどで円を描きながら、その地域を



網羅していれば大体いいのかなという考えではありますけれども、消防法を見ますと、消防水利というのは、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならないというようなことも書いてあります。消火栓をただないからつくればいいというものではなくて、ほかの防火水槽であったり、プール、河川、農業用水路等、総合的に考えていかなければならないものだとも考えます。

実際、私の地域の農業用水路を考えたときに、以前は、稲刈りの前から次の田植えまでの期間、水は流れていなかったような記憶があります。今は流れる水量は違いますけれども、1年を通して水が流れているということ、これは消防水利の一つとしてお考えになった、協議がなされたものだとも考えられます。

地方行政の根本的役割というのは、安全・安心、安定の居住空間を地域住民に担保することとされています。市民の方々が心配されることのないように、地域の方々や消防団などとの連携、協議を重ねていただきながら、安全・安心、安定を確保されていかれることをお願いして、私の質問を終わります。

○大賀慶一 議長　これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○

休憩　午前10時22分

開議　午前10時29分

○

○大賀慶一 議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員　皆さん、おはようございます。是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。通告に従い、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が出現し、世界での感染拡大が伴う感染症対応から、やがて2年が過ぎようとしています。

当初、早い時期の終息への予測や期待は裏切られ、現在に至るまで、全く終息の兆しが見えておらず、それどころか、日を重ねるにつれ、その感染力は従来型からデルタ型へ、さらにはラムダ型、アルファ型、ベータ型、ガンマ型、そして最近になり、ミュー型へと変異を繰り返し、感染力がますます増加している状態です。その上、感染者の低年齢化により、子どもへの感染も顕著となり、その勢いに不安と危機感を感じるどころです。

夏休み前から夏休み明けへという1か月でも、コロナによる子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。夏休みが終わり、子どもたちにも学校生活が始まり

ましたが、今後について不透明な部分も多く、子どもはもちろん、保護者、学校現場の不安も大きく、大変心配されるところです。保育園、幼稚園など幼児を預かる現場も同様かと考えます。

今回、質問をするに当たり、このような新型コロナウイルス感染症対策について、日頃より職員の方々には、日夜奮闘しておられることも十分承知しており、敬意を表するところです。

ただ、この状況であるからこそ、これまでの検証を基に今後の対応をとという思いから、質問をさせていただきます。

打合せから一週間が過ぎていきますので、さらに日々状況が変わっているため、質問の内容に対して回答が難しい点もあるかと思いますが、また、昨日の田中議員、東議員の質問の内容と重なる部分もありますが、よろしくご答弁のほどお願いします。

それでは、まず、教育、福祉、経済、防災、予防の各分野におけるこれまでの取組と、その成果と課題、さらに、今後、予定されている取組についてお示ください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、教育部のほうからお答えをさせていただきます。

まず、学校教育課のICT関係についてですが、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備につきましては、令和2年度の補正予算で計上し、予備機を含めた4,005台のタブレット型端末を令和2年12月までに備品として購入し、現在、各学校にて活用中です。

併せて、授業支援ソフトと学習支援ドリルについても、令和2年12月から運用を始め、現在は1人1台端末とともに活用をしているところです。

次に、1人1台端末の持ち帰りについては、各学校にて順次始めており、学習支援ドリルに取り組んだり、今般のコロナ禍における学校休業時等に備え、学校と家庭をオンラインで結び、双方向による学習支援や授業等の活用を進めています。

さらに、これらの1人1台端末やこれまで利用してきた電子黒板等のICT機器や支援ソフトをさらに有効に活用するため、支援を行うICT支援員3名の配置を行い、現在は各学校にて活用支援や教職員への研修支援、機器の保守も含めた支援業務を行っているところです。

次に、教職員への1人1台端末に関する研修については、ICT機器を有効に授業等に活用できるようスキルアップを図っています。

昨年度から県主催による全教員を対象としたICT活用指導力向上研修や、コン

テンツの活用に加え、市教育委員会主催による各学校のICT教育推進委員や教務主任、研究主任への活用研修会、さらには各学校での校内研修にて推進を行っているところです。

今後の取組としましては、6月補正にて議決いただきました、小中学校トイレ手洗い自動水栓化工事、大型サーモカメラ整備、電子黒板等更新整備、授業用Webカメラ・マイク整備、小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金事業に、現在、取り組んでいるところです。

次に、社会体育課の対策としましては、令和2年3月、コロナ感染拡大防止のため、施設入り口に手指消毒用のアルコール設置はもちろんのこと、換気用の大型扇風機や非接触型体温測定器を体育施設に設置しております。

また、新たにタブレットサーマルカメラ10台と換気用大型扇風機8台を増設するなど、使用者の安全確保に努めています。

また、県のリスクレベル等に合わせ、施設利用者の人数制限や利用時間の短縮制限、市外利用者を一部制限するなど市内のコロナ対策会議に諮ることで迅速に対応し、利用者の皆様へ周知しております。

体育施設申請時には、頻繁な利用に基づき換気、消毒の徹底周知、参加者リストの作成を依頼するなど、施設管理者だけでなく、利用者及び主催者にも県の示すガイドラインを遵守することで感染リスクを減らす対策を促し実施しております。

今後の対応としましては、各施設への対応は行っておりますが、今般、コロナ感染拡大していることから、各体育館施設に対して換気用大型扇風機20台を追加する予定です。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。私のほうからは、福祉と予防についてお答えさせていただきます。

まず、子育て支援策につきましては、お話がありましたとおり、放課後児童クラブ、保育所等の利用のほうも、いろいろな課題がございます。

まず、放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブにおけるコロナ対策に係る取組としましては、クラブに対しましては、小学校が臨時休校した際に、クラブを午前中から開所するための経費の補助及びマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入などの補助を行っております。また、保護者に対しましては、本市の利用自粛要請に応じていただいた日数に応じて保育料の減免を行うなど、クラブの体制強化と子どもたちの安全で健やかな居場所を確保することができまし

た。

課題としましては、小学校の臨時休校時にクラブを午前中から開所するに当たり、支援員が不足したクラブもありましたので、引き続き、コロナ禍の状況を見据えた支援員の確保のための財政的支援と、感染防止対策の周知徹底を図り、安心・安全な放課後児童クラブの運営ができるよう支援してまいります。

また、今後臨時休校となった場合の対応につきましては、昨年度と同様にクラブや学校と連携して、感染予防に十分留意した上で、午前中からクラブを開所するなど受入態勢の充実を図ってまいります。

保育所につきましては、昼間家庭での保育が難しい児童の保育の場でございます。その性質上、保育所等では、園の関係者が濃厚接触であると判明した場合、自主登園となりますが、家庭保育が難しい世帯については預かりを行っているところでございます。

臨時休園となるのは、園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合となり、休園の規模、期間については、保健所に相談して決定することになります。

台風や水害などの災害時の臨時休園とは異なり、感染症に伴う休園となるため、保護者が仕事を休んで保育をすることができる環境が望ましいと考えますが、難しい場合は、祖父母や親戚等の協力も必要であると考えます。

また、感染者及び濃厚接触者ではないことが明らかな児童に対する市の制度としましては、地域における育児の相互援助活動である「ファミリーサポートセンター事業」や、母子・父子家庭において病気などにより生活援助・保育サービスが必要な場合に生活を支援する「ひとり親家庭日常生活支援事業」がございます。いずれも事前登録が必要となりますので、制度の周知を行ってまいりたいと考えます。

続きまして、高齢者福祉について申し上げます。

老人福祉センターの利用につきまして、老人福祉センターの運営につきましては感染防止を徹底しておりますが、加えて防犯カメラを設置し、施設内の利用状況を確認することで、体調不良時や、利用者の感染防止が不十分な場合は、迅速に対応することができるようになり、さらなる感染防止が図られております。

しかしながら、高齢者は感染により重症化しやすいことから、昨年度は緊急事態宣言時等には休館するとともに、感染の状況に応じ、飲食やカラオケなど一部の利用を制限させていただいているところでございます。

また、今年度の金婚夫婦表彰式につきましては、感染防止対策を徹底した上で9月4日に実施予定でしたが、「まん延防止等重点措置」の適用を受け、中止といたしました。苦渋の決断ではございましたが、感染者が急増する中、参加される皆様の安全を最優先に考え、昨年同様、対象となる137組のご夫婦には、表

表彰及び記念品の郵送によりお祝いとさせていただきます。

今後の取組といたしまして、老人福祉センターの運営につきましては、引き続き感染防止を徹底し、高齢者の健康増進や生きがいづくりを支援してまいります。

また、来年度以降の金婚夫婦表彰式の実施につきましては、感染状況の動向を見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、予防についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの予防につきましては、現在、予防接種のほうを進めているところでございます。

8月27日現在での接種状況について申し上げます。

12歳以上の対象者は4万2,743人であり、1回目接種者数2万9,266人、68.5%となっております。2回目接種者数につきましては、2万2,506人で52.7%となっております。

ワクチン接種につきましては、現在、65歳以上の高齢者の方につきましては、90%以上の接種率となっております。

課題としまして、若い世代への接種勧奨への課題につきましては、様々な情報が報道やSNSで飛び交い、民間が実施した若い世代への調査によりますと、接種後の副反応への心配や、誤った情報により、様子を見てから接種したいなどの回答が寄せられており、接種をちゅうちょされる方もおられると認識しております。

また、若い世代の接種につきましては、学校や仕事のため接種日についても限定されてくることから、接種を受けやすい体制づくりが必要と考えております。

市といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種についての正しい情報提供を行い、感染拡大防止対策と併せてワクチン接種の効果や重要性についての周知を行っております。

接種体制につきましては、これまでも集団接種及び市内の医療機関において行う個別接種についても、土曜日や日曜日での接種や接種時間を診察終了後に行っていたなど体制整備を行ってまいりました。

現在の予約状況を見てみますと、若い世代の接種率も上がってきており、接種への関心も高くなってきているように見受けられます。

今後も、受けやすい環境づくりといたしまして、土曜日の接種枠の確保を医療機関にお願いしております。さらに、休日や夜間接種が可能な「熊本県広域接種センター」の活用につきましても、市ホームページやきくち防災・行政ナビで周知を引き続き行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから、これまでの経済対策の成果と課題をお答えしたいと思います。

令和2年度より、地方創生臨時交付金を活用して、市内事業者等に対し様々な経済対策に関する支援を講じてまいりました。

主な支援事業の概要につきましては、昨日の東議員の一般質問でお答えいたしましたので、幾つかの支援策における成果と課題等について申し上げます。

まず、事業の成果といたしましては、休業要請などを受け、売上げが大きく減少した飲食業や宿泊業及び貸切バス事業者に対する「継続支援金」の交付を行いました。これにつきましては、経営の継続に大きく貢献できたものと判断しております。

次に、「感染防止アドバイザー派遣事業」におきましては、菊池食品衛生協会へ委託し、安心して利用できる店舗へのぼり旗等を配付して、視覚的に認識していただくことで、誘客の増加につなげることができました。

また、「飲食店支援事業」として「きくち飲食応援チケット」を販売し、コロナ禍の影響を大きく受ける飲食店への支援を行うとともに、市内の消費喚起を図りました。3万冊のチケットを販売し、約1億5,000万円の経済効果をもたらしました本事業は、飲食事業者から実施に際し多くの感謝の声を聞くことができました。

また、課題といたしましては、「きくち飲食応援チケット」の販売当初は購入者の殺到により、広く市民へ行き渡らないといった声もございました。このため、本年度は販売所を増設し、一日の販売冊数を前回よりも少なく設定するなど、より多くの皆様にご購入いただけるよう改善を図りました。

また、「新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金」は、事業所における感染症防止の対策における機器や消耗品などの導入経費の補助を行いましたが、一部の業種が対象となっていないことや、手続の煩雑さが生じておりました。

このため、本年度の同事業につきましては、対象業種の幅を広げるとともに、申請手続の簡素化を図りました。

また、今後の取組といたしましては、昨日の東議員さんへの答弁と重なりますが、コロナ禍において厳しい状況下にある事業者を支援するための新たな本市独自の支援策について、早期に実施できるよう準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、私のほうから、防災分野における主なコロナ対策の取組のほうを答弁させていただきます。

昨年度より避難所における感染症対策を実施してまいりましたが、その主な取組につきましては、まず、各避難所ともに基本的な感染症対策はもとより、受付での問診や体温測定を行い、健康な方と体調不良の方の動線を区分して避難所内で双方が交わることをないようエリア分けを行っております。

また、密を避けるため、通常の収容人数の50%を避難者の収容限度とし、避難テントやパーティションなどで仕切りを設けるなど、身体的距離の確保に努めております。

また、濃厚接触者専用の避難所を確保し、濃厚接触者の方が避難してこられた場合には、直ちに医療機関に専用避難所を設けるよう体制を整えております。

なお、濃厚接触者の避難所への避難につきましては、菊池保健所において、あらかじめ濃厚接触者を把握されており、避難する際には、濃厚接触者本人より事前に防災交通課へ連絡を入れていただくよう保健所より資料配布にて案内されていると確認しております。

これまでに、コロナ感染が疑われるような体調不良者の避難は確認されておりましたが、このような方々が避難されてきた場合に、保健師を待機させて必要に応じた指導や助言を行うこととしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問いたします。

質問が多岐にわたっておりますので、答弁を聞き逃した部分もあるかと思えます。繰り返しになると思うところもありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、教育関係でありますけれども、水道の蛇口はセンサー付きの自動蛇口へ、現在、消毒液の出るやつはセンサーになっていますでしょうか。ないとすれば、やはり一番最初の出入口付近にはつけていただきたいというふうに考えます。

それから、タブレットを使うに当たって、やはりそこには何がしかの家庭にお金がかかってくるというふうに思っております。例えば取付費用とか、または通信に要する何がしのお金がかかってくるだろうというふうに思いますが、その点は補助等は考えられておられるのか。特に要保護・準要保護世帯、その辺の取組はどうなっていますか。

それから、福祉においては、金婚式は中止となっております。これは仕方がないと、説明のとおりだと思います。ただ、私のほうは、ここ、福祉課はちょっと分かりませんが、成人式ですね、やはりその辺のところも、早くどうした

ら開けるのか。例えば緊急事態宣言になれば仕方がないと思います。しかし、どうしたら開くことができるのかを、そこをやはり部署内で考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、経済に対してですけれども、今、何か準備をしているという答えが返ってきましたが、具体的に何かあればお示しをしていただき、ないなら結構です。

感染予防に対してですけれども、現在、子どもに接する機会の多い保育園、幼稚園、それから教職員の先生方、それから学童職員さんなどに、優先的にワクチンが受けられるような体制づくりができないかなというご相談です。

それから、本市において、重症化した患者さん、今、自宅待機とか、旅館、ホテル待機とか、そういう方がおられると思いますけれども、そういう方々の実態、菊池市における、その把握はできているのか。それと、その体制づくり、それが確立されているのか。以前、千葉県において、妊婦さんがちょっといろんな事情で赤ちゃんが亡くなられたという事態もありますので、その辺の確立がしっかりできているのか。そこら辺もお尋ねをしたいと思います。

防災についてですけれども、Wi-Fi、もう今からの避難所に対しては、Wi-Fiの設置、いろんなことが考えられますけれども、それについての対応と充電器、恐らく大丈夫だろうとは思いますが、そこをご答弁願いたいと思います。

それから、大規模災害、断水時を想定したときに、8月30日付の熊日の新聞に「マンホールトイレへの現状」ということで、全国で導入が36%ということになっております。熊本県では熊本市など自治体、8自治体で270基が設置されているとお伺いしましたが、菊池市にはその設置が可能なのか。それから、今後考えられる予定はあるのか。なかったとしたら、あるなら結構ですけれども、今以上のことをお聞きしたいと思います。分かる範囲で結構です。ご答弁をお願いします。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

1点目の小中学校トイレ手洗いの自動水栓化につきましては、自動化することで手洗いの時間短縮はもちろんのこと、ハンドルに触れることもなく、感染症のリスクを軽減できることから、現在進めておるところでございます。

手指消毒の手押しポンプにつきましては、一度か二度ポンプを押すだけになりますので、時間的には短時間で済むことと、触れた手も、手もみにより消毒されますので、必ずしも自動式でなければならないとは考えておりませんが、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策による学校予算で購入したり、寄附で頂いたり様々ですが、ほとんどの学校で自動式を取り入れている状況でございます。



また、設置場所につきましても来校者用玄関であったり、昇降口であったりと、それぞれの学校で考えられた場所に設置をされている状況でございます。

それから、2点目のタブレットの取付費用については、全児童生徒の家庭を対象に、インターネット接続環境整備費補助を本年度も行っている状況でございます。

それから、通信費につきましては、原則各ご家庭の個人負担となりますが、議員お尋ねの要保護・準要保護の世帯につきましては、助成を行うことになっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 金婚式とワクチン接種の予防についてお答えさせていただきます。

金婚式につきましては、今後、開催時間の短縮であるとか、来賓の制限であるとか、集合時間、集合写真の撮影と、いろいろな課題があると思いますが、来年度以降につきましては、感染状況の動向を見ながら、そのときの私たちの生活状況を見ながら、どのような方法があるかを検討しながら判断してまいりたいと考えております。

ワクチンの優先接種につきましては、教職員、保育園等の職員への接種については、全て周知、実施をしているところでございます。

あと、重症化された方の状況が分かるかというお尋ねだったと思いますけれども、個人の感染状況や療養状況については、市のほうでは把握しておりませんので、一応市町村別の状況というのは公表されていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、二ノ文議員の再質問にお答えいたします。

ただいま準備を進めております支援策につきましては、昨日の東議員の答弁も申し上げましたけれども、熊本県に9月12日まで、まん延防止等重点措置が指定されておりまして、本市の飲食店も時短要請に従い、ほとんどの店舗の方が午後8時までに閉店をされている状況にあります。

時短要請に協力する飲食店に対しましては、時短要請協力金が支払われているところでございますが、その他のまん延防止等重点措置による影響を受けている事業者に対しましては、現状、そのような支援策がなく、厳しい状況にあらわれます。

そのような中、8月17日の総理大臣記者会見において、全国の都道府県と市町

村がきめ細かく事業者の支援を実施できるようにと、地方創生臨時交付金事業者支援分を新たに配分する方針が示されたところでございます。この方針を受けまして、本市におきましても、コロナ禍において特に厳しい状況下にある事業者の方を直接支援するための策を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 避難所におけるWi-Fi等の通信設備の利用につきましては、現在、菊池市生涯学習センターをはじめ、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館や市総合体育館、七城体育館、泗水第2体育館、泗水B&G体育館の施設において、「くまもとフリーWi-Fi」を利用することが可能となっております。

また、昨日の避難所に対しても、この4か所開けた避難所は全てWi-Fi利用可能ということとなっております。

また、避難所開設時には、避難所内のコンセントを開放しておりますので、各自充電器等をご持参いただければ利用可能となっております。

ただ、避難者が多くなった場合、Wi-Fiがつながりにくくなったり、コンセントが不足するなどの状況が予想されますので、今後検討が必要かと考えております。

また、防災トイレにつきましては、若干の備蓄数はあったかに思いますが、大災害等に備え、それが適正かどうかは、ちょっと今後確認していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 本当に多岐にわたりご答弁をいただきました。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策は待ったなしと言えます。今後の感染状況によっては、まん延防止期間の延長や、緊急事態宣言発令などもあります。今後の状況に鑑み、コロナ対策臨時交付金が各自治体へ支給されることでしょうか。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の使い道は各自治体の現状に合ったものにしなければなりません。本市の現状を十分把握していただくこと、状況の変化により具体的で、より効果的な対応になるような交付金の使い道が選ばれなくてはならないのではないのでしょうか。

本市に建設中の防災倉庫が、臨時交付金からこじつけとも取られかねない形で支

出され、その上、予定していたコロナ対策臨時交付金だけでは建設費用が不足しているからと、知らない間に一般財源が補充されるなど、到底納得しがたい予算の使用です。

優先されるべき予算の使い道、効果的な予算の使い道が十分検討される必要があります。各担当部署が感染状況や経済状況に即した対応策、予防策及び必要な予算を計上し、十分使い道を検討された上で実施されることが重要です。執行部は、今後、こじつけとも取られかねないような予算使用ではなく、各担当部署の意見を十分吸い上げられて、予算執行をしっかりとさせていただくことを切望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

○大賀慶一 議長 ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時06分

開議 午前11時12分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 次に、施設管理についてお尋ねいたします。

近年は気候変動の影響により、想定外と言える雨により大規模災害が各所で多発しております。災害に遭われ、人命を奪われた方やご家族に哀悼の意を表すとともに、けがや被災された方々には、一日も早い回復を祈りますとともに、お見舞いを申し上げるところです。

今回、この菊池地域においても、8月の降雨量が年間雨量の約半分、1,252.5ミリにも及んだとのことでした。

相当な雨は様々なものへの影響が出ていますが、今回は建物被害についてお尋ねいたします。

通常の雨の場合でも、建物の雨漏りの対応がとても困難なのは分かっております。雨漏りが漏れている場所の真上に直接の原因があるとは限ってはおりません。そういうことが往々にしてあるからであります。

そこで、本市の体育施設に限ってお尋ねしますが、現在の雨漏りの状況と今後の対応についてお示してください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の8月11日からの大雨が続きまして、一週間経過しました8月16日に、実は泗水体育館のほうの管理委託先より雨漏りの報告がありましたので、すぐに現地確認を行ったところでございます。

内容としましては、体育館入り口左右に2か所、それから、ステージ側左右に2か所、合わせて4か所の雨漏りを確認いたしました。

この状況では施設利用は転倒の危険性が高いと判断し、8月16日から22日までの使用を禁止したところでございます。現在、業者に依頼し雨漏りの原因となる場所を調査しているところでございます。

それから、今後の取組としましては、雨漏りも見られないことから、使用可能な状態であるため、利用を再開しております。

泗水体育館につきましては、築年数が古くて、老朽化もしていることから、調査結果が分かり次第協議を行いまして、修繕を行う方向で調整したいというふうに考えております。

それから、総合体育館のほうも雨漏りの報告が上がっております。こちらも先ほどと同じ8月16日に管理委託先より報告がありましたので、現地のほうを確認したところでございます。

雨漏り箇所につきましては、アリーナ入り口側中央部分が3か所、それから中央部分1か所、国旗側中央部分3か所、サブアリーナ窓側4か所、アリーナ観覧席4か所、サブ観覧席1か所、合わせまして16か所確認をいたしております。

こちらのほうも関係部署と連携しながら対策を協議し、修繕を行う方向で調整をしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 利用者さんのことを考えれば、一日も早い回復というんですか、修理をしていただきたいというふうに思います。

ただ、泗水の体育館についてですけども、現在調べられているということで、調べた結果、軽微な修繕ではできないということであれば、もうあそこも恐らく30年以上ぐらい建ってから経過していると思います。老朽化も恐らく進んでいるんじゃないかなというふうに思いますので、予算がかかるようであれば、緊急対応としてビニールシートでのしのご、近い将来、富の原にあるB&G体育館、これも年数は30年以上、もう40年ぐらいたっているんじゃないですかね、恐らく。財団と相談して取壊し、そして、現在の泗水体育館と一本化する方向ではどうでしょうか。また、富の原の跡地については、民間へ売却すれば、財政の観点からもいいと考え

ますが、お答えください。

○大賀慶一 議長 木下教育部長。

[登壇]

○木下徳幸 教育部長 それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

泗水体育館につきましては、災害時の泗水地区の避難所としての位置づけもありますので、各関係機関との協議も必要になってこようかと思えます。先ほども申し上げましたとおり、まずは調査結果が分かった時点で、修理の方向で協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから、B&G財団のほうを活用してはどうかというお尋ねでございますが、泗水体育館につきましては、B&G財団とは関係のない施設でございますので、補助金の対応は難しいかなというふうに考えております。

それから、統合をしてはどうかということでございますが、こちらにつきましては、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 検討していただくということで、前向きにやはりやっていただきたいと。やはり市民に不利益が被らないように、しっかりと検証していただいて、市民が納得いくような形になるよう切望いたしまして、私の質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時20分

開議 午後 1時00分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 皆さん、こんにちは。福島英徳でございます。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

人口の減少や高齢化が進む自治体にとって、これからの財政はますます厳しくなっていくものと思われま

そこで、本日は、菊池市の財政について質問いたします。

本市の人口は、平成22年と平成27年の国勢調査において、5年間で約2,000人が減少しており、その後も微減しております。

国は自治体の基準財政需要額の大きさを決めますが、この需要額の大きさの7割は人口で決まっております。よって、人口が減少すれば地方交付税が減り、固定資産税も減少するでしょう。また、高齢化が進んで、労働力人口が減少すれば市税も必然的に少なくなってしまいます。

このような状況下における菊池市の収支状況についてお尋ねいたします。

昨日、荒木議員からの一般質問では、財政用語や中身を分かりやすく説明をされましたので、本日は応用編ということでご理解ください。

菊池市は、平成24年度から9年連続で、実質単年度収支において赤字計上しています。単年度収支においても、平成29年度以外は赤字計上です。ただし、平成29年度の単年度収支黒字は、平成28年度の実質収支をゼロ計上しているからの理由であり、この平成28年度は熊本地震のあった年で、そのために当初予算に比べて歳出が大きく増え、また、歳入も減ったと推察されます。

そのために、財政収支も当初予算の見込みよりも一気に悪化して、赤字決算を避けるために、財政調整基金を取り崩して、実質収支をゼロにまで持っていったと考えますが、それで間違いありませんか。

それでは、実質単年度収支が9年連続赤字になっていることに対して、昨日、財政運営に関しては狙いどおりでもあり、貯蓄もしているので問題はない旨、市長から答弁されましたが、9年連続赤字は異常だと考えます。

私が言いたいのは、一般企業とは違って、自治体は黒字を出すことを目的にした組織ではなく、財政を使って市民生活を向上させることが役割ですから、毎年度の黒字は、市民サービスの点からも望ましいことではなくて、仮に単年度収支や実質単年度収支がずっと黒字で、黒字額が伸びているのであれば、それを市民の福祉や住民サービス等に回すか、税金や社会保険料の負担額を減らすべきだというのが筋です。

荒木議員は山鹿市と比べられましたが、合志市も黒字と赤字を繰り返して、バランスよく調整されています。そういった観点からも、これらの収支の赤字は、短期間であれば決して悪いことではなく、むしろ正常であると思います。問題としているのは、これらの赤字が9年間も継続している状況です。

これも荒木議員の質問と重複しますが、平成23年度からの財政調整基金の推移ですが、平成24年度は積立金428万4,000円のみが財政調整基金に積み立てられていますが、平成25年度は8億円、平成26年度と27年度はおのおの7

億円が積立金以外から積み立てられて、平成27年度の財政調整基金は、ピークの70億円まで増えており、平成24年度から平成27年度の4年間の積立金取崩額はゼロです。

そして、熊本地震があった平成28年度に13億円ほど取り崩していますが、積立金以外に5億円、平成29年度は積立金856万円のみ、平成30年度は積立金以外に2億円、令和元年度は積立金以外に7,000万円、令和2年度は積立金以外に2,000万円が積み立てられ、令和2年度の財政調整基金は51億円強となっております。

積立金は、財政調整基金に積み立てるために、予算化されたもののみが記載されるため、実質収支が黒字になって、その一部を予算化せずに、財政調整基金へ直接入れられていると考えます。

これは、昨日、剰余金から積み立てているという答弁がございました。

それで、平成28年度から令和元年度4年間は、実質収支の黒字額以上が財政調整基金に積み立てられていますが、どのような仕組みなのかをお尋ねします。

○大賀慶一 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午後1時07分

開議 午後1時10分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 すみません、先ほどは失礼しました。ご質問にお答えいたします。

年度末の財政調整基金残高につきましては、議員おっしゃるとおり、前年度末の残高から当該年度中に積み立てた額及び取崩額を反映させて算出します。

それに加えまして、もう一つ反映される金額がございます。それは前年度に歳計剰余金が生じた場合に、地方財政法、地方自治法、菊池市財政調整基金条例に基づき積み立てます歳計剰余金処分により積み立ててございます。

歳計剰余金処分による積立金とは、前年度剰余金のうち、2分の1を下回らない金額を翌年度に繰り越さないで基金に編入するものでございます。

こちらのほうが1年ずれてということになりますから、実質収支の部分の剰余金の先ほどの表で言うと1年ずれたところになりますので、そういったところで、金額がその横の表では合わないというところになります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 そういふところかなとは思いました。

先ほど質問した内容、ちょっと数字が小さくて見にくいんですが、見えないですね。要するに、実質収支額以上の積立てがあっているというところを聞いたところなんですよ。

これが予算化された積立金なんですが、すごく小さいんです。本来であれば、これを見て分かるように、ここの財政調整基金に積み立てる金額というのは、ある程度、やっぱり予算化しておくべきじゃないかと思えます。そういうところで質問させてもらいました。

それでは次に、令和2年度の経常収支比率についてですが、入手した決算カードには95.9%、そして、括弧内には101.0%と記載されておりました。

ちなみに、括弧内の数値は、臨時財政対策債を除いた数値ですが、私が改めて計算したところ、99.9%になりました。財政課に確認したところ、計算ミスだと謝罪があり、訂正されました。

加えて、最初入手した決算カードの性質別歳出の状況につきまして、義務的経費、これは人件費、扶助費、公債費、この合計が39億3,577万円でした。それが2回目に入手した令和2年度の決算カードでは、88億2,591万円と大きく数字が変わっておりました。

また、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、このおのおのの経常収支比率割合がことごとく違っておられます。

経常収支比率は重要な指標であるにもかかわらず、なぜこのようなミスが起きたのでしょうか、説明をお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 まずは、資料としてお渡ししました決算カードの数値等に数か所誤りがあったことにつきまして、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

渡した資料につきましては、令和2年度ということで、速報値ということで申し添えてお渡ししたところでございます。ただ、それに対しましても、単純な計算ミスですか、不必要なところに数字を入れていたりとか、いろいろなミスがあったところは、おわびするしかないと思えます。

この決算カードにつきましては、現在、速報値として出しておりますものを、今



後、内容を確認して、都度修正後、本年度の、来年明けてからになるかと思えますけども、国会承認を経て、その後に公表という形で出すようになっておりますけども、まずは速報値といっても、そういった軽微というか、数か所誤りがあるということは、ちょっと遺憾に思いますので、その辺は今後注意したいと思います。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 今、指摘したところは、すみません、これも小さくて。ここがもらった数値なんです。これが私が計算した数値、これはちょっとした小さい誤差なんですけども、問題はやっぱりここなんですよね。人件費、扶助費、公債費、これを合計したものが義務的諸経費、結局、この足し算が違っているということなんで、こういうところは計算式を入れておけば何の問題もないと思われまして。要するに、このようなミスが多々あると、数字自体の信憑性も疑ってしまいますので、慎重にやっていただきたいと思います。

それでは、話を少し戻します。

臨時財政対策債、これはあくまで地方債ですので、実質の経常収支比率は、臨時財政対策債を除いた99.9%で判断するべきだと私は考えます。

ただ、この決算カードは、総務省からのフォーマットなんで、これをいじることには無理とは思いますが、判断はそういうふうにされたほうがいいのかと思います。

それでは、事前にお聞きしましたが、令和2年度の臨時財政対策債の限度額は、発行額の5億9,000万円、ほぼ6億円と思って構わないでしょうか。

また、この臨財債は、毎年度、ほぼ同じ額だと考えても差し支えはありませんか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 臨財債の発行可能額はということで、令和2年度は約6億円、5億8,900万円、そちらはそういった考え方になります。ほぼ同じ額といえますと、そこは毎年違ってまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 臨時財政対策債は、後々償還しなければなりません。国に返さなければならぬわけです。しかし、表面上、国がその分を地方交付税に上乗せして交付されるので、何ら実際の懐は痛まないとお考えでしょうか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 臨財債が交付税に算入されるということは、そういったところで思っております。

以上です。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 それでは、私なりに調べた臨時財政対策債の実態についてお話しします。

前提として、地方交付税は、国として総額を決めた上で、そのパイを各自治体へ配分します。そのため、臨時財政対策債の債務償還に対する交付税措置もその範囲内でされることとなります。よって、国が地方交付税をどんどん増やす姿勢をとっているときには、菊池市においても、従来の基準財政需要額に臨時財政対策債の償還分を純粋に上乗せして大きくしてくれます。

しかし、実際には、国、財務省は、財政再建の中で地方交付税の抑制を図るのです。既に約束した臨時財政対策債の償還分を維持するのであれば、その他の行政の基準財政需要額を減らすということになります。極端に言えば、国は基準財政需要額の部分を小さくして、その減った部分に臨時財政対策債の償還分を組み込む操作をします。よって、既存の基準財政需要額が削減されているため、地方交付税が全く増えていないケースもあり得るわけです。

また、社会保障などの行政需要も増えるので、基準財政需要額そのものは増加する傾向があります。しかし、全体で地方交付税を抑制するためには、その他の行政需要はできる限り削減しようとしています。例えば、数年前から実施されているトップランナー方式などがその分かりやすい例だと思いますが、この臨時財政対策債に対する考えをもう一度お聞かせください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 臨時財政対策債とは、地方交付税の財源不足を補うことを目的として、普通交付税の一部に代わって地方債発行可能額が付与されているというものです。その元利償還金の全額が後年度の基準財政需要額に算入されるため、実質的な財政負担はないということで、先ほどご紹介があったところがございます。

後年度の元利償還金を含めて算出した地方交付税に財源不足が生じた場合は、再び臨時財政対策債の発行対象となりますけども、その際には、財政力に応じた補正がかけられ、財政力の弱い自治体、これも本市も入りますけども、には臨時財政対

策債の割合を減らし、普通交付税の措置となる部分が大きくなります。

本市におきましても、財政力による補正の影響により、臨時財政対策債分が減額され、その分、普通交付税での対応となります。そのため、元利償還金の全額分イコール財源不足対象となった場合でも、元利償還金額と臨時財政対策債発行可能額の間乖離が生じることになります。繰り返しとなりますけれども、その乖離分は本来の目的とされている普通交付税のほうで措置されております。

なお、当該年度の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債分につきましては、毎年度、本市の実際の元利償還金額とほぼ同額となっており、全額が交付税措置されるものと考えております。

それから、臨時財政対策債のほうは、交付税のほうで100%見られるけれども、そのほかでは削減されるんじゃないかということですが、地方交付税額につきましては、地方財政計画の中で総額を確保し配分するという基本から見ますと、すみません、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、交付税算入率が100%と、地方債の中では最も格付のある義務づけの強い臨時財政対策債元利償還金が基準財政需要額に算入されることにより、義務づけの弱い経費が段階的に圧縮される可能性がございます。

ただ、交付税の計算において、合併後の一つの自治体としての計算方法でありまず一本算定における基準財政需要額の推移を見ますと、年々増加している傾向がございます。その中で、臨時財政対策債が算入される公債費に加え、そのほかの経費についても需要額が増加しており、臨時財政対策債の算入分がほかの費目に大きく影響している状況ではないと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 そうですね。表面的にはそうであって、先ほども申しましたが、国が地方交付税をどんどん増やす姿勢をとっているときには何ら問題ないと思います。ただ、結局、そのようにして返してあげるお金を、なぜ国は発行しろ、発行しろ、強く求めるんでしょうか。これを臨時財政対策債を発行しない自治体に対しては、ペナルティーとは申しませんが、そういったこともやろうとする。本当にやっぱりその分を交付税として償還金を渡すのであれば、できるだけ借りらんでくれというのが本当じゃないかなと私は思います。私は、臨時財政対策債イコール地方交付税、一般財源と考えるのは危険であることを忠告しておきます。

菊池市の場合、臨財債を除いた経常収支比率は、先ほど述べたとおり、99.9%です。この数値を下げるべきだとは思いますが、下げることによって、一般財源

の余裕を生み出すのは間違いありませんので、その浮いた財源を何に使うかが重要だと考えます。しかし、下げることによって、福祉サービス水準の低下を招いては本末転倒です。

昨日、荒木議員からは、歳出を減らすべきとの趣旨の一般質問をされました。歳出を減らすことは大事です。しかし、私はそれに加えて、歳入を増やす。要するに、入りを増やすべきだと考えます。

市長からは、菊池市には宝の山がたくさんあるとの言葉をよく耳にします。早くその宝をお金に換えてほしいものです。

そこで、今回は、税収以外の財源として、ふるさと納税寄附金についてお尋ねいたします。

ふるさと納税につきましては、先日、平議員が一般質問されておりますので、これも重複しないようにしたいと思います。

まず、ふるさと納税のポータルサイトは数多く存在していると思いますが、菊池市では幾つのサイトに登録されているのでしょうか。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの幾つのポータルサイトに菊池市では登録しているかということですが、本市が利用しておりますポータルサイトにつきましては、現在、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ANAのふるさと納税の三つであり、今年度、ふるなびを追加する予定としております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 そういことですね。

先日、知人から、菊池市にふるさと納税をしようと、ふるさと納税の主要サイトである「さとふる」、要するに、さとふるには登録されていないんですね。にアクセスしたんですが、熊本県の中で菊池市だけが茶色で表記されているお礼品を探すボタンがないので諦めたと聞きました。それで、私もアクセスしてみましたが、確かに熊本県全て載っているんですが、菊池市だけないんですね。結構このさとふるって、テレビコマーシャルでもよくやっているんで、まさかとは思ったんですけど、要するに、このサイトには登録していないということで理解はしました。

ふるさと納税の寄附額は、令和元年度に熊本県の14市のうち、水俣市、合志市に次いで最下位から3番目でした。しかし、令和2年度には、合志市と水俣市にも抜かれ最下位だと聞きました。

菊池市として、目標値を県内で何位を目指しているのか。また、令和3年度は3億円のふるさと納税寄附額を目標としているとのことでしたが、その後はどのような目標値なのかをお示してください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 まず、目標順位ということですが、目標順位というのは特に決めておりませんが、できるだけ多くの寄附を集めていきたいと思っております。

それから、令和3年度以降の目標につきましても、今後、状況を見ながら、またその都度、立てていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 でも、やっぱり目標値というのは、しっかりつくられるべきだと思います。目標値がないと、その結果に対する分析もできません。ぜひ目標値を明確にしていきたいと思います。

この返礼品に関しては、物だけではなく、菊池市の魅力をアピールするチャンスでもあると思いますし、このコロナ禍においては、やり方次第で自治体によっては大きな違いが出ると私はそう思います。

そこで、今、どのような取組を行っているのか。また、今後、どのような取組を行うのか、考えをお聞かせください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ふるさと納税の取組、現在と今後ということですが、ども、「ふるさと納税」は市の重要な財源の一つと考えております。

繰り返しになりますけれども、ふるさと納税による近年の寄附額は、平成30年度が8,833万6,000円、令和元年度が1億2,684万9,000円、令和2年度が1億2,276万4,000円となっており、先ほど申し上げましたように、本年度は3億円を目標としております。

寄附額を増やすための取組としまして、本年度から専門業者の豊富なノウハウとリソースを活用するため、業務委託を開始しております。

また、返礼品取扱事業者につきましても広く募集しておりまして、返礼品数も7月末現在424品目と、前年度末より155品目増加しております。

今後の取組としましては、新規寄附者の獲得に加え、一度寄附した方々にもリピ

ーターになっていただけるよう、返礼品が定期的に届く定期便とか、あと種類の異なる複数の品物をセットにした返礼品など、寄附者にとって魅力的な返礼品の開発を行ってまいります。

さらに、人の目につく機会を増やすために、返礼品を掲載して寄附を募集する、先ほどのポータルサイト、こういったものも追加を行ってまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、国の要件とされております地域再生計画の認定を本年度取得いたしましたので、今後、積極的に受入れを開始する予定です。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳議員 先ほど申しましたけども、返礼品というのは物だけではなくて、やっぱりいろんなものを、菊池市というのをアピールするいい機会だと思しますので、再度、そのようなことを民間委託業者とも話し合いながら、いい方向に持って行っていただきたいと思えます。

市長も施政方針で、「次の世代につなぐため、今の私たちがやらなければならないことを着実に実行していかなければならない。そのためには、市民、地域、行政が一体となれば必ず実現できると確信している」とおっしゃっています。

最後になりますが、これからの自治体財政の運営は、企業や自治組織などの市民社会と協力し合い、国の巨大な政治経済システムへの依存から脱却して、たとえ国が転んでも自分たちは転ばないという自立した意識が必要ではないでしょうか。

これで、私の一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これです、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後1時36分

開議 午後1時43分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、道路整備、市道北宮1号線の整備についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、本年第2回定例会において質問、要望をさせていただきましたが、特に市道沿いに宅地造成工事が行われておりましたので、造成に伴う工事によって、原状復旧では継ぎはぎだらけの市道になると思われましたので、開発業者との連携をとって整備をしていただくように要望をいたしました。

おかげさまで、拡幅した部分につきましては、市道と一体化した道路舗装ができましたので、地域住民も大変喜んでおられます。

しかしながら、地元北宮区、隣接する菊池みゆきこども園より提出されておらず、宅地造成工事箇所までの畑と納骨堂入り口部分は従前のままで、今回の道路拡幅工事では対応ができておりません。

前回の部長の答弁では、地権者の方との用地買収等の交渉が必要となりますとのことでしたが、北宮区、菊池みゆきこども園の要望も踏まえ、現在、どのような対応をされたのか、お示しをいただきたいと思えます。

次に、市道管理の各地域の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで地域による不公平感に対する調整も含め、指摘、要望を行い、やっと平成29年度より旧菊池市と旧七城町が追加され、市道管理費等を各行政区に支払いすることができました。特に旧菊池市の中山間地域は市道延長も長く、また、高齢化も進んでおり、市道管理については大変な状況が続いております。

そこで、お尋ねをいたしますが、平成29年度から委託が追加された旧菊池市、旧七城町の市道管理業務委託の状況についてお示してください。

次に、市道等の樹木のせり出しや、倒木の状況と対策についてお尋ねをいたします。

今回、国道、県道もごさいますが、特に市道についてお聞きをいたしますが、これまで私も一般質問等で、市道にせり出した樹木、竹の伐採、剪定については、法的な問題もありますので、市長にも、抜本的な改善をする必要がありますので、市長会等で提案、要望をお願いしてまいりましたが、現状は悪化するばかりであります。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、樹木等の剪定についての地元からの要望、所有者への通知等の状況と現在の対応策をお示しいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。それでは、木下議員のご質問にお答えします。

まず、市道北宮1号線につきましては、北宮区からの要望書が本年度の令和3年5月17日付で、舗装のやり直しと道路拡張の内容で提出をされております。

要望内容の舗装につきましては、上下水道工事の舗装復旧時期に一体的な整備を行ったほうが、利便性の向上が図られるとともに費用も抑えられることから、修繕工事により対応を行ったところでございます。

また、道路の拡幅につきましては、令和3年第2回6月定例会で、先ほど議員からもありましたとおり、答弁をしたところでございます。数名の地権者との交渉が必要なこと、それから、用地の1筆は地目が墓地のため調査に不測の日数が必要なことなど、早期の完了は困難であると考えております。

市道の整備については、道路パトロールにより確認した通行に支障を来している箇所、また、区長からの要望に基づき行っております。

今後につきましても、要望箇所が多いことから、要望に対しまして対応が遅れている箇所もあるような状況でありますので、まずは、現在着手している道路の早期完了及び児童・生徒等の歩行者の安全・安心を守るため、通学路の整備に対して重点的に整備を行い、問題点の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、用地買収を伴う要望につきましては、事業を行う際に早期に工事着手できるように、要望書とともに地権者からの同意書を添付いただくよう、今後は進めてまいりたいと考えております。

続きまして、市道の草刈りについてでございますが、5月の区長文書の際に、区長及び代表連絡員に地図等を添付してお願いをしておるところでございます。

高齢化等により各区での対応が厳しいと聞いておりますが、作業中に危険が生じない範囲で、通行に支障がある箇所について、引き続き対応していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

令和2年度につきましては、221地区にお願いし、104地区、40.05%にご協力をいただいているところでございます。

菊池地区につきましては、102地区中40地区、それから、七城地区につきましては、38地区中5地区という状況でございます。

続きまして、市道へのせり出した樹木への対応でございますが、最近では道路上の樹木のせり出しの苦情が増えてきております。個人の土地からせり出している樹木につきましては、個人の財産であることから、市では剪定することができませんので、樹木等の地権者を調査しまして、剪定依頼するとともに、法令や判決事例を添付しまして、樹木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者の賠償責任も問われるおそれがあることを通知しております。また、広報紙やホームページにおいても周知を行っております。



令和3年度の状況につきましては、7月末現在で21路線65名へ通知をしておりまして、9名から剪定等を行っていただいております。

今後、剪定されていない方につきましては、再度通知等を行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

すみません、先ほど答弁の中で、令和2年度におけるパーセンテージを「40.05」と言いましたけれども、正しくは「47.05%」ですので、訂正して、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

まず、市道北宮1号線についてでございますが、先般の一般質問の中で申しあげましたように、基本的には、あそこが全部で11件、分譲地があるということで、ちょっと確認しましたところ、もうほとんど完売に近いような状態だそうです。私も現地を何回も通りますので、もう基礎工事が始まっておりまして、工事関係の車両が頻繁に通っております。

ほかの部分については5メートル強の道になりましたので、あそこだけが一部非常に狭くなっておりますので、とにかく危険性を感じます。費用対効果の面からも、やっぱりきちんとした予算を取って、改善をする必要があると思います。どういう交渉を今の時点でされているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、続けて申し上げますが、草刈りについては、ちょっとその地区ごとのどれだけされているかというのを資料頂きましたところ、市道の草刈りをされてても、この申請をされていない地域が結構あるみたいに感じます。

先般も、私、この一般質問のことを各区長さん方に毎回ご案内をしておりますが、そのときも地域の方々は草刈りをされておりました。そういうことがありましたので、ちょっと執行部のほうに確認しましたら、あそこは申請をしてありませんと、そういう状況もございましたので、このことについては何遍も言っておりますけど、やはり執行部のほうから、こういう草刈りについては、申請をしていただくと、少しではありますけれども、経費を出せますよというのをもっときちんとした啓発をしていただきたいと思います。そうすれば、地元の人たちにとっても非常に助かると思いますので、それは要望として申し上げておきます。

それと、樹木のせり出しですね。このことについては、65名の方をお願いをして、結果的に剪定をされた人は9名ということでございます。なかなかやっぱり市内の方、市外の方、それぞれに所有者がいらっしゃると思いますが、やはり法的な

資料を添付するのもちろんですが、やはり顧問弁護士の方々もいらっしゃると思いますから、やっぱり内容証明つきで送るとか、やっぱりもっときちんとした形で対応していただかないと、これは改善できません。やっぱり私たちのほうの中山間地は市道が非常にせり出しておりまして、毎回、非常に困っている状況です。どこかでやっぱりこれを徹底的に改善する必要がありますので、このことについても、市が本気を出してやらないと改善できませんので、その考えがあるかどうかも含めて、以上の点でお答えをいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目として、用地の交渉についてということで思っておりますけども、用地の交渉につきましては、地権者の方々との信頼関係が重要だと思っております。

通常の用地交渉では、工事の着手時期が明確になった段階から交渉を始めております。理由といたしましては、地権者との交渉を行う場合には、買収時期、面積、買収金額等の提示が必要となるからであります。

北宮1号線につきましては、要望書の提出が本年度のため、いつ工事に着手できるか明確でない状況がありまして、交渉を行い、了承を得られたとしても、地権者から買収時期等を尋ねられたときに答えができないなど、地権者に不信感を与えるおそれがあることから、用地交渉は行っていない状況になっております。

続いて、草刈りの部分なんですけども、草刈りについては、周知の方法については、また今後、検討してまいりたいと考えております。

それから、せり出した部分につきましても、強力をお願いをしましてまいりたいと思っておりますけども、なかなか個人の部分に当たりますので、今後、その方法についても検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 北宮1号線については、やはりどう緊急性を意識するかの問題だと思います。地元の区長のほうからもそういう要望書が出ておりますので、区長さんも地元の方だということでございますから、区長様と協議をしながら、やっぱり事前交渉でもできないことはないと思います。交渉してみないと、相手がいらっしゃるからです。計画も立たないと思いますので、まずは交渉をしていただいて、そして、やっぱり相手を尊重しながら検討していただいて、最終的には地元のやっぱり今度新しく入居される方々も含めて、それと隣接するみゆき保育園の

ほうの子どもたちの安全を確保することが一番だと思いますので、しっかり検討していただきたいと思います。

それと、樹木の剪定については、これはもう検討します、検討しますと言われて、ずっと検討しますで終わっております。だから、菊池独自でも、やっぱり国とも相談しながら、これだけ面積の広い菊池市でございますから、やっぱりどこかできちんとした対策を考えていかないと、これはもうこの解決にはならないと思いますので、具体的にそういうことについては、やっぱり検討の協議会などを立ち上げてでもやり取りをしていただきたいと思います。

以上です。よろしく願いしておきます。

それでは次に、防犯灯、街路灯、特に過疎化・高齢化の地域の防犯灯については、LED化による負担軽減が必要ですが、現状とこれまでの成果についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も質問、要望を続けておりますが、地域住民の生活環境、安全なまちづくりを推進するためには、最優先で取り組む必要があるにもかかわらず、推進されておられません。

本年第2回定例会において、令和3年度防犯灯LED化補助金交付申請依頼が各区長に配付され、申請行政区が53区、申請基数が476基、申請事業費総額で1,038万円、地元負担事業費が518万円で、申請されているとのことでありました。

私は、当初の予算が100万円でしたので、地元が2分の1負担してまでも要望されていることを十分認識していただき、市民の安心・安全の観点からも、最優先で行う事業であり、菊池さくら千年プロジェクト事業と比較しても、費用対効果を考えても、補正予算で早急に対応するべきであると強く要望をいたしました。

そこで、確認を含めお尋ねをいたしますが、その後の対応をお示しいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 令和3年度防犯灯LED化補助金申請状況についてということでございますけども、まず、この事業の当初予算額は、前年度まで地域づくり補助金の一部として支出していた実績、過去5年間の平均で89万3,000円でございますけども、この分の実績を踏まえ、新たな補助金として100万円を計上しておりましたが、当初申請は、先ほど木下議員がおっしゃったとおり、申請行政区53区、申請基数476基、申請事業費約1,038万円、申請補助金額約518万円でございます。

当初予算では、申請行政区全ての要望に応えられないため、意向調査を行い、本年度、来年度までの2か年で要望に応えられるよう調整したところでございます。

なお、本年度分につきましては、今定例会に補正予算を上程しております。

本年度実施予定としましては、36行政区、234基、概算事業費約519万円、補助金見込額約251万円でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

改めて意向調査をされて、36基になったということですが、結局、その後の分、当初は53区、476基ということでしたので、その後の分についてはどういうふうになるのか、再度お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 その後の分ということのご質問ですけども、今現在、各行政区におきまして、令和4年度に実施予定されている防犯灯LED化補助事業の申請基数の調査を行っております。これに本年度の残りの分を反映しまして、その分を含めて令和4年度の当初予算に反映させ、事業を推進する計画でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

当初予算で残りの分もやるということですが、いずれにしても、今回、その申請を出していないところも含めて、やっぱりLED化というのはもう必須だと思うんですよ。もうお隣の合志市は、もう平成25年か平成26年だと思いますが、もう100%、LEDに替えてあります。これは本当に高齢化率の高いところでは、もう電気代も払えない。区費も上げられない。そういう中で、やはりLEDに替えれば、基本的には電気料は下がります。その後、やっぱりある面では、その電球の交換も長く替えなくていいと。非常に地元にとっても負担が軽減できますので、このことについては、これからも引き続き、100%を目指して頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、地域おこし協力隊の活動の状況とこれまでの成果についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度か、一般質問等で指摘、要望しております

が、改めてお尋ねをしたいと思います。

現在はコロナ禍で、地域おこし協力隊の活動報告会等が開催できない状況ではありますが、これまで参加させていただいた報告会での私の感想ですが、それぞれの隊員の活動は素晴らしい内容と理解はできますが、市民の方々にどれだけ浸透しているのか、不安な面もあります。地域おこし協力隊の報告会には市民の参加者が少なく、特に隊員が活動を行っている地域の参加者がほとんど見られない状況であると私は感じております。

菊池市は、他の自治体に比べても多くの協力隊を受け入れておりますが、改めて確認を含めお尋ねをいたしますが、地域おこし協力隊の活動の状況と成果についてお示しをいただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の制度の目的は、都市地域から受け入れた人財が地域協力活動を行い、その定住を図ることで、地域力の維持・強化を図ることです。

隊員につきましては、平成27年度から7名の採用を開始し、平成28年度に5名、平成29年度に2名、平成30年度に5名、令和元年度に3名、令和2年度に2名を採用しております。

活動期間は3年間であり、途中退任もありましたが、今年度は4名の隊員が活動しています。

これまでの主な活動は、観光資源を活用した地域づくり、地域資源による商品開発とブランド化、空き家調査や移住者サポートなどによる移住・定住の支援、健康運動教室などによる市民の健康維持・増進、アートを活用した教育や地域活性化、空き店舗を活用した商店街のにぎわいの創出などです。

成果の一例としましては、ブランド推進活動で商品開発された「きのこ南蛮」が、農林水産省の賞を受賞し、シイタケのブランド化に寄与しました。

また、アートに関する取組では、市役所への白龍のオブジェットの設置や、新聞紙等を使ったものづくりワークショップの開催で、市民のアートへの関心を高めました。

さらに、日本有数の施設である斑蛇口湖ボート場を生かして、菊池ローイングクラブを発足するなど、ボート・カヌー競技を活用した地域活性化にも寄与しました。

なお、令和2年度までに任期が満了した隊員15名のうち、12名が菊池市に定住しており、そのうち5名が起業、1名が起業準備、6名が就業しています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

これまで、たくさんの方が来られて、12名の方はもう菊池のほうに定住していただいたと。それなりの実績があるということでございます。

私は令和2年の第3回定例会で、移動販売の件を一般質問したときに、協力隊の方々に、様々な要因の中で地域協力隊員をある面では受け入れていらっしゃると思いますが、できれば目的を持って募集をしていただきたいというのを申し上げたことがあります。

先般、8月の4日の熊日新聞に「地域おこし協力隊に辞令」と。この方には、もうある面では、有害鳥獣の対策のために辞令を渡したと。そういう形で、できればそういう目的を持って募集をしていただいて、やはり地域の方が困っていることに特化して、協力隊として3年間、腰を据えて頑張っていただきたいと。そういうことを申し上げたいと思います。

移動販売も、おかげで龍門地区を追加してもらいましたけれども、今までは5か所でしたけど、1か所、10月1日から追加になるようになるということで、それなりの需要もあると思います。ですから、例えば夫婦で本当にやっぱり移動販売をやっていただくとか、それとか、耕作放棄地の対策、それとか、いろんな目的を持って、やっぱり協力隊を採用していただければと思います。これは要望です。

市長も、そういった形で、地域おこし協力隊にはとても取り組んでいらっしゃるんで、市長の御意見があればいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 地域おこし協力隊の活用についてというご質問でございます。

地域おこし協力隊は、私が就任以来、積極的に対応してきまして、様々なミッションをつけた形で、それぞれの特性を生かしながら、成果に結びつけてきていただいているというふうに考えております。

また、もう一つの成果の一つとしては、地域の方々に新しい物の見方、アプローチの仕方、こうしたものを提示して、地元の方の心の中にそういう発見であるとか、自分たちもやってみようと、あるいは、やれるじゃないかと、そういうふうな気づきを与えたところも大変大きいと思います。

引き続き、この地方創生というのは知恵とアイデアの勝負でありますので、ぜひともそういう新しい見方を採用しながら、地域を盛り立てて、一緒になってやっていくと。そのことを進めていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

いずれにしましても、現実的な対応に、やっぱり地域の方々は必要性を求めていらっしゃると思いますので、そのことも含めてお願いをしておきたいと思います。

○大賀慶一 議長 ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時12分

開議 午後2時19分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 それでは次に、市営住宅の指定管理制度導入についてお尋ねをいたします。

市営住宅の指定管理については、平成21年第3回定例会において、一般質問で提案をさせていただいております。その当時は、特に家賃滞納によって、善良な入居者との公平性、また、入居待機者の機会を奪うことにもなっている状況も含め、サービス向上や経費削減等の観点からも、指定管理制度導入を提案した経緯があります。

今回、年月は大分経過いたしました。本年第2回定例会において、菊池市営住宅施設等の管理を指定管理者に業務委託をする議案第51号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については可決されております。

現在、指定管理者の募集が始まっていると思われませんが、今後のスケジュールをお示しいただきたいと思っております。

また、今回の指定管理制度導入については、反対討論もありましたように、業者選定については、効率性、経費削減のみではだめであり、やはり最終的には地場産業育成になることが一番だと考えます。

第2回定例会の経済建設常任委員長報告の議員間討議でも、地元で活躍している方々がたくさんいるので、指定管理に参入できるように考えてほしいとの意見がありましたと報告されております。市としても、地場産業育成を基本に考えておられると思っておりますが、その点も含めお答えをいただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、議員の質問にお答えいたします。

指定管理者の今後のスケジュールについて申し上げたいと思いますが、スケジュールにつきましては、募集要項の配布を7月20日から8月28日を設けまして、説明会を8月4日と31日の2回実施しております。その後、8月4日から9月7日まで質問の期間を設けまして、最終的な申請の提出期限を8月17日から9月28日としております。

次に、業者の選定になりますが、10月に入りまして選定委員会を開催し、書類審査をはじめ、応募者のプレゼンテーションを参考にしまして、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、慎重の審議の上、指定管理者を決定する予定でございます。

決定後は、地方自治法第244条の2第6項の規定に従い、次回定例会にて上程を予定しております。

なお、募集に当たりまして、地元業者への周知不足もありましたので、当初の計画より1か月間、申請期間を延長し、広く募集を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

部長のほうから答弁がありましたように、最初は地元の方々へのPRといいますか、あれができていなかったということで、少し延期をしたということでございました。

本当にやっぱり地元の方々も、ホームページ等のみでは分からないところもあるかもしれませんので、しっかり地元をやっぱり丁寧に、そして、最終的には、私としては、やっぱりこの厳しい時代でございますので、その資格を持った方であれば、ちゃんと土俵に上がって、経済活動ができるような形にしていきたいと思っております。

いずれにしても、12月の定例会において、指定管理者の承認という形になると思いますので、ほかの委員会も含め、議会のほうでしっかりとそれは確認をしながら、認める、認めないを決定しなければいけないというふうに私は考えております。よろしく願いしておきます。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の維持管理と地元水迫地区への活性化策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで確認も含め、何度も質問、要望をいたしました



が、令和元年8月7日に突然、議会の説明会で、平成31年2月に熊本県への通報を受けて、九州産廃株式会社を調査したところ、廃棄物を違法に処理したとの報告がありました。

平成30年度で約12億600万円の補償金の支払いが全て完了した直後に、九州産廃は、県、市、地元に対して違法行為を行っていたことになり、これまで長年にわたり、水迫地区の住民に対して、九州産廃への反対運動も含め、多大な迷惑をかけてきた焼却施設がやっと完全に廃止となり、喜んでいた矢先に大変な裏切り行為であります。

菊池事業所廃止後は、最終処分場に伴う浸出水処理など管理が続けられていると思いますが、改めて現在の市の監視体制も含め、詳しく説明をいただきたいと思えます。

また、これまで長い間、産廃問題に苦しみ、取り組んでいただいた水迫地区の方々に対して、環境整備基金の運用も含め、活性化策を考えていかなければなりません。現在の基金の状況をお示しいただきたいと思えます。特に、熊本地震発生後の環境保全協力金の対応についてもお示しをいただきたいと思えます。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 それでは、木下議員の九州産廃株式会社菊池営業所における産業廃棄物処理の廃止後、現在行っております維持管理業務についてご説明をいたします。

主なものといたしまして、最終処分場から浸出水を処理しております。

この浸出水の処理方法につきましては、浸出水の調整槽に一旦受け、水処理施設での工程後、蒸発乾固設備において、水分を蒸発させます。

また、最終処分場の安定化のため、水処理施設で処理いたしました水の場合内散布も行われているところでございます。

浸出水の処理については、最終処分場が安定化するまで、会社の責任において行うものとなっております。

次に、事業所内にあります残存廃棄物の処理がでございます。これは熊本地震による災害廃棄物でございますが、処理方法といたしまして、蒸発乾固設備において燃料チップとして使用し、その設備で使用できないものは、場内の管理型処分場へ埋立処理が行われます。

残存廃棄物の処理については、令和4年3月31日までに終了する予定となっております。

市といたしましては、以上2点について、県、菊池保健所でございますが、合同

によりおおよそ2週間に一度、抜き打ちの立入検査を実施しております。その中で現地確認は行っているところでございます。

次に、先ほど言われました熊本地震に伴います環境保全協力金についてご説明いたします。

環境保全協力金につきましては、平成28年度3,644万円、平成29年度では約7,833万円、平成30年度では約227万円、3か年間合計で、市外自治体延べ24自治体から、合計約1億1,700万円が納入されております。平成29年度から令和2年度までの4か年間におきまして、災害廃棄物等の搬入に伴う大型車両等の往来により損傷した市道の舗装補修工事等の財源として充当しております。納入額全額の充当はこれで完了しているところでございます。

なお、充当いたしました結果につきましては、熊本地震に伴う環境保全協力金を納付いただいた全自治体に対しまして、協力金の使途についての報告は行っているところでございます。

続きまして、環境整備基金の残高につきましてでございます。令和2年度末で約1億1,968万円となっておりますが、今後の使途につきましては、地元水迫地区の住民の皆様からのご意見やご要望等をお聞きし、条例に基づいた活用を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

九州産廃の跡の浸出水処理、基本的には安定化するまで、まだ長期間かかると思います。年間に4,000万円ぐらい、その処理費用がかかるということを聞いておりますので、そのしっかりとした市の管理体制を整えていただきたいと思います。

それと、ちょっと改めて、環境保全協力金についての地震の後のことについてお聞きしたいと思いますが、平成28年の4月に地震が発生したわけでございます。そのときに、6月の議会の中には、私たちは一般質問しなくて、その地震対応にやっていただくような形で、一般質問はありませんでした。それでしたので、その地震についての報告というのは議会審議会等で報告があったわけでございますが、私は、そのときに、とにかく協力金については、やはりちゃんと国、それぞれに対してお願いをしていただきたいと、そういう形で要望、依頼をしておったわけでございます。その後、平成28年第3回定例会で、一般質問で改めて国への申請を提案しました。その後、平成28年第4回定例会で、10月28日に国に対して環境省のほうに要望をしていただきましたので、11月1日から、その処理施設の周辺

環境整備や、周辺施設に対する財源に充てることを目的に、トン当たり1,000円の環境保全協力金を徴収することになりました。

本来であれば、地震発生からすぐ、やっぱり行動を起こしておけば、その期間、どれだけ頂けたかというのは、ちょっと計算してみると6,000万円分はあったということでございます。時期的なものは、やっぱりそのとき、そのときの行動によるかもしれませんが、本来であれば、もっと早くお願いをしておけば、そういう無駄がなかったのかなということを確認しておりますけれども、それに間違いございませんか。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 熊本地震に伴う協力金について、当時のお話を木下議員はお尋ねされております。

確かに、地震直後につきましては、協力金の徴収については行っておりません。本来ならば、市外の自治体からの一般廃棄物の搬入につきましては、菊池市環境保全協力金要綱に基づき協力金を徴収するところでございますが、発生当時においては、熊本地震による災害廃棄物の発生という特殊な事情により、協力金を免除していたというところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 免除をしといたということでございますが、免除する必要はなかったというふうに私は理解しております。

ここに取組状況の報告的なものも頂いておりますけど、その途中、菊池市議から市執行部への国の補助制度について要望があったと。そのこともちゃんと記録されておりますので、こういうことも含めて、やはりそのとき、そのときにちゃんとした対応をしていただくように、今後の対応も含めてお願いをしておきます。

それと、次に、国道387号沿いの太陽光発電事業について、今回は、特に迫間地区における太陽光発電施設についての陳情採択後の状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

市も条例に違反したケースであると認識され、事業者に対して、事前協議終了ま

での間、開発中断の要請を行い、開発の休止を求めていただいております。

その後、土木や景観の学識経験者からの意見を聞き、開発業者に対して、市、地域住民立会いの下、現地で一部施設の撤去や、その代替案について指導等が行われましたが、開発業者が学識経験者の熊大教授からの指導、改善に対して、対応できないとの回答であったため、菊池市議会に対しての陳情書提出、令和2年第4回定例会において、陳情第1号、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情は、全会一致で採択されております。

今定例会では、これまでの菊池市環境基本条例では拘束力がないために、このような状況を踏まえ、新たに菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例が提案されており、私もこれまで、現条例の見直し等を提言しておりますので、大いに期待をしております。

今回は、本年第2回定例会でも申し上げましたが、4月30日に迫間支館での説明会が開催され、地域住民の厳しい意見により、業者側から6基撤去が示されております。

その後、撤去等改善が行われていないため、市長に対して、8月4日に地域住民より直接要望活動が行われました。地域住民としても、市長への要望の後、8月10日に開発業者に対して、改めて要望書を出しております。市としても、地域住民の意見を重く受け止めて対応していただいていると思いますが、現在の開発業者に対しての状況をお示しいただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 それでは、国道387号沿いの太陽光発電事業に係る対応状況についてご説明させていただきます。

木下議員、今、ご質問の中で言われたとおりでございます。まず、開発事業者におきまして、本年2月の26日に本市から発出しました通知に基づきまして、本年4月の30日に、迫間地区の住民の皆様を対象とした説明会が開かれております。追尾型太陽光発電設備や事業計画地からの雨水排水に関する説明などが行われております。この中で6基撤去の話が出たというところでございます。

開発事業者からの説明内容につきまして、再度、説明会を開き、関係住民の皆様との協議を要することとなりましたが、関係地域住民の皆様の参加による説明会には至っていないという状況でございます。木下議員ご説明のとおりでございます。

このような状況に鑑みまして、本市における環境基本条例に基づく対応といたしまして、事態の解決に向け、関係住民の皆様及び開発事業者双方からのご意見などを伺うことを目的とした市長面談も行ったところでございます。

現在は、それぞれの面談内容を踏まえまして、市が仲介役となり、双方の合意点が見いだせるよう、市主催による協議の場を設けるべく、ただいま準備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 先ほど私が、8月10日に改めて地域住民のほうから要望書を出していますということで申し上げましたが、その中には、基本的には説明会に対する、開いてもいいと、受け入れるというみたいな、その文言も入っておりますので、そのことも重く受け止めて対応していただきたいと思っております。

それと、ちょっと先般の豪雨があったときに、地元の私どもの区長のほうから、のり面が崩壊したと。迫間のあその場所ではありませんけど、戸豊水のあの場所が市道をふさいだということがありましたけど、そのことの実事確認をしていただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○笹本義臣 市民環境部長 ただいま木下議員からご質問がありました豊間地区ののり面崩壊につきましてですけれども、8月の15日の早朝だったと思っております。太陽光発電施設用地ののり面が崩壊し、市道戸豊水線が通行できなくなっていると連絡が入っております。直ちに環境課職員も現地確認に行っております。ちなみに、私のほうも、当日、現場に行きまして確認をしております。

翌日早朝に再度確認に行きましたところ、太陽光設置事業者によって土砂も撤去され、通行は可能になったというところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 今、報告をいただきましたが、最終的には業者のほうでちゃんと対応していただいたということでございますが、しばらくはその業者のほうと連絡が取れなかったということも私は聞いておりますので、そういうことも含めて、やはり緊張感を持ってやっていただきたいと思っております。

最後に、市長のほうに、先般、8月の4日に、地域住民の方々から市長に対していろんなお願い、また、意見があったと思っておりますが、そのことも含めて、今後、どのように取り組んでいただけるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、いわゆるソーラー問題についてお話をさせていただきます。

部長が今まで答弁しましたとおり、環境基本条例に基づきまして、さきに行いました面談内容を踏まえまして、市がそれぞれからお話を聞いて、その言い分を基に、市が仲介役となって、双方の合意点が見いだせるようにということで、市主催による協議の場を設けまして、今、ご案内をしているところでございます。事態の解決に向けて、引き続き、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

市長の力強いお言葉をいただいて、安心したところでございます。

先般の熱海の土石流の災害を受けて、いずれにしても、市民も含めて非常に危険性に対する危惧を持っておりますので、そういうことも含めて、市民の安心・安全を守るために、どうぞよろしく願いしておきたいと思っております。ありがとうございました。

○大賀慶一 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月24日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。

---

○

散会 午後2時46分

第 6 号

9 月 7 日

# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開議

第1 議案第79号 令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正  
説明・採決

第2 議案第89号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第8号）  
上程・説明・質疑・委員会付託



### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第79号 令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正

説明・採決

日程第2 議案第89号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第8号）  
上程・説明・質疑・委員会付託



### 出席議員（20名）

1番	田中教之
2番	福島英徳
3番	緒方哲郎
4番	後藤英夫
5番	平直樹
6番	東奈津子
7番	坂本道博
8番	水上隆光
9番	猿渡美智子
10番	松岡讓
11番	荒木崇之
12番	柁原賢一
13番	工藤圭一郎
14番	城典臣
15番	大賀慶一



16番 水上彰澄  
17番 二ノ文伸元  
18番 泉田栄一朗  
19番 木下雄二  
20番 山瀬義也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	芳野勇一郎
政策企画部長	後藤啓太郎
総務部長	上田敏雄
市民環境部長	笹本義臣
健康福祉部長	渡邊弘子
経済部長	清水登
建設部長	山田哲二
経済部次長	本田憲仁
教育長	音光寺以章
教育部長	木下徳幸
監査委員事務局長	宇野木洋一

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川知己
旭志支所長	竹村秀一
泗水支所長	水上孝道
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	松永哲也
水道局長	安武邦男

---

事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一

議 会 係 長  
議 会 係  
議 会 係

笹 本 聖 一  
西 山 美 紀  
吉 岡 結 加 里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。  
(全員起立)

おはようございます。  
ご着席ください。

○  
午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○  
日程第1 議案第79号訂正 説明・採決

○大賀慶一 議長 日程第1、議案第79号、令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正の件を議題とします。  
提出者の提案理由の説明を求めます。  
江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第3回定例会開催中の大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、お願いいたしますのは、去る8月25日に提出いたしました議案第79号、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定についてにおきまして、表記に不備がありましたので、その訂正をお願いするものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものであり、深くおわびを申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、訂正の内容につきまして説明させていただきます。

議案書の別冊として配付しております議案第79号、令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の114ページ、及び、配付しております正誤表をご覧くださいますようお願いいたします。

訂正いたします箇所は、目3農業振興費（繰越明許）の事業の欄、「産地パワー

アップ事業」の下に、「6次産業化交付金事業」3,650万円を追加するものでございます。

6次産業化交付金事業を追加するのみの訂正で、この事業追加により、予算現額の計や、支出済額の計、不用額等の影響はございません。

私どもの確認不足によることが原因でございます。今後、さらなるチェック体制を図ってまいりたいと思います。

深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

ここで、監査委員事務局から発言の申出がっておりますので、発言を許します。  
宇野木監査委員事務局長。

[登壇]

○宇野木洋一 監査委員事務局長 改めまして、おはようございます。

令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算書の一部が訂正されますことに伴いまして、ご報告させていただきます。

訂正されました決算書につきましては、改めて、計数の正確性及び訂正内容の妥当性を確認し、監査委員と協議を行ったところでございます。

その結果、決算書の訂正は妥当であり、計数も正確であると認められますので、監査委員の令和2年度菊池市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書につきましては、訂正はない旨の結論に至っております。

なお、このような結果になりましたことは誠に遺憾であり、おわびいたしまして、報告に代えさせていただきます。

○大賀慶一 議長 この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第79号、令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についての訂正について、承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議案第79号の訂正については、承認することに決定しました。

ここで、議長より執行部に申し上げます。

議案等の提出に際しては、細心の注意を払うとともに、さらなるチェック機能の強化を求めます。

○

**日程第 2 議案第 89 号 上程・説明・質疑・委員会付託**

○大賀慶一 議長 次に、日程第 2、議案第 89 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明申し上げます。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 89 号、令和 3 年度一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、予算の総額に 5, 200 万円を追加するものでございまして、補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症・感染拡大に伴う、まん延防止等重点措置により、経済活動に著しく影響を受け、売上げが減少した観光事業者等を支援する「観光事業者等支援金」及び期間延長分の県への時短要請協力金の増額でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、提案いたします議案第 89 号につきましてご説明いたします。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 89 号、令和 3 年度一般会計補正予算（第 8 号）でございます。

開けていただき、2 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 5, 200 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 297 億 9, 696 万 2, 000 円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 2 総務費国庫補助金 4, 919 万 2, 000 円の増額は、観光事業者等への支援や、県への時短要請協力金に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2 枠目の目 1 財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整分でございます。続きまして、下段の歳出についてご説明いたします。

目 2 商工業振興費、節 18 負担金補助及び交付金 5, 200 万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、売上げが減少した観光事業者等に対する支援金 4, 80

0万円の増額及び県への時短要請協力金負担金400万円の増額となっております。

以上、議案第89号の説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第89号は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、9月24日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時10分

第 7 号

9 月 2 4 日

# 令和3年第3回菊池市議会定例会

## 議事日程 第7号

令和3年9月24日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議員提出議案第4号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 意見書案第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実  
を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 議員提出議案第4号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定  
について  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 出席議員（20名）

- |    |      |
|----|------|
| 1番 | 田中教之 |
| 2番 | 福島英徳 |
| 3番 | 緒方哲郎 |
| 4番 | 後藤英夫 |



5番	平	直 樹
6番	東	奈津子
7番	坂 本	道 博
8番	水 上	隆 光
9番	猿 渡	美智子
10番	松 岡	讓
11番	荒 木	崇 之
12番	柁 原	賢 一
13番	工 藤	圭一郎
14番	城	典 臣
15番	大 賀	慶 一
16番	水 上	彰 澄
17番	二ノ文	伸 元
18番	泉 田	栄一朗
19番	木 下	雄 二
20番	山 瀬	義 也

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建 設 部 長	山 田 哲 二
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁
教 育 部 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	木 下 徳 幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一

泗水支所長	水上孝道
財政課長	稲葉一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩
市長公室長	松永哲也
農業委員会事務局長	吉田武
水道局長	安武邦男
監査委員事務局長	宇野木洋一



事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
議会係長	笹本聖一
議会係	西山美紀
議会係	吉岡結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

報道陣の方もできればご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末283～302頁参照）・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 日程第1、常任委員会の報告を行います。

去る8月31日及び9月7日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第72号から議案第89号まで、並びに請願第3号の19案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、平直樹議員。

[登壇]

○平直樹 総務文教常任委員長 皆さん、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案1件、請願1件の2案件です。

現地視察を踏まえ2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第86号については、執行部より、本案は、跡地活用として企業誘致を進めていた旧旭志幼稚園について、譲渡の相手方、金額の決定に伴い、財産の譲渡を行うものであり、譲渡する財産は、旧旭志幼稚園の土地、建物、物品その他で、譲渡価格の総額は3,608万200円である。譲渡の相手方の事業内容は、半導体製造装置の部品等の製造販売で、平成25年より本市森北工業団地内にも事業所を設置されており、事業拡張のため購入されるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、地元説明会において、住民からはどのような意見があったのか。反対する声はなかったのかとの質疑に対し、執行部より、住民からは、工場から出る排

水はどうなっているのかとの質問があり、それに対し企業からは、工場自体がクリーンルームであり、使用する水は純水で、汚染された水は出ないとの説明があつている。また、住民から、旭志幼稚園が閉園の際に建てられた石碑はどうなるのかとの質問があり、現在、企画振興課と当時の保護者と協議をしている。譲渡に反対する意見はなかったとの答弁がありました。

また、委員から、雇用についてはどのような説明があつたのかとの質疑に対し、執行部より、操業は10人を予定されており、その一部は森北工業団地の工場から数名派遣され、残りを新規採用すると聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、雇用の場所として期待する面もあると思うので、地元からの採用をお願いしてほしいとの意見がありました。

また、委員から、工場として稼働する時期はいつ頃かとの質疑に対し、執行部より、操業の開始は令和4年4月頃の予定であるとの答弁がありました。

次に、請願第3号については、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、さらなる少人数学級の実現や加配の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善を図るよう国へ意見書提出を求めるものです。

まず、市内の学校における教職員の現状について、執行部より、加配の先生の数及び産休・育休代替の先生の数が、現在5人不足している。また、来年度より小学1年生から3年生までは35人学級での学級編制基準が先日の管内校長会で示されている。小学4年生以上はまだ40人学級のままだが、中学1年生については、今年度より35人学級での学級編制となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員から、2年前に一般質問で尋ねたときに、臨採不足については国や県が大きく本採用枠を広げなければ続くと考えており、引き続き要望をしていくと答弁されているが、その考えは今も変わらないのかとの質疑に対し、執行部より、その方針で進めているとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第86号及び請願第3号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告といたします。

○大賀慶一 議長 次に、福祉厚生常任委員長、坂本道博議員。

[登壇]

○坂本道博 福祉厚生常任委員長 おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件の2案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第72号については、執行部より、本案は、太陽光発電設備の設置が、防災、自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、その適正な実施のための必要な事項を定めるに当たり、条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この条例を設置するに至った経緯は。また、モデルにした自治体はこの質疑に対し、執行部より、この条例の制定については、令和元年度から協議を開始していた。参考にした自治体は、滋賀県大津市と岩手県遠野市であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、パブリックコメントの中で、環境審議会に弁護士を入れてほしいという意見があった。許認可となると、業者との訴訟リスクもある。弁護士を入れるとすると、どのような審査になるのかとの質疑に対し、執行部より、パブリックコメントでそのようなご意見があった。実際、勧告や公表など、何かあった場合は、審議会を開催して、意見を聞く場を設ける。実際の判断は、行政側がすることになる。その中に法的な問題があれば、その都度顧問弁護士に確認しながら、進めていくように考えているとの答弁がありました。

また、委員から、許可までと、許可後で考えていかなければならないと思うが、この条例では、管理者と土地所有者がずっと同じ前提で考えてあると思う。変わった場合は許可はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、第16条の変更の許可等について定めており、事業計画や内容について、事業者が変わるのであれば、改めて変更の許可申請が必要になり、その事業者に対して、改めて許可を出すことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、全国的にこのような条例を制定している自治体はどれくらいあるのかとの質疑に対し、執行部より、太陽光発電設備に特化した条例というのは、当初、調べた段階では、分かる範囲で20件を超える程度であった。許可制にしている自治体は、その当時は2から3自治体だったと聞いており、開発行為の届出の条例のほうが多かった。今は少しずつ許可制になっているところだと思うとの答弁がありました。

次に、議案第87号については、執行部より、本案は、桜山地区コミュニティハウス及び土地の無償譲渡に伴い、倉庫2棟、囲障一式、電灯2基を無償譲渡するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、第6条の第2項「事業者及び管理者は太陽光発電設備に係る事故が発生したとき、または地域住民からの苦情もしくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない」

という文言があり、この辺を重く受け止めるべきだと思っている。いろいろなトラブルが、この条例の制定により、どのように解決に結びつくかという視点で見た。例えば「誠意」、「良好な関係の保持」、「不正」、「不誠実な行為」など抽象的な部分があり、条例をつくるに当たって、どれだけ実効性を持たせるかというところで、執行部が悩まれたのだろうと条例を見ながら感じた。この全国でも少ない許可制の条例に期待して、実際にどのように適用されていくのかというところをしっかりと見ていきたい。この条例の制定により、太陽光発電設備の設置が市の許可制となり、当事者として行うことができるというのは、大変歓迎するところである。今後実情に応じて条例改正も行いながら、完全化を目指していただきたい。もう1点は、パブリックコメントにもあったが、今後のためになるということであれば、市が訴訟に巻き込まれないように、審議会の中に弁護士も入れていただきたいと思う。この条例は、住民を守る条例だと思う。事業者の計画の段階から届出の必要があるので、その辺をしっかりと見て、トラブルがないようにやっていただきたい。この条例の制定というのは、とても重要だと思う。気候変動により、再生可能エネルギーを導入していくというのは待ったなしの課題であるが、現在日本では森林法の不備があり、乱開発や土砂崩れを防ぐことができていない。本来は国が法整備をしていかなければならないが、できておらず、自治体として、このような条例の制定はとても重要だと思う。全国的にも許可制というのは少ないということなので、とても先進的な取組であると思うとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第72号及び議案第87号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員会委員長報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 改めまして、おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案1件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第88号については、執行部より、本案は、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業により、圃場の区画整理と畑かん工事を実施している区域について、登記する前には字の境界を変更することが必要であり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第88号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、予算決算常任委員長、松岡譲議員。

[登壇]

○松岡譲 予算決算常任委員長 おはようございます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、8月の31日及び9月の7日、17日に予算決算常任委員会を、7日から10日に同分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録につきましては、全文記載された報告書を掲載いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第73号から議案第85号まで及び議案第89号の14議案です。

本分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

初めに、議案第73号について、その主なものを申し上げます。

まず、全庁的にそれぞれの費目にまたがっている人件費については、執行部より、本年度の人事異動に伴う給与等の調整を行っており、常勤職員では給料が2,891万円の減額、職員手当等が232万2,000円の増額、共済費が720万円の減額、合計で3,378万8,000円の減額をするものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、通勤手当が163万9,000円の増額となっているが、要因は何かとの質疑に対し、執行部より、市外からの通勤者の増加等が要因となっているとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における小中学校外国語指導助手派遣業務については、執行部より、限度額を9,266万4,000円、期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とするもので、英語を母国語として話す外国人6名を外国語指導助手（ALT）として、小・中学校に派遣するものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、ALTの費用対効果は。また、タブレットを使った英会話を進めたほうが効果があると思うが、比較はされたのかとの質疑に対し、執行部より、ALT

の成果としては、子どもたちの英語に対する意欲の向上として、ALTの持つ指導技術により授業への意欲関心が高まるきっかけになることや、外国人に対するコミュニケーション能力の向上として、英語がうまく話せなくても、単語や身振り手振りを交えながらコミュニケーションを取ろうとするところが見られる。ICT機器の使用については、発音を繰り返し学習することや、遠隔地での交流、ドリル学習による基礎の定着などは外国語でもできると思うが、ALTは対面で行うことで教育効果が高まる。特に低学年はコミュニケーション能力が育っていないので、ALTの先生と触れ合うことは子どもにとって大変重要だと考えるとの答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業については、執行部より、介護施設棟において、施設内で新型コロナウイルス等の感染が疑われる者が発生し、施設内療養になった場合、感染拡大のリスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないよう、居室の気圧を低くする簡易陰圧室の整備費用を補助するため、1,407万7,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この補助金で、どれくらいの施設が整備されたのかとの質疑に対し、執行部より、昨年度は2施設で9室が整備されたとの答弁がありました。

次に、農地費の農業用施設整備事業については、執行部より、赤星地区の宝永隧道内水対策事業として、繰越事業の承認を受けているが、実施設計を行ったところ、全体事業費が増額となったため、工法の見直しを行い、これまでの排水ポンプの常設から移動可能な排水方法とすることで、商用電力等の年間維持管理費用が抑えられ、経済的にも安価となることから、備品購入費として3,249万4,000円を計上するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、緊急時の移動式ポンプということで、他地区へ持っていくことも可能だと考えられるが、第一は赤星地区の宝永隧道の排水だということで、きちんと運用できるのかとの質疑に対し、執行部からは、宝永隧道の排水対策が最優先であるとの答弁がありました。

次に、議案第89号については、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より、まん延防止等重点措置により、経済活動に著しく影響を受けた宿泊業、バス事業者やタクシー等の旅客輸送業、公衆浴場業、時短要請協力金を受給していない飲食業、及び観光関連事業者等に対して交付する支援金など5,200万円を計上するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、支援金の対象は、菊池市民ではないが店舗が菊池市にある方は対象となるのかとの質疑に対し、執行部から、事業所もしくは店舗が菊池市にあれば補助



対象となるとの答弁がありました。

その後の補正予算関係の議員間討議では、小中学校外国語指導助手派遣業務委託について、タブレットによる授業のほうが効果が上がるのではないかとの意見が委員から出ていたが、他自治体での事例を調査研究してみる必要があると強く感じるとの意見や、学習指導要領が変わって、5・6年生では英語が教科化されているという状況になってきて、現場では専門外のことも教えなければならないことが負担になっていると先生から聞いている。年間3,000万円で英語専科の教諭が6人雇用できると、週2時間であれば学校掛け持ちにより小学校の5・6年生は全校担っていけるとの意見がありました。

また、子育て支援の主要事業などにおいて、マスクや消毒液をはじめ衛生用品の購入のため、国が2分の1、市町村が2分の1負担する事業があるが、なるべく市の持ち出しが少なく済むよう、積極的に情報収集し、補助金を精査すること。保育所以外にも、高齢者施設、障がい者施設などからも情報を収集し、補助事業があれば周知することとの意見がありました。

次に、各会計の決算認定についてですが、初めに、議案第79号について、その主なものを申し上げます。

まず、ふるさと納税促進事業については、委員から、今は14市の中で最下位とのことであるが、これまでの推移はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、平成28年度は熊本市、上天草市に次いで3位だったが、令和2年度は最下位となっている。要因としては、平成28年度は熊本地震の影響でどこも寄附が多かったが、この当時、寄附を求めるポータルサイトを先行して設けていたこともあり、寄附がより多く集まった。また、令和2年度の最下位については、令和3年度から代行業者委託に当たって、本年3月上旬からポータルサイトによる寄附受付を一時中断していたことなどが要因として考えられるとの答弁がありました。

また、委員から、ふるさと納税の目標値は3億円ということだが、目標値の3億円も妥当なのか、目標値は高ければ高いほどそれに対するアクションアイテムも増えてくると思う。できる限り高い目標値を掲げて、結果と乖離した場合はなぜそうなったかを分析して、次に活かしてほしいとの意見があり、執行部より、目標値の設定は大事だと考えている。ふるさと納税は県下で低い状況が続いているという結果を踏まえて、令和3年度から代行業者委託を行った。民間の力も取り入れながら、目標値に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、区長会経費については、委員から、区長文書配付委託料はシルバー人材センターに委託しているが、市職員は市外からの勤務者が増えてきており、地域を理解してもらうためにも、新規採用職員で年間12回のうちの一部でも配付を行うよ

う要望していたが、どうなったのかとの質疑に対し、執行部より、菊池地域の6班のうち1班について新人職員を活用して行っているとの答弁がありました。

次に、歳出全体について、委員から、歳出の総額が339億円程度となっているが、このうち新型コロナ関連の費用は幾らぐらいになるのかとの質疑に対し、執行部より、決算統計データを基に参考数値となるが、コロナ対策事業という事業名がついているものを合計すると61億6,500万円程度である。これとは別に通常の業務に含まれている、換気のための電気代や巣籠もりによるごみ処理代の増加等の経費もあるとの答弁がありました。

次に、学校管理費（繰越明許）については、委員から、学校ICT教育推進事業（中学校）の工事請負費の支出額が5,024万7,192円で、不用額が4,075万2,808円になっているが、その理由はとの質疑に対し、執行部より、この事業は高速大容量通信網の整備と電源キャビネットの工事であり、当初、繰越しをかけるときは概算で積算し9,100万円を計上していたが、発注するときに精査したところ、事業費が下がったためであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、あまりにも不用額が大きい。もともとの見積りの半額程度できており、今後は注意すべきとの意見がありました。

次に、社会保障税番号制度については、委員から、マイナンバーカードの令和2年度末の交付率と、直近の交付率はとの質疑に対し、執行部より、令和2年度末の交付率は19.57%で、直近では28.49%になっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、市民課の令和2年度マイナンバーカード関連歳出額の合計と対前年度比はとの質疑に対し、執行部より、令和元年度は1,943万9,657円、令和2年度は4,074万1,007円で、前年度比は約209%になるとの答弁がありました。

次に、税徴収業務については、委員から、ペイペイ払いや、クレジットカード払いができないかとの質疑に対し、執行部より、令和2年度の予算で、コンビニ納付とキャッシュレス決済のシステム構築等を行っている。市の方針としては、手数料が非常に割高なので、費用対効果の面から口座振替を推進しているが、市民の利便性向上のため、令和4年度からコンビニ払いやキャッシュレス決済ができるよう進めているとの答弁がありました。

次に、エコヴィレッジ旭管理経費については、委員から、エコヴィレッジ旭は今後どうするのかとの質疑に対し、執行部より、民間への売却は可能であるが、区長会では、市での活用を望まれているとの答弁がありました。

さらに、委員から、総面積は約2ヘクタールで、そのうち山林が1ヘクタールと

のことだが、面積が広いので、半分でも売却したほうがいいのではないかとの質疑に対し、執行部より、工場棟を解体予定であるが、解体後は災害廃棄物の仮置場として利用したいと思っているとの答弁がありました。

次に、障がい児通所給付費等支援事業返還金については、委員から、債権調書にも記載があったが、弁護士とどんな協議をされているのか。どういう要件でとれないのかとの質疑に対し、執行部より、代表者が入れ替わるなど、事情聴取ができなかった。債務の整理については、弁護士に既に委任されており、事業主体がなく、破産等の手続が行われていると把握している。今後は、その結果を待って対応したいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業については、委員から、高齢者施設オンライン面会機器導入補助金を8施設しか希望されなかったというのは、適切な政策なのかとの質疑に対し、執行部より、施設に聞き取りを行ったところ、既にオンライン面会の準備をした施設、若干補助率がよかった県の補助金を使った施設、ご家族も高齢なのでオンライン面会が使えないなどで導入に至っていない施設もあった。高齢者の方が安全に生活するため、またご家族の負担を軽減するため、状況に応じて要望は変わっていくと思うので、また検討していかなければならないと思っているとの答弁がありました。

次に、保育料の収入未済額の報告については、委員から、保育料の不納欠損に至った理由はとの質疑に対し、執行部より、時効成立によるものであるとの答弁がありました。

さらに、時効成立に至る前に、本市においても差押えを行えないのか。差押えのノウハウがなければ債権管理室と連携したらどうかとの質疑に対し、執行部より、何もせずに時効成立して不納欠損に至ったということではなく、電話連絡や来庁時に直接話をするなど、滞納者と接触を行っている。差押えについては、債権管理室と連携して進めたいとの答弁がありました。

次に、畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業、及び農業振興費の産地パワーアップ事業については、委員より、農家からの申込みに対する採択状況はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部からは、畜産クラスター事業は、今のところ全て採択されている。また、産地パワーアップ事業は、農業再生協議会が地域営農戦略として定めている産地パワーアップ計画に基づいて対応しているため、全額、採択されているとの答弁がありました。

次に、道路の新設改良事業については、委員より、整備の優先順位はとの質疑に対し、執行部からは、優先順位は、まず着手している路線の早期完了を目指し、次に児童生徒をはじめとする歩行者の安心・安全を守るために、通学路の整備を重点

的に整備する。新規事業は、道路の状況や交通量を見ながら進めているとの答弁がありました。

次に、議案第80号の菊池市国民健康保険事業については、委員から、過去3年間の基金の推移はとの質疑に対し、執行部より、平成30年度が1億6,437万1,923円、令和元年度が1億6,445万4,604円、令和2年度が2億7,118万8,890円となっているとの答弁がありました。

さらに、積立金が増えた要因はとの質疑に対し、執行部より、医療費の状況によって交付金は変わるため、収納率が上がったことなどにより、国の補助金が増えたことが要因であるとの答弁がありました。

次に、議案第81号の菊池市後期高齢者医療事業については、委員から、普通徴収の方の滞納件数と、滞納額はどうかとの質疑に対し、執行部より、令和元年度は177件で193万8,640円、令和2年度は252件で236万7,180円であるとの答弁がありました。

次に、議案第82号の菊池市介護保険事業については、委員から、基金残高について、7期でどのように推移したかとの質疑に対し、執行部より、平成30年度は1億1,076万2,979円、令和元年度は1億9,976万3,936円、令和2年度は3億4,675万3,234円であるとの答弁がありました。

また、委員から、基金が増えた要因は何かとの質疑に対し、執行部より、介護給付費が若干下がっている。6期で熊本地震の際に、要介護認定者が増えるかと思われたが、予想より増えなかったことが要因と考えられるとの答弁がありました。

次に、議案83号及び議案第84号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第85号の下水道事業については、委員より、債権管理の現状はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部からは、下水道使用料は、滞納が2か月になる方には催告書を発送し、新たな滞納の抑制を図っている。催告書で納付がない場合は、上水道があるところには停水予告を発送し、納付や納付相談がない場合には停水を行っている。上水道がない場合には、電話または訪問により催告し、納付のお願いを行っているとの答弁がありました。

その後の決算関係の議員間討議では、市職員については、ここ数年の推移を見ると、菊池市外在住の職員の増加が見られる。防災の観点からも財政の観点からも職員の本市在住をお願いすべきであるし、職員もその意識を持ってほしい。区長文書配付については、業務委託するのではなく、市職員の研修という面からも財政面からも職員が区長文書を配付することを検討してほしいとの意見がありました。

また、防災対応については、甚大な災害が頻発している昨今、今まで以上に職員の負担軽減や業務量の平準化を継続して進めてほしい。職員の負担軽減については、

担当部署だけに負担が集中しないように、地域担当制という方法もあるので、今後検討していく時期に来ている。多額の不用額が見られる事業もあるので、予算編成においては精査を怠らないこととの意見もありました。

また、菊池市でも保育士不足で、保育士が確保できなくなれば、待機児童が発生しかねない。コロナ禍で保育所は非常に重要な場所だということが再確認された。学校は休校しても、保育所は休園できない。親の就労を支えているという側面もあるので、市が安定的に保育を行っていく上で、保育士の処遇を少しでも改善できる独自の施策を検討していただきたいとの意見や、保育料については、独自の上限を設けて、税金を投入し、安くしている。保育士を確保して、菊池市では希望の保育園に行けるし、待機児童もいないということであれば、菊池市に居を構えようという人もいると思う。まちづくりは子育てからという信念で、ほかの自治体も参考にしながら、市独自の子育て政策を特に力を入れてやってほしいという意見がありました。

また、市民環境部、健康福祉部関係は、支出を抑えようとしても難しいところだとは思っている。しかし、それぞれの部署で、今から削減できる部分は削減していかないと、先々財政が厳しくなることは目に見えている。削減や見直しを今から行っていただきたいとの意見や、国からのコロナ関係予算等、非常時に必要なものは市民のために積極的に使うべきだと思う。コロナ禍で、使うべきところに多く使い、使わないでいいところでは少しずつ削減していくことが基本だと思う。全体として財政の立て直し、適正な財政規模に見合った予算編成をしていく必要があるとの意見がありました。

また、財政状況が厳しい中に、経済建設分科会が事業拡大を言ってよいものか悩むところである。議員には、市民や区長さんからの要望について、代弁者として執行部につなげる必要がある。事業内容に無駄がないかチェックしていけばよいのではないかと。事業には優先順位をつけて歳出削減を図っていく必要がある。事業の歳入が減れば、歳出は歳入に見合った内容へ見直すべきであるとの意見がありました。

また、ほかにも議員間討議において、5年前の熊本地震から今回のコロナ禍と未曾有の事態に対処し、そして乗り越えてこられた執行部に対して心から敬意を表し、感謝を伝えたいとの意見もありましたので申し添えます。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に続き、分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、債権調書において、下水道事業会計の不納欠損額が昨年は180万円程度だったのに対し、今年は4,170万円ほどで約4,000万円増えているが、

このことについてどういう議論があったのか。また、債権管理についてどのような議論があったのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、執行部からは債権調書に関する説明があったが、当分科会の中では、どの委員からも特段の質疑はなかった。また、債権調書に関する分科会の審査については、経済建設委員より債権管理の現状について質疑があり、執行部から、下水道使用料は、滞納が2か月になる方には催告書を発送し、新たな滞納の抑制を図っている。催告書で納付がない場合は、上水道があるところには停水予告を発送し、納付や納付相談がない場合には停水を行っている。上水道がない場合には、電話または訪問により催告し、納付のお願いを行っているとの答弁があっており、そのような議論があっているとの答弁がありました。

さらに、委員より、昨年と比べて、特定環境保全公共下水道使用料は、滞納が約900万円増えている。また、生活排水処理使用料の滞納が約400万円増えて、農業集落排水使用料の滞納が約200万円増えているが、滞納が増えている理由についての審査はあったのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、滞納が増えている理由については、執行部からの説明もなく審査もなかったとの答弁がありました。

さらに、委員より、下水道事業会計においては、生活排水処理使用料と農業集落排水使用料以外は強制徴収公債権であり、差押えもできるが、差押えの審査はあったのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、差押えの審査はあっていないとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、議案第73号から議案第78号、議案第83号、議案第84号及び議案第89号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第79号については、委員より、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に鑑み、財政調整基金を活用し、感染防止の決め手となる検査体制の拡充、事業者への直接支援の拡充、高過ぎる国保税や介護保険料の引下げ、子どもの医療費無料化の18歳までの引上げなど、命と暮らしを守る予算の執行が必要であるとの反対討論がありました。

次に、議案第80号については、委員より、コロナ禍において市民の暮らしが厳しくなる中、国民健康保険税の負担がかつてなく重いものとなっている。基金の活用や一般会計からの法定外の繰入れを行い、国保税を引き下げるべきであるとの反対討論がありました。

次に、議案第81号については、委員より、本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制や負担を増やすという問題のある制度であるとの反対討論がありました。

次に、議案第82号については、委員より、積み立てられた基金は保険料引下げなどで住民に還元すべきである。また、国の相次ぐ制度改悪に対し、地方がそのまま突き進むのではなく、独自の予算措置を行い、介護難民が生まれない予算執行を求めるとの反対討論がありました。

次に、議案第85号については、委員より、自治体運営の基本は歳入の確保である。昨年の20倍以上を不納欠損で落としていること、さらには多額の収入未済額があるにもかかわらず、決算審査において何ら審査されていないのは審査不十分と考えるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第79号から議案第82号及び議案第85号については、賛成者多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の七つの事項を提言としてまとめました。

1、コロナ禍によって、様々な事業がその事業形態を変更せざるを得なかったが、見直しによるマイナス面のみならず、改善点を洗い出し、次年度へつなぐための総括をすること。

2、各事業の費用対効果については、数値化、見える化をさらに進めるべきである。加えて、適正な目標値設定とその根拠も明確にすること。

3、今後、保育士確保が困難になると予想されるが、ほかの市町村の事例を参考にし、保育士確保のための施策を行うこと。加えて、各事業の見直しを行い、菊池市独自の特徴ある保育・子育て政策を立案・実行していくこと。

4、今後の感染症リスクを見通し、健康福祉部において特定の職員に負荷がかからないように、人員を確保していくこと。

5、福祉分野では、予算を削減しづらい面があるが、適正な財政規模に近づけるため、各部署がよりよい予算を組むように、削減や見直しを引き続き行うこと。

6、新型コロナ対策以外の通常事業にかかる必要な経費は、十分に精査した上で予算を確保し、適正な執行に努めること。また、特に農商工業においては、今後も残していくために必要不可欠な分野、今後大きく成長が期待される分野については、予算を重点的に配分する等、コロナ後を見据えた次の時代へ向けた事業構築を図ること。

7、商工業については、農業に比べて行政の支援が少ないことから、菊池市商工会を核として、商工業者及び商工会にとって必要な事業について情報を共有し、国への要望活動や市ができて得る必要な措置を講ずるなど、商工業の振興に向けた取組を行うこと。

以上、本委員会に付託された議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、賛同を賜りますことをお願い申し上げまして、予算決算常任委員長報告を終わります。

○大賀慶一 議長 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午前10時52分

開議 午前10時59分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

木下議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。

福祉厚生常任委員会委員長に、議案第72号、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例制定について、質疑を行います。

今回の条例制定は、昨年第4回定例会において、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が福祉厚生常任委員会に付託され、現地視察、審議により、採択され、議会最終日に全会一致で採択されたことも含め、関係地域はもちろん、今後の開発を心配する多くの市民が関心を持っておられると思います。

委員長報告の中で、パブリックコメントの内容に関する質疑の答弁がありましたが、今回の条例に対して、市民の皆様からの意見が何件あったのか、その意見に対して市の考え方を示したものを所管の委員会として確認されたのか、お尋ねをしたいと思います。

○大賀慶一 議長 坂本道博議員。

[登壇]

○坂本道博 福祉厚生常任委員長 木下議員の質疑に対してお答えします。

執行部からパブリックコメントに関しての説明はありませんでした。委員会では、委員長報告に記載しておりますとおり、議員からパブリックコメントの中で環境審



議会に弁護士を入れてほしいという意見があった。許認可となると、業者との訴訟リスクもある。弁護士を入れるとすると、どんな審査になるのかとの質疑に対し、執行部より、パブリックコメントでそのようなご意見があった。実際、勧告や公表など、何かあった場合は、審議会を開催して意見を聞く場を設ける。実際の判断は行政側がすることになる。その中に法的な問題があれば、その都度顧問弁護士に確認しながら進めていくように考えているとの答弁がありました。

それ以外は、パブリックコメントについて、特段の質疑はありませんでした。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第72号から議案第89号まで、並びに請願第3号の19案件について、討論はありませんか。

まず初めに、議案に反対者の討論を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。議案第79号から議案第82号について討論を行います。

議案第79号、令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で市民の暮らしがかつてなく厳しい年度でありました。福祉厚生分科会の中でも、国のひとり親世帯対象の給付金のニュースが流れると、すぐに市役所への問合せの電話がかかってくるとの報告がありました。また、コロナ禍で自粛を余儀なくされている、観光、飲食店をはじめ、様々な事業者の皆さんの経営が厳しいことは、先日の私の一般質問での経済部長の答弁にあるとおりです。こういうときだからこそ、命と暮らしを守る予算の執行が必要であります。

2020年度は、国の臨時交付金などを活用して、様々なコロナ対策の事業や支援が行われておりますが、全体は国の支援の枠を超えるものではなく、市独自の予算を伴うコロナ対策は不十分であります。

2020年度末の財政調整基金は、この数年間で取崩しはしていますが、約54億円であり、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に鑑み、今こそ財政調整基金を思い切って活用すべきときではないでしょうか。

新型コロナ感染拡大抑止の決め手となる検査体制の拡充、経営が厳しい事業者への引き続き直接支援の拡充、高過ぎる国保税や介護保険料の引下げ、子どもの医療費無料化の18歳までの引上げなど、財政調整基金も活用して市民の命と暮らしを守る予算の執行が必要であります。

コロナの影響で地方自治体の税収は落ち込んでいますが、国が対策として、減収補填債や地方創生臨時交付金の増額など、不十分ながらも自治体の財政運営に影響が出ないように措置が講じられております。今、大事なことは、コロナ対策のためには幾ら多くの費用がかかるとしても、財政難を理由にして対策を弱めるべきではありません。幾ら財政の健全性を維持しても、市民の命と健康が守れないのでは本末転倒であります。

最後に、2020年度の一般会計の決算認定で、具体的に2点指摘をしておきます。

1点目は、マイナンバー関連予算の支出についてであります。

福祉厚生分科会の質疑でも明らかとなりましたが、市民課担当分だけでも予算の支出は、令和元年度と比較して209%、約倍の支出となっています。一方で、マイナンバーカードの交付率は、2020年度末で19.5%、依然低い水準であります。国も地方も毎年多額の予算を執行しながら、普及率は思うように上がりません。国の制度ではありますが、情報漏えいやシステム障害など、様々な問題点を抱えるマイナンバー制度は、立ち止まって見直すべきであります。

2点目は、部落解放同盟への補助金の支出であります。

2020年度はコロナの影響で、決算額は2019年度と比較して減額となっていますが、2020年度の各支部の事業収支報告書を調べました。従来同様、3支部とも決算額に占める市の補助金の割合が高い状況は改善されておられません。この件につきましては、毎年の予算、決算の審査の際に指摘をしておりますが、改善されておられません。来年度の予算においては、きちんと改善を行うべきであることを申し述べておきます。

以上で、議案第79号について、反対の討論とします。

次に、議案第80号、令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、保険料が高過ぎるという点であります。令和2年度も様々な努力を行い、保険料は据え置かれましたが、コロナ禍において市民の暮らしが厳しくなる中で、保険料の負担はかつてなく重いものとなっています。分科会の質疑の答弁でもありましたが、国民健康保険に加入している世帯は市全体の36.2%を占めており、担当課長の答弁でも国保世帯は低所得者の層が多いということでした。令

和2年度も現年の滞納世帯の割合は9.0%となっており、毎年1割近くの世帯が保険料を払えない状況です。一方で、令和2年度末時点での基金の残高は2億7,118万8,900円となっており、この基金の活用、そして一般会計からの法定外の繰入れを行って、払える保険料にしていくべきであります。

来年の4月からは国の方針で就学前の子どもに対する均等割が5割、公費での軽減となります。本来収入のない子どもにまで均等割という形で税金を賦課するのは間違いであります。国の軽減の方針に市独自の上乘せを行い、少なくとも18歳以下の子どもの均等割は免除、廃止して、保険料の引下げを早急に行うべきであります。

次に、議案第81号、令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本制度が高齢者を年齢で差別し、給付の抑制や負担を増やすという問題のある制度であるからであります。

令和2年度は保険料が値上げされ、分科会の質疑でも明らかとなりましたが、現年度の滞納者数も額も増えています。福祉厚生分科会の生活保護受給の審査においても、高齢者の申請が増えており、高齢者の生活の厳しさが明らかとなりました。

後期高齢者医療については、ご承知のように、国において、75歳以上の医療費窓口負担を来年の秋から現行1割を2割でとする決定を行いました。年収200万円以上の75歳以上、約370万人もの高齢者が対象となります。現行の1割でも窓口負担が心配で受診控えが起こり、重篤な病気や手後れとなる例が相次ぎ、社会問題となる中での改悪であり、許されるものではありません。

以上で、議案第81号の反対討論とします。

次に、議案第82号、令和2年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由の1つは、高過ぎる保険料であります。令和2年度も現年度の滞納者数は207人、966件であり、少なくない高齢者が保険料を払えない状況が続いています。一方で、基金残高は令和元年度末に1億9,976万3,936円が、令和2年度末では3億4,675万3,234円へと積み上がっています。もちろん今年4月からの第8期保険料において、この基金7,200万円を活用して保険料の引下げが行われていることは承知しています。しかし、基金というのは、本来の考え方は、3年間1期で積み上がった基金は保険料の引下げと住民に還元すべきであることは、国においても同様の見解を示しており、分科会審議の中でも、その点については担当課長も認めているところであります。この間、積み上がっている基金は保険料の引下げなど、きちんと住民に還元すべきであります。

反対の2点目は、サービス給付の点であります。

この間、要支援者の訪問介護と通所介護は介護保険サービスから外され、市町村の総合事業に移されました。本市においても、この流れの中で事業が行われており、多くの介護難民が問題となっています。

さらに見過ごせないのが、今年8月からは特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所する低所得者の食費、居住費を補助する制度、補足給付が改悪され、月2万から7万円の負担増となる高齢者が全国で続出しています。国の相次ぐ制度改悪の流れに対しそのまま突き進むのではなく、市独自の予算措置も行って、介護難民が生まれぬような予算執行を求めるものであります。

以上で、議案第82号の反対討論とします。

○大賀慶一 議長 ただいま議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号に対する反対討論がありましたので、まず議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号に対する討論を行います。

議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号について、賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 暫時休憩します。

○

休憩 午前11時15分

開議 午前11時15分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 議案第85号、令和2年度菊池市下水道事業会計決算の認定について、反対討論いたします。

先ほど松岡予算決算常任委員長の報告の中でもありましたが、令和2年度の下水道関係の不納欠損額が令和元年と比べて20倍も増加し、4,100万円になった理由を経済建設常任委員長に質疑しましたが、審議していないので分からないとの

ことでした。また、特定環境保全公共下水道、地域排水、農業集落排水の使用料金の収入未済額の大幅な増加の質疑に対しても同様の答弁でした。

令和2年度の特別会計全体の不納欠損額が約1億2,000万円に対して、約3割を占める4,100万円の不納欠損額の審議をしていないのは審議未了であります。議会として審議をしていない決算を認定することはできないと考えます。

以上が、議案第85号に対する反対討論の理由です。

○大賀慶一 議長 ただいま議案第85号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第85号に対する討論を行います。

議案第85号について、賛成者の発言を許します。

議案第85号については、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで議案第85号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 議案第72号、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例につきましては、これまで、現在の菊池市環境基本条例では拘束力もなく、不十分な点多かったので、見直しを含め、これまで何度も一般質問等で提案しておりましたので、今回の条例制定には大変期待しております。

現在、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が議会で全会一致で採択されましたが、現在もまだ協議中であり、いまだに地域住民の不安解消には至っておりません。

迫間地区の太陽光発電開発については、当初、菊池市環境基本条例に基づき、本来であれば市との事前協議を行って、そこで様々な環境への配慮、方針等について住民説明会を開催するべきでありましたが、開発業者が地元説明会を開催せずに開発行為が行われた条例違反と市も認識されており、現在も地域との話し合いが行われております。

本年も7月の熱海市の土石流災害、8月には南関町の大規模太陽光発電所建設現場からの土砂の流出による被害が出ており、菊池市の太陽光施設でも市道を塞ぐ土砂崩れが発生しております。

今後は地球温暖化の影響により、台風、豪雨災害の頻度は確実に増えることが予想されます。県も南関町の土砂流出問題を受け、林地開発等の規制を強化する方針を明らかにしており、今後は全国的にも規制は厳しくなると思われま。菊池市も

山林面積が広い地域として、今回の条例制定により自然共存ができ、何よりも市民の安心・安全、命を守ることを最優先に取り組んでいただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで討論を終わります。

これより議案第72号から議案第89号まで、並びに請願第3号の19案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第85号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第72号から議案第78号まで、議案第83号から議案第84号、並びに議案第86号から議案第89号まで、並びに請願第3号の14案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・認定・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、以上の14案件につきましては、各常任委員長の報告のとおり、可決・認定・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第85号は、起立により採決します。

お諮りします。議案第79号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第79号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第80号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第80号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第81号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第81号は、原案のとおり認定する

ことに決定しました。

次に、お諮りします。議案第 82 号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第 82 号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第 85 号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第 85 号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○

## 日程第 2 意見書案第 1 号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第 2、意見書案第 1 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、平直樹議員。

[登壇]

○平直樹 総務文教常任委員長 それでは、意見書案第 1 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について申し述べます。

### 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠です。

そのうえ、文科大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

## 記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月24日

熊本県菊池市議会議長 大賀 慶一

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	菅 義偉 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	武田 良太 様
文部科学大臣	萩生田光一 様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、条件整備が不可欠である。

よって、関係行政庁に対し、さらなる少人数学級の実現や加配の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善を図ることを求め、意見書を提出するものである。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大賀慶一 議長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]



○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

### 日程第3 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 日程第3、意見書案第2号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、水上隆光議員。

[登壇]

○水上隆光 議会運営委員長 おはようございます。それでは、意見書案第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について申し述べます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

熊本県菊池市議会議長 大賀 慶一

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	菅 義偉 様
内閣官房長官	加藤 勝信 様
総務大臣	武田 良太 様
財務大臣	麻生 太郎 様
経済産業大臣	梶山 弘志 様

意見書案第2号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、本市経済は大変厳しい状況にある。また、いまだ感染症の終息気配が見えない中、来年度においても、引き続き、税収等の激減は避けられない厳しい状況にある。

このような中、コロナ禍への対応はもとより、相次ぐ自然災害への対応をはじめ、医療介護、高齢化等に伴う社会保障費関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

よって、国においては、コロナ禍等による地方財政の急激な悪化に対して、確実に地方財政対策を講ずるよう強く要望する。

これが、本案を提出する理由であります。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大賀慶一 議長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 意見書案第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

地方の財源確保のために地方税財源の充実確保は必要であり、その点で国に意見を上げることは当然であると思います。しかし、意見書案では、固定資産税の新型

コロナウイルス感染症緊急対策として講じた特例措置、自動車税、軽自動車税の臨時的軽減等を今回限りで打ち切ることが述べられてあります。これによると、コロナの影響で厳しい経営状況を強いられている中小業者への売上げの減少幅に応じて、ゼロまたは二分の1に減免する特例措置まで打ち切ることになります。

コロナの影響はまだまだ続くことが十分予想されます。そういうときに、中小事業者、市民の皆さんへの支援策を打ち切ることには反対であります。まだコロナの影響で減収等が起こっていることを考えると、特例措置は終了ではなく、継続こそ求められると考えますので、意見書案第2号の提出には反対をするものであります。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました意見書案第2号については、起立により採決します。

お諮りします。意見書案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時33分

開議 午前11時39分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第4 議員提出議案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、議員提出議案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 議員提出議案第4号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

「代表なくして課税なし」、アメリカ独立戦争のスローガンであります。徴収さ

れた税金の使い方を決めるのが政治の基本であり、市民を代表して人を監視する根本的な役割を議員は担っています。

今回の予算決算分科会の各委員長の報告には、本市の財政が厳しい状況にあることが記載されています。さらには、令和2年度の決算で実質単年度収支が9年連続赤字であります。また、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進んできた今日においても、終息は見えず、あと数年続くことも指摘されています。

そのような中、先ほど議員提出議案で国に地方財源の充実を求める決議案が可決されましたが、果たして、国頼みの財源確保だけでよいのでしょうか。そもそも基準財政需要額に見合った予算編成に見直す、市の自助努力も必要であります。自助努力とは、すなわち、経費削減であります。経費削減を図ることは、市民に痛みを伴う改革を押しつけることとなります。私を含めご賛同いただいた4人は、市民に痛みを伴う改革を押しつける前に、まず市議会議員の定数を4名削減し、4年間で1億2,000万円の歳出を削減することが先決だと考え、議員提出議案第4号を提出した次第であります。

財政が悪い悪いと人ごとのように言わずに、まずは行動で示してみませんか。暗いと不平を言うよりも、進んで明かりをつけましょう。

改正案については、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、速やかに本改正案にご賛同賜りますことをお願い申し上げます。提案理由といたします。

○大賀慶一 議長　これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

水上彰澄議員。

[登壇]

○16番 水上彰澄 議員 おはようございます。議員提出議案第4号について、反対の立場で討論いたします。

令和3年第2回定例会、つまり、前回の定例会最終日において、本件の内容も含む、私は議会改革検討特別委員会委員長報告をいたしました。まだ直近のことですので、皆様ご記憶かと思いますが、そのことも含めて申し述べます。

議会改革検討特別委員会は、全16回にわたり慎重に審議を重ねてきました。その審議の中で、議員定数について、現状維持とする意見と、削減とすることとありました。最終的に採決の結果、現状維持という委員会の結論を見ております。また、本委員長報告に対する質疑もございませんでした。このことをどうぞいま一度思い出していただけたらと思います。

以上、私の反対討論といたします。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 議員提出議案第4号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、菊池市議会議員定数条例（平成21年条例第15号）の一部を次のように改正する。「20人」を「16人」に改めるに、賛成の立場で討論させていただきます。

現在の菊池市議会は、菊池市中央図書館の1脚約10万円の海外製の椅子32脚の納入問題、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）のずさんな交際費問題等にも、市民が百条委員会を設置して議論をし、市民の疑念を払拭できるよう最大限の努力をすることこそ議会の役割であると、何度も市民の声として熊日新聞に掲載されましたが、百条委員会の設置に至っていない状況であり、市民に対して説明責任が果たされていないと私は考えます。

先般の菊池市議会だよりへのご意見、ご要望にも、このようなことから、多くの議会への不満の声が寄せられております。

定数問題についても、削減を求める厳しい意見が多数あり、私たち議会は市民の声として重く受け止めなければなりません。

私は本年第2回定例会において、菊池市公共施設等総合管理計画の質問で指摘、要望をいたしました。が、地元の重味グラウンドの廃止、避難所にも指定されている各支館が地域移管となれば、部長の答弁では、地元管理、地元負担になるとのことであり、私たちの地元のような少子高齢化が急激に進んでいる中山間地域では、財政的、防災機能の低下の観点からも絶対無理であり、受け入れることはできません。

菊池市の今後ますます厳しくなる財政状況は、議員の皆様が一番理解されていると思います。市民の痛みの前に、私たち議会が身を切る改革を行い、市民に理解を求めなければなりません。このような観点から、定数削減は避けて通れない問題と考え、賛成討論とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 おはようございます。議員提出議案第4号に反対する立場から討論をいたします。

私は、議会にはいろいろな立場の人が参加すること、多様性が必要だと考えていますし、議会改革検討特別委員会でもそのことを述べてまいりました。性別、職業、年代、木下議員が今言われたような地域性、障がいのあるなしなど、いろいろな角度から政策を検証していくことで、見えていなかったことが見えてくるとと思います。その必要性はコロナ禍の今でより一層高まっているのではないのでしょうか。そのためには現在の20人は適当だと考えます。

また、熊本県で市議会の定数が16人のところは、水俣市と上天草市で、両市とも人口は2万5,000人くらいです。菊池市とは大きな開きがあると思います。そういったことから、議員提出議案第4号については反対をいたします。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 こんにちは。少々喉がれを起こしております、お聞きづらい点もあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

議員提出議案第4号、菊池市議会議員定数条例の一部改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

前回、議案提出の際の反対討論の内容で、議員数の削減で行政の市政運営の議会によるチェック機能が弱まり、民意を削っていくことにつながる。さらにチェック機能は議会と行政に住民の声を届ける、市長の行政運営を住民の立場から監視することという旨の討論がありました。

しかし、これまで菊池市中央図書館の高額椅子購入問題、また、第三セクターにおける多額かつずさんな交際費問題では、当然百条委員会を設置して、声を上げている市民の疑念を払拭するべきところですが、設置にも至らず、曖昧な説明に終始し、議員や議会の質が問われました。まるで臭いものに蓋でもするかのように感じたところです。

定数20人の議会でも、このチェック機能の乏しい追認機関化した議会では、市民の信用、信頼を失墜し、議会不要論も浮上しておるところです。これは定数だけの議論では済まない問題です。つまり、我々議員が市民の代表として、税金の使途の監視とともに、市民に納得できる根拠を提示し、共に民意を反映させる役割を果たすことで、現在の菊池市の状況から定数削減も可能と言えるのです。

市民との意見交換や、議員間での積極的な議論が望まれるものの、コロナ禍にあり、アンケートやオンラインなど、あらゆる手法を検討することも必要に思います。菊池市の状況としては、まず菊池市の議員は1人当たり人口2,359人と、近隣他市町村と比較しても低率であり、2000年を境に継続している人口減少により、今後、さらに低くなります。また、財政状況では、財政調整基金による補填、補助金に頼り、厳しいと言える状態です。

さらに、このコロナ禍による収入減と支出増加も待ったなしの状況にあり、市として、公共施設の削減など、あらゆる財政の見直しが求められる中、議員定数削減による歳出削減は必要と言えます。

以上の点から、削減案に賛成いたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

賛成の立場からお願いします。

福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。議員提出議案第4号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で述べさせていただきます。

令和3年1月29日付で配布された広報委員会で行った市民アンケート、議会だよりに関する事以外のご意見について、抜粋して読み上げたいと思います。

このご意見は42件中30%ぐらいが議員削減の意見であり、現状維持、増加の意見は1件もございませんでした。

それでは、数点抜粋して読み上げます。

議員定数の削減、是々非々の議論ができないのであれば、議員は必要ないのではないかと思う。議員の数を減らしてください。市民の声を届けない議員が多過ぎます。他の市町村に比べて菊池市の議員さんの数は大変多いのではないかといつも思います。菊池市の人口ですれば、10人から15人ぐらいでもいいと思っています。世間はコロナで大変困窮している中で、あんまり賛成するだけの議員さんは要らないと思います。やめてほしいです。

まだほかにもございますが、このような市民の方々のご意見に対して、どう受け



止められますか。先ほどおっしゃった議会改革委員会においても、市民アンケート調査はされていませんでしたので、市民の声は反映されていないと考えます。

私は自分たちのことを自分たちで決めるべきではないと思います。福岡県の田川市では、議員定数に対して、定数に関する調査特別委員会を設置して、これはコロナ禍前ではありますが、議員だけで議員の定数を決めるのはおかしいとの理由から、傍聴席も用意して、市内7団体の各代表と特別委員会の7議員で議論を展開されております。このような市民の意見に真摯に向き合うべきだと考えます。

改めて、皆様の賛同をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第4号は、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第4号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立少数です。よって、議員提出議案第4号は、原案を否決することに決定しました。

○

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○大賀慶一 議長 次に、日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

#### 閉会中の継続審査・調査

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

##### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

##### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

##### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査の事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和3年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午後0時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 緒 方 哲 郎

菊池市議会議員 後 藤 英 夫

## 各常任委員長・特別委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書
- ・ 懲罰特別委員長報告書

## 総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、議決案 1 件、請願 1 件の 2 案件です。

現地視察を踏まえ 2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 86 号**については、執行部より「本案は跡地活用として企業誘致を進めていた旧旭志幼稚園について、譲渡の相手方、金額の決定に伴い、財産の譲渡を行うものであり、譲渡する財産は、旧旭志幼稚園の土地、建物、物品その他で、譲渡価格の総額は 3,608 万 200 円である。譲渡の相手方の事業内容は、半導体製造装置の部品等の製造販売で、平成 25 年より本市森北工業団地内にも事業所を設置されており、事業拡張のため購入されるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「地元説明会において、住民からはどのような意見があったのか。反対する声はなかったか。」との質疑に対し、執行部より「住民からは、工場から出る排水はどうなっているのかとの質問があり、それに対し企業からは、工場自体がクリーンルームであり、使用する水は純水で、汚染された水は出ないとの説明があっている。また、住民から、旭志幼稚園が閉園の際に建てられた石碑はどうなるのかとの質問があり、現在、企画振興課と当時の保護者と協議をしている。譲渡に反対する意見はなかった。」との答弁がありました。

また、委員から「雇用についてはどのような説明があったのか。」との質疑に対し、執行部より「操業は 10 人を予定されており、その一部は森北工業団地の工場から数名派遣され、残りを新規採用すると聞いている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「雇用の場所として期待する面もあると思うので、地元からの採用をお願いしてほしい。」との意見がありました。

また、委員から「工場として稼働する時期はいつ頃か。」との質疑に対し、執行部より「操業の開始は令和 4 年 4 月頃の予定である。」との答弁がありました。

次に、**請願第 3 号**については、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため、さらなる少人数学級の実現や加配の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善を図るよう国への意見書提出を求めるものです。

まず、市内の学校における教職員の現状について、執行部より「加配の先生の数及び産休・育休代替の先生の数が、現在 5 人不足している。また、来年度より小学 1 年生から 3 年生までは 35 人学級での学級編制基準が先日の管内校長会で示されている。小学 4 年生以上はまだ 40 人学級のままだが、中学 1 年生については、今年度より 35 人学級での学級編制となっている。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員から「2 年前に一般質問で尋ねた時に、臨採不足については国や県が大きく本採用枠を広げなければ続くと考えており、引き続き要望していくと答弁されているが、この考えは今も変わらないのか。」との質疑に対し、執行部より「その方針で進めている。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 86 号**及び**請願第 3 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年9月24日  
総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

## 福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 1 件、議決案 1 件の 2 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 72 号**については、執行部より「本案は、太陽光発電設備の設置が、防災、自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、その適正な実施のための必要な事項を定めるに当たり、条例を制定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この条例を設置するに至った経緯は。また、モデルにした自治体は。」との質疑に対し、執行部より「この条例の制定については、令和元年度から協議を開始していた。参考にした自治体は、滋賀県大津市と岩手県遠野市である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「パブリックコメントの中で、環境審議会に弁護士を入れて欲しいという意見があった。許認可となると、業者との訴訟リスクもある。弁護士を入れるとすると、どんな審査になるのか。」との質疑に対し、執行部より「パブリックコメントで、そのような意見があった。実際、勧告や公表など、何かあった場合は、審議会を開催して、意見を聞く場を設ける。実際の判断は、行政側がすることになる。その中に法的な問題があれば、その都度顧問弁護士に確認しながら、進めていくように考えている。」との答弁がありました。

また、委員から「許可までと、許可後で考えていかなければならないと思うが、この条例では、管理者と土地所有者がずっと同じ前提で、考えてあると思う。変わった場合、許可はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「第 16 条『変更の許可等』について定めており、事業計画や内容について、事業者が変わるのであれば、改めて変更の許可申請が必要になり、その事業者に対して、改めて許可を出すことになる。」との答弁がありました。

さらに、委員から「全国的にこのような条例を制定している自治体はどれくらいあるのか。」との質疑に対し、執行部より「太陽光発電設備に特化した条例というのは、当初、調べた段階では、分かる範囲で 20 件を超える程度であった。許可制にしている自治体は、その当時は 2～3 自治体だったと聞いており、開発行為の届け出の条例のほうが多かった。今は少しずつ許可制になっているところだと思う。」との答弁がありました。

次に、**議案第 87 号**については、執行部より「本案は、桜山地区コミュニティハウス及び土地の無償譲渡に伴い、倉庫 2 棟、囲障一式、電灯 2 基を無償譲渡するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、「第 6 条の第 2 項『事業者及び管理者は太陽光発電設備に係る事故が発生したとき、または地域住民等からの苦情もしくは紛争が生じたときは、ただちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決にあたらなければならない』という文言があり、この辺を重く受け止めるべきだと思っている。」「いろいろなトラブルが、この条例の制定により、どのように解決に結びつくかという視点で見た。例えば『誠意』『良好な関係の保持』『不正』『不誠実な行為』など抽象的な部分があり、条例を作るにあたって、どれだけ実効性を持たせるかというところで、執行部が悩まれたのだろうと、条例を見ながら感じた。この、全国でも少ない許可制の条例に期待し、実際にどのように適用されていくかというところ

ろをしっかりと見ていきたい。」「この条例の制定により、太陽光発電設備の設置が、市の許可制となり、当事者として行うことができるというのは、大変歓迎するところである。今後実情に応じて条例改正も行いながら、完全化を目指していただきたい。もう一点は、パブリックコメントにもあったが、今後のためになるということであれば、市が訴訟に巻き込まれないように、審議会の中に弁護士も入れていただきたいと思う。」「この条例は、住民を守る条例だと思う。事業者の計画の段階から、届け出の必要があるので、その辺をしっかりと見て、トラブルがないようにやっていただきたい。」「この条例の制定というのは、とても重要だと思う。気候変動により、再生可能エネルギーを導入していくというのはまったなしの課題であるが、現在日本では森林法の不備があり、乱開発や土砂崩れを防ぐことができていない。本来は国が、法整備をしていかなければならないが、できておらず、自治体として、このような条例の制定はとても重要だと思う。全国的にも許可制というのは少ないということなので、とても先進的な取り組みであると思う。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 72 号**及び**議案第 87 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 9 月 24 日  
福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博



## 経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、議決案件1件です。  
2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第88号**については、執行部より「本案は、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業により、圃場の区画整理と畑かん工事を実施している区域について、登記する前には字の境界を変更することが必要であり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第88号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年9月24日  
経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

## 予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、8月31日及び9月7日、17日に予算決算常任委員会を、7日から10日に同分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第73号**から**議案第85号**まで及び**議案第89号**の14議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

はじめに、**議案第73号**について、その主なものを申し上げます。

まず、全庁的にそれぞれの費目にまたがっている人件費については、執行部より「本年度の人事異動に伴う給与費等の調整を行っており、常勤職員では給料が2,891万円の減額、職員手当等が232万2,000円の増額、共済費が720万円の減額、合計で3,378万8,000円の減額をするもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「通勤手当が163万9,000円の増額となっているが、要因は何か。」との質疑に対し、執行部より「市外からの通勤者の増加等が要因となっている。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における小中学校外国語指導助手派遣業務については、執行部より「限度額を9,266万4,000円、期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とするもので、英語を母国語として話す外国人6名を外国語指導助手（ALT）として、小・中学校に派遣するもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「ALTの費用対効果は。また、タブレットを使った英会話を進めたほうが効果があると思うが比較はされたのか。」との質疑に対し、執行部より「ALTの成果としては、子どもたちの英語に対する意欲の向上として、ALTの持つ指導技術により授業への意欲関心が高まるきっかけになることや、外国人に対するコミュニケーション能力の向上として、英語がうまく話せなくても単語や身振り手振りを交えながらコミュニケーションを取ろうとするところが見られる。ICT機器の使用については、発音を繰り返し学習することや遠隔地での交流、ドリル学習による基礎の定着などは外国語でもできると思うが、ALTは対面で行うことで教育効果が高まる。特に低学年はコミュニケーション能力が育っていないので、ALTの先生と触れ合うことは子どもにとって大変重要だと考える。」との答弁がありました。

次に、生活保護総務費の被保護者就労支援事業については、執行部より「生活保護就労支援員の本年度の勤務日数が、当初予算積算時に算出した日数を上回る見込みとなったため1万7,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「支援員の就労日数が上回ったのは、見込みが違ったのか。」との質疑に対し、執行部より「当初予算積算時は月 126 時間で計算していたが、実数が上回る見込みとなったためである。」との答弁がありました。

次に、高齢者福祉費の熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業については、執行部より「介護施設等において、施設内で新型コロナウイルス等の感染が疑われる者が発生し、施設内療養になった場合、感染拡大のリスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないよう、居室の気圧を低くする簡易陰圧室の整備費用を補助するため 1,407 万 7,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この補助金で、どれくらいの施設が整備されたのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度は、2施設で9室が整備された。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費については、執行部より「令和4年4月1日から保育料のコンビニ支払いを実施する予定だが、その納入通知書兼領収書の印刷製本費の単価が当初より高くなったことによるものなど、267万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「コンビニ納付の際の手数料は保護者負担になるのか。」との質疑に対し、執行部より「全額、市の負担である。」との答弁がありました。

次に、農地費の農業用施設整備事業については、執行部より「赤星地区の宝永隧道内水対策事業として、繰越事業の承認を受けているが、実施設計を行ったところ、全体事業費が増額となったため、工法の見直しを行い、これまでの排水ポンプの常設から移動可能な排水方法とすることで、商用電力等の年間維持管理費用が抑えられ、経済的に安価となることから、備品購入費として 3,249 万 4,000 円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「緊急時の移動式ポンプということで、他地区へ持っていくことも可能だと考えられるが、第一は赤星地区の宝永隧道の排水だということで、きちんと運用ができるのか。」との質疑に対し、執行部からは「宝永隧道の排水対策が最優先である。」との答弁がありました。

次に、公園費の公園管理経費については、執行部より「菊池公園の十月桜エリアにおける園路改修に伴う工事請負費で、公園内に階段等を設け園内を歩きやすくし、公園の利便性及び集客の向上、また、管理のし易さを図るため、工事請負費として 249 万円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「利用者、見学者はいるのか。」との質疑に対し、執行部からは「保育園の散歩コースや健康づくりのために歩かれる方のコースとなっている。」との答弁がありました。

また、委員から「利用者を増やすために、学識者ばかりではなく、一般の方にも意見を聞いてみたらどうか。」との意見がありました。

次に、**議案第 74 号**の菊池市国民健康保険事業の一般管理費については、執行部より「第三者納付金手数料が増加したため、61 万 9,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「第三者納付金とはどのようなものか。」との質疑に対し、執行部より「第三者の加害による医療を受けた場合、医療費を一旦立替え、加害者の保険等で支払ってもらうも

ので、その増額に伴い、求償事務を委託している国保連合会への手数料も増額になったものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 75 号**の菊池市後期高齢者医療事業については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 76 号**の菊池市介護保険事業の認定調査等費については、執行部より「介護報酬改定等に伴い、システム改修電算処理委託料が増加したため 26 万 4,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「介護報酬改定はいつからで、どんな内容なのか。」との質疑に対し、執行部より「介護保険は 3 年に 1 度の大きな改定があり、今回もその時期である。介護報酬の改定は 4 月からだが、それ以外の制度改正も含めて、システムを改修するものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第 77 号**、及び**議案第 78 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 89 号**については、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業について、執行部より「まん延防止等重点措置により、経済活動に著しく影響を受けた宿泊業、バス事業者やタクシー等の旅客輸送業、公衆浴場業、時短要請協力金を受給していない飲食業、及び観光関連事業者等に対して交付する支援金等 5,200 万円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「支援金の対象者は、菊池市民ではないが店舗が菊池市にある方は対象となるのか。」との質疑に対し、執行部からは「事業所、若しくは店舗等が菊池市にあれば補助対象となる。」との答弁がありました。

また、委員から「新聞に出ている支援金の不正受給は、本市でも起きているのか。」との質疑に対し、執行部からは「今のところ、不正に受給されるという、事件性のあるものは確認していない。」との答弁がありました。

その後の、補正予算関係の議員間討議では、「小中学校外国語指導助手派遣業務委託について、タブレットによる授業のほうが効果が上がるのではないかとの意見が委員から出ていたが、他自治体での事例を調査研究してみる必要があると強く感じる。」との意見や「学習指導要領が変わって五、六年生では英語が教科化されているという状況になってきて、現場では専門外のことも教えなければならないことが負担になっていると先生から聞いている。年間 3,000 万円で英語専科の教諭が 6 人雇用できると、週 2 時間であれば学校掛け持ちにより小学校の五、六年生は全校担っていける。」との意見がありました。

また、「子育て支援の主要事業等において、マスクや消毒液をはじめ衛生用品等の購入のため、国が 2 分の 1、市町村が 2 分の 1 負担する事業があるが、なるべく市の持ち出しが少なく済むよう、積極的に情報収集し、補助金を精査すること。保育所以外にも、高齢者施設、障害者施設等からも情報を収集し、補助事業があれば周知すること。」との意見がありました。

次に、各会計の決算認定についてですが、はじめに、**議案第 79 号**について、その主なものを申し上げます。

まず、ふるさと納税促進事業については、委員から「今は 14 市の中で最下位とのことであるが、これまでの推移はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「平成 28 年度は熊本市、上天草市に次いで 3 位だったが、令和 2 年度は最下位となっている。要因としては、平成 28 年度は熊本地震の影響でどこも寄附が多かったが、この当時、寄附を求めるポータルサイトを先行して設けていたこともあり、寄附がより多く集まった。また、令和 2 年度の最下位については、令和 3 年度から代行業者委託にあたって、本年 3 月上旬からポータルサイトによる寄附受付を一時中断していたこと等が要因として考えられる。」との答弁がありました。

また、委員から「ふるさと納税の目標値は 3 億円ということだが、目標値の 3 億円も妥当なのか、目標値は高ければ高いほどそれに対するアクションアイテムも増えてくると思う。できる限り高い目標値を掲げて、結果と乖離した場合はなぜそうなったのかを分析して次に生かしてほしい。」との意見があり、執行部より「目標値の設定は大事だと考える。ふるさと納税は県下で低い状況が続いているという結果を踏まえて、令和 3 年度からの代行業者委託を行った。民間の力も取り入れながら目標値に向けて取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

次に、区長会経費については、委員から「区長文書配付委託料はシルバー人材センターに委託しているが、市職員は市外からの勤務者が増えてきており、地域を理解してもらうためにも新規採用職員で年間 12 回のうちの一部でも配付を行うよう要望していたがどうなったのか。」との質疑に対し、執行部より「菊池地域の 6 班のうち 1 班について新人職員を活用して行っている。」との答弁がありました。

次に、歳出全体について、委員から「歳出の総額が 339 億円程度となっているが、このうち新型コロナ関連の費用は幾らぐらいになるのか。」との質疑に対し、執行部より「決算統計データを基に参考数値となるが、コロナ対策事業という事業名が付いているものを合計すると 61 億 6,500 万円程度である。これとは別に通常の事業に含まれている、換気のための電気代や巣ごもりによるごみ処分代の増加等の経費もある。」との答弁がありました。

次に、学校 ICT 教育推進事業（小学校・中学校）については、委員から「小・中学校において 1 人 1 台タブレット等の環境が整ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、各学校でタブレットを持ち帰ったオンライン授業の試行が行われていると聞いたが、どのように活用されているのか。」との質疑に対し、執行部より「全校タブレットを持ち帰れるようにしており、オンライン授業の取り組みが始まっている。」との答弁がありました。

次に、学校管理費（繰越明許）については、委員から「学校 ICT 教育推進事業（中学校）の工事請負費の支出額が 5,024 万 7,192 円で不用額が 4,075 万 2,808 円になっているがその理由は。」との質疑に対し、執行部より「この事業は高速大容量通信網の整備と電源キャビネットの工事であり、当初、繰越をかけるときは概算で積算し 9,100 万円で計上していたが、発注するときに精査し直したところ事業費が下がったためである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「あまりにも不用額が大きい。もともとの見積もりの半額程度でできており、今後は注意すべき。」との意見がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業における自治公民館 ICT 活動活性化実証事業については、委員から「自治公民館ではどのような活動に利用されているのか。」との質疑に対し、執行部より「ウィズコロナでの学習活動支援として、該当の行政区に ICT 機器を貸与し学習環境を整備することや出前講座等を動画にして情報発信する取り組みで、令和 2 年度は年度途中からであったため、必要な備品を購入し公民館に貸与を行っている。今後、実際に活動していただき検証していきたい。」との答弁がありました。

次に、社会保障番号制度については、委員から「マイナンバーカードの令和 2 年度末の交付率と、直近の交付率は。」との質疑に対し、執行部より「令和 2 年度末の交付率は 19.57% で、直近では 28.49% になっている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「市民課の令和 2 年度マイナンバー関連歳出額の合計と対前年比は。」との質疑に対し執行部より「令和元年度は 1,943 万 9,657 円、令和 2 年度は 4,074 万 1,007 円で、前年度比は約 209% になる。」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳経費については、委員から「コンビニ交付によって、人件費の削減ができるのか。」との質疑に対し、執行部より「利用者は増えているが、人件費の削減には未だ至っていない。」との答弁がありました。

次に、税徴収業務については、委員から「令和 2 年度の差し押さえ件数と金額は。」との質疑に対し、執行部より「令和元年度は 874 件、4,854 万 407 円、令和 2 年度は 315 件、3,566 万 4,162 円である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「ペイペイ払いや、クレジットカード払いができないか。」との質疑に対し、執行部より「令和 2 年度の予算で、コンビニ納付とキャッシュレス決済の、システムの構築等を行っている。市の方針としては、手数料が非常に割高なので、費用対効果の面から口座振替を推進しているが、市民の利便性向上のため、令和 4 年度からコンビニ払いや、キャッシュレス決済ができるよう進めている。」との答弁がありました。

次に、産業廃棄物処分場監視経費については、委員から「産廃の監視状況について、異常はないか。」との質疑に対し、執行部より「産廃周辺の監視について、特に異常はない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「産廃周辺の河川の水質検査は年に何回行っているか。」との質疑に対し、執行部より「10 か所で年に 2 回の水質検査を行っている。放流水は毎月 1 回で年に 12 回の水質検査を行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「産廃敷地内への立ち入りは、年に何回行っているのか。」との質疑に対し、執行部より「2 週間に 1 度行っており、持ち込み等はされていない。」との答弁がありました。

次に、地下水対策事業については、委員から「七城地区地下水質調査業務委託料 39 万 4,000 円について、昨年度はなかったが、令和 2 年度に調査を行った理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「平成 27 年度に硝酸性窒素が高い 12 行政区の全戸調査を行ったが、その追跡調査を令和 2 年度に行ったものである。」との答弁がありました。

次に、エコヴィレッジ旭管理経費については、委員から「エコヴィレッジ旭は今後、どうするのか。」との質疑に対し、執行部より「民間への売却は可能であるが、区長会では、市

での活用を望まれている。」との答弁がありました。

さらに、委員から「総面積は約2haで、そのうち山林が約1haとのことだが、面積が広いので、半分でも売却したほうがいいのではないか。」との質疑に対し、執行部より「工場棟を解体予定であるが、解体後は災害廃棄物の仮置き場として利用したいと思っている。」との答弁がありました。

次に、地籍調査事業については、委員から「調査費が去年と比べると減っている理由は何か。」との質疑に対し、執行部より「委託料が前年比79%になっている。コロナの影響で立ち合いの回数が減っていることに伴い、協力員の報酬を減額している。」との答弁がありました。

次に、障がい児通所給付費等支援事業返還金については、委員から「債権調書にも記載があったが、弁護士とどんな協議をされているのか。どういう要件でとれないのか。」との質疑に対し、執行部より「代表者が入れ替わるなど、事情聴取ができなかった。債務の整理については、弁護士に既に委任されており、事業主体がなく、破産等の手続きが行われていると把握している。今後は、その結果を待って対応したい。」との答弁がありました。

次に、生活困窮者自立支援事業については、委員から「学習支援を受けている人数と、対象者は。」との質疑に対し、執行部より「現在17人であり、対象は小・中・高校生である。」との答弁がありました。

次に、生活保護扶助費については、委員から「過去3か年の生活保護の新規申請件数と決定件数の推移はどうか。また、コロナ禍の影響はあるか。」との質疑に対し、執行部より「新規申請件数は、平成30年度79件、令和元年度82件、令和2年度100件、決定件数は平成30年度67件、令和元年度75件、令和2年度96件である。そのうち、コロナ禍により生活保護になった方は4件である。施設入所・入院などの高齢者、一人暮らしの高齢者、障がいや病気で就労が困難な方が、新たに生活保護の申請をされている。」との答弁がありました。

次に、老人保護措置経費については、委員から「ふじのわ荘やこすもす荘への一般財源からの歳出が入所者59人分の扶助費であるとの説明があったが、県内の何施設に措置しているのか。」との質疑に対し、「令和2年度は、県内で5施設である。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「令和2年度の新規の入所者は何人か。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度の新規入所者は10人である。」との答弁がありました。

また、委員から「一人に対して、月20万円の支出ということだが、いつから続いているのか。」との質疑に対し、執行部より「ふじのわ荘は昭和23年、こすもす荘は昭和40年から設置されている。以前は措置費に対して、国の補助があったが、平成17年から一般財源化された。」との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業については、委員から「高齢者施設オンライン面会機器導入補助金を8施設しか希望されなかったというのは、適切な政策なのか。」との質疑に対し、執行部より「施設に聞き取りを行ったところ、すでにオンライン面会の準備をした施設、若干補助率がよかった県の補助金を使った施設、ご家族も高齢なのでオンライン面会が使えないなどで導入に至っていない施設もあった。高齢者の方が安全に生活するため、またご家族の負担を軽減するため、状況に応じて要望は変わっていくと思うので、また検討

していかなければならないと思っている。」との答弁がありました。

次に、病児・病後児保育事業については、委員から「新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が回復していないが、今後は委託料の減額になるのか。」との質疑に対し、「病児・病後児保育事業の利用は、全国的に減少している。運営に係る費用は、国が定めている基準に準じたいが、大幅な減額にならないよう進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、保育料の収入未済額の報告については、委員から「新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が原因か。件数は増えているのか。」との質疑に対し、執行部より「大幅に増えているとは感じていない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「例年通りということなら、滞納した保育料の徴収はどのように行っているのか。」との質疑に対し、執行部より「まずは、未納者へ通知を行い、その後、必要に応じて再通知や電話等での対応を行っている。また、児童手当を未納分に充てる等の対応も行っている。」との答弁がありました。

また、委員から「保育料の不納欠損に至った理由は。」との質疑に対し、執行部より「時効成立によるものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「時効成立に至る前に、本市においても差し押さえを行えないのか。差し押さえのノウハウがなければ債権管理室と連携したらどうか。」との質疑に対し、執行部より「何もせずに時効成立して不納欠損に至ったということではなく、電話連絡や来庁時に直接話をするなど、滞納者と接触を行っている。差し押さえについては、債権管理室と連携して進めたい。」との答弁がありました。

次に、菊之池保育園・花房保育園の保育士の確保については、委員から「年度途中で園児が増え、保育士を募集しなければならなくなった場合、保育士の確保はできているのか。」との質疑に対し、執行部より「年度途中で保育士を探しても、なかなか見つからない状況である。」との答弁がありました。

次に、インフルエンザ予防接種については、委員から「接種率はどうだったのか。」との質疑に対し、執行部より「65歳以上の接種率は、約62%である。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「インフルエンザの発症状況はどうだったのか。」との質疑に対し、執行部より「マスクなどの感染予防もあったためか、インフルエンザの発生は報告されていない。」との答弁がありました。

次に、畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業、及び農業振興費の産地パワーアップ事業については、委員より「農家からの申し込みに対する採択状況は、どうなっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「畜産クラスター事業は、今のところすべて採択されている。また、産地パワーアップ事業は、農業再生協議会が地域営農戦略として定めている産地パワーアップ計画に基づいて対応しているため、全額、採択されている。」との答弁がありました。

次に、林業総務費の鳥獣捕獲事業については、委員より「過去5年間の推移を見てみると、有害鳥獣捕獲委託事業の予算執行額は4倍と大幅に増えているが、被害額はあまり変わっていないのではないか。」との質疑に対し、執行部からは「全体的にはあまり変わっていないが、今後も地元からの情報収集を行いながら調査していきたい。」との答弁がありました。



また、委員からは、「思い切って予算を出して、根本的に考えていかなければ、解決にはつながらないのではないか。」との意見がありました。

次に、道路の新設改良事業については、委員より「整備の優先順位は。」との質疑に対し、執行部からは「優先順位は、まず着手している路線の早期完了を目指し、次に児童生徒をはじめとする歩行者の安心・安全を守るために通学路の整備を重点的に整備する。新規事業は、道路の状況や交通量を見ながら進めている。」との答弁がありました。

次に、都市計画総務費の空家等対策事業については、委員より「4軒を撤去したということだが、内容は。」との質疑に対し、執行部からは「5月の広報に掲載し、市民に対して周知したところ、13件の応募があったため、現地調査を行い不良度の点数化を行い、緊急性の高かった上位4件に補助を行い、民間の所有者において撤去を行っていただいた。」との答弁がありました。

次に、**議案第80号**の菊池市国民健康保険事業については、委員から「菊池市における国保世帯加入率はどれくらいか。」との質疑に対し、執行部より「令和2年度末で36.2%である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「国保世帯の中で、滞納世帯の割合の推移は。」との質疑に対し、執行部より「平成30年度が5.3%、令和元年度が6.3%、令和2年度が9.0%となっている。」との答弁がありました。

また、委員から「過去3年間の基金の推移は。」との質疑に対し、執行部より「平成30年度が1億6,437万1,923円、令和元年度が1億6,445万4,604円、令和2年度が2億7,118万8,890円となっている。」との答弁がありました。

さらに、「積立金が増えた要因は。」との質疑に対し、執行部より「医療費の状況によって交付金は変わるため、収納率が上がったことなどにより、国の補助金が増えたことが要因である。」との答弁がありました。

次に、**議案第81号**の菊池市後期高齢者医療事業については、委員から「普通徴収の方の滞納の件数と、滞納額はどうか。」との質疑に対し、執行部より「令和元年度は177件で193万8,640円、令和2年度は252件で236万7,180円である。」との答弁がありました。

次に、**議案第82号**の菊池市介護保険事業については、委員から「普通徴収保険料の滞納額と滞納件数は、過去2年と比較して増減はどうか。」との質疑があり、執行部より「普通徴収保険料の、平成30年度滞納額は1,155万6,780円、滞納者数は275人、滞納件数は1,368件、令和元年度滞納額は920万9,522円、滞納者数は252人、滞納件数は1,104件、令和2年度滞納額は733万9,740円で滞納者数は207人、滞納件数は966件である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「基金残高について、7期でどのように推移したか。」との質疑に対し、執行部より「平成30年度は1億1,076万2,979円、令和元年度は1億9,976万3,936円、令和2年度は3億4,675万3,234円である。」との答弁がありました。

また、委員から「基金が増えた要因は何か。」との質疑に対し、執行部より「介護給付費が若干下がっている。6期で熊本地震の際に、要介護認定者が増えるかと思われたが、予想より増えなかったことが要因と考えられる。」との答弁がありました。

次に、議案第 83 号及び議案第 84 号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 85 号の下水道事業については、委員より「債権管理の現状はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「下水道使用料は、滞納が 2 か月になる方には催告書を発送し、新たな滞納の抑制を図っている。催告書で納付が無い場合は、上水道があるところには停水予告を発送し、納付や納付相談が無い場合には停水を行っている。上水道が無い場合には、電話または訪問により催告し、納付のお願いを行っている。」との答弁がありました。

次に、昨年予算決算常任委員会の提言事項について、執行部より説明がありました主なものを申し上げます。

まず、今回の国の教育面における ICT 施策推進の機会を学びのチャンスと捉え、有効な活用方法と、維持管理費等も含んだ計画を持つべきであるとの提言について、執行部より「ICT 機器を有効活用するため、教職員研修や ICT 支援員の配置等を通して機器活用の推進を行っており、それにより、電子黒板等を使った一斉指導に加え、1 人 1 台端末による子どもたちの主体的・対話的で深い学びや、学校・家庭でドリル問題に取り組む個別学習による活用を進めている。また、コロナ禍における学校休業時などに備え、学校と家庭をオンラインで結び、健康観察や実際の授業等を行う活用も進めている。機器の維持管理費等については、長期契約による保守管理や児童・生徒へ端末利用ルール徹底を通して、故障修理等の維持管理費の削減にも努めている。さらには、おおむね 5 年後に迎える機器更新について、機器の劣化状況を踏まえ、段階的な更新により予算の平準化を図る計画である。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、事務処理ミスの頻発に対し、早期発見できるシステムを構築し、市民の皆様にも不利益が生じないように事務品質向上に努めるべきとの提言について、執行部より「事務品質の向上については、昨年度設置した事務品質改善委員会において、事例の洗い出しを行い、ミスをなくすための対応について継続的に検討を進めている。今後は集約した情報を可視化し、各部署へ情報提供を行うことにより、同じようなミスが発生しないよう職員一人一人が共通認識を持つ体制づくりを進めていく。職員間での確認体制として、事務フローの見直し、事務マニュアルの整理共有を行い、継続した点検も併せて進めていく。業務上の電算システムについて、改修を行った例もあるが、引き続き検討を継続していく。また、入力事務の自動化など、ICT 技術の導入を推進し、できるものから積極的に導入していく。なお、仮にミスが発生した場合に、いち早く報告し、早急に対応を講じることができるよう職場の環境づくりにも努めていく。そのような中、今回、議案等の訂正が発生した。引き続き確認体制の強化に努めていく。」との説明がありました。

その後、委員から「執行部から改善策も含めて報告があったが、今定例会においてもミスが発生している。改善策の結果が出ていないと感じるが、どういう感覚で対応しているのか。」との質疑に対し、執行部より「事務品質改善委員会を設置してミスの洗い出しや傾向を分析し、全庁的に改善に向けて取り組んでいるが、ミスがなかなか減らない事実もある。今後、今のやり方でいいのか、改めて方法を見直すのかも含めて、ミスをなくす取り組みを強化していきたい。」との答弁がありました。

次に、つまごめ荘の職員について、段階的にかつ確実に解決できるよう、計画的に進める

べきとの提言について、執行部より「昨年度、介護職など 34 人の職員を派遣していたが、うち 20 人が派遣終了により帰任し、現在 14 人を派遣継続している。移譲先法人とは継続して協議を行っており、当初 3 年間の派遣予定であったが、1 年前倒して、今年度末までに全ての派遣を終了する方向で進めている。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、費用対効果を見るためにも、事業の成果をより一層数値化する。または数値化する意識を持つべきとの提言について、執行部より「今回提出している主要施策の成果において、可能な限り数値化を行っている。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、少子化対策、子育て支援について、市独自のメリハリのある予算編成、執行を行うこと。事業の効果検証、見直しを繰り返し、場合によっては、保健師、保育士の増員や支援額の増額を含めた試みを検討することとの提言について、執行部より「保健師、保育士など現在必要な資格職の人員体制整備については、正規職員、再任用、任期付及び非常勤など、多様な雇用形態を活用し、人員確保に努めている。昨年度は、退職に伴う保育士の採用試験を実施し、正規職員 4 人を採用した。今後も引き続き、業務に必要な保健師、保育士などの資格職の確保に努めていく。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

まず、債権管理について、執行部より「各所管課における債権管理の現状把握と問題点の洗い出し、基礎知識の習得及び相談体制の整備を目標に取り組みを行ってきた。具体的には、債権管理担当者とのヒアリング及び研修会、個別相談を行いながら問題の解決に取り組んでいる。

その結果、全ての強制徴収公債権の財産調査、また、一部の私債権においては返還請求訴訟の訴えを提起した。しかし、時効完成等により債権消滅後の不納欠損手続が行われていなかったことを本年 2 月の議会審議会で報告させていただいた。今後は、単純に時効消滅することがないように研修会等を通して、職員のスキルアップを目指していく。また、強制徴収公債権の差押の実施、非強制徴収債権の裁判所による強制執行着手、長期・高額滞納債権の整理等を債権所管課と連携を図って実施していきたい。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、少子化対策・子育て支援について、執行部より「少子化対策、子育て支援策については、『すくすく子宝祝金』や、保育所等の待機児童ゼロの継続、病児・病後児保育施設増設の検討と併せ、健康推進課の事業になるが、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るための助成を実施している。また、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口である『子育て世代包括支援センターきくびあ』において切れ目のない支援を行っている。さらに、子育て支援課にこども・女性相談係を新たに設置し、相談員を 1 名増員し、専門の相談員が、家庭訪問等による継続的な支援を実施する『子ども家庭総合支援拠点』を令和 2 年 8 月に設置した。その他、国・県のコロナ給付金以外に、市独自の給付金を 2 回支給し、経済的支援を実施した。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に国民健康保険事業特別会計について、執行部より「国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いことから、財政基盤が脆弱で財政運営が不安定になるリスクがあるなど、構造的な課題を抱えている。市としては、療養費等の不当利得等の回収強化、保険者独自の取組による国県からの補助金確保、国保税の適正賦課による徴収率向上への取組など、確実な歳入の確保を行いながら、医療費等の歳出の抑制については、特定

健康診査受診率向上並びに重症化予防等保健指導への取組をさらに強化し、医療費の抑制を掲げて、安定した財政運営を保っていけるようにしていきたい。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について、執行部より「熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を担い、市町村と事務を分担して行っている。今後も後期高齢者医療広域連合と連携・調整を図りながら事業を進めていく。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、介護保険事業特別会計について、執行部より「介護保険制度は、高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方が増加する中、家族の介護の負担を軽減し、様々なサービスを提供することで、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためのものである。皆様方から頂く介護保険料は、財源の50%と決められているため、健康づくりや介護予防に力を入れ、介護を必要としない期間、いわゆる健康寿命を伸ばしつつ、介護が必要となった場合には、必要なサービスを受けることができるよう、介護予防の推進と、サービスの適正化の観点で運営にあたっている。これまでの取り組みにより、令和元年度より要介護認定者がわずかではあるが、減少に転じ、それに伴い令和2年度は保険給付費も減少し、これまでに積み立ててきた介護給付費準備基金を取り崩して、8期はわずかではあるが、初めて介護保険料を値下げすることができた。今後は新型コロナウイルスの影響について注視しながら、引き続き市民の皆さまのニーズや実情を把握し、適正な予算執行に努めていく。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、イベントの見直しについては、執行部より「数年前から取り組んでいるが、未だ市が実務的な部分を行っているものが多々ある。会議の場等で、地域や各種団体がイベントの主体となるよう働きかけを行っているが、受け皿となる構成メンバーの減少や担い手不足により、思うように進んでいない現状である。」との説明がありました。

また、イベントの拡大・統合・集約については、執行部より「主催団体や関係機関と協議を重ねているが、これまでの伝統や地域性等の課題が多く、解決に向けて今後も協議を重ねていきたい。」との説明がありました。

次に、道路等の公共インフラの維持管理については、執行部より「市道沿いの通行に支障の出る範囲の草刈りは、各行政区に依頼し受託された区には、手数料として除草面積に応じて対応しているが、高齢化等により除草の際に危険が生じることから受託できない区が多数ある状況である。」等の説明がありました。

また、物産館等の今後の施設の運営やあり方については、執行部より「経年劣化による修繕や更新等の費用が増加傾向にあり、市の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されるが、各施設は地域活性化の拠点として地域振興に大きく貢献しており、公益性を確保するためにも施設の適正な維持・管理は必要である。」等の説明があり、特に質疑はありませんでした。

その後の、決算関係の議員間討議では、「市職員については、ここ数年の推移を見ると菊池市外在住の職員の増加が見られる。防災の観点からも財政の観点からも職員の本市在住を願うべきであるし、職員もその意識を持ってほしい。」「区長文書配付については、業務委託するのではなく、市職員の研修という面からも財政面からも職員が区長文書を配付することを検討してほしい。」「コロナ禍によって、さまざまな事業が事業形態を変更せざるを得

なかったが、今まで慣例的に行ってきたものを見直すきっかけとなった。これを良い機会と捉えて、次年度へつなげてほしい。」との意見がありました。

また、「防災対応については、甚大な災害が頻発している昨今、今まで以上に職員の負担軽減や業務量の平準化を継続して進めてほしい。」「職員の負担軽減については、担当部署だけに負担が集中しないように地域担当制という方法もあるので、今後検討していく時期に来ている。」「各事業の費用対効果については、数値化、見える化をさらに進めるべきである。また、できる限り高い目標値を設定して取り組んでほしい。」「多額の不用額が見られる事業もあるので、予算編成においては精査を怠らないこと。」との意見もありました。

また、「コロナ対策に、国・県の補助金があったが、子育て支援に対する交付金が、他の事業より多くあった。公立保育園・私立保育園・学童含めて、菊池市の発展に寄与するような特徴ある保育をこれからやっていっていただきたい。」との意見や「菊池市でも保育士不足で、保育士が確保できなくなれば、待機児童が発生しかねない。コロナ禍で保育所は非常に重要な場所だということが再確認された。学校は休校しても保育所は休園できない。親の就労を支えているという側面もあるので、市が安定的に保育を行っていくうえで、保育士の処遇を少しでも改善できる独自の施策を検討していただきたい。」との意見や「保育料については、独自の上限を設けて、税金を投入し、安くしている。保育士を確保して、菊池市では、希望の保育園に行けるし、待機児童もいないということであれば、菊池市に居を構えようという人もいると思う。まちづくりは子育てからという信念で、他の自治体も参考にしながら、市独自の子育て政策を、特に力をいれてやって欲しい。」という意見がありました。

さらに、「コロナ禍における健康福祉部関係の職員の十分な確保を望みたい。やるべきことを優先的にやる。そのためにそこに職員を充てるというのは当たり前なことだと思う。」という意見が出ました。

また、「市民環境部、健康福祉部関係は支出を抑えようとしても難しいところだとは思う。しかし、それぞれの部署で、今から削減できる部分は削減していかないと、先々財政が厳しくなることは目に見えている。削減や見直しを今から行っていただきたい。」との意見や「国からのコロナ関連予算等、非常時に必要なものは市民のために、積極的に使うべきだと思う。」「コロナ禍で、使うべきところに多く使い、使わないでいいところは少しずつ削減していくことが基本だと思う。全体としての財政の立て直し、適正な財政規模に見合った予算編成をしていく必要がある。」との意見がありました。

また、「財政状況が厳しい中に、経済建設分科会が事業拡大を言ってよいものか悩むところである。」「議員には、市民や区長さんからの要望について、代弁者として執行部につなげる必要がある。」「事業内容に無駄が無いかチェックしていけばよいのではないか。」「事業には、優先順位を付けて歳出削減を図っていく必要がある。」「事業の歳入が減れば、歳出は歳入に見合った内容へ見直すべきである。」といった意見がありました。

また、「コロナの経費が増えているが、通常予算に不足は出ていないのか。」「今後、伸びていく分野に重点を絞った予算配分をしていくべきではないか。」「商工業は、農業に比べて補助が少ないので、国や県、市に要望していかなければならない。」「ハコモノを減らしていくべきである。」「ハコモノに関して、第3セクターをどうしていくのか。」「市営住宅について、行革として指定管理が進められているが、決算を見ながら判断しなければならない。」「コロナ関連の経済対策は、小さな事業所への助成も行ってほしい。」「臨時交付金は、事業内容をしっかりと精査して、各事業に配分してほしい。」等の意見がありました。

また、他にも議員間討議においては、5年前の熊本地震から今回のコロナ禍と未曾有の事態に対処し、そして乗り越えてこられた執行部に対して心から敬意を表し、感謝を伝えたいとの意見もありましたので申し添えます。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。  
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「債権調書において、下水道事業会計の不納欠損額が昨年は180万円程度だったのに対し、今年は4,170万円ほどで約4,000万円増えているが、このことについてはどうい  
う議論があったのか。また、債権管理についてはどのような議論があったのか。」との質疑  
があり、経済建設分科会長より「執行部からは債権調書に関する説明があったが、当分科会  
の中ではどの委員からも特段の質疑はなかった。また、債権調書に関する分科会の審査につ  
いては、経済建設委員より債権管理の現状について質疑があり、執行部から下水道使用料は、  
滞納が2か月になる方には催告書を発送し、新たな滞納の抑制を図っている。催告書で納付  
が無い場合は、上水道があるところには停水予告を発送し、納付や納付相談が無い場合には  
停水を行っている。上水道が無い場合には、電話または訪問により催告し、納付のお願いを  
行っているとの答弁があっており、そのような議論があっている。」との答弁がありました。

さらに、委員より「昨年と比べて、特定環境保全公共下水道使用料は滞納が約900万円増  
えている。また、生活排水処理使用料の滞納が約400万円増えて、農業集落排水使用料の滞  
納が約200万円増えているが、滞納が増えている理由についての審査はあったのか。」との  
質疑があり、経済建設分科会長より「滞納が増えている理由については、執行部からの説明  
はなく審査もなかった。」との答弁がありました。

さらに、委員より「下水道事業会計においては、生活排水処理使用料と農業集落排水使用  
料以外は強制徴収公債権であり、差し押さえもできるが、差し押さえの審査はあったのか。」  
との質疑があり、経済建設分科会長より「差し押さえの審査はあっていない。」との答弁が  
ありました。

以上、慎重に審査しました結果、**議案第73号**から**議案第78号**、**議案第83号**、**議案第84号**  
及び**議案第89号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、  
認定すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第79号**については、委員より「新型コロナウイルス感染症という未曾有の事  
態に鑑み、財政調整基金を活用し、感染防止の決め手となる検査体制の拡充、事業者への直  
接支援の拡充、高すぎる国保税や介護保険料の引き下げ、子どもの医療費無料化の18歳ま  
での引き上げなど、命と暮らしを守る予算の執行が必要である。」との反対討論がありまし  
た。

次に、**議案第80号**については、委員より「コロナ禍において市民の暮らしが厳しくなる  
中、国民健康保険税の負担がかつてなく重いものとなっている。基金の活用や一般会計から  
の法定外の繰り入れを行い、国保税を引き下げるべきである。」との反対討論がありました。

次に、**議案第81号**については、委員より「本制度は、高齢者を年齢で差別し、給付抑制  
や負担を増やすという問題のある制度である。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 82 号**については、委員より「積み立てられた基金は保険料引き下げなどで住民に還元すべきである。また、国の相次ぐ制度改悪に対し、地方がそのまま突き進むのではなく、独自の予算措置を行い、介護難民が生まれない予算執行を求める。」との反対討論がありました。

次に、**議案第 85 号**については、委員より「自治体運営の基本は歳入の確保である。昨年の 20 倍以上を不納欠損で落としていること、さらには多額の収入未済額があるにもかかわらず、決算審査において何ら審査されていないのは審査不十分と考える。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第 79 号**から**議案第 82 号**及び**議案第 85 号**については、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の七つの事項を提言としてまとめました。

- 1 コロナ禍によって、さまざまな事業がその事業形態を変更せざるを得なかったが、見直しによるマイナス面のみならず、改善点等を洗い出し、次年度へつなぐための総括をすること。
- 2 各事業の費用対効果については、数値化、見える化をさらに進めるべきである。加えて適正な目標値設定とその根拠も明確にすること。
- 3 今後、保育士確保が困難になると予想されるが、他の市町村の事例を参考にし、保育士確保のための施策を行うこと。加えて、各事業の見直しを行い、菊池市独自の特徴ある保育・子育て政策を立案・実行していくこと。
- 4 今後の感染症リスクを見通し、健康福祉部において特定の職員に負荷がかからないように、人員を確保していくこと。
- 5 福祉分野では、予算を削減しづらい面があるが、適正な財政規模に近づけるため、各部署がよりよい予算を組むように削減や見直しを引き続き行うこと。
- 6 新型コロナ対策以外の通常事業にかかる必要な経費は、十分に精査したうえで予算を確保し、適正な執行に努めること。また、特に農商工業においては、今後も残していくために必要不可欠な分野、今後大きく成長が期待される分野については、予算を重点的に配分する等、コロナ後を見据えた次の時代へ向けた事業構築を図ること。
- 7 商工業については、農業に比べて行政の支援が少ないことから、菊池市商工会を核として、商工業者及び商工会にとって必要な事業について情報を共有し、国への要望活動や市が出来得る必要な措置を講ずる等、商工業の振興に向けた取り組みを行うこと。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年9月24日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 讓



## 懲罰特別委員会 委員長報告

令和3年第2回定例会において設置されました懲罰特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会は、7月1日に荒木崇之議員ほか3名から提出された山瀬義也議員に対する懲罰動議により、第2回定例会最終日の7月2日に委員8名で構成された懲罰特別委員会として設置されました。

これまで4回にわたり特別委員会を開催し慎重に審査してまいりましたので、その経過と結果について報告します。

本懲罰特別委員会は山瀬義也議員の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査するもので、具体的には地方自治法、会議規則、及び委員会条例に違反した発言があったのかを判断し、その発言が違反している場合、次に懲罰を科すかどうかの判断を行います。

また、科すとした場合、どのような懲罰を科すべきか審査するものです。よって、発言の中身について、発言の真相を究明するものではありません。

審査にあたっては、まず、去る6月29日の全員協議会における山瀬義也議員の発言の一部が懲罰事由に該当するかを審査するため、その会議録により発言内容の確認を行いました。なお、審査の対象となっている発言については、発言の取り消しがなされているため、会議録原本を確認しております。

審査では、委員より「本人が発言をされてから、謝罪をするまでの正確な流れ、事実経過はどうなっているのか」との質疑に対し、事務局より「6月29日の全員協議会で不穏当発言があり、同日、会議終了後、議長へ全員協議会での不穏当発言を取り消したい旨の連絡をされたと聞いている。翌日の6月30日に、議長へ不穏当発言の取り消しの申出書を29日付けで文書にて議長へ直接提出されている。受付は、提出のあった30日の受付で、事務手続きをしている。その後、7月2日の本会議開催前に、山瀬議員より不穏当発言の取り消しについて全員協議会において発言があっている」との説明がありました。

その後の各委員からの意見では、「委員長から発言の真意を確認する場所では

ないと言われたが、この問題については、熊本日日新聞にも大きく掲載されて、内容は市民の方々は分かっている。最終的に、懲罰の度合いを決めることができるのかという事の判断をしていかなければならないので、しっかり審議をしていかないといけない。市民に対して説明責任があると思うので、そういうことも含めて協議をしていただきたい」との意見や「この場は真相を究明する場ではないということになっているが、真相が分からない以上、それがどういう真意で発言されたのか、私はやはり山瀬議員を一度呼んで、その発言の内容をしっかりと究明しなければいけないと思う」との意見がありました。

委員から山瀬議員を呼んで発言の内容を聞きたいとの希望がありましたので、そのことについて、各委員の考えを確認しました。

委員からは「懲罰に当たるか当たらないかを判断をする上で本人に来てもらい、いろいろ説明を聞くべきかどうかでいけば、私は本人が発言された場所にもいてここにも文書が起こされていて、本人は本人なりになんか根拠があって言ったかもしれないけども、そこを聞いたからといってあの場で発言すべき言葉ではないというところでは変わらないので、私自身が判断する上では、呼んでもらっても判断は変わらないというふうに認識している」との意見や「この懲罰特別委員会では発言の中身については資料で全文確認できるので、発言の真相を究明することでの委員会ではないということであり、本人を呼んで聞くということは必要ないと思う」との山瀬議員を呼ばなくてよいとの意見と、「私たち議会というのは市民から選ばれた議会であり、発言の経緯なり、根拠を示す必要は絶対あると思う。やはり、懲罰に値する、値しないも含めて一回本人からいろんな考えを聞いた上で判断するべきだと思う」との山瀬議員を呼ぶべきとする意見がありました。

意見も出尽くしましたので、山瀬議員を呼んで発言内容を確認する必要があるか採決を行いました。

採決の結果、山瀬議員を呼ぶことについては賛成少数により否決となりました。

なお、山瀬議員からの弁明については、本人からの希望がありませんでしたので本委員会での弁明はなかったことを申し添えます。

引き続き各委員の意見を確認しました。

「懲罰に当たるか当たらないかを決めるとするならば、山瀬議員の発言は、確かに不確実な部分があったが、そこは本人も気づき、訂正撤回し、全員協議会で発言したことなので全員協議会で謝罪もされている。そういうことからして、私は懲罰には当たらないという結論である」

「山瀬議員の発言があった全員協議会の時に、その日のうちに発言の取り消しの申し出があり、それを受け付けたということで、それはもう成立しているということで、私も懲罰の対象にはならないと考えている」

「山瀬議員の不穏当発言については、菊池市議会議員の品位を損なうような発言であったという認識はしているが、同日、議長に対して取り消しの申し出をされ、翌日訂正の書類を提出されている。また、7月2日の全員協議会の場で謝罪もされているので、私は懲罰には当たらないという結論である」

「発言自体に反省すべき部分はあったと思うが、会議終了後に取り消しの連絡があり、事務局も受付をし、また7月2日の全員協議会でも取り消し、謝罪があったので、懲罰には当たらないのではないかと判断である」

「山瀬議員の発言については、住民を代表する議員としてふさわしくない発言であったと認識している。しかし、本人は当日に議長に発言の取り消しを申し出、翌日に文書で提出、7月2日の閉会日の日に本会議前の全員協議会で発言についての謝罪を述べられている。以上の点から、今回の件に関しては、懲罰の対象には当たらないと判断する」

「話を聞いていれば、謝れば済むというような感じに私には聞こえる。熊本日日新聞にも報道されており、これだけでは済まされない」

「新聞で報道されるとやっぱり市民が注目しているわけで、そのなかで今回、謝罪したから、それでいいですよこの委員会で決定してしまえば、大変な問題になると思う。これは本当に菊池市議会だけの問題じゃなくなっている」などの意見が出されました。

意見も出尽くしましたので、懲罰を科すべきかどうか討論を行いました。

まず、懲罰を科すことに反対の討論としては「時系列の事実を確認すると、発言の取り消しと謝罪を全員協議会の場でされて認められているので、その事実をもって懲罰には値しない」との討論や「議員としてふさわしくない発言であると認識している。しかし、当日に取り消し、翌日に文書で提出、7月2日に全員協議会で謝罪を述べられている。以上の点から、懲罰の対象には当たら

ないと私自身は判断する」との反対討論がありました。

次に、懲罰を科すことに賛成の討論としては「山瀬議員の発言は、議会の中の問題というよりも市役所の職員の名誉、それと県議会議員に対しての名誉を傷つけているわけで、そういうことが訂正したからそれで済むってことには、絶対にならないと思うので、私は懲罰に値すると思う」との討論や「発言の場所が全員協議会であっても熊本日日新聞、報道関係が入っていたことは事実で、その報道の前でしゃべられたということは、全員協議会の中で取り消しをすればいいという問題ではないと思う。やはり、議場であるとか、記者会見を開くとか、公の場でそういった謝罪、取り消しをするのが常識だろうと思う。私はきちっと懲罰を科すべきだろうと思う」との賛成討論がありました。

採決の結果、山瀬義也議員に対して懲罰を科すことについては、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上、懲罰特別委員会の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年8月25日

懲罰特別委員会 委員長 泉田 栄一朗

# 付 録

令和3年第3回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(8月25日・9月24日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第70号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (令和3年度菊池市一般会計補正予算 第6号)	原案承認
議案第71号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更)	原案承認
議案第72号	菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の制定について	原案可決
議案第73号	令和3年度菊池市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第74号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第75号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第76号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第77号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第78号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第79号	令和2年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第80号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第81号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第82号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第83号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第84号	令和2年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定

議案番号	件名	審議結果
議案第85号	令和2年度菊池市下水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第86号	財産の譲渡について	原案可決
議案第87号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第88号	字の区域の変更について	原案可決
議案第89号	令和3年度菊池市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第4号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
意見書案		
意見書案 第1号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	原案可決
意見書案 第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	原案可決
請願		
請願第3号	教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請について	採択
決議案		
決議案 第3号	菊池市議会田中教之議員に対する辞職勧告決議	原案否決
懲罰動議		
懲罰動議 第1号	山瀬義也議員に対する懲罰動議	原案否決

議案番号	件名	審議結果
報告		
報告第21号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第22号	継続費精算報告について	原案報告
報告第23号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第24号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第25号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第26号	専決処分の報告について（市営住宅管理瑕疵）	原案報告
報告第27号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告